



長野県報

3月23日(月)
令和8年
(2026年)
号外

目次

公 告

包括外部監査人からの監査の結果に関する報告（監査委員事務局）..... 1



公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、小川直樹包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年3月23日

長野県監査委員 増田 隆 志
同 青木 孝 子
同 柄澤 千恵子
同 酒井 茂

監査委員事務局

令和7年度

包括外部監査報告書

一般会計における補助金等の事務の執行について

令和8年3月

長野県包括外部監査人

公認会計士 小川 直樹

目次

第1部	包括外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（監査のテーマ）	1
3	監査の対象年度	1
4	包括外部監査人及び補助者	1
5	事件を選定した理由	1
6	利害関係	2
7	監査の期間	2
8	監査の手続	2
9	監査の視点（基準）と説明	4
10	指摘と意見の区分	7
11	指摘・意見一覧	7
第2部	総論	12
第1	長野県の補助金等の状況	12
1	範囲	12
2	全体の金額	13
3	長野県の補助金等の状況	14
4	補助金等の申請から支出までの流れ	17
第2	長野県の補助金等への取組み	19
第3	総括	19
第4	監査の結果（全体）	23
第3部	各論（個別の補助金等の監査の結果）	41
第1	企画振興部	41
1	D X 推進課	41
2	国際交流課	42
3	交通政策課	44
4	松本空港課	48
第2	県民文化部	50
1	暮らし安全・消費生活課	50
2	こども・家庭課	51
3	次世代サポート課	75
4	人権男女共同参画課	81
5	文化振興課	82
第3	健康福祉部	93
1	医療政策課	93
2	医師・看護人材確保対策課	99
3	地域福祉課	108
4	健康増進課	118
5	疾病・感染症対策課	122
6	介護支援課	130
7	障がい者支援課	133

8 食品・生活衛生課.....	136
9 薬事管理課.....	137
第4 環境部.....	139
1 環境政策課.....	139
2 ゼロカーボン推進課.....	143
3 自然保護課.....	145
第5 産業労働部.....	146
1 各課共通.....	146
2 産業政策課.....	157
3 経営・創業支援課.....	161
4 産業立地・IT振興課.....	168
5 産業技術課.....	171
6 労働雇用課.....	176
第6 観光スポーツ部.....	181
1 山岳高原観光課.....	181
2 観光誘客課.....	183
3 スポーツ振興課.....	190
4 競技力向上対策課.....	196
第7 農政部.....	199
1 農業政策課.....	199
2 農業技術課.....	200
3 農地整備課.....	203
4 農村振興課.....	206
第8 林務部.....	209
1 信州の木活用課.....	209
2 森林づくり推進課.....	218
第9 教育委員会事務局.....	221
1 学びの改革支援課.....	221
第10 警察本部.....	226
1 警察部会計課.....	226

第 1 部 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査のテーマ）

一般会計における補助金等の事務の執行について

3 監査の対象年度

原則として、令和 6 年度
ただし、必要に応じて他年度

4 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	小川 直樹（公認会計士）
同補助者	河合 達志（公認会計士）
同補助者	清水 治良（公認会計士）
同補助者	高頭 貴之（公認会計士）
同補助者	西村 聡司（中小企業診断士）
同補助者	布目 剛（公認会計士）
同補助者	三村 貴裕（公認会計士）

5 事件を選定した理由

長野県の財政状況は、社会保障関係費の増加などにより義務的経費が政策経費を圧迫する硬直的な構造が続いており、中期的な県財政の状況について試算した結果においても社会保障関係費の増加や金利上昇等により、これまで以上に厳しい財政運営を強いられることが懸念されている。このような状況の中で、人口減少対策をはじめとする各種施策を積極的に推進していくことが求められており、そのために、行財政改革を全庁挙げて取り組む必要がある。

長野県は、政策課題に対応するため様々な補助金等を交付し、補助金等は県の施策を実施する中で重要な役割を果たしている。令和 7 年度一般会計当初予算における予算額は 2,622 億円となっており、一般会計当初予算総額 10,118 億円の約 26% を占める大きな支出である。

補助金等は、反対給付のない支出であり、法令等により支出が義務付けられているものを除き、支出に際して県の裁量を伴う。補助金等の交付にあたっては公益上の必要性が求められるとともに、県民から徴収された税金等の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならないが、補助金等は既得権化されやすく、見直しがなされない

まま継続する側面を有していること、交付の及ぼす効果が明らかでない場合があること、交付先団体の依存体質を強め自立を阻害してしまう恐れがあること等が指摘されている。これを踏まえ、当初予算編成方針においても、県単独補助金や財政援助団体等に交付する補助金等に関し、予算編成にあたって留意すべきことを具体的に定めている。

これまで多くの自治体の包括外部監査において補助金等の事務執行を監査対象としているが、長野県においては全庁にわたる形では事件（監査テーマ）として選定されていない。

一般会計の補助金等（法令等により支出が義務付けられているものを除く）がその目的に沿って公正かつ効率的に使用されているかについて監査することは意義のあることなので、一般会計における補助金等の事務の執行を監査対象として選定した。

6 利害関係

選定した特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規程により記載すべき利害関係はない。

7 監査の期間

令和 7 年 5 月 15 日から令和 8 年 3 月 11 日まで

8 監査の手続

・ 概要調査票による調査

長野県では、補助金等を全庁的に管理することはしていなかったため、補助金等の全体像を把握するため、すべての課に対して、令和 6 年度の補助金等（地方自治法施行規則第 15 条別記「歳出予算に係る節の区分 第 18 負担金、補助及び交付金」）について概要調査票を配布し、回答を求めた。

概要調査票における調査内容は以下のとおりである。

- A) 補助金等の名称
- B) 補助金等の根拠となる法令名、条例名、要綱等の名称
- C) 補助金等の対象となる事業、具体的な補助等の内容
- D) 補助金等の開始年度
- E) 終期を設定している場合は、終了年度
- F) 令和 6 年度の予算額、決算額
- G) 財源
- H) 支出する相手方

以下の選択肢からの選択（特定の相手先の場合は具体的な名称）

- ①市町村
- ②外郭団体
- ③各種団体
- ④民間企業
- ⑤その他

- I) 補助金の性質

監査人が設定した選択肢からの選択（選択肢については、「第2部総論 第1 長野県の補助金等の状況 4 長野県の補助金等の状況」を参照）

・ 監査対象の選定

概要調査票の回答に基づき一覧表を作成し、交付要綱等を検討し、以下の観点から書類監査の対象を選定した。

イ 金額が500万円以上の補助金等は、原則として対象とする。ただし、一般会計以外のもの、義務的経費に該当するもの、県費がゼロのものは対象外とする。

（県費がゼロであっても県の裁量の余地が大きいと考えられるものは任意に追加抽出する）

ロ 金額が500万円未満の補助金等のうち、概要調査により把握した、対象となる事業、具体的な補助等の内容、開始年度、予算額、決算額、財源、支出する相手先、説明区分等に基づき、任意に抽出する。

（選定過程）

（単位：千円）	令和6年度 実績金額		補足
全体	253,296,042	①	概要調査票の集計結果（※1）
義務的経費	199,591,927	②	概要調査票の集計結果
県費がゼロ	9,855,855	③	概要調査票の集計結果
差引	43,849,902		①－②－③
500万円以上	43,405,902		概要調査票の集計結果（※2）
500万円未満	443,169		概要調査票の集計結果（※2）

※1：予算説明書の節区分18の「負担金、補助及び交付金」に含まれる補助金、負担金、交付金について、回答対象として指定した。

※2：概要調査票にて義務的経費と回答されていないものでも、内容を確認した結果、義務的経費が含まれていたため、抽出過程において対象外としている。

※3：監査対象としたものの、指摘又は意見を付すべき事項が発見されなかった補助金等については、「第3部 各論（個別の補助金等の監査の結果）」において、特段記載していない。

・ 書類監査・ヒアリング

概要調査票の回答結果に基づいて選定した補助金等について、書類監査を行い、その後に課別、担当者別にヒアリングを実施した。ヒアリングの日程は以下のとおりである。

時期	対象部局
10月3日	健康福祉部
10月9日	産業労働部
10月10日	環境部
10月14日	産業労働部
10月15日	環境部、農政部
10月16日	健康福祉部
10月17日	健康福祉部

時期	対象部局
10月21日	健康福祉部
10月24日	健康福祉部
10月27日	企画振興部、健康福祉部、観光スポーツ部、農政部
10月28日	企画振興部、観光スポーツ部、農政部、教育委員会
10月29日	県民文化部、教育委員会
10月30日	林務部
10月31日	林務部、警察本部
11月4日	林務部
11月7日	企画振興部、産業労働部、観光スポーツ部
11月10日	企画振興部、産業労働部、観光スポーツ部
11月11日	県民文化部
11月13日	県民文化部
11月17日	県民文化部
11月18日	県民文化部

※1：上記の日程は、選定した補助金等に対する初回のヒアリングのみを記載しており、2回目以降のヒアリング、現地機関等のヒアリング、全庁的な課題に係る統括部局のヒアリングについては記載していない。

※2：包括外部監査人と補助者との間では1ヶ月に1回程度の内部ミーティングを実施し、情報共有を行っている。

・過去の包括外部監査報告書の活用

監査に際しては、岐阜市、岐阜県をはじめとして、過去の包括外部監査人の監査報告書の内容を参考にさせていただいた。

9 監査の視点（基準）と説明

（効率性）

地方自治法第252条の37第1項は、「包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。」と規定している。

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定している。同じく第15項は、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」と規定している。

以上にに基づき、効率性を監査の視点とする。監査の視点としての効率性には有効性（事務処理が、所期の目的を達成しているか、効果を挙げているか）、経済性（事務処理をより少ない費用で実施）も含んでいる。

（地方自治法第252条の37第1項）

包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。

(地方自治法第 2 条第 14 項)

地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

(地方自治法第 2 条第 15 項)

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

(適法性)

地方自治法第 2 条第 16 項は、「地方公共団体は法令に違反してその事務を処理してはならない。」と規定しているので、適法性を監査の視点とする。

補助金の交付は反対給付を伴わず、特定の者へ公金を支出するものである上に、交付に際して裁量を伴う。よって公平性、透明性を確保するために、議会による予算の承認と法令等に基づく厳格な事務の処理が求められる。

公平性、透明性の観点から、法令等は、法律、政令に限らず、地方自治体制定の条例、規則はもとより、要綱等を含めた根拠に従って補助金等に関する事務の処理を行うことが求められる。

(地方自治法第 2 条第 16 項)

地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

(公益性)

普通地方公共団体が交付する補助金等について、地方自治法第 232 条の 2 は、「普通地方公共団体は、その公益性必要ある場合においては、寄附又は補助することができる。」と規定しているので、公益性を監査の視点とする。

県は、住民の福祉を図ることを目的とし、その事務を処理する経費に充てる財源として県民から税金を徴収している。補助金等の交付が住民の福祉にかなうためには、補助金等が住民の福祉を増進する効果を持たなければならない。補助金等の交付によって、不特定多数の者が直接的、間接的にどの程度の利益を享受しているかを監査の視点とした。この場合の不特定多数とは、補助金等の交付対象についてではなく、補助金等の効果が及ぼす範囲についてである。

(地方自治法第 232 条の 2)

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる

(公平性)

地方自治法第 10 条第 2 項は、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分

担する義務を負う。」と規定している。また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条第1項は、「各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」と規定している。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律は、地方自治体が交付する補助金等には直接は適用されないが、補助金等を交付する行政事務の規範として普遍性を有している。以上から、公平性を監査の視点とする。

同じ状況にある複数の住民（事業者）から合理的な理由なしに特定の事業者もしくは複数の事業者等を選び、これらの事業者等に対してのみ交付する補助金等は公平性を欠くことになる。また、一定の範囲の事業者等に受給資格を与えているのに、特定の者が交付を受ける状況が複数年度にわたって継続している場合や、配分が偏っている場合は、運用において、公平性が欠けている可能性がある。この場合、申請がないからという理由は必ずしも正当な理由にならない。当該補助金等について周知される方法や申請者を選ぶ方法が公平でない場合は、申請がないことは理由にならない。

公平性が確保されていることは適法性の重要な要素であり、加えて、恣意的な交付を防止し目的にそつた交付を確保することに繋がるので、効率性の要素でもある。事務の処理の面では、補助金等の確定手続き等において、補助率、額の決定について、要綱等に基づく適切な運用が行われているかが問題になる。

（地方自治法第10条第2項）

住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条第1項）

各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

（透明性）

透明性が確保されていることは、手続を適正に行うことの担保となるため、適法性の要素となる。また、効率性、公平性、公益性について説明責任を果たすためにも必要であるので、透明性を監査の視点とする。

（手続きの適正性）

地方自治法第138条の2は、「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」と規定しているので、手続きの適正性を監査の視点とする。

手続きの適正性とは補助金等交付に関する事務の処理の各段階において、法令、規則、要綱等に基づき、恣意性を排除し、記録が残る形で事務が処理されることである。これには公文書管理規程で規定する、正確な記載、適切な名称、適

切な文書收受処理、打ち合わせ会議録の作成保存等も含まれる。手続きの適正性は上記の各基準を満たすための前提であり、手続きの適正性が確保されていることは極めて重要である。補助金等の監査では補助金等の手続きの適正性を検討するのであるが、補助金等に該当するにもかかわらず補助金等として位置付けられておらず、結果として補助金等に関する手続きがとられていない会費や負担金が存在した。このため、本来補助金等に含まるべき会費や負担金についての検討も行った。また、手続きの適正性は内部統制の整備、運用とも密接に結びついているので、手続きの適正性に欠ける処理は内部統制に関する問題に結びつく。

(地方自治法第 138 条の 2)

普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

10 指摘と意見の区分

指摘は、補助金等に係る事務について、適法性、公平性、公益性、効率性、透明性及び手続の適正性を基準として監査した結果、法令等に反すると認められたもの、もしくは法令に反するとまでは認められないものの、各判断基準に照らして相当でない認められ、是正することを求めるものをいう。

意見は、補助金等に係る事務について、適法性、公平性、公益性、効率性、透明性及び手続の適正性を基準として監査した結果、指摘には至らないものの、把握した問題点について、解決のための検討や県民への説明を求めるものである。

11 指摘・意見一覧

部局	課	項目	指摘	意見
(総論)				
共通	財政課	補助金等の範囲		1
	財政課	予算編成方針の反映		1
	財政課	一覧化、見える化		1
	財政課	外部公表		1
	財政課、各課	終期の設定		1
	情報公開・法務課	補助金等評価ツール		1
	情報公開・法務課、各課	文書收受管理	1	
	財政課、情報公開・法務課	全庁的対応		1
	コンプライアンス・行政経営課、各課	内部統制の整備・運用		1
(各論)				
企画	DX 推進課	財産処分制限		1
	国際交流課	成果指標の設定		1

部局	課	項目	指摘	意見
振興部	交通政策課	補助金等交付等規則の適用	1	
		負担金の額		1
		交付申請書の様式		1
		財産処分制限		1
	松本空港課	補助金等交付等規則の適用	1	
県民文化部	くらし安全・消費生活課	補助対象経費の範囲	1	
	こども・家庭課	完了検査	3	
		補助金精算額調書		1
		関係書類の記載	1	
		交付要綱と関係書類の不整合	4	
		補助率	2	
		補助対象経費の定義	1	
		交付条件の確認（重複受給）	2	
		交付条件の確認（一般競争入札）	2	
		交付先の契約手続		2
		交付要綱の用語	1	
		補助対象経費からの収入控除	1	
		補助対象経費の範囲		1
		交付率	1	
		補助金の目的		1
	収支決算書	1		
	次世代サポート課	補助金等の額の算出方法	1	
		関係書類未入手	1	
		共通経費の按分	1	
		補助対象外経費の算入	1	
		「定額」の定義		1
	人権男女共同参画課	自己資金控除	1	
	文化振興課	補助対象経費等が定められていない	1	
完了検査		1		
補助金等交付等規則の適用		4		
負担金の算定方法		1		
補助対象経費の範囲		1		
健康福祉部	医療政策課	実績報告書の様式	1	
		交付先の契約手続の確認	1	
		内示		1
		未確定決算に基づく交付	1	
	裁量		1	
医師・看護人材確保対策課	交付要件		2	

部局	課	項目	指摘	意見
		交付要綱の用語	1	
		補助金の額の算定方法		1
		交付要綱と関係書類の不整合	2	
	地域福祉課	公平性		1
		補助金等交付規則の適用	1	
		交付要綱と関係書類の不整合	2	
		収支決算書	1	
		補助金の額の算定方法	1	
		補助対象者の自立		1
		補助金の額の算定方法		1
	健康増進課	補助対象経費の範囲	1	
		収入控除の明示	1	
		成果指標の設定		1
		収支決算書	1	
	疾病・感染症対策課	補助金等の名称		2
		交付要綱の記載誤り	2	
		内部統制の整備・運用		1
		モラルハザード	1	
		入札条件	1	
		補助金の額の算定方法		1
	障がい者支援課	補助金の額の算定方法		1
交付要綱の記載が不明確			1	
介護支援課	実績報告書の提出期限		1	
	「別に定める額」		1	
食品・生活衛生課	収支決算書	1		
薬事管理課	2年度以降の交付要件	1		
環境部	環境政策課	補助金等交付等規則の適用	2	
		県民会議		1
		公平性		1
	ゼロカーボン推進課	従事割合		1
		低執行率		1
自然保護課	交付先の契約手続		1	
産業労働部	各課共通	補助対象事業の範囲	1	
		補助対象経費の範囲		1
		交付要綱の記載誤り	1	
		補助対象経費の範囲	1	
		特定財源の定義		1
		完了検査		1
		間接補助事業の検査		1
		公平性		1

部局	課	項目	指摘	意見
	産業政策課	収益納付		1
		成果指標		2
		負担対象経費の範囲		1
	経営・創業支援課	長期的な評価		1
		完了検査		2
		収益納付		1
		交付要綱の記載誤り	1	
		交付要綱に基づかない処理	1	
	産業立地・IT 振興課	交付先の契約手続		1
		完了検査		2
	産業技術課	完了検査		2
		間接補助事業の検査		1
		補助対象経費の範囲		1
	労働雇用課	交付要件		1
		低執行率		1
		交付条件の確認（重複受給）		1
補助対象経費の範囲			1	
観光スポーツ部	山岳高原観光課	補助金等交付等規則の適用	1	
	観光誘客課	補助金等交付等規則の適用	4	
		補助対象者の決算書		1
	スポーツ振興課	負担金額の決定		1
		「知事が別に定める額」		2
		補助対象経費の範囲	1	
		完了検査	1	
		予算実績差異分析		1
公平性			1	
補助金等交付等規則の適用	1			
交付先の繰越金		1		
農政部	農業政策課	交付先の繰越金		1
	農業技術課	予算実績差異分析		1
		成果指標		1
		起案書		1
	農地整備課	収支決算書		1
		補助対象経費と補助対象外経費の区分	1	
		添付書類の記載内容		1
	農村振興課	委任状未作成	1	
		補助金の額の算定方法		1
		確定額通知の記載誤り	1	
成果指標			1	

部局	課	項目	指摘	意見
林務部	信州の木活用課	交付要件の交付要綱への記載漏れ	1	
		交付要綱と関係書類の不整合	1	
		交付条件の確認（一般競争入札）	2	
		収入控除の明示	1	
		補助金返還事由の交付要綱への記載漏れ	1	
		用語の定義		1
		事後評価と財産処分制限		1
		交付要綱の記載誤り	1	
	成果指標		1	
	森林づくり推進課	古い交付要綱の掲載	1	
教育委員会	学びの改革支援課	審査必要書類未入手	1	
		交付要綱と関係書類の不整合	1	
		歳入歳出決算（見込）書抄本	1	
		添付書類の記載内容		1
		添付書類の記載内容	1	
警察本部		補助金等交付等規則の適用	1	
合計（件数）			87	84

第2部 総論

第1 長野県の補助金等の状況

1 範囲

県が交付する補助金等に係る予算執行の適正を期するため、法令及び条例・規則に定めのあるもののほか、補助金等の交付に関する基本的事項については、「補助金等交付規則」に定めている。

「補助金等会計審査マニュアル」（会計局）において、「補助金等交付規則」において規定する「補助金等」の範囲は、以下のとおりとしている。

種類	内容
補助金	特定の事業又は事業を補助するために交付するもので、奨励、助成的な給付金をいう。
負担金	「負担金」の名称を用いられるもののうち、県に相当の反対給付のない補助金の性格を有するものをいう。
利子補給金	利子はもちろん元金の償還を目的としたものを含む。
その他相当の反対給付を受けない給付金	県からの交付に対し、これに相当する事業等の成果すなわち利益効果が直接県に帰属しないものであり、例えば次に掲げる助成的な性格を有するものをいう。 ・奨励金・交付金・助成金 ・委託費で事業効果が県に帰属しないもの

また、「補助金等交付規則」や「補助金等の交付規則の施行について（通達）」では、以下のとおり定めている。

補助金等交付規則第2条

この規則で「補助金等」とは、県が交付する次の各号の一に該当するものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 負担金（県に相当の反対給付のないものをいう。）
- (3) 利子補給金（元利補給金を含む。）
- (4) その他相当の反対給付を受けない給付金

補助金等の交付規則の施行について（通達）

第2条関係（定義）

1 第1項（補助金等の種類）

第1項は、補助金等の種類を規定したもので、補助金・負担金・利子補給金等とは、県の予算書（予算説明）で呼称されているものをいうのである。

(1) 第2号の負担金は、負担金の名称を用いられているもののうち、県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するものをいうのである。したがって、共同事業のために支出されるような負担金または会費的性格を有するようなものは除かれることになる。括弧内は、このようなことを規定した。

- (2) 第3号は、利子はもちろん元金の償還を目的としてなされるものをも含むものである。
- (3) 第4号の「その他相当の反対給付を受けない給付金」とは、県からの交付に対し、これに相当する事業等の成果すなわち利益効果が直接県に帰属しないものであり、たとえば次に掲げる助成的な性格を有するものをいうのである。
- ア 奨励金
 - イ 交付金
 - ウ 助成金
 - エ 委託費で事業成果が県に帰属しないもの。

なお、県の予算書で呼称されている補助金・負担金・利子補給金等は、「歳出予算の節の区分について（通知）」では、以下のとおり定めている。

節	説明区分
18 負担金、補助及び交付金	<p>負担金 国直轄事業負担金、全国知事会・議長会負担金、P・B・X（構内交換電話）負担金、博覧会負担金、各種協議会負担金、電力会社に対する工事費負担金、NTT等に対する構外専用電話線の工事費負担金、自動車リサイクル料金等法令、契約等に基づくもの又は各種団体や協議会の一員として負担する経費</p> <p>補助金 特定の事業や研究を行なうものに対し、その育成助長をするための補助金、一定の事業や行為の保護奨励のための補助金</p> <p>交付金 県有財産所在市町村交付金、外国人登録委託交付金、衛生統計委託交付金、県税取扱交付金等法令の規定により市町村に交付するもの又は県の事務事業を処理する経費として団体等に交付するもの</p>

2 全体の金額

(1) 補助金等の額

長野県における補助金等の額の推移は、以下のとおりである。

(単位：億円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計歳出の総額	11,564	10,796	10,280
補助金等の総額（※）	2,754	2,440	2,335
補助金等の割合	23.8%	22.6%	22.7%

（「普通会計決算について」より）

※「普通会計決算について」における補助費等の金額を記載した

(2)長野県の財政状態

長野県の財政は、一定の健全性を維持しつつも、構造的な課題もある。

令和6年度決算における歳入総額は約1兆479億円（令和5年度比較▲505億円）、歳出総額は約1兆280億円（令和5年度比較▲516億円）であり、実質収支は黒字を確保している。これは、財政運営が概ね健全に行われていることを示している。

一方で、財政指標を見ると、財政力指数は0.52と低めであり、自主財源の確保には限界がある状況である。また、経常収支比率は92.6%とやや高めであり、義務的経費の割合が大きいため、柔軟な財政運営には一定の制約があるといえる。さらに、将来負担比率は147.1%と高水準であり、将来世代への財政的負担の軽減が課題となっている。

（指標は、「財政のあらまし（令和7年12月）」における「令和6年度決算の概要」の数値を用いている。）

3 長野県の補助金等の状況

補助金等について、以下の性質ごとに分類した。

（補助金）

分類	内容
義務的な補助	県の負担が法令に明記されており、支出について県の裁量の余地がないもの
団体運営費補助	団体等が行う事業に公益性があると認められるものに対し、その団体等の運営に必要な基礎的経費（例：事務局費、会議費等）を補助するもの
イベント・大会補助	イベント等に対して補助するもの
建設費補助金	公共性の高い施設等の建設経費、補修に係る経費に対して補助するもの
利子補給補助	借入金に係る利子等に対して補助するもの
企業会計補助	地方公営企業に対して補助するもの
その他事業費補助	上記以外の県の施策を推進するために動機付けや奨励、また行政目的を達成するために県が取り組むべき事業、関与すべき事業に対して補助するもの

（負担金）

分類	内容
義務的な負担	社会保障に係る負担等、支出に対して県の裁量の余地がないもの
団体運営負担	県がその団体の構成員として、その団体の運営等に対する負担
イベント・大会負担	県がその団体の構成員として、その団体が開催するイベント・大会等に対する負担

建設費負担	建設により著しく利益を受ける場合のその建設経費、補修に係る経費に対する負担
出席負担	各種研修や会合等への出席に対する負担
企業会計負担	地方公営企業に対する負担
その他負担	上記以外に対する負担

(交付金)

分類	内容
義務的な交付	法律により定められた措置施設の運営等に対して交付するもので、支出について県の裁量の余地がないもの
その他交付	上記以外の交付

令和6年度の性質的分類、交付先別の補助金等の額は以下のとおりである。概要調査票にて性質的分類や交付先の記載を依頼し、その回答結果を集計したものである。

なお、合計額は節区分18の「負担金、補助及び交付金」と一致していない。また、概要調査票にて、性質的分類、交付先について複数回答があったものは、最初に記載の分類、交付先にて集計している。さらに、調査票の回答の妥当性については検証していない。

(補助金)

性質的分類	交付先	令和6年度決算額 (千円)
義務的な補助	市町村	25,416,454
	外郭団体(公営企業含む)	26,276,505
	各種団体	3,930,211
	民間企業、個人	147,524
	その他	41,859
団体運営費補助	市町村	286,073
	外郭団体(公営企業含む)	708,120
	各種団体	3,749,581
	民間企業、個人	107,927
	その他	-
イベント・大会補助	市町村	-
	外郭団体(公営企業含む)	820
	各種団体	6,537
	民間企業、個人	-
	その他	-
建設費補助	市町村	2,717,826
	外郭団体(公営企業含む)	-
	各種団体	419,798
	民間企業、個人	700,011
	その他	-
利子補給補助	市町村	-
	外郭団体(公営企業含む)	8,156

	各種団体	851,652
	民間企業、個人	108,173
	その他	-
企業会計補助	市町村	-
	外郭団体（公営企業含む）	-
	各種団体	5,528,600
	民間企業、個人	-
	その他	-
その他負補助	市町村	12,776,904
	外郭団体（公営企業含む）	936,517
	各種団体	10,884,624
	民間企業、個人	3,360,426
	その他	363,195

（負担金）

性質的分類	交付先	令和6年度決算額 (千円)
義務的な負担	市町村	112,444,008
	外郭団体（公営企業含む）	241,178
	各種団体	23,521,158
	民間企業、個人	14,124
	その他	285,683
団体運営費負担	市町村	30
	外郭団体（公営企業含む）	114,665
	各種団体	431,719
	民間企業、個人	5,060
	その他	36,488
イベント・大会負担	市町村	3,000
	外郭団体（公営企業含む）	4,770
	各種団体	160,428
	民間企業、個人	1,065
	その他	9,174
建設費負担	市町村	16,816
	外郭団体（公営企業含む）	-
	各種団体	-
	民間企業、個人	-
	その他	441,462
出席負担	市町村	-
	外郭団体（公営企業含む）	751
	各種団体	7,059
	民間企業、個人	25,884
	その他	1,740

企業会計負担	市町村	-
	外郭団体（公営企業含む）	-
	各種団体	-
	民間企業、個人	-
	その他	-
その他負担	市町村	750,651
	外郭団体（公営企業含む）	373,529
	各種団体	200,906
	民間企業、個人	19,071
	その他	5

（交付金）

性質的分类	交付先	令和6年度決算額 （千円）
義務的な交付	市町村	7,270,806
	外郭団体（公営企業含む）	-
	各種団体	1,605
	民間企業、個人	-
	その他	-
その他交付	市町村	4,502
	外郭団体（公営企業含む）	1,158,273
	各種団体	1,583,322
	民間企業、個人	1,276,578
	その他	3,563,039

義務的な補助金、負担金、交付金の主なものは、介護給付費負担金（29,013,643千円）や後期高齢者医療給付費県費負担金（23,959,290千円）等である。

団体運営に係る補助金、負担金の主なものは、小規模事業者経営支援事業費補助金（2,278,775千円）等である。

その他補助金、負担金、交付金の主なものは、私立高等学校教育振興費補助金（3,638,844千円）や私立幼稚園教育振興費補助金（1,252,156千円）等である。

4 補助金等の申請から支出までの流れ

補助金等の申請から交付までの手続きは、主として「補助金等交付規則」に従って処理される。主たる手続きは以下のとおりである。

補助金等の交付申請（第3条）

補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に關係書類を添えて知事等に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用方式、補助事業等の完了の予定日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎



申請内容の審査、交付決定（第4条）

知事等は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めるときは、補助金等の交付の決定（契約の承諾を含む。以下同じ。）をする。

知事等は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることがある。



事業実施（第9条）

補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他知事等の補助事業等の遂行のためにした指示に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする給付金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わせ、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第2条第4項第1号の給付金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより、間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第2号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をすることのないようにさせなければならない。



実績報告（第12条）

補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第5条第1項第5号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に關係書類を添えて知事等に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

前項後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容となつた計画に比して変更がないときは、この限りでない。



審査、補助金等の額の確定（第13条）

知事等は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金等の額を確定する。

第2 長野県の補助金等への取組み

県の補助金等の見直し等の取組については、補助金等のみに特化した取組みは存在しない。ただし、行財政改革を進める中で、補助金等に限らず、事業について見直しを進めている。

補助金等全般にわたるガイドラインは存在しないが、当初予算編成方針に補助金等の見直し等について記載している。ただし、予算編成方針に対する具体的対応結果は公表されておらず把握できない。なお28年度までは「主な見直し事業(案)」が公表されていて、見直し対象の補助金等については具体的に把握できた。

会計局では、補助金の支出審査に関して、補助金等会計審査マニュアルを策定している。

第3 総括

総括では、監査人が考える、地方公共団体における補助金等の公理（自明で疑いのない事柄）を出発点として、そこから導かれる補助金等（の事務の処理）に求められる要件、機能を整理するとともに、その項目に主に関係する監査の基準を記載した。これらを念頭に置いて監査を実施した。

公理

県の政策実行のための手段の一つであり、反対給付を伴わない、裁量を伴う公金支出である。

補助金等（地方独立行政法人法第85条の財源措置のように、法律により交付が義務付けられている負担金等を除く）は政策実行という目的達成のための手段であり、補助金等の交付自体を目的としているものではない。補助金等の交付において、県には直接の反対給付がなく、交付に際しては一定の裁量を伴う。なお、ここでいう反対給付とは、契約等により県に直接帰属する役務の提供や成果物の取得等をいい、県民

一般が享受する公益的効果や、施策決定の参考のために公表される指針等の情報提供は含まれない。

(導かれる要件)

(1) 県の政策と整合していること

県の政策実現のための手段であるから、その観点での自問自答が常に求められる。公益性が求められること、成果が認められることは当然要求されるが、それだけをもって補助金等が交付されることは問題である。限られた財源の中で行うのであるから、優先順位による取捨選択を行い、政策目的達成のために補助金等の交付が認められるかどうかを検討することが求められる。

監査の視点 公益性、効率性、透明性

(2) 反対給付の有無等の視点で、補助金等に含まれる範囲を明確にして、補助金等交付規則の対象にすべき補助金等を整理することが必要

反対給付がなく、一定の裁量に基づいて交付される補助金等について、その公平性、公益性、効率性、手続きの適正性を制度的に担保するためには、補助金等交付規則を適用のうえ、交付要綱の作成と交付要綱に基づく厳格な事務手続きが求められる。

このためには、まず、補助金等交付規則の対象にすべき補助金等を正しく整理することが必要である。補助金等交付規則によると、反対給付を伴わない支出は負担金、交付金他の名称に関わらず、補助金等交付規則の対象と規定している。これにしたがって、補助金等交付規則の対象にすべき補助金等を正しく整理すべきである

監査の基準 効率性、適法性、公平性、手続きの適正性

(3) 県による証憑確認の徹底、審査の過程の文書化（記録）

補助金等の交付に際して、県は一定の裁量に基づき、特定の者に補助金等を交付する。このため、補助金等交付手続は、交付要綱に基づき補助金等交付に関する手続きが適正に行われることが必要である。証憑等の提出は、これを確認することにより交付要綱に定めた補助対象経費が、補助対象事業において適正に使われたかを確認するために求めている。したがって、提出を求めるとともに、実際に確認を行い、かつその確認内容、確認方法についての記録を残すことが必要である。申請に関して電話で必要な確認を実施した場合、問題ないことを確認した文書を作成しておかないと、後からなぜ妥当と判断したのかが分からなくなってしまう。実績報告書の妥当性を検討した資料が保管されていなければ、後で検討の妥当性を確認できなくなってしまう。

ただし、事務手続きの制約があるので、必要に応じて、必ず確認すべきもの、条件に応じて確認すべきものを定め実効性を持たすことも求められる。

監査の基準 公平性、透明性

(4) 効果がある場合に限り認められる例外的支出である

補助金等交付において、県には反対給付がないので、県の政策実現のための手段として効果が認められる場合にのみ許される例外的な支出であり、支出に際しては厳格な定めと検証が必要になる。

① 成果の検討のためのツール（補助金等評価シート等）が必要

補助金等の交付により何を達成できたか把握、検討、説明できなければ選択されるべき手段としての資格を有しているか判断できない。したがって、個々の補助金等の内容を把握するためのツールの整備が必要である。

監査の視点 効率性、公益性

② 運営費補助金等の見直し

運営費補助金等は、交付先団体の組織運営に係る経費の補助であるが、補助金等の交付は、団体を存続させるためではなく、団体の活動を通じて県の政策目体を達成するために行うのであるから、運営費補助金等の交付が政策実行に必要と認められるか、交付を受ける団体が、財政状態や収支に照らして補助を必要としているかの観点から必要な見直しを行うことが必要である。

監査の視点 効率性、透明性

③ 終期の設定

終期とは、補助金等の目的、効率性を検証し、見直しの機会を設けるために設定されるものであり、終期＝終了を意味するものではない。長期間に及ぶ補助金等の交付には、既得権化の問題や補助金等の交付自体が目的化する問題が付きまとう。また、時の経過とともに補助金等の存在意義も変化する。補助金等の交付は政策実行の手段であるから、見直しは適時、適切に行われる必要がある。これを担保するために終期が設定されることが必要である。

監査の視点 効率性

④ 直営、委託とのすみわけ

県が補助金等を交付するのは、ある政策目的を達成するために、自ら実施するよりは、他の団体に対して補助した方が効果的であり、補助する側の県と受け手側の両者にとってメリットが客観的に明らかな場合である（補助金等会計審査マニュアル 長野県会計局）。したがって、補助金等の交付によることによるメリットについて、直営、委託による場合との比較も行い、どの手段を選択するのが適切か検討する必要がある。

監査の視点 効率性、手続きの適正性

(5) 効率性が求められる

補助金等の交付に際しては、最少の経費で最大の効果を挙げること（効率性）が求められる。効率性は、個々の補助金等がその目的に応じて活用され、最少の交付金額で最大の効果をあげているかという個々の補助金等に関する観点の他、補助金予算の全庁における配分が合理的になされているかという補助金等全体にわたる観点からの検討も必要である。

① 一覧化、見える化

補助金等全体にわたる検討においては、全庁の補助金等を把握し、類似・重複している補助金等の洗い出しと検討を行うことが求められ、把握された改善事項は予算編成に反映させることが必要である。このためには、部局横断で全庁の補助金等を一覧化する必要がある。

また、県民に補助金申請の機会を公平に提供するため、補助金等の有効活用に資するため、予算の執行率を高めるためには、県民に対しても補助金等が見える化されていることが必要である

監査の視点 効率性、公平性、公益性

② 定額補助金の見直しが必要

定額補助金等は交付対象事業に係る支出、収入金額に関係なく定額が交付される。補助金等交付先における交付対象事業に係る支出が補助金等交付目的達成のための入り口と考えれば、交付対象事業に係る経費およびそれに係る寄附金その他収入の額に関係なく、定額で交付する補助金等については、手段として適切かどうかの検討をより慎重に行うべきである。定額補助金等について、これらの観点から定期的に検討と見直しを行うとともに、その結果を文書化すべきである。

監査の視点 効率性、公平性

③ 対象経費に係る寄附金その他収入の控除が必要

補助対象事業に充当されている収入がある場合に、補助対象経費から収入を控除しないで交付する補助金等の額を算定すると、実質補助率（補助金等交付額÷（補助対象経費－収入））が交付要綱等で定めている補助率を超過してしまい、事実上の過大交付になってしまう。また、寄附金等の多い団体や事業であるほど、定められている補助率以上の補助を受ける結果となり不公平である。このため、補助対象経費に係る寄附金その他収入の控除が必要である。

監査の視点 効率性、公平性

④ 執行率の低い補助金等について対応が必要

補助金等の予算額に対して執行率が低いことは、補助金等の交付が政策目的の達成に十分機能していないことを示している。その原因には、交付要件が厳しすぎる、交付先から見て必要な額に不足している、申請事務が煩雑すぎる等の設計上の問題、周知が不十分な問題、予算金額が実態に合致していない問題等が考えられるが、県の財源の有効活用の観点（予算枠が確保されたにも関わらず執行されない）からも対応が必要である。

監査の視点 公平性、効率性

⑤ モラルハザードの発生を避けることが必要

補助金等の交付に関連してモラルハザードが生じると、効率性や公平性を害する結果となり、問題を抱えることになる。したがって、モラルハザードの発生に留意した補助金の設計が必要である。

監査の視点 公平性、効率性

(6) 補助事業に係る交付先における契約が、合理的な方法で行われることを担保する。

県の契約については契約に関する規程が定められている。これは契約事務における透明性、公正性及び経済性を確保するためである。県の契約に関する規程が補助金交付先における補助事業に係る契約に直接的には及ばないとしても、補助事業に係る補

助金等交付先における契約についても、透明性、公正性及び経済性の確保に配慮し、合理的な方法で行われることが担保される必要がある。

監査の視点 透明性、公正性、経済性

(7) 個々の補助金等が施策目的に応じてそれぞれ異なる目的を有し、設計されている。

施策目的達成の手段である補助金等は、その目的に応じて、交付対象事業、交付対象経費、交付先の満たすべき要件、補助率、交付に際して確認すべき事項等、さまざまである。

① 要綱等において補助金等についての基本的事項を明確に規定する必要

補助金等の交付に関する基本的事項（共通事項）については、補助金等交付規則に定められているが、補助金等交付規則で一律に定めることができない個別の項目については、交付要綱で定められる。交付要綱は、補助金等の交付事務の基準を示すものであり、交付要綱に基づき事務を行うことにより、補助金等交付事務の適正性が担保される。

監査の視点 効率性、適法性、公益性、公平性、手続きの適正性、透明性

② 補助金等交付に関する手続きが適正に行なわれることが必要

交付要綱等の規定に基づいて事務の手続きを適正に行わなければ補助金等の本来の設計目的が達成されないので、補助金等交付に関する手続きが適正に行われることが必要である。

監査の視点 効率性、適法性、公益性、公平性、手続きの適正性、透明性

第4 監査の結果（全体）

監査の結果（全体）では、総括の内容を念頭に置いて監査した結果、各補助金等に共通して把握された指摘・意見について、規範及び監査の基準に照らして記載する。なお、監査の結果（全体）においてのみ指摘・意見を記載する項目については事実関係を記載し、個別項目で指摘・意見を記載する項目については個別項目の該当箇所事実関係を記載する。

(1) 補助金等に該当する負担金等の扱い

【事実関係】

補助金等交付規則によると、県に相当の反対給付を伴わない支出は負担金、交付金他の名称に関わらず、補助金等交付規則の対象と規定しているため、補助金等交付規則の対象にすべき補助金等を正しく整理することが求められるが、県に相当の反対給付を伴わない負担金、会費等について補助金等交付規則を適用していないものがある。補助金等の事務処理を適正に行うためには、最初に補助金等に該当するものを分類し、補助金等交付規則の対象とすることが第一歩である。

各課においては、特に検討を行わず従来の処理を継続して対象外にしている場合の他、共同事業であるから、県に反対給付があるから、という考えで補助金等には該当しないとしている例も複数あった。

共同事業であるから補助金等に該当しないという場合、おおむね以下のような考えに基づいていた。

「補助金等の交付規則の施行について（通達）では、補助金等から除かれるものとして「共同事業のために支出されるような負担金または会費的の性格を有するようなもの」と規定されている。共同事業を実施していると認識しており、補助金等に該当しない負担金として整理している。」

通達の記載は、以下のとおりである。

「補助金等に該当する負担金は、負担金の名称を用いられるもののうち、県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するものをいうのである。したがって、共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれることになる。」

通達では、県に相当の反対給付があるかどうかを基準にしているので、協議会や対策本部等の構成員として県が参画する場合の負担金であっても、県に相当の反対給付が認められない場合は、補助金等に該当する。

参考までに、東京都の「補助金等交付規則の施行について」に記載されている「相当の反対給付」についての記載を引用すると、「相当の反対給付とは、通常取引関係のそれであり、交付される補助金等と直接対価関係にある役務または物の給付をいう。」とされている。

県が反対給付を受けているので補助金等に該当しないという場合、おおむね以下のような考えに基づいていた。

「協議会等の活動の結果、長野県民が成果を享受している。」

県が相当の反対給付を受けることの意味は、県（当該地方公共団体自身）が直接享受することを意味している。

「協議会における協議の結果、県の施策の方針が示される。」

県の施策の指針が示されるにしても、指針に基づき施策を決定、実行するのは県の責任においてであり、協議会が指針を示すことが県に対する反対給付には該当しない。

「県には施策実施の責任がある。負担金の交付により事業が実施され、これにより県の責任は果たせるのであるから、県に反対給付がある。負担金の額は、負担する責任の大きさ、事業の実施により果たされることになる県の責任の大きさに応じるので、交付する負担金の額に見合った反対給付を受けている。」

負担金等を交付することで、交付先が事業を実施し、その結果、県の責任が果たされることは認められるが、責任を果たすことと、相当の反対給付（通常取引関係のそれであり、交付される補助金等と直接対価関係にある役務または物の給付）を受けるとは別の概念であるから、負担金等を支出して県の責任を果たすことが、反対給付を伴うとは言えない。

負担金等の主なものについて、上記に照らして検討すると以下のとおりである。

イベント負担金等の性質を有するものは、公益性の観点から負担金を交付するものであり、県に相当の反対給付は認められないので、補助金等に含めるべきである。

県の施策に合致する事業を実施する団体に対する運営費や活動全般に対する負担金等の支出は、県の施策目的に合致し県の責任を果たすことに繋がるが、団体の運営費や活動全般において費消されるので、県に相当の反対給付は認められず、補助金等に含めるべきである。

県の施策に合致する事業を実施する団体に対する個別の事業に対する負担金等の支出は、県の施策目的に合致し県の責任を果たすことに繋がるが、協会の実施する事業において費消されるので、県に相当の反対給付は認められず、補助金等に含めるべきである。

なお、東京都の補助金等交付規則において、「「補助金等」とは、都がその公益上必要がある場合において、都以外の者に交付する補助金、負担金、利子補給金その他の給付金で相当の反対給付を受けないもの(知事が指定するものを除く。)をいう。」と記載されている。括弧書きにおいて、相当の反対給付を受けない、本来であれば、補助金等交付規則の対象とすべきものについて、知事が定めることを条件にして、除外することを認めている。千葉県なども同様である。これは、反対給付を受けない補助金等が、義務的支出の性質を有する場合などにおいても、補助金等交付規則に定める手続きを課すことが合理的でないと認められる場合への対応と思われる。県においても、補助金等交付規則の対象となる補助金等について整理した上で、補助金等交付規則の手続きを課すことが合理的でないと判断する補助金等については、その理由を明確にした上で、知事が指定する仕組みを作ることも検討されたい。

【規範】

補助金等交付規則第2条

この規則で「補助金等」とは、県が交付する次の各号の一に該当するものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 負担金（県に相当の反対給付のないものをいう。）
- (3) 利子補給金（元利補給金を含む。）
- (4) その他相当の反対給付を受けない給付金

補助金等の交付規則の施行について（通達）

第2条関係（定義）

1 第1項（補助金等の種類）

第1項は、補助金等の種類を規定したもので、補助金・負担金・利子補給金等とは、県の予算書（予算説明）で呼称されているものをいうのである。

(1) 第2号の負担金は、負担金の名称を用いられているもののうち、県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するものをいうのである。したがって、共同事業のために支出されるような負担金または会費的性格を有するようなものは除かれることになる。括弧内は、このようなことを規定した。

(2) 第3号は、利子はもちろん元金の償還を目的としてなされるものをも含むものである。

(3) 第4号の「その他相当の反対給付を受けない給付金」とは、県からの交付に対し、これに相当する事業等の成果すなわち利益効果が直接県に帰属しないものであり、たとえば次に掲げる助成的な性格を有するものをいうのである。

ア 奨励金

イ 交付金

ウ 助成金

エ 委託費で事業成果が県に帰属しないもの。

国から補助金等の交付を受けた会社その他の法人の寄附制限に関するガイドライン（総務省）（抜粋）

「補助金、負担金、利子補給金その他の給付金」とは、名称を問わず、国が特定の事業等の促進、助成等を図るため、相当の反対給付を受けることなく、その事業主体等に交付する金銭をいう。

【意見】（財政課）

監査人が取り上げた、補助金等に該当する負担金等について規則の適用対象にしているもの、および該当するかどうか検討すべきものについて、財政課で取りまとめて検討、確認を行い、補助金等交付規則の対象にすべきものについて各課に指導を行う必要がある。監査の対象にしている負担金等にも補助金等交付規則の対象にすべきものが含まれている可能性があるため、支出負担行為整理区分 19「負担金、補助金及び交付金」の区分に該当するものを列挙し、そのうち補助金等交付規則の対処としているものに印を付すなどして、補助金等交付規則の対象区分が確認、検討できるようにすることも必要である。

【個別監査で把握された事例】

県に相当の反対給付が無いにもかかわらず、負担金であること、共同事業に対する負担金又は会費的であること、負担対象の一部に何らかの反対給付があること等により補助金等交付規則を適用していない事例が把握された。

(2) 補助金等に関する予算編成方針が十分に機能していない

【事実関係】

予算編成方針は中期計画・重点施策を次年度予算にいかん反映させるかの方針を示すものであり、各課の予算策定において考慮されるべきものである。補助金等について言えば、継続・新設・縮小・廃止の判断の基準になるべきものである。

予算編成の通知について、財務規則第 12 条は、「総務部長は、予算編成方針が定められたときは、当該予算編成方針を、当初予算に係るものにあつては前年度の 11 月末日までに、補正予算に係るものにあつてはその都度部の長に通知しなければならない。」と規定している。予算編成方針においては、「予算編成に当たって特に留意する点」や「歳出に関する事項」を示し、各部局が予算編成に当たって共通して遵守すべき方針を示しているが、補助金等の予算編成の過程において、これらの予算編成方針が十分反映されていなかった。

【規範】

地方財政法第 3 条第 1 項

地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

地方自治法第 2 条第 14 項

【意見】（財政課）

当初予算編成方針において「予算編成に当たって特に留意する点」を示し、各部署が予算編成に当たって共通して遵守すべき方針を示している。

「予算編成に当たっては、次の点について特に留意し、成果の上がる事業の構築に全庁を挙げて取り組む。① 事業目的や成果目標を明確にし、執行を具体的にイメージしつつ、中長期的な展開も見通しながら、成果にこだわりを持って事業を構築する。② 社会・経済情勢の変化、これまでの取組からの課題を統計・業務データ等を活用して的確に把握した上で、客観的な証拠に基づいて事業を構築する。③ 従来の延長線上の施策を漫然と進めるのではなく、事業点検や政策評価、決算を重視した効果的な施策の構築と財源の配分を行い、優先順位をつけて事業を厳選する。④ 行政経営資源には限りがあることを認識し、新規事業の実施や既存事業の拡充を行う場合は、同規模の事業や業務量を削減するなど、スクラップアンドビルドを徹底する。⑤ 県民起点の意識改革を徹底し、現場重視で課題解決に当たるとともに、県民や多様な主体との対話と共創により新たな発想や工夫を取り入れ、事業効果や効率性を高める。」

また、歳出に関する事項のうち、補助金等に係るものとして、

「国の外郭団体や県の財政援助団体等への補助負担金等については、当該団体の財務状況、県やその他関係団体等との役割分担などを踏まえて必要性を十分検証し、経営改善に向けた計画的な取組を促すとともに、当該団体の理解を得ながら必要な見直しを行う。県単独補助金については、その必要性や妥当性を抜本的に検討し、国庫補助金への任意上乗せの廃止や補助率の引下げ等に取り組む。また、協議会等への負担金については、繰越金・積立金の状況等を踏まえ休止・縮減を協議会等に要請する。」と規定しているが、監査において確認した結果、これらの対応は十分とは言えない状態であり、予算編成方針は規範として十分に機能していなかった。

予算編成の過程に予算編成方針を反映させるべきである。

予算編成方針に記載されている事項を予算編成における規範として機能させるためには、予算編成方針に掲げるだけでなく、予算編成における具体的な仕組みとして落とし込むことも必要と考える。予算要求・査定において必ず検討する項目を定め、査定に際してはそれを記載した補助金調書等の書式の添付を義務付ける等の基準を設定することを検討することが望まれる。

なお、財政課において「年度」の予算編成に際して重点的に留意する項目を定め、これについては全庁横断で把握、検討しているとのことである。補助金等に関しては、執行率の低い補助金等について全庁横断で検討しているが、このような視点で予算編成方針に掲げた各事項について、把握、検討していただきたい。

令和6年度当初予算編成方針（抜粋）

（予算編成に当たって特に留意する点）

予算編成に当たっては、次の点について特に留意し、成果の上がる事業の構築に全庁を挙げて取り組む。

① 事業目的や成果目標を明確にし、執行を具体的にイメージしつつ、中長期的な展開も見通しながら、成果にこだわりを持って事業を構築する。

② 社会・経済情勢の変化、これまでの取組からの課題を統計・業務データ等を活用して的確に把握した上で、客観的な証拠に基づいて事業を構築する。

- ③ 従来の延長線上の施策を漫然と進めるのではなく、事業点検や政策評価、決算を重視した効果的な施策の構築と財源の配分を行い、優先順位をつけて事業を厳選する。
- ④ 行政経営資源には限りがあることを認識し、新規事業の実施や既存事業の拡充を行う場合は、同規模の事業や業務量を削減するなど、スクラップアンドビルドを徹底する。
- ⑤ 県民起点の意識改革を徹底し、現場重視で課題解決に当たるとともに、県民や多様な主体との対話と共創により新たな発想や工夫を取り入れ、事業効果や効率性を高める。

令和6年度当初予算編成方針（抜粋）

6 歳出に関する事項

- (5) 国の外郭団体や県の財政援助団体等への補助負担金等については、当該団体の財務状況、県やその他関係団体等との役割分担などを踏まえて必要性を十分検証し、経営改善に向けた計画的な取組を促すとともに、当該団体の理解を得ながら必要な見直しを行う。
- (6) 県単独補助金については、その必要性や妥当性を抜本的に検討し、国庫補助金への任意上乗せの廃止や補助率の引下げ等に取り組む。また、協議会等への負担金については、繰越金・積立金の状況等を踏まえ休止・縮減を協議会等に要請する。

(3) 補助金等の目的と交付対象経費等に係る問題

【規範】

地方自治法第232条の2は、「普通公共団体は、その公益上必要ある場合においては、寄附又は補助することができる。」と規定している。また補助金等会計審査マニュアル（長野県会計局）は、「公益上必要があるか否かは、地方公共団体の長及び議会は個々の事例に即して認定することになりますが、全くの自由裁量ではなく、客観的にも公益性があると認められなければならないとされています（行政実例昭和28年6月29日自行行発186号）。したがって、県が補助金等を交付するのは、ある施策目的を達成するに際し、県自ら実施するよりは、他の団体に対して所要額を補助した方が効果的であり、補助する側の県と受け手側の両者にとってメリットが客観的に明らかな場合です。」と規定している。

地方自治法第232条の2

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

補助金等会計審査マニュアル（長野県会計局）

公益上必要があるか否かは、地方公共団体の長及び議会は個々の事例に即して認定することになりますが、全くの自由裁量ではなく、客観的にも公益性があると認められなければならないとされています（行政実例昭和28年6月29日自行行発186号）。

したがって、県が補助金等を交付するのは、ある施策目的を達成するに際し、県自ら実施するよりは、他の団体に対して所要額を補助した方が効果的であり、補助する側の県と受け手側の両者にとってメリットが客観的に明らかな場合です。

【個別監査で把握された事項】

監査の過程において、補助金等の交付目的が具体的に記載されていない事例、目的と補助対象事業の関係が曖昧な事例、目的と補助金額の算定方法が整合していない事例、理事会開催経費を補助対象経費にしている事例、公平性の観点から問題がある事例、補助金交付先が偏在している事例等が把握された。

(4) 成果の検討をするためのツールが整備されていない

【事実関係】

対象補助金等の成果等を検討するためにはツールが必要である。これについて、県の現状は、事業単位では事業改善シートが作成され、評価のために必要な各項目が記載された上で、事業の目標値と、それに対する成果も記載されているのであるが、同種の取組をまとめた細事業単位では、予算・決算額は記載されているものの、個々の補助金単位ではその名称と実施内容（補助対象事業や経費）の記述にとどまっている。

【規範】

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条第1項は、「各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」と規定している。また令和6年度当初予算編成方針においては、「県単独補助金については、その必要性や妥当性を抜本的に検討し、国庫補助金への任意上乗せの廃止や補助率の引下げ等に取り組む。また、協議会等への負担金については、繰越金・積立金の状況等を踏まえ休止・縮減を協議会等に要請する。」と規定している。

（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第3条第1項）

各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

令和6年度当初予算編成方針（抜粋）

6 歳出に関する事項

(6) 県単独補助金については、その必要性や妥当性を抜本的に検討し、国庫補助金への任意上乗せの廃止や補助率の引下げ等に取り組む。また、協議会等への負担金については、繰越金・積立金の状況等を踏まえ休止・縮減を協議会等に要請する。

【意見】（財政課）

補助金等（特に県単補助金）について成果を測定、検証するためには、当該補助金等が総合5か年計画の中でどのように位置づけられているか、目的、現状、県が交付する理由、補助対象者、事業内容（対象経費）、補助率・補助単価、補助上限額な

ど、成果目標と達成状況、財源、交付事務に係る人件費、今後の方向性についての考え、予算と決算の推移等の情報が必要であり、これらを記載したツールの作成が必要である。これに基づいて成果を測定、検証し、予算編成に反映させることで、公益性、効率性、透明性が担保される。また財政民主主義の観点からは当該ツールの公表も求められる。なお平成28年度実施事業分までの事業改善シートにおいては、個別の補助金単位でも予算・決算額が記載されているため参考になる。一例を示すと以下のとおりである。

事業番号	07-03-01		事業改善シート(28年度実施事業分)		□予算要求	□当初予算案	□補正予算案	■点検
事業名	中小企業振興センター運営費補助金				部署	産業労働部		
					課・局・室	産業立地・経済支援課		
担当者					E-mail	kei@shien@pref.fukushima.jp		
					実施期間	542 ~		
総合的かつ計画的	プロジェクト	27年度予算(1)より28年度以降、28年度以降(2)は29年度以降(3)は30年度以降(4)は31年度以降						
人口定着・確かな暮らし実現総合戦略	施策の総合的展開	1-3地域の暮らしを支える産業の振興 2創業支援・経営体質の強化						
	担い手の基本方針	3-3 活力と価値の創出経済の創出						
	施策展開	3-11 経済構造の転換 ア 県内産業の競争力強化						

1 事業の概要

目指す姿	県内中小企業の経営革新及び経営基盤並びにマーケティング力の強化を支援する事業を総合的に行い、本県産業の発展を促進する機関として、その役割を十分に果たす。										
現状(予算編成時)	中小企業者の経営革新、経営基盤の強化を支援する事業等を総合的に行うことにより、本県の産業振興に寄与している。平成28年3月に策定した「ものづくり産業振興戦略プラン」では、中小企業振興センターが担う役割として、中小企業が取り組む(短期展開)の支援や県内における更なる販路開拓の強化などが掲げられており、同プランの実現に取り組む必要がある。										
県が関与する理由	県でなければ実施不可(その他)	【上記の説明、模範法等】 中小企業支援法 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 中小企業振興センター運営費補助金交付要綱 長野県ものづくり産業振興戦略プラン									
成果目標・事業内容	① 成果目標(H28)										
	相談・支援件数 4,000件										
	② 事業内容 (単位:千円)										
	項目	実施方法	H28事業実績		H28	H29					
		1(当初)	1(決算)	(当初)	(当初)						
職員給与手当等	補助金	役員3名、プロパー職員11名、仕期日職員2名、嘱託職員6名、臨時職員2名		157,415	151,825	196,527					
管理費	補助金	事務所管上料、未益費、運営事務費		7,992	7,182	7,992					
情報化基盤整備基金借入金	借入金	情報化基盤整備基金の借への返還		150,000	150,000						
				合計	315,407	309,007	194,519				
事業コスト	区分(単位:千円)	27年度	28年度	29年度	成果目標の達成状況						
	前年度繰越				H28						
	当初予算	151,112	313,407	194,519	項目	H27実	H28	H29			
	補正予算	-2,000	-4,000		目標	結果	達成率	目標			
	合計(A)	149,112	313,407	194,519	相談・支援件数	7,544件	9,445件	6,900件	93,382件	達成	-
	一般財源	149,112	313,407	194,519							
	Aの財源										
	国庫支出金										
	その他	0	150,000	0							
	決算額(B)	145,928	309,004								
職員数(人)	0.30	0.30	0.30								
人件費	2,483	2,374	2,374								
運営事業費(B-A)<0>	148,411	311,378	196,293								
目標に対する成果の状況	県内中小企業からの経営革新及び経営基盤並びにマーケティング力の強化に関する相談について、相談体制を拡充し、県内産業支援機関との連携を強化したことから、目標を大幅に上回る成果を達成することができた。										

2 今後の事業の方向性

今後、事業をどのようしていきたいか	<input type="checkbox"/> 事業を実施しない <input type="checkbox"/> 事業を見直して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事業を現行どおり実施 県内中小企業の経営革新及び経営基盤並びにマーケティング力の強化を支援し、本県産業の発展を促進する機関として、その役割を十分に果たすことができるよう、引き続き本事業を実施していく。
-------------------	--

(5) 成果指標の設定と成果の検討評価が不十分

【規範】

地方自治法第2条第14項

【個別監査で把握された事例】

成果指標が設定されていない事例、成果指標として適切でない指標が設定されている事例、長期のモニタリングに基づく効果の検証を求める事例、達成が困難な指標が設定されている事例、補助金の目的と指標の関係が明確でない事例、計画と実績で異なる成果指標が設定されている事例等が把握された。

(6) 運営費補助金に関して検討、見直しが必要

【規範】

地方財政法第3条第1項

地方自治法第2条第14項

令和6年度当初予算編成方針の予算編成方針において、「県の財政支援団体等への補助負担金等について、必要性を十分検討し、経営改善に向けた計画的な取組を促すとともに、当該団体の理解を得ながら必要な見直しを行う」と規定している。

補助金負担金等の交付先が県の財政援助団体等とされるのは、交付される補助負担金が継続していて、補助金負担金等により交付先団体が運営されているからである。運営費補助金は団体等の存続・運営のために交付する補助金であり、補助金等の本来の目的である、団体の活動を通じて県の政策目標を達成するために行うことに照らし、その必要性について検討することが必要である。このため、予算編成においては、運営費補助金に関する調書を作成するなどして必要な検討と見直しを行い、効率性、透明性を担保する必要がある。

運営費補助金は事業費補助金のように使途が特定事業に限定されていないため、補助対象経費の内訳が明確でない場合や事業費補助の対象との重複が生じやすい問題を有している。この点に留意して、交付要綱の作成、完了検査における審査の徹底等が必要である。

令和6年度当初予算編成方針（抜粋）

6 歳出に関する事項

(5) 国の外郭団体や県の財政援助団体等への補助負担金等については、当該団体の財務状況、県やその他関係団体等との役割分担などを踏まえて必要性を十分検証し、経営改善に向けた計画的な取組を促すとともに、当該団体の理解を得ながら必要な見直しを行う。

【個別監査で把握された事例】

補助対象経費が明確でない事例、同じ団体に事業費補助金も交付している場合や県からの委託事業もある場合に、事業費補助金対象経費や県の委託対象事業に係る経費との区分が不明確な事例、補助金等の額の算出方法が不明確な事例、人件費の中のど

の部分補助対象とするのかを明確にすることを求める事例、補助対象者の自立に向けた見直しを求める事例等が把握された。

(7) 終期が設定されていない

【事実関係】

新規事業を含め、監査の対象となったほとんどの補助金等に終期が設定されていなかった。

【規範】

令和6年度当初予算編成方針は、「事業の検証・見直しを定期的実施するため、新規事業には、達成目標及び実施期間（原則3年以内）を適切に設定する。」と規定している。

令和6年度当初予算編成方針（抜粋）

6 歳出に関する事項

(11) 事業の検証・見直しを定期的実施するため、新規事業には、達成目標及び実施期間（原則3年以内）を適切に設定する。

【意見】（財政課）

検証・見直しを定期的実施するため、終期（一応の期限）を設定し、検証を行い、必要に応じて見直しを実施し、その過程、結果が見える化すべきである。予算編成方針では新規事業について記載しているが、予算編成方針の記載からもわかるように、終期設定の意義が事業の検証・見直しを定期的実施するための区切りの時期であることを踏まえれば、新規事業はもとより、従来から継続して交付されている補助金等については尚更、検証・見直しを定期的実施するための終期を設定することが必要である。定期的検証・見直しを行うことで公益性、効率性が担保される。

(8) 一覧化、見える化が必要

【事実関係】

全庁の補助金等を見える化して、重複している補助金等、相対的に効果が低いと思われる補助金等を把握、検討、見直しすることが必要であるが、全庁の補助金等について全体像が見える化されていない。

監査人は監査に際して、補助金等の全体像を把握するために全庁の補助金等の一覧表の提供を求めたが、一覧表は作成されていなかった。そこで、補助金等の全体像（一般会計）を把握するために概要調査票によるアンケートを実施し、その結果を集計することで全体像を把握した。そのようにして作成したのが概要版に記載した「性質的な分類に基づく一般会計の補助金、負担金、交付金一覧表」である。

なお、県民に対して補助金の情報を網羅的に公表し、活用に資する全庁の補助金についての情報提供サイトは作成されていない。

【規範】

地方自治法第2条第14項
令和6年度当初予算編成方針（抜粋）

（予算編成に当たって特に留意する点）

予算編成に当たっては、次の点について特に留意し、成果の上がる事業の構築に全庁を挙げて取り組む。

- ③ 従来の延長線上の施策を漫然と進めるのではなく、事業点検や政策評価、決算を重視した効果的な施策の構築と財源の配分を行い、優先順位をつけて事業を厳選する。
- ④ 行政経営資源には限りがあることを認識し、新規事業の実施や既存事業の拡充を行う場合は、同規模の事業や業務量を削減するなど、スクラップアンドビルドを徹底する。

【意見】（財政課）

全庁的検討、見直しを可能にするために全庁の補助金等を見える化することが効率性、透明性の観点から望まれる。

【意見】（財政課）

県は、政策課題に対応するため様々な補助金等を交付しており、補助金等の交付は、県の政策を実施する中で重要な位置を占めているが、効果を発揮するためには、県民が県の補助金の全体像（間接補助金を含む）について、いつでも容易に確認し、活用できるようになっていることが求められる。これが満たされないと、効率性が害されるだけでなく、情報を入手できる一部の者だけが補助金を活用する結果、公益性、公平性を損ねてしまう恐れがある。したがって、県民に対して、県の補助金の全体像を公表することが望まれる。また、補助金等情報提供サイト等を設置し、そこで必要な補助金の概要を誰でも入手できるようにすることも望まれる。

(9) 定額補助金に係る問題

【規範】

地方財政法第3条第1項
地方自治法第2条第14項
地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

【個別監査で把握された事例】

交付先の繰越金が多額になっている事例、補助金等の額の算定根拠が明確でない事例、交付先の財政状況を踏まえた負担金額の設定が必要とする事例等が把握された。

(10) 対象経費に係る寄附金その他収入の控除に係る問題

【規範】

地方財政法第 3 条第 1 項
地方自治法第 2 条第 14 項
地方自治法第 10 条第 2 項

【個別監査で把握された事項】

交付要綱に収入の控除について記載がない事例、交付要綱に記載がないのに運用面で収入の控除を指導している事例、精算表において交付要綱の記載と異なる収入の控除に係る算式を記載し、これにより交付金額を算定している事例、運営費補助金で補助の対象としている経費について事業費補助金も交付されている場合に、事業費補助金の対象経費から重複している経費に係る部分に対応する収入（運営費補助金）を控除していない事例等が把握された。

(1 1) 補助事業に係る交付先における契約が、合理的な方法で行われることが担保されていない。

【規範】

地方自治法第 2 条第 14 項
地方財政法第 4 条第 1 項

【個別監査で把握された事項】

交付要綱の記載に関わらず県の契約に関する規則に準拠していない事例、交付要綱に記載がないため補助金等交付先ごとに契約に関する取扱いが異なる事例、交付要綱に定めがないのに運用面で県の契約に関する規則に準拠するように指導している事例、交付先における契約実務が合理的に実施されているかについて審査していない事例、交付要綱に、交付先における契約が合理的に行えるように県の契約規則に準拠する等の旨を交付要綱に記載することを求める事例等が把握された。

(1 2) 執行率の低い補助金等への対応の問題

【規範】

地方自治法第 2 条第 14 項
地方財政法第 4 条第 1 項

【個別監査で把握された事項】

補助対象経費の範囲や周知方法に改善を求める事例、交付要件について改善を求める事例、間接補助事業における公平性担保に関する事例等が把握された。

(1 3) モラルハザードの発生する恐れ

【規範】

地方自治法第 2 条第 14 項
地方財政法第 4 条第 1 項

地方自治法第 10 条第 2 項

【個別監査で把握された事項】

金利設定に対する競争原理が働かず、金融機関側にモラルハザードが生じるおそれがある事例が把握された。

(14) 要綱記載の不備

【規範】

地方自治法第 2 条第 14 項

地方自治法第 2 条第 16 項

地方自治法第 138 条の 2

地方財政法第 4 条第 1 項

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 3 条第 1 項

補助金等の交付規則の施行について（通達）

【個別監査で把握された事項】

交付要綱が作成されていない事例、交付要綱の記載に誤りがある事例、補助対象経費の範囲が明確でない事例、補助金等の交付金額算定に用いる精算表が交付要綱の記載に従っていない事例、交付要綱と様式用語や名称が不整合である事例、交付要綱に必要な事項の記載がない事例、交付要綱に適切でない要件が設定されている事例、交付要綱で用いる用語が不明確である事例等が把握された。

(15) 補助金等交付に関する手続きが適正に行われていない

【規範】

長野県補助金等交付規則第 12 条、第 13 条

地方自治法第 2 条第 16 項

地方自治法第 138 条の 2

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 3 条第 1 項

補助金等の交付規則の施行について（通達）

長野県公文書管理規程第 4 条

実施機関の職員は、第 1 条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、公文書の管理に関する定め（以下「公文書管理規程」という。）で定めるところにより、文書を作成しなければならない。

長野県公文書管理規程第 11 条

公文書は、事務が能率的に処理されるよう正確かつ迅速に取り扱わなければならない。

2 公文書は、丁寧に取り扱い、損傷、紛失等がないよう留意しなければならない。

3 秘密を要する公文書及び個人情報を含む公文書は、細心の注意をもって取り扱い、特に個人情報の漏えい、滅失等がないよう留意しなければならない。

長野県公文書管理規程第 24 条（抜粋）

本庁において、主管課長が公文書管理システムその他の情報システム（以下この条において「公文書管理システム等」という。）により受信し、又は公文書主管課長等から配布を受けた文書及び主管課に直接到達した文書（第 4 号において「受信等文書」という。）の收受については、次に掲げるところにより行うものとする。

【個別監査で把握された事項】

交付要綱の規定に基づかない交付金額の算定事例、補助対象外経費の算入および収入控除漏れによる過大交付の事例、実績報告時に交付先決算が確定していないにもかかわらず交付額の算定と交付を行い、決算確定時に過大交付が判明した事例、補助金等重複受給の確認漏れの事例、交付要綱に記載がない、裁量による補正の事例、収入額の合計金額のみが一括して記載されており、補助対象事業に係る収入の内訳が不明であった事例、共通経費の按分基準が不明確な事例、交付要綱と様式の名称が不整合の事例、実施報告書の收受管理が漏れている事例、補助金額等を確定するために必要な書類を入手していない事例、交付要綱に規定された審査手続が未実施の事例、確定額通知における金額記載誤りの事例、補助対象者の決算書に誤りがある事例、交付先の繰越金が多額になっている事例、実績報告書の提出期限に問題がある事例、2 年目以降に必要な交付条件の確認を行っていない事例等が把握された。

(16) 県による証憑確認の徹底、審査課程の文書化（記録）に係る問題

【規範】

地方自治法第 10 条第 2 項
地方自治法第 138 条の 2
長野県公文書規管理程第 4 条
長野県公文書管理規程第 11 条

【個別監査で把握された事項】

審査に必要な証憑等を入手していない事例、審査に必要な補助対象事業に関する収支が記載されていない収支決算書を入手している事例、県による証憑等の審査が行われていない事例、審査過程の記録がない事例等が把握された。

(17) 文書收受処理について

【事実関係】

補助金に関する文書（補助金実績報告書等）は、「補助金、交付金、貸付金に関する公文書」の「補助金、交付金、貸付金の交付決定及びその経緯に関するもの」に該当し、紙の文書を受領したときは、收受印を押印すること、受信文書については、件名、收受日付その他必要な事項を、公文書管理システムを使用して、公文書收受簿に

登録する必要があるが、監査したほとんどすべての事例において收受印の押印もしくは公文書收受簿への登録がなされていなかった。

【規範】

長野県公文書管理規程第 24 条（抜粋）

本庁において、主管課長が公文書管理システムその他の情報システム（以下この条において「公文書管理システム等」という。）により受信し、又は公文書主管課長等から配布を受けた文書及び主管課に直接到達した文書（第 4 号において「受信等文書」という。）の收受については、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 公文書主任は、公文書管理システム等により文書を受信した場合において、当該文書がその課で主管すべきものでないと認めるときは、当該文書について直ちに転送その他必要な処置をすること。

(2) 公文書主任は、紙の文書を受領したときは、当該文書がその課で主管すべきものであることを確認し、收受印（様式第 5 号）を押印すること。ただし、その内容が軽易であるときその他主管課長において押印が不要であると認めるときは、押印を要しないものであること。

(3) 前号に規定する場合において、公文書主任は、当該文書がその課で主管すべきものでないと認めるときは、直ちに、配布を受けた文書にあっては配布を行った課の課長に返付し、直接到達した文書にあっては返送、回送その他必要な処置をすること。

(4) 公文書主任は、当該受信等文書について、件名、收受年月日その他必要な事項を、公文書管理システムを使用して、公文書收受簿（様式第 6 号）に登録すること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 当該受信等文書の保存期間が 1 年未満である場合

イ 当該受信等文書が收受の事実を明確に記録しておくことを要しないもので、第 27 条第 2 項の規定により起案に添えるものである場合

ウ 当該受信等文書に係る業務が、公文書管理システム以外の公文書の管理を適正に行うことができる情報システム（以下「その他の業務システム」という。）を用いて行われている場合

エ 法律、法律に基づく命令、他の条例、規則その他の規程により、当該受信等文書を公文書管理システムにより処理することができない場合

オ 收受、起案又は決裁を行う者が公文書管理システムを利用できない場合

カ アからオまでに掲げる場合のほか、公文書管理システムにより当該受信等文書を処理しないことについて相当な理由があると総括公文書管理者が認める場合

【指摘】（情報公開・法務課、各部局各課）

收受印の押印等は文書を受領した事実と日時を示すもので、補助金等の事務手続きにおいて重要な意味を有している。にもかかわらず全庁的に押印等がなされていなかった。実際に文書を收受した日付による收受印の押印もしくは公文書收受簿への登録を徹底すべきである。

(18) 内部統制の整備・運用

【事実関係】（コンプライアンス・行政経営課、各部局各課）

交付要綱と様式が整合していない、交付要綱で定めた関係書類を入手していない、交付要綱で定めた方法により補助金の額を算定していない等の事例が把握された。

【規範】

地方自治法第 150 条第 1 項

都道府県知事及び第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の市長は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならない。

- 一 財務に関する事務その他総務省令で定める事務
- 二 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該都道府県知事又は指定都市の市長が認めるもの

【意見】

監査にて把握された多くの事項は、事務処理手続の明確性および遵守状況に課題があることを示している。この事象は、地方自治法第 150 条第 1 項が求める内部統制の整備・運用が十分に機能していない状況を示唆するものであり、補助金交付事務の適正性・透明性を損なうおそれがある。

したがって、当該補助金交付事務については、交付要綱と様式の整合性確保、必要書類取得の徹底、算定手続の遵守、並びにこれらを担保するチェック体制の強化等、内部統制の改善を図ることが望まれる。

(19) 全庁的に検討、対応が求められる事項

【事実関係】

監査の過程で各課共通の問題（以下に記載する事例 1 から事例 6 まで）が把握された。

これらの問題について課ごとに対応するのは困難な場合があり、また個々の課ごとに対応すると、かえって問題を深めてしまう可能性もある。たとえば新たな交付要綱の記載について、以前は財政課及び情報公開・法務課で記載内容を確認していたとのことである。以下に記載した事例について、全庁的に検討、対応することについて検討することが望まれる。

ここでは全庁的対応の必要性の観点から記載しているので、各課の個別の指摘事項に記載されている項目と重複しているものがある。

< 事例 1 要綱の記載内容、記載方法 >

交付要綱の記載において、同一の事項にもかかわらず、交付要綱によって使用されている言葉や用語が異なっている事例が確認された。また、交付要綱の記載の仕方も、同一の内容であっても異なる場合が散見された。交付要綱は、個々の補助金

が異なる目的を有しており、設計内容が異なるために、それぞれ異なる部分があるので、すべての交付要綱について、一定の標準書式に揃えることは現実的でない。一方で、用語や書式、記載内容等について検討を行い、共通化が可能なものについては、これを実施することで、県民目線の交付要綱が作成されることが期待される。

<事例2 交付対象経費に関する要綱等の記載内容>

交付要綱等に定めている交付対象経費が明確に定めていない事例が確認された。公平性、透明性の観点から問題である。交付対象経費をどのように定めるかについても、個々の補助金によって異なり、工夫が必要であるが、抽象的な規定に留まり、解釈や裁量の余地が大きいもの、〇〇等の形は避けるべきである。限定列挙+別紙運用基準の形や、限定列挙+協議ルール+対象外経費の明示の形等、いくつかのパターンと注意点について検討することが望まれる。

<事例3 知事が認めた額 定額等の整理>

交付要綱等に、「知事が認めた額」「定額」等の用語が用いられているが、具体的な定義されておらず、各補助金単位で異なる意味で用いられている事例が確認された。

<事例4 完了検査について>

実績報告書に証憑等を添付させたり、完了検査のため現地に出向いて確認を行うのは、これを確認することによって、交付要綱に定めた補助対象経費が、補助対象事業において適正に使われたことを確認するためである。したがって、証憑等の提出を求めるとともに、実際に確認を行い、かつ、確認内容、確認方法についての記録を残すことが必要である。これにより、補助対象外経費の混入、目的使用の有無を確認でき、かつ、後日、それを実際に確かめたことを確認できるようになる。ただし、事務手続き上の制約があるので、必ず確認すべきもの、条件に応じて確認すべきものを定め、確認の実効性を確保することも求められる。

<事例5 補助事業に係る交付先における契約が、合理的な方法で行われることを担保する>

補助対象事業者の属性、補助対象経費の内容とその金額等により、交付先における契約に求められる規律は異なる。これらを踏まえた上で、交付先が契約を行う際の基準、交付先における契約の合理性が担保されているかを確認する手続き等について、一定の基準を設け、交付要綱への記載も含めて検討することが望まれる。

また、交付要綱において「一般競争入札に付すなど県が行う契約手続の取扱いに準拠する」と定める場合、準拠すべき県の財務規則の内容は、専門的かつ複雑であり、補助対象者がその内容を十分に理解することは容易ではない。

したがって、契約方法の選定基準（一般競争入札、指名競争入札、随意契約等）や金額基準、必要な手続等について、平易な言葉で整理した県としての統一的なガイドラインや手引き等を作成・配布することが望まれる。

これにより、補助対象者の理解が深まり、契約手続の適正な実施と補助金の透明性向上が期待される。

<事例 6 市町村の歳入歳出決算（見込）書抄本>

市町村に関係書類として提出させる「歳入歳出決算（見込）書抄本」において、記載を求めるべき内容が明確になっていない。その結果、県は入手しているのみで、何らの検証が行われてない事例が確認された。

少なくとも「補助金等交付規則の施行について（通達）」にしたがい、補助対象事業等に係る歳入（補助金等の額、補助金等以外の財源の額）、歳出（経費の使用方法）等が記載される書式に統一もしくは指示し、補助金等の交付申請時及び実績報告時の審査に役立つようにすべきである。

（「補助金等の交付規則の施行について（通達）」）

申請書に添付すべき書類とは、おおむね次のようなものである。

（6）補助事業等に関する収支予算

（注）（6）の「収支予算」は、当該補助事業に係る歳入・歳出予算に計上された部分の収支で、経費の使用法、補助金等の額および算出の基礎、補助金等以外の財源ならびに負担方法を明記されているものであればよい。なお、市町村・土地改良区等に対しては歳入・歳出予算、農協協同組合・森林組合等に対しては事業計画書に掲げた予算の抄本等を添付させることが望ましい。

【規範】

地方自治法第 138 条の 2

【意見】

財政課等により全庁的に検討し、その結果を Q&A のような形で各課に発信し、足並みをそろえて対応を図る必要があると求められる。

第3部 各論（個別の補助金等の監査の結果）

<概要>に記載している内容は、県担当課からの回答に基づいている。予算額については、各年度の補正後の最終予算額を記載している。また、繰越額を含む場合もある。予算額や決算額において「-」と記載している箇所は、当該事業が未設定であるか、金額がゼロであることを示す。

第1 企画振興部

1DX推進課

(1) ドローン活用信州モデル創出補助金

<概要>

目的および内容	長野県の地勢や特徴を踏まえた課題解決に取り組むドローン等の活用ビジネスモデルの構築・事業化を目指す民間事業者等を支援する補助金である。			
要綱等	ドローン活用信州モデル創出補助金交付要綱			
交付先	民間企業			
補助率等	1/2 以内（1事業当たり補助上限額 5,000 千円、下限額 1,000 千円）			
財源	国 1/2、県 1/2			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	-	-	10,000
	決算	-	-	7,983

<監査の結果>

① 財産の処分制限の確認について

【事実関係】

交付要綱においては、補助事業により取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上のものについて、処分制限の対象とする旨が定められている。また、公募要領においては、これらの財産について「その財産管理に関する規程を定め、補助事業の終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること」が求められている。

しかしながら、令和6年度において50万円以上のドローンを取得した案件について、補助対象者が定めた「その財産管理に関する規程」を入手していなかった。また、補助事業終了後における財産の管理状況について、例えば固定資産台帳の提出を求めるなどの方法により、善良な管理者の注意をもって管理され、効率的に運用されているか否かの確認も行われていなかった。

なお、県担当課によれば、監査過程における指摘を受けて、令和7年度中に当該案件の補助対象者から固定資産台帳の写しを取得し、登録を確認したとのことである。

(「ドローン活用信州モデル創出補助金交付要綱」第13)

2 規則第19条第1項第2号及び第3号に規定する機械、器具及び財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。次項において「省令」という。）に定められているものとし、別に定める場合を除き、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

3 規則第19条第2項第2号に規定する期間は、省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(「令和6年度ドローン活用信州モデル創出補助金公募要領」第5 抜粋)

補助事業により取得又は効用の増加した単価50万円以上の財産については、その財産管理に関する規程を定め、補助事業の終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。

【規範】

交付要綱や公募要領において、一定の管理義務や処分制限が課されており、これらは補助金の適正な執行とその成果の持続的な活用を確保するために定められているものである。したがって、県は、補助事業終了後においても、当該財産が適切に管理・運用されているかを確認する責務がある。

【意見】

補助金により取得された財産について、交付要綱及び公募要領に基づく管理規程の整備状況や、補助事業終了後の管理・運用状況を確認していないことは、補助金の適正な執行および財産の有効活用の観点から課題があると認められる。

今後は、補助対象者に対して財産管理規程の提出を求めるとともに、補助事業終了後における財産の管理状況を定期的に確認する仕組みを構築することが望まれる。

2 国際交流課

(1) 海外県人会運営費補助金

< 概要 >

目的および内容	長野県からの移住者により構成される海外県人会の運営等を支援する補助金である。			
要綱等	海外県人会運営費補助金交付要綱			
交付先	在ブラジル県人会、在アルゼンチン県人会			
補助率等	定額			
財源	県単独			
金額	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度

(千円)	予算	1,800	1,800	1,800
	決算	1,800	1,800	2,700

< 監査の結果 >

① 成果指標（アウトカム）の設定について

【事実関係】

本補助金の目的は、長野県から移住した中南米日系人社会の発展に協力し、長野県との友好関係の促進を図ることにある。

「事業改善シート（令和6年度実施分）」では、本補助金の活動によるアウトプットとして、「定期総会の開催：各1回（そのほか役員会・行事の開催）」が記載されている。

しかしながら、本補助金の交付により、長野県から移住した中南米日系人社会の発展に協力し、長野県との友好関係がどの程度促進されたかを測定するための具体的な成果指標（アウトカム）は設けられていないため、補助金の効果を把握することが困難な状況にある。

【規範】

地方財政法第4条第1項

地方自治法第2条第14項

「令和6年度当初予算編成」において、以下のとおり明示されている。

（「令和6年度当初予算編成方針」第2-6）

(11) 事業の検証・見直しを定期的実施するため、新規事業には、達成目標及び実施期間（原則3年以内）を適切に設定する。

（「令和6年度当初予算編成方針」第2-7）

(1) 事業改善シートで成果指標や目標値を明らかにすること、事業名をわかりやすくすることなどにより、予算に関する情報を県民や市町村、関係団体等と共有し、説明責任を果たすよう留意する。また、実施事業の効果を十分に検証し、効果が不十分な場合には事業の見直しを的確に行う。

【意見】

本補助金の目的である長野県から移住した中南米日系人社会の発展に協力し長野県との友好関係の促進を図ることと、「事業改善シート（令和6年度実施事業分）」に記載されている活動によるアウトプットとの関係が明確ではなく、本補助金によって当該目的がどの程度達成されているかを把握することが困難である。

したがって、本補助金の効果を適切に測定・評価するために、成果指標（アウトカム）を明確に設定するとともに、設定した成果指標に基づき本補助金の内容や実施方法を検証、見直す仕組みを構築することが望まれる。

なお、本補助金は、運営費補助のため成果指標の設定は困難であるとの県担当課の主張には一定の理解ができるものの、①目的との整合性（「友好関係の促進」や「日系人社会の発展」にどう寄与するか）、②測定可能性（アンケート、名簿、記録などで裏付け可能なもの）、③中長期的視点（単年度で完結しない場

合は、継続的な変化を追えるようにする)を踏まえることで、成果指標の設定は可能であり、例えば以下の様な成果指標が考えられる。

- ・ 県との交流事業の実施件数
- ・ 長野県内団体との連携・協働事業の実施状況
- ・ 県人会の会員の長野県訪問者数
- ・ 県人会を通じた県産品の紹介・販売実績

3 交通政策課

(1) 県公共交通活性化協議会負担金（長野県公共交通活性化協議会負担金）

< 概要 >

目的および内容	地域公共交通を将来にわたって持続可能なものとするため、同協議会事業に係る費用について交付する負担金である。			
要綱等	交付要綱等は定めていない			
交付先	長野県公共交通活性化協議会			
補助率等	交付要綱等は定めていない			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	7,945	16,437	3,528
	決算	7,945	16,437	3,528

< 監査の結果 >

① 補助金等交付規則の適用

【事実関係】

本負担金は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、「地域交通法」という。）に基づき設立された協議会の事業に係る費用について交付するものである。

本負担金は、地域の公共交通を持続可能で利便性の高いものにするといった公益性は認められるものの、県が直接的かつ負担金の額に見合う反対給付（物品、役務の提供等）を受けていないことから「補助金等」に該当すると考えられる。

しかしながら、県担当課によれば、①地域交通法において、構成員（県、市町村、交通事業者等）は結果尊重義務を負うことから、構成員全員に影響を及ぼすものであり実質的に共同事業を実施していること、②事務局経費は県のみが負担しているが、市町村や交通事業者は知見の提供や資料作成等の役務の提供等の負担をしていること、③特定の事業については、関係する構成員も負担していることから会費的な性格を有していること、④協議会が策定した計画にしたがって県の施策の指針が示されることから反対給付があると整理していたこと、から「補助金等」に該当しないと判断しているとのことであった。

【規範】

「補助金等交付規則」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付のないもの」とされている。「補助金等の交付規則の施行について（通達）」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するもの」であり、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するようなものは除かれる」とされている。また、「補助金等会計審査マニュアル」（長野県会計局）において、「補助金等」は交付要綱を定めるものとされている。

【指摘】

本負担金は、県が直接的かつ負担金の額に見合う反対給付を受けておらず、公益目的のために拠出されていることなどから、「補助金等」に該当すると考えられる。

このような支出について、補助金等としての制度的整理を行わずに支出を継続することは、制度の透明性や予算執行の適正性を損なうおそれがある。

したがって、補助金等に該当するかを再度検討したうえで、補助金等に該当する場合は、交付要綱を整備し、補助対象経費や補助率、収入控除、実績報告および審査手続等を明記するなど、制度の適正な運用を図るべきである。

なお、県の「補助金等の交付規則の施行について（通達）」では、補助金等に含まれる補助金として、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するものをいうのである。したがって、共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれることになる。」と記載されているが、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれることになる」の記載が、本負担金の県担当者に誤解を与えているとも考えられる。具体的には、県に相当の反対給付が無いにもかかわらず、「反対給付」の拡大解釈や「共同事業」もしくは「会費的」であることをもって、補助金等に該当しないと判断していた。

したがって、補助金等に含まれる負担金の内容、県に相当の反対給付の内容等について、県として統一的な考え方や判断基準を取り纏めるとともに、それらに基づき、本負担金が補助金等に該当するかを検討し、適正な運用を図るべきである。

② 交付先の財務状況を踏まえた負担金額の決定について

【事実関係】

本負担金の交付先である協議会の繰越金は、令和5年度末で2,789千円、令和6年度末で4,391千円と増加している。県の担当課は、協議会から提出される収支予算書をもとに所要額を算出し、当該負担金の予算額を決定している。

【規範】

地方財政法第4条第1項

地方自治法第2条第14項

「令和6年度当初予算編成方針」においても、財務状況を踏まえて補助金等の額を検討する旨が明記されている。

(「令和6年度当初予算編成」第2-6)

(6) 県単独補助金については、その必要性や妥当性を抜本的に検討し、国庫補助金への任意上乗せの廃止や補助率の引下げ等に取り組む。また、協議会等への負担金については、繰越金・積立金の状況等を踏まえ休止・縮減を協議会等に要請する。

【意見】

協議会の繰越金が増加しているにもかかわらず、県が収支予算書の額面どおりに負担金を予算化している現状は、実際の資金需要との乖離が生じている可能性がある。このままでは、協議会における資金の過剰蓄積や、県財政の非効率な支出につながるおそれがある。

したがって、県としては、協議会の決算状況、特に繰越金の増加理由を精査した上で、翌年度以降の負担金の減額や返還の可能性について検討することが望まれる。

(2) 高速乗合バス路線確保事業補助金

< 概要 >

目的および内容	長野・飯田間を結ぶ高速乗合バス路線（みすずハイウェイバス）の確保・充実を図るため、当該路線の運行に要する経費について支援する補助金である。			
要綱等	高速乗合バス路線確保事業補助金交付要綱			
交付先	アルピコ交通(株)			
補助率等	10/10 以内			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	-	-	35,000
	決算	-	-	29,760

< 監査の結果 >

① 交付申請書の様式について

【事実関係】

本補助金においては、営業損失（営業費用－営業収益）に加え、運行継続に必要な経費として営業費用の9分の1が補助対象額とされている。

交付申請書の様式は、運行継続に必要な経費（営業費用の9分の1）は「一般管理費相当額」と記載されている。

このため、交付申請書において、営業費用に含まれる一般管理費と、別途「一般管理費相当額」として記載されている額とが、二重に補助対象となっているかのような誤解を招くおそれがある記載となっている。

【規範】

補助金の交付にあたっては、補助対象経費の範囲および算定根拠が明確であり、かつ申請書類においてもその内容が適切に表示されていることが求められる。

【意見】

実質的に一般管理費が二重に補助対象となっているわけではないものの、交付申請書の記載方法により、誤解を生じさせるおそれがある。

したがって、今後の交付申請においては、「運行継続に必要な経費」や「処遇改善等に要する経費」など、補助対象経費の内訳が明確に伝わる表記とすることが望まれる。

(3)交通空白地輸送確保支援事業補助金

<概要>

目的および内容	道路運送法の規定に基づく自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の活用を含めた、交通空白地における輸送確保の取組の支援を通じて、タクシー等を地域住民等が使えない「交通空白」の解消を目指すことを目的とした補助金である。			
要綱等	交通空白地輸送確保支援事業補助金交付要綱			
交付先	各種団体			
補助率等	2分の1（上限1,000千円）			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	-	-	3,000
	決算	-	-	1,905

① 財産の処分制限の確認について

【事実関係】

交付要綱においては、補助事業等により取得した財産について、処分制限の対象とする旨が定められている。また、これらの財産について「その財産管理に関する規程を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること」が求められている。

しかしながら、令和6年度において車両取得した案件について、補助対象者が定めた「その財産管理に関する規程」を入手していなかった。また、補助事業終了後における財産の管理状況について、例えば固定資産台帳の提出を求めるなどの方法により、善良な管理者の注意をもって管理され、効率的に運用されているか否かの確認も行われていなかった。

（「交通空白地輸送確保支援事業補助金交付要綱」第6）

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、その財産管理に関する規程を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。

(「交通空白地輸送確保支援事業補助金交付要綱」第 13)

2 交付規則第 19 条第 2 項第 2 号に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

【規範】

交付要綱において、一定の管理義務や処分制限が課されており、これらは補助金の適正な執行とその成果の持続的な活用を確保するために定められているものである。したがって、県は、補助事業終了後においても、当該財産が適切に管理・運用されているかを確認する責務がある。

【意見】

補助金により取得された財産について、交付要綱に基づく管理規程の整備状況や、補助事業終了後の管理・運用状況を確認していない現状は、補助金の適正な執行および財産の有効活用の観点から課題があると認められる。

今後は、補助対象者に対して財産管理規程の提出を求めるとともに、補助事業終了後における財産の管理状況を定期的に確認する仕組みを構築することが望まれる。

4 松本空港課

(1) 信州まつもと空港利用促進協議会負担金

< 概要 >

(信州まつもと空港利用促進協議会負担金)

目的および内容	信州まつもと空港利用促進協議会が実施するメディアを活用したプロモート企画、旅行会社への支援事業等の全体に対する負担金である。			
要綱等	交付要綱等は定めていない			
交付先	信州まつもと空港利用促進協議会			
補助率等	交付要綱等は定めていない			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	予算	-	-	18,232
	決算	-	-	18,232

(信州まつもと空港利用促進協議会負担金 (国内路線拡充事業分))

目的および内容	季節便や近年定期便化した国内路線の定着を図るため、信州まつもと空港利用促進協議会によるメディアを活用したプロモート企画、旅行会社への支援事業等を実施するもの等に対する負担金である。
要綱等	交付要綱等は定めていない
交付先	信州まつもと空港利用促進協議会

補助率等	交付要綱等は定めていない			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	-	-	5,456
	決算	-	-	5,456

(信州まつもと空港利用促進協議会負担金(国際チャーター便誘致促進事業分))

目的および内容	松本空港への国際チャーター便の継続的な運航、将来の国際定期便就航を目指すため、信州まつもと空港利用促進協議会による国際チャーター便支援を実施するもの等に対する負担金である。			
要綱等	交付要綱等は定めていない			
交付先	信州まつもと空港利用促進協議会			
補助率等	交付要綱等は定めていない			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	-	-	28,263
	決算	-	-	28,263

< 監査の結果 >

① 補助金等交付規則の適用

【事実関係】

本負担金については、信州まつもと空港利用促進協議会規約に基づき負担している。

当該支出については、県が直接的かつ負担金の拠出額に見合う反対給付(物品・役務の提供等)を受けていないこと、県は実施主体ではないこと、支出の目的が空港の利用促進や地域振興といった公益性が認められるが、公益的な目的と県が直接的に反対給付を受けることは区別して考えるべきこと、から補助金等に該当すると考えられる。

しかしながら、本経費の負担にあたっては、当該支出が「補助金等」に該当するか否かについての検討結果の記録が残されておらず、交付要綱等の整備もなされていない。

【規範】

「補助金等交付規則」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付のないもの」とされている。「補助金等の交付規則の施行について(通達)」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するもの」であり、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するようものは除かれる」とされている。また、「補助金等会計審査マニュアル」(長野県会計局)において、「補助金等」は交付要綱を定めるものとされている。

【指摘】

本経費の負担については、補助金等に該当するにもかかわらず、交付要綱等の整備がなされていない。

このような支出について、補助金等としての制度的整理を行わずに支出を継続することは、制度の透明性や予算執行の適正性を損なうおそれがある。

したがって、交付要綱等を整備し、補助対象経費や補助率、収入控除、実績報告および審査手続等を明記するなど、制度の適正な運用を図るべきである。

なお、県の「補助金等の交付規則の施行について（通達）」では、補助金等に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するものをいうのである。したがって、共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれることになる。」と記載されているが、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれる」の記載が、現場に誤解を与えている。具体的には、県に相当の反対給付が無いにもかかわらず、「共同事業」もしくは「会費的」であることをもって、補助金等と判断しているケースが多く、この課において共通的に把握された。

したがって、補助金等に含まれる負担金の内容、県に相当の反対給付の内容等について、県として統一的な考え方や判断基準を取り纏めるとともに、それらに基づき、本負担金が補助金等に該当するかを検討すべきである。

第2 県民文化部

1 暮らし安全・消費生活課

(1) 長野県ダンプカー協会の交通安全対策事業に対する補助金

< 概要 >

目的および内容	一般社団法人長野県ダンプカー協会（以下、本項では「協会」という。）が行う交通安全対策事業に要する経費に対して助成する補助金である。			
要綱等	長野県ダンプカー協会の交通安全対策事業に対する補助金交付要綱			
交付先	一般社団法人長野県ダンプカー協会			
補助率等	補助対象経費の2分の1以内			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	400	380	380
	決算	400	380	380

< 監査の結果 >

① 補助対象経費の範囲について

【事実関係】

「長野県ダンプカー協会の交通安全対策事業に対する補助金交付要綱」では、協会が行う交通安全対策事業に要する経費に対して補助金を交付するとされており、補助対象経費としては謝金、旅費及び庁費（備品費、消耗品、印刷製本費、通信運搬費、借料及び会議費）が規定されている。

交通安全対策事業は、①ダンプカー事業者及びその雇用する運転者等に対する研修、講習会等の交通安全教育、②ダンプカー事業者及びその雇用する運転者等に対する交通安全のための広報活動、③ダンプカー協会が行う交通安全対策事業のうち知事が適当と認めるもの、とされている。

協会から提出された「ダンプカー協会補助対策事業報告書」及び関係書類を確認したところ、理事（役員）会に係る交通費 135,000 円が補助対象経費として計上されていた。

県担当課によれば、当該理事（役員）会にて、交通安全対策事業の告知等が行われていることから、補助対象経費に含めて問題ないと判断したとのことであった。

【規範】

一般的に、補助対象経費としての旅費は、当該補助事業の遂行に直接必要なものであり、かつ当該事業に従事する者に係るものであることが求められる。

特に役員の旅費については、当該事業への実質的な関与が確認されない限り、補助対象外とされるのが通例である。

【指摘】

理事（役員）会は、通常、協会全体の運営に係るものであり、交通安全対策事業のみに係るものとは言い難いので、理事会開催に係る交通費は補助対象経費の対象外とすべきである。

また、当該交通費を補助対象経費とするためには、当該理事（役員）会が交通安全対策事業のみに直接的に関係していたことを確認すべきである。仮に当該関与が確認できない場合、当該交通費は補助対象経費に該当しないため、補助金が過大に交付される可能性がある。

なお、当該交通費 135,000 円を補助対象経費から除外した場合でも、令和 6 年度の補助金額 380,000 円には影響を及ぼさないため、補助金の過大交付は認められなかった（補助対象経費 944,251 円に含まれる）。

2 こども・家庭課

(1) 保育対策総合支援事業費補助金

< 概要 >

目的および内容	保育士確保対策の実施により、受入児童数に対応した必要保育士数の確保を図るため、保育対策の基盤整備に必要な事業に要する費用に助成する補助金である。
---------	--

要綱等	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱			
交付先	市町村			
補助率等	補助対象経費の2分の1他			
財源	国1/2、県1/2他			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	178,918	137,006	391,134
	決算	35,696	72,696	72,696

① 完了検査等

【事実関係】

実績報告書およびその関係書類には、補助金等の額を確定させるために必要な補助対象経費を含む各種金額が記載されている。

県においては、当該金額について、書類間の整合性の確認や必要に応じた市町村担当者への問い合わせは実施しているものの、証拠書類の確認や現地調査等による検証を行わずに、補助金の額を確定していた。

【規範】

補助金は公金であり、その執行にあたっては、交付要綱等に基づき、適正かつ効率的に使用されたことを確認する責任が県にある。

特に、実績報告書およびその関係書類は補助金の額を確定するうえでの根拠となるものであり、その内容の正確性を担保するためには、必要に応じて証拠書類の確認や現地調査等の検証を行うことが求められる。「補助金等交付規則」においても、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金の額を確定するものとされている。

(補助金等交付規則第13条)

知事等は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金の額を確定する。

(補助金等交付規則第20条)

知事等は、補助金等又は間接補助金等に関し必要があると認められるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

また、補助金は県の公金を原資としており、その執行にあたっては、県が財務統制を適切に行い、支出の妥当性・正確性を確保することが求められる。

さらに、県は、補助金の執行状況について、議会や県民に対して説明責任を負っており、そのためには、実績報告の内容を的確に把握し、必要に応じて検証を行う体制を整備することが必要である。

【指摘】

実績報告書およびその関係書類に記載されている補助金の額を確定させるために必要な金額について、県が十分な検証を行っていないことは、補助金の適正な

執行を担保するうえで不十分であり、過大な交付や目的外使用等の不適正な支出を見逃すおそれがある。

また、県としての財務統制や説明責任の観点からも問題があり、補助金制度全体の信頼性を損なう要因となり得る。

今後は、実績報告の内容について、証拠書類の確認や抽出検査等、実効性のある検査を実施すべきである。

なお、市町村に対する補助金等の完了検査のあり方については、補助金単位で個別に判断するのではなく、県として統一的な指針を設定し、その指針に基づいた検査体制を構築すべきである。

(2) 保育料軽減事業補助金

< 概要 >

目的および内容	市町村が、国の制度により無償化されていない3歳未満児について多子世帯及び低所得世帯の保育料を軽減する事業に要する経費に対する補助金である。			
要綱等	保育料軽減事業補助金交付要綱			
交付先	市町村			
補助率等	補助対象経費の全額もしくは2分の1			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	68,547	76,121	678,000
	決算	68,547	76,121	496,070

< 監査の結果 >

① 補助金精算額調書の様式

【事実関係】

「保育料軽減事業補助金交付要綱」においては、補助金等の額は「補助基本額に2分の1を乗じて得た額」とされており、補助基本額については、認可外保育施設の場合には上限額が設定されている。

しかしながら、実績報告時に添付して提出する関係書類の「補助金精算額調書」においては、上限額と比較する様式にはなっていない。

なお、令和6年度においては、上限額を超過している事例は確認されていない。

【規範】

交付要綱は補助金等の交付に関する根拠規定であり、遵守すべき基準である。

【意見】

本補助金においては、交付要綱上、認可外保育施設を利用する場合の補助基本額に上限額が設定されているにもかかわらず、実績報告時に提出される「補助金

精算額調書」においては、当該上限額と比較する構成となっておらず、上限額の適用状況が様式上で確認できない状態となっている。

このような交付要綱と関係書類との不整合は、補助金額の算定根拠を不明確にし、過大交付のリスクを高める要因となり得る。

したがって、本補助金においては、交付要綱に定める上限額の適用状況を適切に確認できるよう、実績報告様式を見直し、保育料の発生額と上限額との比較欄を設けるなど、交付要綱と関係書類の様式との整合性を確保することが望まれる。

(3)子ども・子育て応援市町村交付金

<概要>

目的および内容	地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的に、市町村が地域の実情や社会資源に合わせて工夫を凝らして実施する独自事業に要する経費に対して助成する交付金である。			
要綱等	子ども・子育て応援市町村交付金事業交付要綱			
交付先	市町村			
補助率等	2分の1			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	-	-	206,708
	決算	-	-	34,450

<監査の結果>

① 交付要綱と関係書類の様式の不整合

【事実関係】

「子ども・子育て応援市町村交付金交付要綱」では、補助金等の額について、「基準額」と「補助対象経費の実支出額」から寄付金その他の収入額を控除した額に補助率を乗じた額の少ない額とすることとされている。

しかしながら、実績報告時に添付して提出する関係書類である「子ども・子育て応援市町村交付金事業精算書」においては、「総事業費」から寄付金その他の収入額を控除して「差引支出済額」を算定する書式となっており、交付要綱で定められた「補助対象経費の実支出額」から「寄付金その他の収入額」を控除する形式にはなっていない。

(「子ども・子育て応援市町村交付金事業交付要綱」第4)

交付金の交付額は、別表の第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額と第1欄に定める基準額とを比較し、いずれか低い方の額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

【規範】

交付要綱は補助金等の交付に関する根拠規定であり、遵守すべき基準である。

【指摘】

補助金等の額の算定にあたり、要綱で定められた算定方法と異なる様式を用いる運用は、補助金等の交付に係る合规性の観点から問題がある。

また、様式を制定する際に、要綱との整合性を確認する内部統制が欠如していたと考えられる。

さらに、要綱が定める「補助対象経費」に対し、様式で用いられている「総事業費」は、補助対象外経費を含む広い概念である。そのため、この運用により補助金等が過大に交付される可能性が生じている。

したがって、交付申請時および実績報告時に添付する関係書類については、要綱に準拠した様式へと見直すべきである。

併せて、今後の様式の制定・改正にあたっては、要綱との整合性を確保するための内部統制の構築が求められる。

(4)児童館等整備費補助金

<概要>

目的および内容	放課後等の子どもの安全・安心な居場所を確保し、健全な遊びや生活の場を与えてその健康を増進し、情操を豊かにするために、市町村が実施する児童館・児童センター、放課後児童クラブの施設整備に要する費用の一部を助成する補助金である。			
要綱等	社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱			
交付先	市町村			
補助率等	1/3 他			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	41,953	60,118	178,326
	決算	26,111	60,118	128,349

<監査の結果>

① 交付要綱に定める補助率と異なる補助率の適用

【事実関係】

「社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱」（以下、本項では「県の交付要綱」という）では、本補助金の補助率について、「原則3分の1（ただし、社会福祉法人等が行う整備に対する補助については9分の2）」と定められている。

しかしながら、令和6年度の補助金交付実績においては、県の交付要綱に定める補助率とは異なる補助率が適用されている事例が確認された。

県担当課によれば、本補助金は、国（こども家庭庁）の「子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱」及び「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下、本項では「国の交付要綱」という）に定める補助率に準じて交付してお

り、国の「放課後児童クラブ整備促進事業」に基づく国庫補助率の嵩上げ等が反映されているものの、国の交付要綱の改定内容を適時に県の交付要綱に反映できていないとの説明を受けた。

【規範】

交付要綱は、補助金の交付条件、補助率等を明確に定めるものであり、補助金の適正な執行および説明責任を果たすうえで、当該要綱の内容は明確かつ一貫性をもって運用される必要がある。

【指摘】

現行の県の交付要綱には、国の交付要綱に準じて補助率を適用する旨の規定がなく、実際の補助率が県の交付要綱で定めた補助率と異なっており、県の交付要綱に反する。

今後は、国の制度に基づく補助率を適用する場合には、県の交付要綱にその旨を明記するなど、制度設計と運用の整合性を確保し、補助金の透明性および信頼性の向上を図るべきである。

(5)児童家庭支援センター運営事業補助金

<概要>

目的および内容	児童家庭支援センターを運営するために要する経費に助成する補助金である。			
要綱等	長野県児童家庭支援センター運営事業補助金交付要綱			
交付先	民間企業、個人（児童家庭センター）			
補助率等	1/2			
財源	国 1/2、県 1/2			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	90,307	95,330	96,252
	決算	83,707	92,860	94,572

<監査の結果>

① 補助対象経費における「需用費」の定義

【事実関係】

「長野県児童家庭支援センター運営事業補助金交付要綱」において、補助対象経費として「需用費（食糧費、印刷製本費、消耗品費）」が明記されている。

県担当課によれば、「需用費」とは、「会計関係例規の需用費の定義（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費、修繕料、飼料費、医薬材料費）を基本」として運用しているとのことであった。

しかしながら、「需用費」という用語は、地方公共団体の会計実務においては使用されるものの、一般的には必ずしも広く用いられているとはいえず、その範

囲や内容が補助対象者にとって明確でない可能性がある。交付要綱上も、食糧費、印刷製本費、消耗品費以外の具体的な経費区分は明示されていない。

【規範】

制度の透明性と補助金交付の適正性を確保するため、補助対象経費の範囲は明確に定義するべきである。

【指摘】

本補助金では、補助対象経費として「需用費」が規定されているものの、交付要綱上に明示されているのは食糧費、印刷製本費および消耗品費に限られており、「需用費」という用語自体の範囲が補助対象者にとって必ずしも明確ではない。

このため、補助申請者による解釈の相違や、補助対象外経費の誤計上を招くおそれがあり、補助金の適正な執行に支障をきたす可能性がある。

したがって、「需用費」の定義および具体的な対象経費の範囲を交付要綱に明記するなど、補助対象経費の明確化を図り、補助金制度の透明性と適正な運用を確保すべきである。

(6)社会福祉施設等整備事業補助金（児童福祉施設の整備）

< 概要 >

目的および内容	次世代育成支援対策を推進することを目的とし、児童福祉施設等の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部に充てるために助成する補助金である。			
要綱等	社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱			
交付先	市町村、社会福祉法人			
補助率等	1/4 他			
財源	・施設の設定主体が民間法人等の場合：国 1/2：県 1/4：設置主体 1/4 ・施設の設定主体が市町村の場合：国 1/2：市町村 1/2			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	370,722	207,493	295,293
	決算	357,163	207,493	295,293

< 監査の結果 >

① 交付条件の確認（重複受給）

【事実関係】

「社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱」では、本補助金の交付と対象経費を重複して、「お年玉付き郵便葉書等寄付金分配金」、「財団法人 JKA」または「公益財団法人日本財団」の補助金の交付を受けてはならない旨が明記されている。

しかしながら、補助金の交付申請時または実績報告時において、県は補助対象者がこれらの補助金を受給していないことを確認していなかった。

（「社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱」第4条（10））

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金分配金又は財団法人JKA、若しくは公益財団法人日本財団の補助金を受けてはならないこと。

【規範】

補助金制度においては、同一の事業または経費に対して複数の公的資金が重複して交付されること（いわゆる「二重補助」）は、財政の健全性および制度の公正性を損なうものであり、原則として認められていない。

そのため、交付要綱等においては、他の補助金との重複受給を禁止する規定を設けるとともに、県はその遵守状況を確認する責務を負うものと解される。

【指摘】

本補助金においては、交付要綱において明確に重複受給の禁止が定められているにもかかわらず、県が補助対象者に対し、他の補助金の受給状況を確認していなかったことは、補助金の適正な執行管理の観点から問題がある。

なお、当該規定は国の交付要綱に準じて定められているものであり、仮に重複受給が判明した場合には、国庫への返還が求められる可能性もある。

したがって、今後は補助金の交付に際し、交付申請時または実績報告時において、補助対象者が他の補助金を受給していないことを確認する手続を明確にし、必要に応じて誓約書や確認書の提出を求めるなど、制度の適正な運用を確保すべきである。

② 交付要綱と関係書類の様式の不整合

【事実関係】

「社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱」では、補助額の算定の基礎となる対象経費の額は、「対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（設置主体が社会福祉法人、公益法人等、医療法人、日本赤十字社又はNPO法人である場合にあっては、その他の収入のうち寄附金以外のものの額。）を控除した額」と定めている。

しかしながら、実績報告時に添付して提出する関係書類である「精算額内訳表」（別紙（1））においては、「総事業費」から寄付金その他の収入額を控除して「差引支出済額」を算定する書式となっており、交付要綱で定められた「対象経費の実支出額」から「寄付金その他の収入額」を控除する形式にはなっていない。

【規範】

交付要綱は、補助金の交付に関する根拠規定であり、補助金の算定および執行において遵守すべき基準である。したがって、補助金の算定に用いる様式や手続は、交付要綱の定めと整合している必要がある。

【指摘】

補助金等の額の算定にあたり、交付要綱で定められた算定方法と異なる様式を用いる運用は、補助金等の交付に係る法規性の観点から問題がある。

また、様式を制定する際に、交付要綱との整合性を確認する内部統制が欠如していたと考えられる。

さらに、交付要綱が定める「対象経費」に対し、様式で用いられている「総事業費」は、補助対象外経費を含む広い概念である。そのため、この運用により補助金等が過大に交付される可能性が生じている。

したがって、交付申請時および実績報告時に添付する関係書類については、交付要綱に準拠した様式へと見直すべきである。

併せて、今後の様式の制定・改正にあたっては、交付要綱との整合性を確保するための内部統制の構築が求められる。

(7)こどもの生活・学習支援事業補助金

<概要>

目的および内容	ひとり親家庭等生活向上のうち基本的な生活習慣の習得支援、大学等受験料支援を含めた学習支援等を行う事業について助成する補助金である。			
要綱等	長野県こどもの生活・学習支援事業補助金交付要綱			
交付先	市町村			
補助率等	3/4 以内			
財源	国 2/3、県 1/3			
金額 (千円)	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	予算	7,246	6,189	15,141
	決算	4,134	4,676	7,795

<監査の結果>

① 完了検査

【事実関係】

実績報告書およびその関係書類には、補助金等の額を確定させるために必要な補助対象経費を含む各種金額が記載されている。

しかしながら、県においては、当該金額について、書類間の整合性の確認や必要に応じた市町村担当者への問い合わせは実施しているものの、証拠書類の確認や現地調査等による検証を行わずに、補助金の額を確定していた。

【規範】

補助金は公金であり、その執行にあたっては、交付要綱等に基づき、適正かつ効率的に使用されたことを確認する責任が県にある。

特に、実績報告書およびその関係書類は補助金の額を確定するうえでの根拠となるものであり、その内容の正確性を担保するためには、必要に応じて証拠書類

の確認や実地調査等の検証を行うことが求められる。「補助金等交付規則」においても、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金の額を確定するものとされている。

(補助金等交付規則第 13 条)

知事等は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金の額を確定する。

(補助金等交付規則第 20 条)

知事等は、補助金等又は間接補助金等に関し必要があると認められるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

また、補助金は県の公金を原資としており、その執行にあたっては、県が財務統制を適切に行い、支出の妥当性・正確性を確保することが求められる。

さらに、県は、補助金の執行状況について、議会や県民に対して説明責任を負っており、そのためには、実績報告の内容を的確に把握し、必要に応じて検証を行う体制を整備することが必要である。

【指摘】

実績報告書およびその関係書類に記載されている補助金の額を確定させるために必要な金額について、県が検証を行っていないことは、補助金の適正な執行を担保するうえ問題であり、過大な交付や目的外使用等の不適正な支出を見逃すおそれがある。

また、県としての財務統制や説明責任の観点からも問題があり、補助金制度全体の信頼性を損なう要因となり得る。

今後は、実績報告の内容について、証拠書類の確認や抽出検査等、実効性のある検査を実施すべきである。

なお、市町村に対する補助金等の完了検査のあり方については、補助金単位で個別に判断するのではなく、県として統一的な指針を設定し、その指針に基づいた検査体制を構築すべきである。

(8)社会福祉施設等整備事業補助金（病児保育事業を実施するための施設の整備）

<概要>

目的および内容	市町村等が行う社会福祉施設等整備事業に要する経費（病児保育施設の増改築や修繕）に対して助成する補助金である。
要綱等	社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱
交付先	市町村
補助率等	1/3 又は 3/10
財源	市町村が整備を行う場合：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3

	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合：国 3/10、県 3/10、市町村 3/10、設置者 1/10			
金額 (千円)	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	予算	-	-	28,816
	決算	-	-	15,318

< 監査の結果 >

① 交付条件の確認（重複受給）

【事実関係】

「社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱」では、本補助金の交付と対象経費を重複して、「お年玉付き郵便葉書等寄付金分配金」、「財団法人 JKA」または「公益財団法人日本財団」の補助金の交付を受けてはならない旨が明記されている。

しかしながら、補助金の交付申請時または実績報告時において、県は補助対象者がこれらの補助金を受給していないことを確認していなかった。

（「社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱」第 4 条（10））

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金分配金又は財団法人 J K A、若しくは公益財団法人日本財団の補助金を受けてはならないこと。

【規範】

補助金制度においては、同一の事業または経費に対して複数の公的資金が重複して交付されること（いわゆる「二重補助」）は、財政の健全性および制度の公正性を損なうものであり、原則として認められていない。

そのため、交付要綱等においては、他の補助金との重複受給を禁止する規定を設けるとともに、県はその遵守状況を確認する責務を負うものと解される。

【指摘】

本補助金においては、交付要綱において明確に重複受給の禁止が定められているにもかかわらず、県が補助対象者に対し、他の補助金の受給状況を確認していなかったことは、補助金の適正な執行管理の観点から問題がある。

なお、当該規定は国の交付要綱に準じて定められているものであり、仮に重複受給が判明した場合には、国庫への返還が求められる可能性もある。

したがって、今後は補助金の交付に際し、交付申請時または実績報告時において、補助対象者が他の補助金を受給していないことを確認する手続を明確にし、必要に応じて誓約書や確認書の提出を求めるなど、制度の適正な運用を確保すべきである。

② 交付条件の確認（一般競争入札）

【事実関係】

「社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱」では、「市町村以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付すなど県が行う契約手続の取扱いに準拠する」旨を定めている。

しかしながら、補助金の交付申請時または実績報告時において、県は市町村以外の補助対象者が補助対象事業を行うために締結した契約について、当該契約手続が県の契約手続に準拠しているかどうかを確認していなかった。

【規範】

交付要綱は、補助金の交付に関する具体的な条件や手続を定めたものであり、補助対象者が契約手続において県の契約手続に準拠することを求めている以上、県はその遵守状況を確認する責任を有する。

また、補助金の適正な執行を確保する観点からも、契約手続の妥当性を確認することは、補助金交付者としての基本的な管理責任に含まれる。

【指摘】

交付要綱に記載されているにもかかわらず、県が補助対象者の契約手続の適正性を確認していなかったことは、補助金の執行管理上の不備であるといえる。

このような確認の欠如は、不適切な契約手続（随意契約の濫用、相見積もりの不備等）を見逃す要因となり、補助金の公正かつ効率的な執行を損なうおそれがある。

したがって、補助金交付申請時または実績報告時において、契約手続の内容を確認するとともに、補助対象事業者に対して、交付要綱に記載されている契約手続きについて周知徹底すべきである。

③ 交付要綱と関係書類の様式の整合性

【事実関係】

「社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱」では、補助額の算定の基礎となる対象経費の額は、「対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（設置主体が社会福祉法人、公益法人等、医療法人、日本赤十字社又はNPO法人である場合にあっては、その他の収入のうち寄附金以外のものの額。）を控除した額」と定めている。

しかしながら、実績報告時に添付して提出する関係書類である「精算額内訳表」（別紙（1））においては、「総事業費」から寄付金その他の収入額を控除して「差引支出済額」を算定する書式となっており、交付要綱で定められた「対象経費の実支出額」から「寄付金その他の収入額」を控除する形式にはなっていない。

【規範】

交付要綱は、補助金の交付に関する根拠規定であり、補助金の算定および執行において遵守すべき基準である。したがって、補助金の算定に用いる様式や手続は、交付要綱の定めと整合している必要がある。

【指摘】

補助金等の額の算定にあたり、交付要綱で定められた算定方法と異なる様式を用いる運用は、補助金等の交付に係る適法性の観点から問題がある。

また、様式を制定する際に、交付要綱との整合性を確認する内部統制が欠如していたと考えられる。

さらに、交付要綱が定める「対象経費」に対し、様式で用いられている「総事業費」は、補助対象外経費を含む広い概念である。そのため、この運用により補助金等が過大に交付される可能性が生じている。

したがって、交付申請時および実績報告時に添付する関係書類については、交付要綱に準拠した様式へと見直すべきである。

併せて、今後の様式の制定・改正にあたっては、交付要綱との整合性を確保するための内部統制の構築が求められる。

(9) 出産・子育て応援事業費補助金

< 概要 >

目的および内容	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を一体的に実施するための経費を交付する補助金である。			
要綱等	出産・子育て応援事業費補助金交付要綱			
交付先	市町村			
補助率等	補助対象経費の 1/4 又は 1/6			
財源	伴走型相談支援 国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4 経済的支援 国 2/3、都道府県 1/6、市町村 1/6			
金額 (千円)	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	予算	1,517,751	270,343	242,823
	決算	118,958	232,219	209,009

< 監査の結果 >

① 様式における記載内容の明確化

【事実関係】

「出産・子育て応援事業費補助金交付要綱」では、補助金等の額について、「基準額」、「対象経費の実支出額」「総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額」の三者を比較し、最も少ない額に補助率を乗じて算定することとされている。

しかしながら、実績報告書に添付して提出する関係書類である「実績報告額算出表」では、「対象経費の実支出額」とすべきところ「対象経費支出予定額」となっており、実際に支出された金額ではなく、当初の支出見込み額を記載するとその誤解を与えかねない様式になっていた。

【規範】

交付要綱に基づき、補助対象者から提出された実績報告書およびその関係書類に記載された「実支出額」に基づいて審査を行い、適正に補助金額を確定すべきである。

【指摘】

補助金の算定根拠として適切な実支出額を確実に把握するためには、関係書類の様式においても、記載すべき項目を明確にする必要がある。

したがって、「実績報告額算出表」の様式については、交付要綱のとおり「対象経費の実支出額」等の表記に修正し、実際に支出された金額を記載すべきことを明示するよう改善を図るべきである。

(10)信州型自然保育認定団体助成金

<概要>

目的および内容	県民に信頼される信州型自然保育の実現を目指し、保育者の処遇向上を目的として、公的支援を受けていない信州型自然保育認定団体が行う信州型自然保育に要する経費に対して交付する助成金である。			
要綱等	信州型自然保育認定団体助成金交付要綱			
交付先	信州型自然保育認定園			
補助率等	1/4			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	16,413	17,811	18,182
	決算	16,413	17,811	18,182

<監査の結果>

① 完了検査の実施

【事実関係】

交付要綱においては、補助金等の額は、①助成対象経費の4分の1、②助成対象経費の2分の1から他団体からの助成金等の額を控除した額、③年齢別の児童数の年間延べ人数に月額単価を乗じた額 とするとされている。

このうち③の算定に必要な「年齢別の児童数の年間延べ人数」については、補助対象者が作成する実績報告書に添付される関係書類において報告されている。

しかしながら、県においては、当該実績報告に基づく完了検査の際、児童の年間延べ人数についての検証を実施していなかった。

【規範】

補助金の額の確定にあたっては、過大交付防止等の観点から、交付要綱に定められた算定方法に基づき、補助対象者から提出された実績報告書および添付書類

の内容を適切に審査・検証し、補助金額の妥当性を確認したうえで確定する必要がある。

【指摘】

補助金額の算定においては、「年齢別の児童数の年間延べ人数」が直接的な算定要素となっていることから、当該数値の正確性を確認することは、補助金の適正な執行を担保するうえで不可欠である。

したがって、補助金額の適正な算定を確保するため、完了検査の際や自然保育業普及推進員が現地に赴く際に、実績報告書に記載された（もしくは記載されるべき）児童の年間延べ人数等について、サンプルにて保育記録や出席簿等の根拠資料に基づく検証等を実施する体制を整備すべきである。

(11)児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金

<概要>

目的および内容	児童養護施設入所児童等の生活向上を図るため、施設の整備等に係る費用について助成する補助金である。			
要綱等	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付要綱			
交付先	社会福祉法人			
補助率等	1/2 他			
財源	国 1/2、県 1/2			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	-	-	17,432
	決算	-	-	4,396

<監査の結果>

① 県が行う契約手続の取扱いに準拠する等の規定

【事実関係】

本補助金は、施設整備に係る補助金であるため、1件当たりの補助金額が多額になる可能性がある。

しかしながら、交付要綱では、「一般競争入札に付すなど県が行う契約手続の取扱いに準拠する」旨の規定は設けられていない。

なお、県担当課によれば、補助対象者に対して「一般競争入札に付すなど県が行う契約手続の取扱いに準拠する」ことを口頭で依頼しているとのことであった。

【規範】

地方財政法第4条第1項
地方自治法第2条第14項

【意見】

補助対象経費の適正性および効率性を確保する観点、交付要綱に基づかない交付条件を回避する観点から、施設整備に係る高額な補助事業においては、補助対象者に対し、一般競争入札等の適正な契約手続を求める必要がある。

したがって、交付要綱において、「一般競争入札に付すなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること」等の規定を明記し、補助対象者に対して契約手続の透明性の確保を制度的に担保する仕組みを整備することが望まれる。

② 交付要綱における用語

【事実関係】

本補助金は、県から事業主体に対して直接交付されるものである。

しかしながら、交付要綱においては、「この間接補助金」との用語が用いられている。

【規範】

「補助金等交付規則」によれば、「間接補助金」とは、「県以外の者が相当の反対給付を受けずに交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの」と定義され、「補助金等の交付規則の施行について（通達）」にて「補助金等が直接事務または事業の施行主体に配分されない場合があり、たとえば、県が市町村・市町村農業協同組合等に交付し、さらに市町村・市町村農業協同組合等が実際に事業主体に交付するようなものであること」と説明されている。

【指摘】

本補助金は、事業主体に対して直接交付されるものであり「間接補助金」には該当しないにもかかわらず、交付要綱において「間接補助金」と表記されていることは、補助金の交付対象を含む制度設計に関して誤解を生じさせるおそれがある。

したがって、交付要綱に記載された「間接補助金」の表記を「補助金」へ修正すべきである。

(12)信州型自然保育（信州やまほいく）保育料軽減事業補助金

<概要>

目的および内容	信州型自然保育の認定を受けた認可外保育施設に在籍する子どものうち、子ども・子育て支援法に規定する子育てのための施設等利用給付の対象とならない子どもの保護者が負担する保育料について助成する補助金である。
要綱等	信州型自然保育（信州やまほいく）保育料軽減事業補助金交付要綱
交付先	認可外保育施設
補助率等	1/2 以内
財源	県単独

金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	6,099	5,757	9,000
	決算	3,774	2,067	4,814

< 監査の結果 >

① 補助金算定における他の公的補助の扱い

【事実関係】

「信州型自然保育（信州やまほいく）保育料軽減事業補助金交付要綱」において、補助金等の額は、①基準額、②実支出額から他の補助金等（市町村が実施する信州型自然保育に係る保育料に対する補助を除く）を控除した額、のいずれか低い額に補助率（2分の1以内）を乗じて算定するとされている。

このうち、市町村による信州型自然保育に係る保育料補助を控除対象から除外している理由について、県担当課によれば、県と市町村がそれぞれ独自に信州型自然保育を推進するため、別枠での補助を認めているものであり、二重支給を意図したものではないとの説明があった。すなわち、県の補助金が補助対象経費の2分の1を上限としていることから、残りの2分の1の範囲内で市町村が独自に補助を行い、保護者の負担軽減を図る趣旨と推察される。

しかしながら、現行の交付要綱の規定では、県の補助金と市町村の補助金の合計額が、やまほいく認可外保育施設における月額保育料を超過する可能性があり、結果として施設設置者が保育料を上回る収入を得る事態が生じるおそれがある。

なお、令和6年度においては、県の補助金と市町村の補助金の合計額が、やまほいく認可外保育施設における月額保育料を超過している事例は確認されていない。

（「信州型自然保育（信州やまほいく）保育料軽減事業補助金交付要綱」第4）（一部抜粋）

補助対象経費（多様な集団活動事業の利用支援に規定する補助金を受給している場合）

やまほいく認可外保育施設の月額保育料（実費で徴収される費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）を除く。）であって、次の1と2に掲げる額を比較していずれか少ない額の、対象期間における合計額

1 第2欄に定める基準額

2 実支出額から多様な集団活動事業の利用支援に規定する補助金及び保育料に対する他の補助金等（市町村が実施する、信州型自然保育に係る保育料に対する補助を除く。）を控除した額

補助対象経費（多様な集団活動事業の利用支援に規定する補助金を受給していない場合）

やまほいく認可外保育施設の月額保育料（実費で徴収される費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）を除く。）であって、次の1と2に掲げる額を比較していずれか少ない額の、対象期間における合計額

1 第2欄に定める基準額

2 実支出額から保育料に対する他の補助金等（市町村が実施する、信州型自然保育に係る保育料に対する補助を除く。）を控除した額

【規範】

補助金制度は、補助対象経費の一部を公費により支援することを通じて、政策目的の達成と受益者負担の適正化を図るものであり、補助金の交付にあたっては、補助対象経費の範囲および他の公的支援との関係を明確にし、過大な公費負担や二重給付を回避する必要がある。

【指摘】

現行の交付要綱において、市町村が実施する信州型自然保育に係る保育料に対する補助を控除対象から除外していることにより、県の補助金と市町村の補助金の合計額が、保育施設の月額保育料を上回る可能性がある。このような取扱いは、補助金制度の趣旨を逸脱し、施設設置者に対して過剰な公費支出が行われる結果となるおそれがある。

したがって、他の公的補助との整合性を確保し、補助金の交付額が、補助対象経費の額を超過しないように、交付要綱における補助金額の算定方法についての記載を改めるべきである。

(13)自然保育活動フィールド等整備事業補助金

<概要>

目的および内容	信州型自然保育認定制度の認定を受けた保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設の設置主体が、自然保育の安全性確保及び保育環境向上を図るために行う自然保育活動フィールド等の整備に要する経費に対し助成する補助金である。			
要綱等	自然保育活動フィールド等整備事業補助金交付要綱			
交付先	民間企業、個人			
補助率等	①活動フィールドの林間整備、歩道整備等：9/10 ②あずまや・トイレ等付帯施設整備：1/2			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	5,000	5,800	6,000
	決算	3,918	5,800	5,672

<監査の結果>

① 交付条件（一般競争入札）

【事実関係】

交付要綱では、契約について、「事業を行うために締結する契約は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、競争入札によること。ただし、緊急の必要により競争入札に付すことができないとき、時価に比較して著しく有利な価格で契約

を締結することができないとき又はその性質若しくは目的が競争入札に付すことが適当でない認められるときは、競争入札に付さないことができる。」と規定されており、競争入札を原則としつつ一定の例外を認めている。

一方で、他の多くの補助金交付要綱では、「一般競争入札などに付すなど、県の取扱いに準拠しなければならない」とされており、契約手続に関する条件が異なっている。

また、交付申請時に補助対象者が提出する「自然保育活動フィールド等整備事業計画書（様式第1号別紙1）」の備考欄に随意契約である理由が記載されているものの、交付要綱に定める例外事由に該当しないケースも確認され、競争入札が実施された事例はなかった。

【規範】

補助金は県民の税金を財源とすることから、その執行にあたっては公平性が求められる。特に、施設整備に係る多額の補助金については、一般競争入札等の条件は、明確な理由がない限り、他の補助金と同一の基準とすべきである。

【指摘】

交付要綱においては競争入札の原則が定められているにもかかわらず、実際には競争入札が行われておらず、随意契約の理由が申請書に記載されているのみで、交付要綱に定める例外事由に該当しないケースも見受けられた。したがって、随意契約が適用される場合には、交付要綱に定める例外事由に該当しているかを適切に確認し、必要に応じて契約手続の見直しを補助対象者に指示すべきである。

【意見】

本補助金は、フィールドおよび付帯施設の整備に係る費用について補助するものであるが、補助上限額は100万円とされており、契約金額としては比較的小規模である。

この点を踏まえると、一般競争入札を原則とする交付要綱の規定が、実務上の契約規模や運用実態に即していない可能性がある。

したがって、県においては、補助金ごとに想定される契約金額や事業規模を踏まえ、「一般競争入札などに付すなど、県の取扱いに準拠しなければならない」旨を交付要綱に明記するかどうかを検討し、制度設計と実務運用との整合性を図ることが望まれる。

② 補助対象経費の範囲の不明確性

【事実関係】

交付要綱においては、補助金対象経費として「自然保育活動フィールドの整備に要する経費」「自然保育活動フィールドにおける付帯施設の整備に要する経費」が規定されている。また、「運用上の留意点」には、補助対象経費がより詳細に記載されている。

しかしながら、「苗代」「農薬費」「肥料費」等、「運用上の留意点」において明記されていない費用が補助対象経費として認められていた事例が確認された。

【規範】

制度の透明性と補助金交付の適正性を確保するため、補助対象経費の範囲は明確に定義するべきである。

【意見】

補助対象経費の範囲について、交付要綱および「運用上の留意点」において一定の記載はあるものの、実際には明記されていない費用が補助対象として認められており、制度運用上の不明確さが見受けられた。

このような状況は、補助金の執行における公平性・透明性を損なうおそれがあるため、県においては、補助対象経費の範囲をより具体的かつ明確に定義するとともに、補助対象外となる経費の例示も含めたガイドラインを整備するなど、制度運用の明確化を図ることが望まれる。

(14) 児童養護施設入所児童の未来支援事業交付金

< 概要 >

目的および内容	児童養護施設入所児童の未来に向けた人材育成及び自立に資するため、入所児童のための体験事業等の実施に要する費用について助成する交付金である。			
要綱等	児童養護施設入所児童の未来支援事業交付金交付要綱			
交付先	児童養護施設			
補助率等	10/10			
財源	こどもの未来支援基金 10/10			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	4,900	4,150	3,850
	決算	521	1,691	2,466

< 監査の結果 >

① 交付率の記載

【事実関係】

交付要綱においては、交付率を「定額（10分の10）」と記載している。

補助金等における「定額」の表記は、一般に①毎年度協議の上で決定される額、または②あらかじめ定められた具体的な固定額のいずれかを意味することが多く、いずれも「金額」を基準とした表現である。

一方、「10分の10」は、交付対象経費に対する割合を示すものであり、「定率」に該当する。

しかしながら、本交付金においては、交付対象経費に交付率（10分の10）を乗じて交付額を算定しており、実質的には「定率」による運用であるにもかかわらず、「定額」と表記されている。

（「児童養護施設入所児童の未来支援事業交付金交付要綱」第4（3））

交付額は、事業ごとに前2号の額を比較して、いずれか少ない方の額に別表1の右欄に掲げる交付率を乗じて得た額とする。

（「児童養護施設入所児童の未来支援事業交付金交付要綱」別表抜粋）

交付対象事業一覧表			
事業区分	対象事業		交付率
	事業内容	対象経費	
施設入所児童の自然科学等体験事業	施設入所児童が自然科学等の体験を通して将来の多様な職業選択への動機付けとなる体験事業等 ・自然、産業、化学博物館見学 ・工場見学 ・自然科学、産業技術博覧会見学 ・サイエンスショー見学 ・野外自然学習（自然観察会）等	交通費、宿泊費、車両・施設等借上料、入館料、現地体験費用、保険料（旅行保険等）、その他（実施に要する経費で知事が適当と認めるもの）	定額 (10/10)
	(以下省略)		

【規範】

制度の透明性と予算執行の適正性を確保の観点から、補助金の交付にあたっては、交付要綱において交付率や交付額の算定根拠を明確にすべきである。

【指摘】

本交付金においては、実態として交付対象経費に交付率（10分の10）を乗じて交付額を算定しているにもかかわらず、交付要綱において「定額（10分の10）」と記載されていることは、交付額の算定方法に関する誤解を招くおそれがある。

したがって、交付要綱における交付率の表記については、実態に即した「10分の10（以内）」等の適切な用語に見直すべきである。

② 補助金の目的と補助対象事業の整理

【事実関係】

交付要綱において、本補助金の目的は「入所児童の未来に向けた人材育成及び自立に資する」とされている。

しかしながら、交付要綱に定めている「自然科学等体験事業」と、本補助金の目的である「人材育成」や「自立支援」との関連性が必ずしも明確ではない。

【規範】

補助金は、その目的に沿った事業に対して交付されるべきものであり、目的と実施内容との整合性が確保されていなければならない。

【意見】

本補助金の目的が「人材育成及び自立支援」であるにもかかわらず、実際の補助対象事業は体験的な内容となっており、目的との整合性が明確ではない。

したがって、本補助金の目的の再検討、もしくは事業内容が「人材育成及び自立支援」という目的にどのように資するのかを評価し、目的に即して事業内容等を見直すことが望まれる。

(15)ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金

<概要>

目的および内容	ひとり親に対し、高等職業訓練促進資金及び住宅支援資金を貸し付けることにより、自立の促進を図る。 事業の実施主体である社会福祉法人長野県社会福祉事業団に、貸付原資及び貸付事務費等を補助する。			
要綱等	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要綱			
交付先	社会福祉法人長野県社会福祉事業団			
補助率等				
財源	国 9/10、県 1/10			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	4,214	8,901	5,061
	決算	4,214	5,061	5,061

<監査の結果>

① 補助率の記載

【事実関係】

交付要綱において、補助率は「定額」と定めている一方で、補助額の算定方法は、「補助金の交付額は、基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする」と規定されている。

しかしながら、「定額」との表記が、これらの算定方法とどのように関係するのかが明示されておらず、本交付要綱において「定額」がどのような意味で用いられているかは不明確である。

また、他の交付要綱においては、「定額」という用語が、①毎年度協議の上で決定される額、または②あらかじめ定められた具体的な固定額、のいずれかの意味で用いられており、制度間で用語の使い方にばらつきが見られる。

(「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要綱」)

第3条 補助金の対象経費及び補助率は、次のとおりとする。

貸付金区分	基準額	対象経費	補助率
訓練促進資金	1 貸付金 (1) 入学準備金 (以下省略)	貸付原資 訓練促進資金の貸付事務 費 (以下省略)	定額

第4条 補助金の交付額は、基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、当該算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

【規範】

制度の透明性と予算執行の適正性を確保の観点から、補助金の交付にあたっては、交付要綱において交付率や交付額の算定根拠を明確にすべきである。

【指摘】

交付要綱においては、「定額」との用語が用いられているものの、その意味が明確に定義されておらず、交付額の算定方法との関係も不明確である。

また、「定額」という用語は他の交付要綱においても異なる意味で使用されており、制度間での表記の不統一が見受けられる。

このような状況は、補助対象者や県民に対して誤解を与えるおそれがあり、制度の透明性を損なう要因となり得る。

したがって、今後も「定額」の用語を継続的に使用する場合には、交付要綱においてその意味を明確に定義すべきである。

たとえば、①毎年度協議により決定する場合には、「補助金の額は、当該年度において県及び補助事業者が協議して定める額（以下『定額』という。）とする。定額は、補助対象経費の範囲内において、年度ごとに協議して決定するものとする。」と明記すること、また、②固定額を意味する場合には、「補助金の額は、別表に定めた固定額（以下『定額』という。）とする。」など、用語の定義を明示することで、制度の理解促進と適正な運用を図るべきである。

② 要綱と関係書類の様式の整合性

【事実関係】

補助金等の額は、①基準額、②対象経費の実支出額、③総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額のうち最も少ない額とされている。

しかしながら、実績報告時に添付して提出する「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業支出・積立額調書」（様式第8号）においては、上記①～③の比較が可能となるような記載欄や構成となっておらず、交付額の算定根拠を確認することが困難な様式となっていた。

【規範】

補助金の交付額は、交付要綱に定められた算定方法に基づき適正に算出される必要があり、その確認のためには、実績報告書等の様式において、必要な情報が網羅的かつ明確に記載されていることが求められる。

【指摘】

実績報告書の様式については、交付要綱に定める算定方法に基づき、基準額・実支出額・収入控除後の総事業費の各金額を明示し、それらを比較できる構成とするよう見直すべきである。

③ 収支決算書等の記載内容

【事実関係】

交付要綱では、実績報告時に添付して提出する書類として「収入支出決算（見込）書抄本」（以下、本項では「収支決算書等」という。）を定めている。

本補助金の簿冊ファイルを閲覧した結果、収支決算書等として、長野県社会福祉事業団の決算書の一部で代替していた。当該書類において、補助対象経費が補助対象外経費を含めた金額で記載されており、補助対象事業に係る収支の内訳が不明確であった。

【規範】

「補助金等の交付規則の施行について（通達）」では、申請書に添付すべき関係書類の「補助事業の収支予算」について、当該補助事業に係る歳入・歳出予算に計上された部分の収支であり、経費の使用法、補助金等の額および算出の基礎、補助金等以外の財源の額ならびに負担方法が明記されていることが求められている。

（「補助金等の交付規則の施行について（通達）」）

申請書に添付すべき書類とは、おおむね次のようなものである。

（６）補助事業等に関する収支予算

（注）（６）の「収支予算」は、当該補助事業に係る歳入・歳出予算に計上された部分の収支で、経費の使用法、補助金等の額および算出の基礎、補助金等以外の財源ならびに負担方法を明記されているものであればよい。なお、市町村・土地改良区等に対しては歳入・歳出予算、農協協同組合・森林組合等に対しては事業計画書に掲げた予算の抄本等を添付させることが望ましい。

【指摘】

補助対象事業以外の収支が含まれている場合、補助金の使途が適正であったかを確認することができず、審査に支障をきたす。特に、補助対象経費とそれ以外の経費の区分が不明確な場合には、過大請求や目的外使用の疑義が生じる可能性がある。このことは、補助金交付事務の適法性の観点から問題があるといえる。

したがって、補助対象事業に係る収支のみを明示した収支決算書等を添付するか、補助対象部分を明確に区分・注記するなど、報告内容を明確にすべきである。

3 次世代サポート課

(1) 困難を有する子ども・若者の専門的な自立支援の場応援事業補助金

< 概要 >

目的および内容	困難を有する子ども・若者の社会参加を促進するため、社会的自立に向けた支援を行う場等を運営する民間団体の人件費について助成する補助金である。			
要綱等	困難を有する子ども・若者の専門的な自立支援の場応援事業補助金交付要綱			
交付先	困難を有する子ども・若者に対する自立支援の場または就労継続支援の場を運営する民間企業や個人等			
補助率等	2分の1以内			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	11,000	11,000	9,500
	決算	10,102	9,500	9,500

< 監査の結果 >

① 補助金等の額の算出方法に関する交付要綱と実務運用の不整合

【事実関係】

「困難を有する子ども・若者の専門的な自立支援の場応援事業補助金交付要綱」においては、補助金の額は、「補助対象経費の実支出額の合計額に補助率を乗じて得た額の合計とする」と規定されており、「寄附金その他の収入額」を控除する旨の規定は設けられていない。

しかしながら、本事業の現地調査で使用する「現地確認チェック表」には、「国や地方公共団体からの委託事業及び他の補助金事業は、補助対象経費から控除されているか」を確認項目としており、交付要綱と異なる取り扱いがされていた。

【規範】

補助金の交付にあたっては、交付要綱に基づき、交付額の算定根拠を明確かつ一貫して運用することが求められる。また、補助対象経費に対して複数の公的資金や収入が充当される場合、いわゆる「二重補助」を防止する観点から、寄附金や他団体からの補助金等の収入額を控除したうえで補助金額を算定することが、財政の健全性および制度の公正性を確保するうえで重要である。

【指摘】

本補助金においては、交付要綱上「寄附金その他の収入額」を控除する規定が存在しないにもかかわらず、現地調査においては、補助対象経費から「国や地方公共団体からの委託事業及び他の補助金事業」に係る収入を控除することを確認

する運用がされており、交付要綱の規定と整合しておらず、補助金額の算定根拠が不明確となるおそれがある。

したがって、補助金の算定において寄附金その他の収入額を控除する運用を継続するのであれば、交付要綱においてもその旨を明記し、制度文書と実務様式との整合性を図るとともに、二重補助の防止という制度趣旨を明確に反映させるよう、交付要綱の修正を行うべきである。

なお、県担当課によれば、交付要綱等を改正する予定とのことである。

(2)信州子どもカフェ運営支援事業補助金

<概要>

目的および内容	信州子どもカフェの普及拡大を推進するため、長野県社会福祉協議会が行う、信州子どもカフェ及び地域プラットフォームの運営費補助事業に要する経費について助成する補助金である。			
要綱等	信州子どもカフェ運営支援事業補助金交付要綱			
交付先	社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下、本項では「協議会」という）			
補助率等	2分の1以内			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	11,985	11,435	8,920
	決算	10,249	9,025	7,687

<監査の結果>

① 交付要綱で定めている関係書類の未入手

【事実関係】

「信州子どもカフェ運営支援事業補助金交付要綱」においては、交付申請時に提出すべき関係書類として「財産目録及び貸借対照表」を、また実績報告時に提出すべき関係書類としても同様に「財産目録及び貸借対照表」を定めている。

しかしながら、実際の運用においては、交付申請時および実績報告時のいずれにおいても、当該書類を補助対象者から入手していない実態が確認された。

なお、協議会は県出資等外郭団体であり、県として決算書等一式は入手していることから、事後的には当該書類は入手している。

（「信州子どもカフェ運営支援事業補助金交付要綱」第5 2）

規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に規定するとおりとする。

(4) 財産目録及び貸借対照表

（「信州子どもカフェ運営支援事業補助金交付要綱」第9 2）

規則第12条第1項に規定する関係書類は、次の各号に規定するとおりとする。

(4) 財産目録及び貸借対照表

【規範】

「補助金等の交付規則の施行について（通達）」では、補助金等の交付申請時の添付すべき関係書類として、「申請者の資産および負債に関する事項」が例示列挙されている。これは、補助対象者の財務状況を把握し、補助金等の必要性を判断する趣旨と考えられる。

（「補助金等の交付規則の施行について（通達）」）

申請書に添付すべき書類とは、おおむね次のようなものである。

(2) 申請者の資産および負債に関する事項

【指摘】

交付要綱において提出が求められている「財産目録及び貸借対照表」について、交付申請時および実績報告時のいずれにおいても入手していない運用は、交付要綱に定める手続に従っていないものであり、適正な補助金交付の観点から問題がある。

また、当該書類を入手することにより、補助対象者の資産及び負債の状況を把握し、資産が潤沢な申請者に対しては補助金の交付額を適切に調整することも可能となる。

したがって、本補助金においては、交付要綱に基づき「財産目録及び貸借対照表」を確実に入手する運用とすべきである。

なお、県担当課によれば、交付要綱等を改正する予定とのことである。

(3)長野県将来世代応援県民会議事業費補助金

<概要>

（青少年を健全に育成し、持てる力を社会で活かすことを支援する県民の取組を推進するための事業）

目的および内容	長野県将来世代応援県民会議が行う、性被害などの犯罪被害の防止や青少年の健全育成に関する事業等への補助金である。			
要綱等	長野県将来世代応援県民会議事業費補助金交付要綱			
交付先	長野県将来世代応援県民会議			
補助率等	10分の10以内他			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	15,355	15,355	15,380
	決算	14,335	15,233	15,220

（結婚、子ども・子育て家庭を支援する県民の取組を推進するための事業）

目的および内容	長野県将来世代応援県民会議が行う、結婚・出産・子育ての意識調査や子育てを応援する社会機運の醸成に関する事業等への補助金である。			
要綱等	長野県将来世代応援県民会議事業費補助金交付要綱			
交付先	長野県将来世代応援県民会議			

補助率等	10分の10以内			
財源	国 2/3、県 1/3			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	5,431	7,990	10,111
	決算	4,785	7,581	10,009

< 監査の結果 >

① 共通経費の按分方法が不明確

【事実関係】

「長野県将来世代応援県民会議事業費補助金交付要綱」においては、補助対象経費は、「青少年を健全に育成し、持てる力を社会で活かすことを支援する県民の取組を推進するための事業」のうち「子どもの性被害防止事業に係る経費」と「結婚、子ども・子育て家庭を支援する県民の取組を推進するための事業に要する経費」について、補助率を「10/10以内」と定めている。

しかしながら、実績報告書に添付する関係書類の「収支精算書」を閲覧したところ、一部の補助対象経費が、「子どもの性被害防止事業に係る経費」と「結婚、子ども・子育て家庭を支援する県民の取組を推進するための事業に要する経費」のいずれにどの様に按分したかが明確ではなく、補助対象経費が適切に集計されているか判断できなかった。

なお、県担当課の説明によれば、当該経費は予算計上額を基に按分しているとのことであった。

【規範】

補助金の適正な交付にあたっては、交付要綱に基づき、補助対象経費の範囲および区分を明確にし、事業区分ごとの経費が適切に整理・集計されていることを確認できる仕組みが必要である。

【指摘】

本補助金においては、補助対象経費を2つの事業区分に分けて整理する必要があるにもかかわらず、実績報告書において按分方法が明確に示されておらず、補助対象経費が適切に集計されているか確認できない状況であった。

経費区分の不明確さが補助金額の過大交付につながる可能性があることから、按分基準や算定方法を交付要綱等に明記し、実績報告書において按分根拠を確認できるよう制度を整備すべきである。

(4)チャイルドライン支援事業補助金

< 概要 >

目的および内容	子どもの声に耳を傾け、こころの居場所づくりを推進するため、チャイルドラインの活動に係る活動経費等に対する補助金である。
要綱等	チャイルドライン支援事業補助金交付要綱

交付先	長野県チャイルドライン推進協議会			
補助率等	10/10			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	3,709	3,709	3,709
	決算	3,709	3,709	3,709

< 監査の結果 >

① 補助対象外経費の算入による補助金の過大交付について

【事実関係】

「チャイルドライン支援事業補助金交付要綱」においては、補助対象経費は「長野県チャイルドライン推進協議会構成団体が実施するチャイルドライン設置運営に要する経費で、寄付金その他の収入額を控除した額（飲食物費を除く）」と定められている。

しかしながら、令和6年度においては、長野県チャイルドライン推進協議会の事務局費が補助対象経費に含まれて補助金が算定されていた。

当該事務局費は、チャイルドライン推進協議会の運営に関わる経費であり、同協議会は交付要綱に定める「構成団体」に該当せず、また当該経費は「チャイルドライン設置運営に要する経費」にも該当しないことから、本来補助対象経費に含めるべきではない。

（「チャイルドライン支援事業補助金交付要綱」第2）

第1に規定する補助金の交付の対象となる経費及び補助額は次のとおりとする。	
経費	補助額
長野県チャイルドライン推進協議会構成団体が実施するチャイルドライン設置運営に要する経費で、寄付金その他の収入を控除した額（飲食物費を除く）	定額

【規範】

補助金の交付にあたっては、交付要綱に定められた補助対象経費の範囲および補助金額の算定方法に従い、適正に運用されることが求められる。

特に、補助対象経費の範囲については、対象事業や対象団体を明確に区分し、制度趣旨に即した支出に限定することが必要である。

【指摘】

令和6年度のチャイルドライン支援事業補助金においては、交付要綱に定める補助対象経費に該当しない長野県チャイルドライン推進協議会の事務局費が補助対象経費に含まれており、補助対象の範囲を逸脱している。

したがって、補助金の算定にあたっては、交付要綱に定める補助対象経費の範囲および収入控除の規定を厳格に適用し、補助金の適正な算定・交付を徹底すべきである。

なお、担当課によれば、令和7年度中に交付要綱等を改正し、補助対象経費を明確にしているとのことであった。

② 「定額」の定義について

【事実関係】

「チャイルドライン支援事業補助金交付要綱」においては、補助対象経費の範囲を定め、補助金の額を「定額」と規定している。

県担当課によれば、本交付要綱における「定額」とは、「補助金等の交付先と毎年度協議の上、決定した額」を意味するものであるとの説明があった。

しかしながら、本交付要綱においては、「定額」という用語がどのような意味で用いられているか、またその算定方法との関係についての記載がなく、文言上はその定義が不明確である。

また、他の補助金等の交付要綱においては、「定額」という用語が、①毎年度協議の上で決定される額、または②あらかじめ定められた具体的な固定額、のいずれかの意味で用いられており、制度間で用語の使い方にばらつきが見られる。

【規範】

制度の透明性と予算執行の適正性を確保の観点から、補助金の交付にあたっては、交付要綱において補助金等の額の算定根拠を明確にすべきである。特に、補助金等の額の算定方法に係る用語については、補助対象者や県民に誤解を与えることのないよう、定義を明示し、制度間での表記の統一を図ることが重要である。

【意見】

交付要綱においては、「定額」という用語が用いられているものの、その意味が明確に定義されておらず、交付額の算定方法との関係も不明確である。

また、「定額」という用語は他の補助金等の交付要綱においても異なる意味で使用されており、制度間での表記の不統一が見受けられる。

このような状況は、補助対象者や県民に対して誤解を与えるおそれがあり、制度の透明性を損なう要因となり得る。

したがって、今後も「定額」の用語を継続的に使用する場合には、交付要綱においてその意味を明確に定義することが望まれる。

たとえば、①毎年度協議により決定する場合には、「補助金の額は、当該年度において県及び補助事業者が協議して定める額（以下『定額』という。）とする。定額は、補助対象経費の範囲内において、年度ごとに協議して決定するものとする。」と明記すること、また、②固定額を意味する場合には、「補助金の額は、別表に定めた固定額（以下『定額』という。）とする。」など、用語の定義を明示することで、制度の理解促進と適正な運用が期待される。

4 人権男女共同参画課

(1)人権尊重社会づくり県民支援事業補助金

< 概要 >

目的および内容	県民の人権尊重意識を育み、人権が尊重される長野県づくりを推進するため、県民が主体的に取り組む人権教育・啓発に関する事業の実施に要する経費についての補助金である。			
要綱等	人権尊重社会づくり県民支援事業補助金交付要綱			
交付先	各種団体			
補助率等	1/2 以内			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	予算	1,700	1,700	1,700
	決算	1,490	1,442	1,248

< 監査の結果 >

① 補助金算定における自己資金控除の妥当性

【事実関係】

「人権尊重社会づくり県民支援事業補助金交付要綱」においては、補助金の額は、①補助対象経費の額に2分の1を乗じた額、②事業費から補助事業を実施することによる収入額（参加者負担金、寄付金、自己資金、その他事業実施に係る収入額）を控除した額、のいずれか低い額と規定されている。

このうち、②の控除対象に「自己資金」を含めている点が特徴的であり、本包括外部監査の対象とした他の多くの補助金交付要綱では、「寄付金その他の収入額」のみを控除対象としており、自己資金を控除対象に含めている例は本補助金のみであった。

また、他の補助金制度では、補助対象経費または総事業費から寄付金等を控除した残額が補助対象となり、補助金で賄えない部分が自己資金として位置づけられているのに対し、本補助金では、補助金額の算定にあたり、あらかじめ自己資金の額を確定させたうえで控除する必要がある設計となっている。

しかしながら、控除すべき「自己資金」の金額の妥当性については、交付要綱等に判断基準はなく、申告に基づく金額を控除していた。

（「人権尊重社会づくり県民支援事業補助金交付要綱」別表（第4関係））

補助対象経費	補助事業を実施するために必要な以下の区分に掲げる経費とする。 ①謝金（講師等に関するものに限る） ②旅費交通費（講師等に関するものに限る） ③印刷製本費 ④消耗品費 ⑤使用料
--------	--

補助金算定上、 控除する収入	補助事業を実施するための次の収入 ①参加者負担金 ②寄付金 ③自己資金 ④その他事業実施に係る収入額
-------------------	--

【規範】

（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第3条第1項）

各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

【指摘】

本補助金においては、交付要綱において自己資金を控除する方式で補助金額を算定する旨が明記されている。控除する自己資金は申請者の申告額によっており、その妥当性について確認していない。また、交付要綱等に控除すべき自己資金の金額の判断基準は示していない。このことは、公平性の観点から問題がある。

さらに、他の補助金制度では自己資金を控除対象に含めていない例が多く、制度間での取扱いに差異があることから、制度間の整合性や公平性の観点からも課題がある。

したがって、本補助金における自己資金の取扱いについては、他制度との整合性を踏まえたうえで、控除対象とするか否かを再検討すべきである。仮に控除する場合には、自己資金の定義や審査方法、補助金額との関係性を交付要綱上に明記し、制度の透明性と適正な運用を確保すべきである。

5 文化振興課

(1) 信州アーツカウンシル事業負担金

<概要>

目的および 内容	文化芸術活動の中間支援組織「信州アーツカウンシル」の運営及び企画・実施する事業に係る経費を負担している。			
要綱等	信州アーツカウンシル事業負担金交付要綱			
交付先	一般財団法人長野県文化振興事業団			
補助率等	交付要綱等には定めていないため、明示されていない			
財源	国 1/5、県 4/5			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	91,652	118,772	116,046
	決算	86,174	113,015	114,405

< 監査の結果 >

- ① 具体的な補助対象経費の範囲、寄附金その他の収入控除、補助率等が定められていない

【事実関係】

「信州アーツカウンシル事業負担金交付要綱」においては、負担金の対象となる経費として「信州アーツカウンシルの運営に係る経費」および「信州アーツカウンシルが企画・実施する事業に係る経費」が規定されているが、具体的な補助対象経費の範囲や、寄附金その他の収入額を控除するか否か、補助率等についての記載はない。

令和6年度においては、総事業費 118,202,172 円から助成金、図録販売、入場料等の収入を差し引いた 114,404,272 円が負担金として支出されており、結果として、寄附金その他の収入額を控除した額に対して補助率 100% を乗じた金額が交付されている。

しかしながら、交付要綱等には補助率や算定方法に関する明示的な規定がなく、負担金額の算定根拠が不明確な状態となっている。

(「信州アーツカウンシル事業負担金交付要綱」第3)

長野県知事は、予算の範囲内で、負担金の対象となる次の経費について負担金を交付する。

- (1) 信州アーツカウンシルの運営に係る経費
- (2) 信州アーツカウンシルが企画・実施する事業に係る経費

【規範】

補助金制度の運用においては、公平性・透明性の確保が求められており、補助金等の額の算定基準については、補助金等の交付規則の施行について（通達）」において、交付要綱等において明示する項目として例示列挙されている。

(「補助金等の交付規則の施行について（通達）」)

個々の規程等で定める事項は、おおむね次のとおりである。

- (2) 補助金等の交付の対象となる経費および補助率

【指摘】

本負担金においては、実質的に寄附金その他の収入額を控除した額に対して補助率 100% を乗じた金額が交付されているが、交付要綱上、補助対象経費の範囲や補助率、収入控除の取扱い等が明示されておらず、負担金額の算定根拠が不明確な状態となっている。

このような状況は、制度の透明性や予算執行の適正性を損なうおそれがあり、補助金等の交付に関する基本的なルールとして不適切である。

したがって、交付要綱において補助対象経費の範囲、寄附金その他の収入額の控除の有無、補助率等を明確に定めるとともに、仮に年度ごとの協議により負担金額を決定する運用を行う場合には、その旨を明記すべきである。

- ② 完了検査について

【事実関係】

「補助金等交付規則」第13条において、「知事等は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金等の額を確定する」と規定している。

しかしながら、「信州アーツカウンシル事業負担金交付要綱」においては、「知事は、実績報告書を精査する」とのみ記載されており、審査および必要に応じた現地調査等の具体的な手続については特段定められていない。

また、県担当課によれば、信州アーツカウンシルから提出される「事業実績報告書」に添付された「収支決算書（様式3号）」について、特段の検証は行っていないとのことであった。

（「補助金等交付規則」第13条）

知事等は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金等の額を確定する。
--

（「信州アーツカウンシル事業負担金交付要綱」第4-5）

知事は、実績報告書を精査し、負担金額の確定及び精算を行う。

【規範】

「補助金等交付規則」においても明文化されているとおり、補助金等の適正な執行を確保するため、補助金等の額の確定にあたっては、報告書等の内容を適切に審査し、必要に応じて現地調査等を実施することにより、補助対象経費の実績額や事業の実施状況が交付決定の内容および条件に適合しているかを確認することが求められる。

【指摘】

本負担金においては、交付要綱上、補助金額の確定に関する手続として「実績報告書の精査」が規定されているのみであり、報告書等の審査や必要に応じた現地調査等の実施については明示されていない。

また、実際の運用においても、提出された「収支決算書」について特段の検証が行われていないとのことであり、補助金額の確定に係る手続が十分に履行されていない実態が確認された。

このような状況は、補助金等の適正な執行を確保するうえで問題があり、制度の信頼性や説明責任の観点からも課題がある。

したがって、交付要綱において補助金額の確定に係る審査および現地調査等の実施手続を明記するとともに、提出書類の内容についても適切な検証を行う体制を整備すべきである。

(2)セイジ・オザワ松本フェスティバル負担金

< 概要 >

目的および内容	サイトウ・キネン・オーケストラを主体とする音楽家により、県民に最高水準の音楽芸術を提供するため、実行委員会の一員として大会開催に係る経費を負担している			
要綱等	交付要綱等は定めていない			
交付先	セイジ・オザワ松本フェスティバル実行委員会			
補助率等	交付要綱等は定めていない			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	100,000	100,000	100,000
	決算	100,000	100,000	100,000

< 監査の結果 >

① 補助金等交付規則の適用

【事実関係】

セイジ・オザワ松本フェスティバルの開催に係る経費について、県は実行委員会の一員としてその一部を負担している。

本負担金は、県民文化の振興や地域活性化といった公益性は認められるものの、県が直接的かつ負担金の額に見合う反対給付（物品・役務の提供等）を受けていないことから、「補助金等」に該当すると考えられる。

しかしながら、本負担金が「補助金等」に該当するか否かについての検討結果の記録が残されておらず、交付要綱等の整備もなされていない。その結果、本負担金の額の算出根拠が明確になっていない。

【規範】

「補助金等交付規則」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付のないもの」とされている。「補助金等の交付規則の施行について（通達）」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するもの」であり、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するようなものは除かれる」とされている。また、「補助金等」は交付要綱を定めるものとされている。また、「補助金等会計審査マニュアル」（長野県会計局）において、「補助金等」は交付要綱を定めるものとされている。

【指摘】

本負担金は、県が直接的かつ負担金の額に見合う反対給付を受けておらず、公益目的のために拠出されていることなどから、「補助金等」に該当すると考えられる。

このような支出について、補助金等としての制度的整理を行わずに支出を継続することは、制度の透明性や予算執行の適正性を損なうおそれがある。

したがって、本負担金については、補助金等に該当するか否かを検討したうえで、補助金等に該当する場合は、交付要綱等を整備し、補助対象経費や補助率、

収入控除、実績報告および審査手続等を明記するなど、制度の適正な運用を図るべきである。これにより、本負担金の額の算出根拠が明確になる。

なお、県の「補助金等の交付規則の施行について（通達）」では、補助金等に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するものをいうのである。したがって、共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれることになる。」と記載されているが、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれる」の記載が、現場に誤解を与えている。具体的には、県に相当の反対給付が無く、実行委員会等の構成員ではあっても事業の主体ではなく、共同事業に該当しないにもかかわらず、「共同事業」もしくは「会費的」として、補助金等には該当しないと判断しているケースが多く、課において共通的に把握された。したがって、補助金等に含まれる負担金の内容、県に相当の反対給付の内容等について、県として統一的な考え方や判断基準を取り纏めるとともに、それらに基づき、本負担金が補助金等に該当するかを検討すべきである。

(3) 県民芸術祭参加事業共催負担金

< 概要 >

目的および内容	県内で芸術文化活動を行っている、県の組織を有する団体が県と共催する県大会・発表等に必要経費を負担している。			
要綱等	交付要綱等は定めていない。			
交付先	長野県民芸術祭に参加する各種団体等			
補助率等	交付要綱等は定めていない			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	6,560	6,560	6,360
	決算	5,688	5,815	6,199

< 監査の結果 >

① 補助金等交付規則の適用

【事実関係】

「長野県県民芸術祭参加要領」5では、「長野県民芸術祭運営委員会から参加が認められた事業に対しては、長野県が予算の範囲内で経費の一部を負担することがある」とされ、長野県民芸術祭に参加する各種団体等に対し、芸術祭参に要する費用等の一部を助成している。

本負担金は、県民文化の振興や地域活性化といった公益性は認められるものの、県が直接的かつ負担金の額に見合う反対給付（物品・役務の提供等）を受けていないことから、「補助金等」に該当すると考えられる。

しかしながら、本負担金が「補助金等」に該当するか否かについての検討結果の記録が残されておらず、交付要綱等の整備もなされていない。その結果、本負担金の額の算出根拠が明確になっていない。

【規範】

「補助金等交付規則」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付のないもの」とされている。「補助金等の交付規則の施行について（通達）」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するもの」であり、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するようなものは除かれる」とされている。また、「補助金等」は交付要綱を定めるものとされている。また、「補助金等会計審査マニュアル」（長野県会計局）において、「補助金等」は交付要綱を定めるものとされている。

【指摘】

本負担金は、県が直接的かつ負担金の額に見合う反対給付を受けておらず、公益目的のために拠出されていることなどから、「補助金等」に該当すると考えられる。

このような支出について、補助金等としての制度的整理を行わずに支出を継続することは、制度の透明性や予算執行の適正性を損なうおそれがある。

したがって、本負担金については、補助金等に該当するか否かを検討したうえで、補助金等に該当する場合は、交付要綱等を整備し、補助対象経費や補助率、収入控除、実績報告および審査手続等を明記するなど、制度の適正な運用を図るべきである。これにより、本負担金の額の算出根拠が明確になる。

なお、県の「補助金等の交付規則の施行について（通達）」では、補助金等に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するものをいうのである。したがって、共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれることになる。」と記載されているが、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれる」の記載が、現場に誤解を与えている。具具体的には、県に相当の反対給付が無く、実行委員会等の構成員ではあっても事業の主体ではなく、共同事業に該当しないにもかかわらず、「共同事業」もしくは「会費的」として、補助金等には該当しないと判断しているケースが多く、多くの課において共通的に把握された。したがって、補助金等に含まれる負担金の内容、県に相当の反対給付の内容等について、県として統一的な考え方や判断基準を取り纏めるとともに、それらに基づき、本負担金が補助金等に該当するかを検討すべきである。

② 負担金の算定方法および過大交付の可能性について

【事実関係】

県担当課によれば、本負担金は、各種団体が長野県民芸術祭に参加する費用のうち、会場費および印刷費に対して負担しているとのことである。

会場費および印刷費に対する交付額の割合は、交付対象団体毎に大きなバラつきがあった。県担当課によれば、負担金の額は過去の実績等を踏まえて決定しているとのことであった。

また、実績報告書に添付された「収支決算書」を閲覧したところ、事業に限定した収支決算書ではなく、団体全体の収支決算書を添付していたため、書類上、

交付額を上回る繰越金が計上されている事例や、当該事業に該当すると考えられる収入額を考慮すると、県の負担額が過大とも思われる事例が確認された。県担当課によれば、本負担金は、補助対象者の本事業に係る会場費及び印刷費を補助対象経費としており、その範囲内で交付していることから実質的に過大交付はないとのことであった。

しかしながら、本負担金には交付要綱等が定められておらず、交付対象経費、交付率、収入控除の取扱いなど、負担金額の算定方法が明確化されていない。

【規範】

補助金等の交付にあたっては、交付要綱等に基づき、補助対象経費の実支出額や収入状況を適切に把握し、補助金等の必要性や妥当性を判断したうえで、交付額を算定することが求められる。

また、補助金等は、特定の事業の実施に必要な経費を補填するものであり、補助対象団体の資産形成や貯蓄を目的とするものではない。

このため、実績報告に基づく収支決算書の審査を通じて、過大な交付が行われていないかを確認し、必要に応じて返還措置や翌年度以降の交付額の見直しを行うことが適正な制度運用上求められる。

【指摘】

本負担金については、過去の実績等を踏まえて交付額を決定しているとの説明であったが、交付対象団体ごとに適用される交付率の決定方法が明確でなく、公平性の観点から問題がある。また、事業に係る収入額を控除対象としていないことにより、結果として交付対象団体の資金が蓄積される可能性があり、補助金等の過大交付に該当するおそれがある。

したがって、交付要綱等を整備し、交付対象経費、交付率、収入控除の取扱い等を明確化するとともに、実績報告書の審査を通じて適正な交付額の算定が行われるよう制度の見直しを図るべきである。

(4)文化芸術情報発信力強化事業負担金

<概要>

目的および内容	県内で芸術文化活動を行っている、県の組織を有する団体が県と共催する県大会・発表等に必要経費についての負担金である。			
要綱等	信州アーツカウンシル事業負担金交付要綱			
交付先	一般財団法人長野県文化振興事業団			
補助率等	県単独			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	-	5,892	5,892
	決算	-	5,723	5,832

< 監査の結果 >

① 補助対象経費の範囲の不明確性

【事実関係】

「信州アーツカウンシル事業負担金交付要綱」においては、負担金の対象となる経費として「長野県文化芸術情報発信サイトを活用した文化芸術情報の発信に係る経費」が規定されている。

しかしながら、補助対象経費の具体的な範囲や内容についての明示がなく、対象となる事業や支出の線引きが不明確な状態となっている。

令和6年度においては、補助対象経費として、長野県文化芸術情報発信サイトと直接的な関係が確認できない「文化芸術情報誌の制作・発行」（印刷分）に575,110円含まれていた。県担当課によれば、当該情報誌を広く配布することで、長野県文化芸術情報発信サイトへの誘導効果が期待できるため、補助対象経費に含めたとのことであった。

（「信州アーツカウンシル事業負担金交付要綱」第3）

長野県知事は、予算の範囲内で、負担金の対象となる次の経費について負担金を交付する。

(3) 長野県文化芸術情報発信サイトを活用した文化芸術情報の発信に係る経費

【規範】

補助金等の交付にあたっては、交付要綱において補助対象経費の範囲を明確に定めることにより、制度の透明性および予算執行の適正性を確保することが求められる。

また、補助対象経費は、交付要綱に定められた目的および対象事業との直接的な関連性を有するものである必要があり、間接的な効果や波及的な目的に基づく支出を補助対象に含める場合には、その妥当性を制度文書上で明確に裏付ける必要がある。

【指摘】

本負担金においては、交付要綱に「長野県文化芸術情報発信サイトを活用した文化芸術情報の発信に係る経費」が補助対象経費として規定されているが、具体的な対象経費の範囲が明示されておらず、実際の支出との関係が不明確な状態となっている。

令和6年度においては、当該情報発信サイトと直接の関係が確認しがたい「文化芸術情報誌の制作・発行」（印刷費）575,110円が補助対象経費として含まれていたが、これは交付要綱に定める補助対象経費の趣旨を逸脱している可能性があるとも考えられる。

このような運用は、補助対象経費の範囲を不明確にし、制度の透明性や予算執行の適正性を損なうおそれがある。

したがって、本負担金においては、交付要綱における補助対象経費の範囲を具体的に明示するとともに、補助対象とする経費が制度目的と整合しているかを適切に審査し、対象外経費の算入を防止する運用を徹底すべきである。

(5)伊那文化会館芸術鑑賞促進事業共催負担金

< 概要 >

目的および内容	一般財団法人長野県文化振興事業団（以下、本項では「事業団」という。）が県と共催し、南信地域に世界一流の公演を招聘し、鑑賞の機会を提供する事業の経費についての負担金である。			
要綱等	交付要綱等は定めていない			
交付先	一般財団法人長野県文化振興事業団			
補助率等	交付要綱等は定めていない			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	4,000	4,000	4,000
	決算	4,000	4,000	4,000

< 監査の結果 >

① 補助金等交付規則の適用

【事実関係】

本事業は、事業団が企画する芸術鑑賞会の開催に係る経費について、県は共催者の一員としてその殆どを負担している。

本負担金は、民文化の振興や地域活性化といった公益性は認められるものの、県が直接的かつ負担金の額に見合う反対給付（物品・役務の提供等）を受けていないことから「補助金等」に該当すると考えられる。

しかしながら、本負担金が「補助金等」に該当するか否かについての検討結果の記録が残されておらず、交付要綱等の整備もなされていない。

なお、共催者として名を連ねている他の団体の中には、負担金を拠出していない例も確認されている。

【規範】

「補助金等交付規則」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付のないもの」とされている。「補助金等の交付規則の施行について（通達）」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するもの」であり、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するようなものは除かれる」とされている。また、「補助金等」は交付要綱を定めるものとされている。また、「補助金等会計審査マニュアル」（長野県会計局）において、「補助金等」は交付要綱を定めるものとされている。

【指摘】

本負担金は、県が直接的かつ負担金の額に見合う反対給付を受けておらず、公益目的のために拠出されていることなどから、「補助金等」に該当すると考えられる。

また、共催者として名を連ねている他の団体の中には、負担金を拠出していない例もあることから、共催名義の有無のみをもって補助金等に該当しないとする整理には無理がある。

このような支出について、補助金等としての制度的整理を行わずに支出を継続することは、制度の透明性や予算執行の適正性を損なうおそれがある。

したがって、本負担金については、補助金等に該当するか否かを検討したうえで、補助金等に該当する場合は、交付要綱等を整備し、補助対象経費や補助率、収入控除、実績報告および審査手続等を明記するなど、制度の適正な運用を図るべきである。これにより、本負担金の額の算出根拠が明確になる。

なお、県の「補助金等の交付規則の施行について（通達）」では、補助金等に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するものをいうのである。したがって、共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれることになる。」と記載されているが、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれる」の記載が、現場に誤解を与えている。具体的には、県に相当の反対給付が無く、実行委員会等の構成員ではあっても事業の主体ではなく、共同事業に該当しないにもかかわらず、「共同事業」もしくは「会費的」であるとして、補助金等には該当しないと判断しているケースが多く、課において共通的に把握された。したがって、補助金等に含まれる負担金の内容、県に相当の反対給付の内容等について、県として統一的な考え方や判断基準を取り纏めるとともに、それらに基づき、本負担金が補助金等に該当するかを検討すべきである。

(6)信州アーティスト活動促進事業負担金

<概要>

目的および内容	一般財団法人長野県文化振興事業団（以下、本項では「事業団」という。）が県と共催する、県ゆかりのアーティストへの支援を行う事業に必要な経費についての負担金である。			
要綱等	交付要綱等は定めていない			
交付先	一般財団法人長野県文化振興事業団			
補助率等	交付要綱等は定めていない			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	1,619	1,600	1,600
	決算	1,436	1,600	1,600

<監査の結果>

① 補助金等交付規則の適用

【事実関係】

本事業では、県ゆかりのアーティストへの支援を行う事業の経費について、県は共催者の一員としてその一部を負担している。

本負担金は、県民文化の振興や地域活性化といった公益性は認められるものの、県が直接的かつ負担金の額に見合う反対給付（物品・役務の提供等）を受けていないことから「補助金等」に該当すると考えられる。

しかしながら、本負担金が「補助金等」に該当するか否かについての検討結果の記録が残されておらず、交付要綱等の整備もなされていない。

【規範】

「補助金等交付規則」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付のないもの」とされている。「補助金等の交付規則の施行について（通達）」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するもの」であり、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するようなものは除かれる」とされている。また、「補助金等」は交付要綱を定めるものとされている。また、「補助金等会計審査マニュアル」（長野県会計局）において、「補助金等」は交付要綱を定めるものとされている。

【指摘】

本負担金は、県が直接的かつ負担金の額に見合う反対給付を受けておらず、公益目的のために拠出されていることなどから、「補助金等」に該当すると考えられる。

このような支出について、補助金等としての制度的整理を行わずに支出を継続することは、制度の透明性や予算執行の適正性を損なうおそれがある。

したがって、本負担金については、補助金等に該当するか否かを検討したうえで、補助金等に該当する場合は、交付要綱等を整備し、補助対象経費や補助率、収入控除、実績報告および審査手続等を明記するなど、制度の適正な運用を図るべきである。これにより、本負担金の額の算出根拠が明確になる。

なお、県の「補助金等の交付規則の施行について（通達）」では、補助金等に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するものをいうのである。したがって、共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれることになる。」と記載されているが、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれる」の記載が、現場に誤解を与えている。具体的には、県に相当の反対給付が無く、実行委員会等の構成員ではあっても事業の主体ではなく、共同事業に該当しないにもかかわらず、「共同事業」もしくは「会費的」として、補助金等には該当しないと判断しているケースが多く、この課において共通的に把握された。したがって、補助金等に含まれる負担金の内容、県に相当の反対給付の内容等について、県として統一的な考え方や判断基準を取り纏めるとともに、それらに基づき、本負担金が補助金等に該当するかを検討すべきである。

第3 健康福祉部

1 医療政策課

(1)公益財団法人長野県アイバンク・臓器移植推進協会補助金

< 概要 >

目的および内容	公益財団法人長野県アイバンク・臓器移植推進協会（以下、推進協会という）は、県内唯一の臓器移植推進団体であり、眼球提供者の登録管理事業、角膜移植術に必要な角膜のあっせん事業や、県の委託を受け、長野県臓器移植コーディネーターを配置するなど、臓器移植に関する知識の啓発、普及事業を行っている。本補助金は、臓器不全に苦しむ方々の根治治療である移植医療を推進するため、当団体の事務局運営経費に対して交付する補助金である。			
要綱等	（公財）長野県アイバンク・臓器移植推進協会補助金交付要綱			
交付先	公益財団法人長野県アイバンク・臓器移植推進協会			
補助率等				
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	5,185	5,187	5,194
	決算	5,185	5,187	5,194

< 監査の結果 >

① 補助対象経費の確認不備と実績報告様式の整備について

【事実関係】

本補助金は、推進協会の活動を推進するために運営費のうち、補助対象経費として事務局職員の人件費を補助するものであり、「（公財）長野県アイバンク・臓器移植推進協会補助金交付要綱」において、補助金の額は、「知事が別に定める額」とされている。

他方、推進協会には、別途県からの委託事業（長野県臓器移植コーディネーター設置運営事業）が存在する。当委託業務は推進協会の職員がコーディネーターとなることにより業務が履行されるものであり、実質的に当該職員の人件費は県費が原資とされている。そこで当補助金の対象となる人件費と委託に係る人件費とが明確に区分され、かつ、補助対象外経費が含まれないことが明示され、例えば、職種別、人数又は配置・従事内容などを実績報告にて確認する必要がある。

ここで、補助事業の完了後に実際に県に提出された実績報告書においては、当協会の決算報告書（収支計算書）における給与（事業活動支出及び管理費支出に含まれる賃金支出、諸手当支出及び法定福利費支出）の総額から、委託業務の対象であるコーディネーターの職員給与金額が控除され、すなわち単なる差引計算にて補助対象経費が報告されている。

さらに、その計算は推進協会の収支計算書の紙面に勘定科目の合計金額から手書きのメモによりなされており、少なくとも、当該人件費がどの職員（又は職種・人数・配置）に係るものか、及びその金額が確認できる資料とはなっていない。

【規範】

「補助金等交付規則」では、補助事業者等は、補助事業が終了したときは、補助事業等実績報告書に関係書類を添えて知事等に提出することとされている。知事等は、補助事業等の成果の報告を受けたときは、審査等のうえ補助金等の額を確定するとされている。

（「補助金等交付規則」第 12 条第 1 項）

補助事業者等は、補助事業が完了したとき、又は第 5 条第 1 項第 5 号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に関係書類を添えて知事等に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

（「補助金等交付規則」第 13 条第 1 項）

知事等は、補助事業等の完了又は廃止にかかわる補助事業等の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金等の額を確定する。

【指摘】

補助対象経費の妥当性の確認に際しては、補助事業者から提出された実績報告に基づき、補助金交付者である県が適切な審査が実施できる体制を整備する必要がある。

本事業においては、事務局職員の人件費の積算根拠を含む補助対象経費の根拠証拠資料を設定し、委託業務に従事するコーディネーターに係る人件費の把握が可能となるような実績報告書の様式を整備すべきである。

なお、令和 6 年度において補助金の額は適切に交付されていた。

(2)長野県地域医療介護総合確保基金事業（医療分野）補助金

< 概要 >

目的および内容	地域医療介護総合確保基金事業とは、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）に向け、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するため、平成 26 年度から消費税増収分を活用して設置した「地域医療介護総合確保基金」を財源として、医療介護総合確保法に基づき各都道府県が計画を作成し、当該計画に基づき実施する事業である。対象事業について、県の交付要綱は、医療分野、介護従事者確保分、介護施設等整備分の 3 つに分かれている。
要綱等	長野県地域医療介護総合確保基金事業（医療分野）補助金交付要綱
交付先	市町村、団体、医療機関

補助率等				
財源	県単独（基金）			
金額 （千円）	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	1,318,326	1,140,000	1,910,197
	決算	570,542	1,341,113	1,146,600

< 監査の結果 >

① 補助金執行における随意契約の適正性について

【事実関係】

「長野県地域医療介護総合確保基金事業（医療分野）補助金交付要綱」では、「補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取り扱いに準拠」する旨を定めている。

補助事業者の設備取得に係る契約において、調達業者一者単独で見積書のみを徴収したのみで契約を締結していた事例が確認された。本事例において、随意契約とした理由及び一者のみから見積書を徴収することとした理由についての記録は残されていなかった。

（「長野県地域医療介護総合確保基金事業（医療分野）補助金交付要綱」第4）

(7) 補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならない。

【規範】

交付要綱は、補助金の交付に関する具体的な条件や手続を定めたものであり、補助対象者が契約手続において県の契約手続に準拠することを求めている以上、県はその遵守状況を確認する責任を有する。

また、補助金の適正な執行を確保する観点からも、契約手続の妥当性を確認することは、補助金交付者としての基本的な管理責任に含まれる。

地方財政法第4条第1項

地方自治法第2条第14項

【指摘】

交付要綱に記載されているにもかかわらず、県が補助対象者の契約手続の適正性を確認していなかったことは、補助金の執行管理上の不備といえる。

このような確認の欠如は、不適切な契約手続（随意契約の濫用、相見積り等の不備等）を見逃す要因となり、補助金の公正かつ効率的な執行を損なうおそれがある。

したがって、一般競争入札に付さない場合は、その理由等が合理的であることを確かめるべきである。

② 適切な内示設定の必要性について

【事実関係】

三次医療圏・脆弱二次医療圏体制強化事業において、補助事業者に対し、内示および当初予算額として136百万円が設定されていたが、実際の執行額は46百

万円にとどまる事例が確認された。また、地域型病院機能維持強化支援事業において、補助事業者に対し、199 百万円が内示・予算計上されたものの、執行額は 37 百万円にとどまる事例が確認された。これらの減額について、県担当課によれば、「医療機関側において自己負担の捻出が困難となり、事業計画の見直しが行われたこと等が要因」とのことであった。

さらに、特定行為研修時受講支援事業においては、当初内示された補助事業者が実施せずに、交付決定前に他の補助事業者へ振替変更されている事例が確認された。県担当課によれば、内示を受けた医療機関の都合によるものであるとのことであった。

【規範】

内示は法的拘束力を有するものではないが、予算編成・執行の一環として行われる以上、事業の実現可能性、補助事業者の財務状況及び自己負担能力等を十分に勘案した上で設定されるべきものである。

【意見】

これら内示の変更に係る取扱いは、補助金交付手続上、形式的には問題があるとははいえないが、内示及び当初予算額設定時の計画の変更、縮小等は医療機関の財務状況や自己負担能力、事業実施の実現可能性等について、十分な検討が行われていたかについては、検証を要するものと考えられる。特に、結果として大幅な減額や事業者の変更が生じている状況を踏まえると、実行可能性の検討が十分でないまま、形式的に内示が行われているとの外観を与えるおそれがある。

また、補助金執行額の減額により多額の不用額が生じた場合、本来支援対象となり得た他の医療機関等への配分機会が失われることとなり、補助金制度全体としての政策効果の低下や、限られた行政財源の最適な配分を妨げる要因となる可能性がある。

このため、県においては、内示及び当初予算額の設定に当たり、医療機関の財務状況や自己負担能力、事業実施体制等をより丁寧に確認するとともに、事業の実行可能性を評価する仕組みを取り入れるなど、制度運用の改善を図っていくことが望まれる。

(3)救命救急センター運営費補助金

<概要>

目的および内容	救命救急センターの運営に要する経費に対し助成する補助金である。			
要綱等	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱			
交付先	医療機関			
補助率等	2/3 以内			
財源等	国 1/2、県 1/2			
金額 (千円)	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	予算	248,111	230,804	221,934

	決算	158,731	224,850	221,934
--	----	---------	---------	---------

< 監査の結果 >

① 交付要件について

【事実関係】

「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」では、一定の計算による基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助金等の額としている。また、基準額は、補助を受ける病院の申請年度の収支が都道府県から交付される救命救急センター運営に要する補助金を除いて黒字になる場合には、（中略）1/2を乗じるものとする」とされ、病院全体として黒字の際には補助金額が抑制される規定となっている。

県は、病院の収支状況を確認するために、施設の収支状況を実績報告書に記載する様式を用いるとともに、添付書類として決算書等の提出を求めている。

補助対象者である医療機関から提出された実績報告書（様式第4号別紙3）に「-305,237,000円（赤字）」との記載があったことから、1/2の乗率を適用せずに補助金額を算定、交付していた。その後、医療機関の確定決算では黒字であったため、令和7年8月29日付の修正の実績報告書に基づき、1/2の乗率を適用して算定した補助金額に再確定されるとともに、過大交付分12,116,000円については、令和7年11月28日に県に返還が行われた事例が確認されたが、その間、公金である補助金の一部が、当該医療機関の手元に滞留していた事例が確認された。

なお、県担当課によれば、国や医療機関に確認をしながら対応しており、恣意的に当該医療機関の手元に滞留させたものではないとのことであった。

【規範】

交付要綱は、補助金の交付に関する具体的な条件や手続を定めたものであり、補助対象者が収支状況を正確に報告することを前提として制度が運用されている以上、県はその内容を適切に確認する責任を負う。

地方財政法第4条第1項

地方自治法第2条第14項

【指摘】

過大交付に関しては、実際に返還が行われていることから、結果的には是正が図られているものの、補助金額の算定に用いる重要な指標である施設の収支状況（黒字又は赤字の判定）について、実績報告時点で未確定であるにもかかわらず交付額を確定している点で、あるべき制度の運用と実運用との間に乖離が生じている。

このような運用は、仮に恣意的に実績報告において赤字との報告をしていたとしても、返還にて許容されるとなると、反対であった際のケースと比較すると公正性に欠ける。実績報告が確認のための資料ではなく、暫定的な資料と評価されるものであり、実績報告制度の実効性や補助金交付の公平性、予算執行の効率性

の観点から課題があるため、収支確認資料の厳格化・チェック体制の強化等制度運用の見直しについて検討すべきである。

さらに、過大交付となった補助金について、返還が翌年度11月下旬まで行われなかったことは、公金が長期間補助事業者の手元に滞留する結果となっており、結果的に返還がなされているとしても、実質的には無利子の資金供与と同一視されるおそれがあり、返還時期や手続については、より厳格な管理が求められる。

したがって、補助金の額の確定後に、補助対象者の決算の確定により補助金の返還が生じる場合は、確定決算の報告や返還に係る手続や期限を交付要綱等に明確に定め、制度運用の適正化を図るべきである。

② 算定基準額の計算上の裁量

【事実関係】

令和7年4月に令和6年度の実績報告に基づき赤字として補助金額を確定していたが、最終的な決算は黒字との報告が同年6月にあった。しかし、補助事業者から「退職給付引当金の会計処理」による帳簿上の黒字で、実質的な収支は「赤字」であるため、補助金はこの点を考慮し判断してほしいとの要望があり、県はその要望を受け、以下の根拠より「赤字」と判定したうえで、基準額の計算上2分の1を乗じることなく計算し、返還を求めている事例が確認された。

・黒字の要因は、同施設の損益（給与費）のうち退職給付引当金の年度末処理において、割引率が上昇したことで引当金に戻入（22.8億円）が発生したこと（いわゆる数理計算上の差異を一時処理したこと）による影響であり、当該引当金の戻入を含まない損益は1.6億円の「赤字」となる。黒字化となった主たる要因である割引率の上昇は、政策金利や市場金利の外生的な要因であり、病院の経営状態の改善を意味するものではなく、実質的な収支は「赤字」であることを根拠としている。

・他の補助対象となった医療機関は影響を踏まえても「黒字」であり、他病院との間に不均衡は生じないため許容されるとの県の見解である。

県担当課によれば、他県の情報を収集しつつ、国に確認しながら本対応を決定したとのことであった。

【規範】

補助金制度は、交付要綱に定められた基準に基づき、公平かつ透明に運用されるべきものである。

【意見】

当期損益が黒字化した主要因が、退職給付会計の割引率等による差額は、非資金かつ特殊要因であることであり、これが、補助金の基準額の算定要素である、病院の収益力の指標からは除外されたうえで計算するべきことについては、不合理とまでは言えないものとする。

他方、県の交付要綱においては、「病院収支が黒字か又は赤字か」を基準に、形式的な決算の結果で判定するものであり、「実質的な」黒字又は赤字との判定が規定により認められているわけではなく、あくまで会計基準を医療機関の判断

により適用し、そのうえで確定した決算数値を判断指標として採用しているものと捉えられる。仮に県の裁量により、特定の会計処理を除外できるとすると、実質的な要因の解釈を変動することにより恣意的な線引きのリスクが生じ得る。当事例の会計処理以外でも実質的な損益と判断されない事項が含まれる恐れがあり、黒字と算定される決算を県の裁量で赤字と読み替えたとの疑念が生じかねない。

したがって、国の制度であることは理解するものの、補助金の公平性、手続き公正性及び透明性の観点から、交付要綱等に病院の収支の黒字赤字についての実質判断基準を明確にすることが望まれる。

2 医師・看護人材確保対策課

(1) 地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金（地域医療勤務環境改善体制整備特別事業補助金）

< 概要 >

目的および内容	地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めるため、年時間外労働時間が960時間を超える医師が勤務する医療機関等に対し、労働時間短縮のための取組に対し助成する補助金である。			
要綱等	長野県地域医療勤務環境改善体制整備特別事業補助金交付要綱			
交付先	信州大学医学部附属病院、長野県立こども病院			
補助率等	資産形成費 1/3 以内、その他 1/2 以内			
財源等	地域医療介護総合確保基金			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	-	-	42,879
	決算	-	-	14,580

< 監査の結果 >

① 交付要件について

【事実関係】

本補助金事業において、補助対象事業者の要件は、国および県でそれぞれ異なる基準が設けられている。具体的には、県の交付要件では、国の要件と比較して、対象となる医師の労働時間の水準がより高く設定されており、要件が加重されている状況にある。

このような中、令和6年度における本補助金の予算執行率は34%にとどまっております。当該事業の活用が限定的であることが確認された。

（「長野県地域医療勤務環境改善体制整備特別事業補助金交付要綱」第1条～県）

年の時間外・休日労働が960時間を超える医師を雇用している医療機関で、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条に規定される労働組合又は労働者
--

の代表と結ぶ協定（いわゆる「36 協定」）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 960 時間を超えていること。

（「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」の交付要件～国）

年の時間外・休日労働が 960 時間を超える又は超えるおそれがある医師を雇用している医療機関で、労働基準法第 36 条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36 協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 720 時間を超えていること。

※「年の時間外・休日労働が 960 時間を超えるおそれがある医師を雇用している医療機関」は、「年の時間外・休日労働が 720 時間を超え、960 時間以下の医師を雇用している医療機関」をいう。

【規範】

補助金の交付にあたっては、補助金の目的に照らしてその効果的かつ効率的な執行が求められる。

【意見】

県の交付要件は、国の要件と比較して対象となる労働時間の水準が加重されており、その結果、要件に該当する医療機関が限定される要因の一つとなっているものと考えられる。

国の制度改正時期の影響も一定程度考慮する必要はあるものの、令和 6 年度において本事業の予算執行率が 34%と低水準にとどまっていることは、こうした要件設定が事業活用を抑制している可能性を示唆している。

医師の長時間労働是正という本事業の趣旨に照らすと、年 720 時間超の段階にある医療機関を早期に改善対象として捉え、補助対象事業者とすることにより、勤務環境改善に向けた取組を促す政策誘導効果がより発揮されるものと考えられる。

このため、補助対象要件については、対象となる医療機関の裾野を広げ、事業の実効性及び政策効果の向上を図る観点から、国の交付要件と同水準である年 720 時間超まで緩和することにより、要件の緩和を検討することが望まれる。

② 要綱で用いている用語が不明確

【事実関係】

「長野県地域医療勤務環境改善体制整備特別事業補助金交付要綱」では、補助対象経費のうち「資産形成経費」については補助率を 3 分の 1 以内、それ以外の経費については 2 分の 1 以内と定められている。

しかしながら、交付要綱においては、「資産形成費」の定義や具体的な範囲についての明確な規定が設けられておらず、どの経費が資産形成費に該当するかを判断する基準が示されていない。

（別表「長野県地域医療勤務環境改善体制整備特別事業補助金交付要綱」（第 5 条関係））

基準額	対象経費	補助率
-----	------	-----

当該医療機関が病床機能報告により県へ報告している最大使用病床数（療養病床除く。）1床当たり、133千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額。ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。	医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく総合的な取組に要する経費 ※ 診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできない。ただし、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象としない範囲においては本事業の対象とする。	資産形成経費 3分の1以内
		その他の経費 2分の1以内

【規範】

補助金制度においては、補助対象経費の範囲および補助率を明確に定めることにより、補助対象者の予見可能性を確保するとともに、補助金の適正な執行管理および財政の透明性を担保することが求められる。

特に、補助率に差を設ける場合には、それぞれの経費区分の定義や判断基準を明確に示すことが不可欠であり、これが不明確であると、補助対象者や事務担当者による解釈の相違を招き、制度運用の公平性や一貫性を損なうおそれがある。

【指摘】

本補助金の交付要綱においては、補助率に差を設けているにもかかわらず、「資産形成費」の定義や範囲が明示されていないことから、補助対象経費の区分に関する判断が不明確となっており、補助金の交付額の適正な算定が担保されていないおそれがある。このことは、補助対象者にとって補助率の適用根拠が不透明となるだけでなく、補助金の額を確定させる審査においても判断のばらつきを生じさせる要因となり得る。

したがって、今後は交付要綱等（具体例を示したQ&A、募集要領、運用指針等を含む）において「資産形成費」の定義および具体的な対象経費の範囲を明確に定めるとともに、補助率の適用基準を明示し、補助金制度の透明性および適正な執行管理の確保を図るべきである。

(2)産科医等確保支援事業補助金

<概要>

目的および内容	急激に減少している産科医療機関及び産科医等の確保を図るため、分娩を取り扱う産科・産婦人科医師、助産師に、その処遇改善を目的として支給される分娩手当等に対する補助金である。
要綱等	産科医等確保支援事業補助金交付要綱
交付先	県内の分娩を取扱う医療機関

補助率等	1/3			
財源等	地域医療介護総合確保基金			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	40,651	40,585	35,504
	決算	32,958	26,761	25,061

① 交付要件について

【事実関係】

「産科医等確保支援事業補助金交付要綱」第4の交付対象の施設の要件として、「一分娩当たり一般的に入院から退院までの分娩費用として徴収する額が56万円未満の分娩施設であること」と規定しており、高額な分娩費用を設定している施設は補助対象外とされている。

補助対象となる分娩施設は、事業報告書に一般的な分娩費用を記載し、要件の充足が確認されるのであるが、実際の報告においては、複数の施設が55万円～55万5千円といった、上限額に極めて近い金額を設定していた事例が確認された。

(「産科医等確保支援事業補助金交付要綱」第4)

第3(2)における分娩手当等とは、第2に規定する補助対象事業者が設置する長野県内の分娩施設において、産科医等に対して、就業規則及びこれに類するもの(雇用契約等)に基づき、分娩取扱件数に応じて支給される手当。ただし、一分娩あたり一般的に入院から退院までの分娩費用(分娩(管理・介助)料、入院費用、胎盤処理料及び処置・注射・検査料等をいう。)として徴収する額が56万円未満の分娩施設に限る。(当該年度の正常分娩の金額を適用する。妊産婦が任意で選択できる付加サービス料等については含めない。)

【規範】

補助金制度の設計においては、制度目的の達成とともに、価格設定への過度な誘導や制度目当ての調整行為を招かないよう、制度の中立性・公平性を確保することが重要である。

【意見】

交付要綱における「56万円未満」という固定的な上限設定は、医療機関の経営実態や地域の分娩費用水準などを踏まえて決定されているのかが必ずしも明確ではない。

国が、分娩費用の保険適用化の議論とあわせて分娩費用の標準的な費用を検討しているところであり、その結果を踏まえ補助対象経費の考え方を含めて制度設計の見直しを図ることが望まれる。

(3)地域医療人材拠点病院支援事業補助金

<概要>

目的および内容	県内の医師不足が深刻な小規模病院等への診療支援を促進させるため、医師等の確保・養成及び小規模病院等への医師派遣を行う地域の中核的な病院に対して、医師派遣に係る費用等について交付する補助金である。			
要綱等	地域医療人材拠点病院支援事業補助金交付要綱			
交付先	地域医療人材拠点病院又は準地域医療人材拠点病院			
補助率等	10/10 以内			
財源等	地域医療介護総合確保基金			
金額 (千円)	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	予算	84,350	84,538	85,858
	決算	77,547	83,664	85,187

< 監査の結果 >

① 補助金等の額の算定方法

【事実関係】

「地域医療人材拠点病院支援事業補助金交付要綱」においては、本補助金の額は、(1)基本額（基準額）に(2)加算額を合算した金額とすることが規定されている。

このうち(2)加算額（別表 2（第 4 条第 2 号関係））は、15,000 円（または 30,000 円）に派遣日数（別表 2 の 2 欄）を乗じた額と、派遣による損失相当額（別表 2 の 3 欄）を比較し、小さい方の額を加算額として算定する仕組みとなっている。

この損失相当額は、医師 1 人当たりの利益額に派遣日数を乗じて算出されており、派遣により自院での診療が行えなかったことによる機会損失（逸失利益）を補填する考え方に基づいている。

なお、令和 6 年度における当補助金の執行総額 85 百万円のうち、(1)基本額の総額は 35 百万円、(2)加算額の総額は約 50 百万円と、加算額が全体の大半を占めている。

（「地域医療人材拠点病院支援事業補助金交付要綱」第 4 条）

この補助金の額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表 1 の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に第 3 欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

(2) 別表 2 の第 1 欄に定める派遣形態に応じた第 2 欄に定める加算額と、第 3 欄に定める派遣による損失相当額とを比較して少ない方の額に第 4 欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算定に当たっては、次に掲げる医師の派遣及び他の補助金の対象となっている診療支援は、対象外とする。

ア 長野県医学生修学資金及び研修医研修資金の貸与を受けた義務年限中の医師

イ 自治医科大学卒業の義務年限中の医師

ウ 臨床研修及び後期研修中の医師

（「地域医療人材拠点病院支援事業補助金交付要綱」別表 1）

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
2,500 千円	医師や研修医の確保や養成に係る以下の経費 ・ 広報宣伝、募集経費 ・ 学会、研修会等参加経費 ・ 他医療機関への研修派遣経費（海外含む） ・ 外部講師招聘経費 ・ 指導医養成講習会経費 ・ 処遇充実費 ・ 幅広い診療能力（総合内科、総合診療科等）を有する医師の養成に要する経費 ・ その他医師等の確保・養成及び研修環境の整備等に 必要な経費	10 分の 10 以内

（「地域医療人材拠点病院支援事業補助金交付要綱」別表 2）

1 派遣形態	2 加算額	3 派遣による損失相当額	4 補助率
下記以外の小規模病院等への医師派遣	15,000 円×小規模病院等への派遣日数（人・日）	当該病院における直近の決算数値により以下の式により算出される額 （（入院診療収益＋外来診療収益－（人件費（医療職）＋材料費＋その他の経費））／医師数（常勤＋非常勤）×1／派遣元病院の派遣年度における総診療日数）×派遣日数（日）	10 分の 10 以内
長野県医師確保計画上の医師少数区域以外の区域にある拠点病院から医師少数区域にある小規模病院等への医師派遣	30,000 円×小規模病院等への派遣日数（人・日）	当該病院における直近の決算数値により以下の式により算出される額 （（入院診療収益＋外来診療収益－（人件費（医療職）＋材料費＋その他の経費））／医師数（常勤＋非常勤）×1／派遣元病院の派遣年度における総診療日数）×派遣日数（日）	10 分の 10 以内

【規範】

本補助金は、医師不足が深刻な小規模病院等に対する診療支援を促進することを目的としており、地域医療を支える中核的な拠点病院が、医師等を確保・養成し、必要な地域へ派遣する取組を支援する制度である。

したがって、補助金の配分にあたっては、派遣の実態や地域医療への貢献度を適切に評価し、支援の必要性が高い地域や病院に対して重点的に資源が配分されることが、制度の趣旨に沿った運用といえる

【意見】

現行の加算額の算定方法は、医師 1 人当たりの利益額に基づいて派遣による損失相当額を算出する仕組みであるが、この方式では、収益性が高く利益水準の高

い病院ほど加算額が大きくなる一方、へき地に近接するなどの理由で収益性が相対的に低い拠点病院については、派遣を行っても加算額が小さくなる可能性がある。

この結果、医師派遣の必要性が高い地域を支える病院ほど補助額が相対的に少なくなるという逆転現象が生じるおそれがあり、制度の公平性や政策効果の観点から問題があると考えられる。

実際に、令和6年度の補助金執行状況においても、加算額が全体の約6割を占めており、収益性の高い病院に補助金が偏る傾向がみられる。

このような状況を踏まえれば、加算額の算定方法については、派遣の実態や地域医療への貢献度をより適切に反映できる仕組みとする方向で見直しを検討することが望まれる。

(4) 看護師等養成所運営費補助金

< 概要 >

目的および内容	看護師等養成所に対し、運営に要する経費に助成する補助金である。			
要綱等	看護師等養成所運営費補助金交付要綱			
交付先	看護師等養成所			
補助率等	10/10 以内			
財源等	地域医療介護総合確保基金及び一般財源			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	197,970	206,045	193,418
	決算	191,291	199,753	182,386

< 監査の結果 >

① 要綱と様式の用語や名称が不整合

【事実関係】

「看護師等養成所運営費補助金交付要綱」では、実績報告時に添付して提出する書類として、「事業費精算書（様式第1号の1）」や「寄付金その他の収入内訳書（様式第6号）」を定めている。

しかしながら、実際の様式（様式第1号の1）では、「事業費清算書」「寄付金その他収入積算内訳書（別紙8）」となっており、交付要綱と異なる用語（漢字）や名称が用いられていた。

（「看護師等養成所運営費補助金交付要綱」第7-2）

規則第12条第1項に規定する実績報告書に添付する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業費精算書（様式第1号の1）
- (2) 対象経費実支出額内訳（様式第1号の2）
- (3) 専任教員・事務職員給与費明細書（様式第1号の3）
- (4) 備品等購入明細書（様式第1号の4）

- (5) 事業実績報告書（様式第1号の5）
- (6) 歳入歳出決算書の謄本又は抄本（様式第1号の6）
- (7) 寄付金その他の収入内訳書（様式第6号）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めて指定した書類

【規範】

交付要綱は、補助金等の交付に関する根拠規定であり、補助金の算定および手続において遵守すべき基準である。

また、補助金等の交付に係る様式は、交付要綱の内容と整合性を保ち、制度の適正な運用を担保するものでなければならない。

【指摘】

様式において「清算書」と記載されていることは、交付要綱に規定された「精算書」と異なる用語であり、文書上の整合性を欠いている。

「精算」は実績に基づく最終的な金額の確定を意味するのに対し、「清算」は債権債務の解消や事業の終了処理を意味するなど、法令上も異なる意味を持つ用語であることから、誤解を招くおそれがある。

また、交付要綱で規定している書類名称と、様式の書類名称が異なる場合、補助対象者が要綱に基づく提出書類を正確に把握できず、必要書類の提出漏れや確認漏れが生じる可能性がある。

さらに、様式を制定する過程において、交付要綱との整合性を確認する内部統制が十分に機能していなかったと考えられ、今後の制度運用においても同様の不整合が生じるおそれがある。

したがって、当該様式については、交付要綱と整合するよう「事業費精算書」および「寄付金その他の収入内訳書」等、用語・名称の修正を速やかに行うべきである。

併せて、今後の様式の制定・改正にあたっては、交付要綱との用語・内容の整合性を確保するための内部統制体制を構築し、補助金制度の適正な運用と財政支出の妥当性を確保すべきである。

なお、県担当課によれば、令和7年度中に交付要綱と様式の整合を図る等の改訂を行うとのことである。

(5) 病院内保育所運営事業費補助金

< 概要 >

目的および内容	病院内保育所を運営する医療機関に対し、保育士等の人件費の一部を助成する補助金である。			
要綱等	病院内保育所運営事業費補助金交付要綱			
交付先	病院内保育所を運営する医療機関			
補助率等	民間立 2/3、公的・公立 1/2			
財源等	地域医療介護総合確保基金及び一般財源			
金額	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度

(千円)	予算	92,587	92,153	86,428
	決算	67,903	60,965	60,373

< 監査の結果 >

① 交付要綱の様式の不整合について

【事実関係】

「病院内保育所運営事業費補助金交付要綱」では、補助金等の額の算定に当たり、補助対象経費を「(1) 一定の基準で算出した額」と「(2) 実支出額から寄付金その他の収入を控除した額」のいずれか少ない額とすることが定めている。

しかしながら、実績報告書に添付して提出する関係書類である「事業費精算書(様式第8号)」は、交付要綱で定められた「実支出額から寄付金その他の収入を控除した額」を記載する様式になっておらず、実支出額のみを記載する形式となっている。

【規範】

交付要綱は、補助金等の交付に関する根拠規定であり、補助金の算定および手続において遵守すべき基準である。

また、補助金等の交付に係る様式は、交付要綱の内容と整合性を保ち、制度の適正な運用を担保するものでなければならない。

【指摘】

補助金等の額の算定にあたり、交付要綱で定められた算定方法と異なる様式を用いる運用は、補助金交付事務の適法性の観点から問題がある。

特に、交付要綱が定める「実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額」に対し、様式上では控除前の「実支出額」のみが記載されていることから、補助金算定に必要な情報が欠落しており、控除すべき収入が反映されないまま補助金額が決定されるおそれがある。この運用により、補助金等が過大に交付されるリスクが生じている。

また、様式を制定する過程において、交付要綱との整合性を確認する内部統制が十分に機能していなかったと考えられ、今後の制度運用においても同様の不整合が生じるおそれがある。

したがって、交付申請時および実績報告時に使用する関係様式については、交付要綱に準拠し、「寄付金その他の収入額を控除した実支出額」を明確に記載できる構成へと早急に見直すべきである。

併せて、今後の様式の制定・改正にあたっては、交付要綱との整合性を確保するための内部統制体制を構築し、補助金制度の適正な運用と財政支出の妥当性を確保すべきである。

なお、令和6年度において、本補助金の過大交付は発生してない。

3 地域福祉課

(1) 戦没者慰霊事業信濃の塔追悼式実施事業補助金

< 概要 >

内容	一般財団法人長野県遺族会が実施する沖縄「信濃の塔」慰霊・戦跡巡拝に要する経費及び慰霊・戦跡巡拝に参列する遺族代表の旅費を助成する補助金である。			
要綱等	沖縄「信濃の塔」慰霊・戦跡巡拝実施事業補助金交付要綱			
交付先	一般財団法人長野県遺族会			
補助率等	補助対象経費の2分の1以内			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	1,473	1,473	1,743
	決算	1,473	1,473	1,550

< 監査の結果 >

① 公平性の観点から終期の設定を含む補助内容の見直しについて

【事実関係】

県では、県内にて長野県出身の戦没者に対して年1回追悼式を実施しているほか、沖縄県に所在する「信濃の塔」への慰霊・戦跡巡拝に要する経費等について補助金を交付する制度を設けている。

「信濃の塔」は、沖縄県立平和記念公園内の各都道府県沖縄戦関係慰霊塔エリアに設置されており、沖縄戦戦没者の他、中部南太平洋諸地域戦没者、その他諸地域戦没者が合祀されている。この塔は、長野県が管理しており、老朽化や損傷が生じた場合には、県が予算措置を講じて修繕等を行っている。

なお、令和7年は終戦から80年の節目にあたる年である。

【規範】

補助金の交付にあたっては、公益性、必要性、費用対効果等を総合的に勘案し、社会情勢や対象者の実態の変化に応じて、制度の見直しを行うことが求められる。また、限られた財源を有効に活用する観点から、補助制度の公平性や持続可能性にも配慮する必要がある。

【意見】

沖縄戦は国内で唯一の地上戦が行われた地域であり、戦後も慰霊の場として整備されてきた経緯がある。また、平和祈念公園に各都道府県の慰霊塔が設置されていることから、特別な位置づけがなされているとの歴史的背景があることは理解できる。

しかしながら、終戦から 80 年が経過し、県外で実施される慰霊・戦跡巡拝に要する経費等に対する補助金の拠出については、制度の目的や公平性の観点から見直しが求められる時期にあると考えられる。

したがって、戦後 80 年という節目を踏まえ、本補助金のあり方を含めた制度全体の見直しを検討することが望まれる。

なお、本補助金とは別に、「信濃の塔」は長野県が管理しており、その維持管理に必要な経費については、県の予算により対応している。

(2) 満蒙開拓平和活動支援事業負担金

< 概要 >

目的および内容	一般社団法人満蒙開拓平和祈念館が運営する満蒙開拓平和記念館の安定的な運営を支援する目的で、満蒙開拓平和記念館が創設した「自治体パートナー制度」を通じて交付する負担金である。			
要綱等	交付要綱等は定めていない			
交付先	一般社団法人満蒙開拓平和記念館（以下、本項では「法人」という。）			
補助率等	交付要綱等は定めていない			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	予算	500	500	500
	決算	500	500	500

< 監査の結果 >

① 補助金等交付規則の適用

【事実関係】

県担当課によれば、法人が運営する満蒙開拓平和記念館に対して、県はコロナ禍における入場者数の減少および自治体パートナーシップ制度の創設を踏まえ、年間 500 千円の負担金を交付しているとのことである。令和 6 年度も、入場者数がコロナ禍前の水準に回復していないことを理由に、負担金の交付を継続している。

一方で、本負担金の交付にあたって、当該法人の財政状況は考慮されていない。

また、本負担金は、以下の理由から「補助金等」に該当するが、個別の交付要綱等は定められていない。

- ① 法人が運営する記念館への補助的な性格を有すること
- ② 県との共同事業ではないこと
- ③ 自治体パートナーシップ制度は年度毎に任意の口数を拠出でき、形式的には会費的な性格はあるものの、県に直接的かつ負担金の額に見合う反対給付がないこと

【規範】

「補助金等交付規則」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付のないもの」とされている。「補助金等の交付規則の施行について（通達）」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するもの」であり、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するようなものは除かれる」とされている。また、「補助金等会計審査マニュアル」（長野県会計局）において、「補助金等」は交付要綱を定めるものとされている。

「補助金等の交付規則の施行について（通達）」では、補助金等の交付申請時の添付すべき関係書類として、「申請者の資産および負債」が例示列挙されている。これは、補助対象者の財務状況を把握し、補助金等の必要性を判断する趣旨と考えられる。

（「補助金等の交付規則の施行について（通達）」）

申請書に添付すべき書類とは、おおむね次のようなものである。

(2) 申請者の資産および負債に関する事項

加えて、「令和6年度当初予算編成方針」においても、財務状況等を踏まえて補助金等を検討する旨が明記されている。

（「令和6年度当初予算編成方針」第2-6）

(6) 県単独補助金については、その必要性や妥当性を抜本的に検討し、国庫補助金への任意上乗せの廃止や補助率の引下げ等に取り組む。また、協議会への負担金については、繰越金・積立金の状況等を踏まえ休止・縮減を協議会等に要請する。

【指摘】

本負担金は、補助金等に該当するにもかかわらず、個別の交付要綱等が定められていない。そのため、補助金等の交付目的、補助対象経費、補助金等の算定基準が不明確であり、制度の透明性や予算執行の適正性を損なうおそれがある。

また、本負担金の額は、満蒙開拓平和記念館の入場者数の推移を参考に決定しているとのことであるが、当該法人の財務状況は把握していない。

したがって、交付要綱等を整備するとともに、法人の決算書等を入手し、財政状況を踏まえて、本負担金の継続や金額水準、終期の設定等を検討すべきである。

(3)地域福祉総合助成金

< 概要 >

目的および内容	市町村が実施する地域福祉の充実に資する福祉事業の経費に対する補助金である。
要綱等	地域福祉総合助成金交付要綱
交付先	市町村
補助率等	1/2 以内
財源	一般財源、基金繰入金

金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	76,551	71,403	64,109
	決算	64,008	57,752	56,038

< 監査の結果 >

① 要綱で定めた補助金等の額の算定方法と異なる様式

【事実関係】

「地域福祉総合助成金交付要綱」では、補助金等の額について、「基準額」と「補助対象経費の実支出額」から「寄付金その他の収入額」を控除した額とを比較し、少ない方に補助率を乗じて算定することとされている。

しかしながら、交付申請時に添付して提出する関係書類である「地域福祉総合助成金交付事業申請一覧表（様式第3号）」および各事業の実施計画調（様式第3号別紙1、別紙2、別紙3、別紙4、別紙5、別紙6、別紙7、別紙11-1、別紙11-2、別紙18）においては、「総事業費」から「寄付金その他の収入額」を控除して「差引支出済額」を算定する書式となっており、交付要綱で定められた「補助対象経費の実支出額」から「寄付金その他の収入額」を控除する形式にはなっていない。

同様に、実績報告時に添付して提出する関係書類である「地域福祉総合助成金交付事業精算額一覧表（様式第9号）」および各事業の実施状況調（様式第9号別紙1、別紙2、別紙3、別紙4、別紙5、別紙6、別紙7、別紙11-1、別紙11-2、別紙18）においても、「総事業費」から「寄付金その他の収入額」を控除して「差引支出済額」を算定する書式となっており、交付要綱で定められた「補助対象経費の実支出額」から「寄付金その他の収入額」を控除する形式にはなっていない。

（「地域福祉総合助成金交付要綱」第3）

助成金の交付額は、別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、種目ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（「地域福祉総合助成金交付要綱」様式第3号）

区分	種目	総事業費	寄付金その他の収入額	差引 支出見込額	補助対象経費 支出見込額	交付基準に よる算定額	県費補助 基本額	県補助 所要額
		A	B	C(A-B)	D	E	F ※1	G ※2

【規範】

交付要綱は、補助金等の交付に関する根拠規定であり、補助金の算定および手続において遵守すべき基準である。

また、補助金等の交付に係る様式は、交付要綱の内容と整合性を保ち、制度の適正な運用を担保するものでなければならない。

【指摘】

補助金等の額の算定にあたり、交付要綱で定められた算定方法と異なる様式を用いる運用は、補助金交付事務の適法性の観点から問題がある。

特に、交付要綱が定める「対象経費の実支出額」に対し、様式上で用いられている「総事業費」は、補助対象外経費を含む広い概念であり、この運用により補助金等が過大に交付される可能性が生じている。

また、様式を制定する過程において、交付要綱との整合性を確認する内部統制が十分に機能していなかったと考えられ、今後の制度運用においても同様の不整合が生じるおそれがある。

したがって、交付申請時および実績報告時に使用する関係様式については、交付要綱に準拠した内容へと早急に見直す必要がある。

併せて、今後の様式の制定・改正にあたっては、交付要綱との整合性を確保するための内部統制体制を構築し、補助金制度の適正な運用と財政支出の妥当性を確保すべきである。

なお、令和6年度において、本補助金の過大交付は発生していない。

② 収支決算書等の記載内容

【事実関係】

本補助金の簿冊ファイルを閲覧した結果、一部の市町村が提出した実績報告書に添付する「補助事業に係る市町村の歳入歳出決算（見込）書抄本」（以下、本項において「収支決算書等」という。）において、補助対象事業以外の収支が含まれており、補助対象事業に係る収支の内訳が不明確であった。

なお、県担当課によれば、収支決算書等に記載すべき収支の範囲について、各市町村に対して特段の指示は行っていないとのことである。

【規範】

「補助金等の交付規則の施行について（通達）」では、申請書に添付すべき関係書類の「補助事業の収支予算」について、当該補助事業に係る歳入・歳出予算に計上された部分の収支であり、経費の使用法、補助金等の額および算出の基礎、補助金等以外の財源の額ならびに負担方法が明記されていることが求められている。

（「補助金等の交付規則の施行について（通達）」）

申請書に添付すべき書類とは、おおむね次のようなものである。

（6）補助事業等に関する収支予算

（注）（6）の「収支予算」は、当該補助事業に係る歳入・歳出予算に計上された部分の収支で、経費の使用法、補助金等の額および算出の基礎、補助金等以外の財源ならびに負担方法を明記されているものであればよい。なお、市町村・土地改良区等に対しては歳入・歳出予算、農協協同組合・森林組合等に対しては事業計画書に掲げた予算の抄本等を添付させることが望ましい。

【指摘】

補助対象事業以外の収支が含まれた収支決算書等が提出されている場合、補助金の使途が適正であったかを確認することが困難となり、審査に支障をきたす。

特に、補助対象経費とそれ以外の経費の区分が不明確な場合には、過大請求や目的外使用の疑義が生じる可能性があり、補助金交付事務の適法性の観点から問題があるといえる。

また、収支決算書等の記載内容に関する指示が市町村に対して行われていなかったことから、適切な報告を確保するための指導・確認体制にも課題があると考えられる。

したがって、補助対象事業に係る収支のみを明示した収支決算書等を添付するか、補助対象部分を明確に区分・注記するなど、報告内容の明確化を図るべきである。

併せて、実績報告書と添付書類との整合性を確認する体制の徹底および、市町村に対する様式記載内容の明示・周知の強化が求められる。

(4)医療的ケア児等の個別避難計画作成支援補助金

<概要>

目的および内容	市町村が医療的ケア児等の個別避難計画を医療職と連携して作成する際に要した経費に対する補助金である。			
要綱等	医療的ケア児等の個別避難計画作成支援補助金交付要綱			
交付先	市町村			
補助率等	10/10			
財源	基金繰入金			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	-	-	8,114
	決算	-	-	26

<監査の結果>

① 要綱で定めた補助金等の額の算定方法と異なる様式

【事実関係】

「医療的ケア児等の個別避難計画作成支援補助金交付要綱」では、補助金等の額について、「上限額」と「交付対象経費」から「寄付金その他の収入額を控除した額」とを比較し、少ない方の額とするとされている。

しかしながら、実績報告時に添付して提出する関係書類である「医療的ケア児等の個別避難計画作成支援補助金交付事業精算額一覧表（様式第6号）」および「医療的ケア児等の個別避難計画作成支援補助金（医療的ケアが必要な児（18歳未満）事業実施状況（様式第6号別紙1）」においては、「総事業費」から「寄付金その他の収入額」を控除して「差引支出済額」を算定する書式になっており、交付要綱で定められた「交付対象経費」から「寄付金その他の収入額」を控除する形式にはなっていない。

（「医療的ケア児等の個別避難計画作成支援補助金交付要綱」第4）

補助金の交付額は、医療的ケア児等1名に対する個別避難計画作成にあたり、医療職1名が関わる場合は13,500円、医療職2名以上が関わる場合は27,000

円を上限とし、交付対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額（以下、「県費補助所要額」という。）とする。

【規範】

交付要綱は、補助金等の交付に関する根拠規定であり、補助金の算定および手続において遵守すべき基準である。

また、補助金等の交付に係る様式は、交付要綱の内容と整合性を保ち、制度の適正な運用を担保するものでなければならない。

【指摘】

補助金等の額の算定にあたり、交付要綱で定められた算定方法と異なる様式を用いる運用は、補助金交付手続の合規性の観点から問題がある。

特に、交付要綱が定める「交付対象経費」に対し、様式上で用いられている「総事業費」は、補助対象外経費を含む広い概念であり、この運用により補助金等が過大に交付される可能性が生じている。

また、様式を制定・運用する過程において、交付要綱との整合性を確認する内部統制が十分に機能していなかったと考えられ、今後の制度運用においても同様の不整合が生じるおそれがある。

したがって、交付申請時および実績報告時に使用する関係様式については、交付要綱に準拠した内容へと早急に見直すべきである。

併せて、今後の様式の制定・改正にあたっては、交付要綱との整合性を確保するための内部統制体制を構築し、補助金制度の適正な運用と財政支出の妥当性を確保すべきである。

なお、令和6年度において、本補助金の過大交付は発生していない。

(5)社会福祉活動振興事業補助金

< 概要 >

目的および内容	社会福祉活動の振興を図るため、社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下、本項では「県社協」という。）の活動基盤を支援するための事業及び県社協が実施する事業に要する経費に対する補助金である。			
要綱等	社会福祉活動振興事業補助金交付要綱			
交付先	社会福祉法人長野県社会福祉協議会			
補助率等	10/10			
財源	一般財源、国庫補助金（10/10、1/2）、諸収入			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	220,955	215,190	231,034
	決算	219,317	212,537	231,034

< 監査の結果 >

① 補助対象者の自立に向けた見直し

【事実関係】

令和6年度の「長野県出資等外郭団体改革状況検証シート」において、県の県社協への改革基本方針は「自立的な運営」とされている。

同シートには、「当法人には自立した団体運営が求められており、県の関与は当法人の自主性を阻害しないものとなっている。今後も自立した団体運営のため、人的・財政的な活動基盤の強化をさらに進める必要がある」との県のコメントが記載されており、県社協が自主財源の確保に努め、県の補助金に依存しない持続可能な運営体制を構築することを意図していると考えられる。

しかしながら、県の改革基本方針を踏まえ、本補助金に係る補助対象事業、補助対象経費、補助率を含めた見直しは実施されていない。

【規範】

「令和6年度当初予算編成方針」において、財務状況等を踏まえて補助金等を検討する旨が明記されており、財政的自立性の高い団体に対しては、補助金の必要性や水準を慎重に検討することが求められている。

(「令和6年度当初予算編成方針」第2(6))

(5)国の外郭団体や県の財政援助団体等への補助負担金等については、当該団体の財務状況、県やその他関係団体等との役割分担などを踏まえて必要性を十分検証し、経営改善に向けた計画的な取組を促すとともに、当該団体の理解を得ながら必要な見直しを行う。

(6)県単独補助金については、その必要性や妥当性を抜本的に検討し、国庫補助金への任意上乗せの廃止や補助率の引下げ等に取り組む。また、協議会への負担金については、繰越金・積立金の状況等を踏まえ休止・縮減を協議会等に要請する。

【意見】

本補助金について、補助対象事業、補助対象経費、補助率等の見直しが行われていない。県が掲げる改革基本方針である「自立的な運営」との整合性を欠くものであり、補助金制度の目的や方向性との乖離が懸念されるため、補助金の必要性について改めて検証を行い、補助対象や補助率等を含めた制度設計の見直しを行うことが望まれる。

(6)大規模災害ボランティア活動応援事業補助金

<概要>

目的および内容	社会福祉法人長野県社会福祉協議会が大規模災害時に被災地でのボランティア活動を支援する経費等に対する補助金である。
要綱等	大規模災害ボランティア活動応援事業補助金交付要綱
交付先	社会福祉法人長野県社会福祉協議会
補助率等	10/10
財源	基金繰入金

金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	9,159	7,728	12,857
	決算	1,329	1,719	10,501

< 監査の結果 >

① 補助金等の額の算出方法が不明確

【事実関係】

「大規模災害ボランティア活動応援事業補助金交付要綱」では、補助金等の額について、「基準額」、「対象経費の実支出額」「総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額」の三者を比較し、最も少ない額に補助率を乗じて算定することとされている。

このうち「基準額」については、「知事が必要と認める額」と規定されているが、その具体的な金額や算定根拠については、交付要綱において明示されていない。

(「大規模災害ボランティア活動応援事業補助金交付要綱」第3)

補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額、第3欄に定める対象経費の実支出額及び総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して最も少ない額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数を生じる場合には、これを切り捨てるものとする。

【規範】

補助金制度の運用においては、公平性・透明性の確保が求められており、補助金等の額の算定基準については、「補助金等の交付規則の施行について(通達)」で交付要綱等において明示する項目として例示列挙している。

(「補助金等の交付規則の施行について(通達)」)

個々の規程等で定める事項は、おおむね次のとおりである。

(2) 補助金等の交付の対象となる経費および補助率

【意見】

交付要綱における「知事が必要と認める額」との表現は、行政裁量の余地を残すことで、予算の範囲内で年度ごとに基準額を柔軟に設定できるという利点がある。

しかしながら、補助対象者にとっては補助金等の額の見通しが立てにくく予見可能性が低くなる。

また、県の裁量によって補助金等の額が大きく変動する場合、不公平な決定が行われているとの疑念を招くおそれがある。

したがって、「知事が必要と認める額」について、別途、具体的な金額や算定根拠(例えば、予算の範囲内で年度ごとに決定し公表する等)を明示することが望まれる。これにより、補助金制度の透明性と公平性が一層確保されることが考えられる。

(7)長野県子どもの進学支援事業補助金

<概要>

目的および内容	学習環境や学習機会が不足している生活保護世帯に属する高校生等及び高等学校卒業程度認定試験合格者に対して、進学率の向上及び貧困世代間連鎖の解消を図る目的で、大学等への進学を目的とした学習塾利用に関する費用等を助成する補助金である。			
要綱等	長野県子どもの進学支援事業補助金交付要綱			
交付先	個人（県内の福祉事務所で生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定により保護を受けている、20 歳未満（20 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）の高校生等及び高等学校卒業程度認定試験合格者のうち、福祉事務所長が推薦するもの）			
補助率等	10/10			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	予算	-	12,276	7,895
	決算	-	1,022	1,097

<監査の結果>

① 交付要綱と様式の整合性

【事実関係】

「長野県子どもの進学支援事業補助金交付要綱」では、補助金等の額について、「基準額」と「補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額した額」とを比較し、少ない方に補助率を乗じて算定することとされている。この「基準額」は、交付要綱の別表で具体的な金額を定めている。

しかしながら、実績報告時に提出が求められる「長野県子どもの進学支援事業補助金・実績報告額算出表（様式第 9 号別紙 2）」においては、当該基準額の記載欄に「基準額（県知事が認めた額）」との表記がなされている。

なお、交付要綱において「県知事が認めた額」の定義や運用基準は明記されていないが、県担当課によれば、「県知事が認めた額」は、交付要綱の別表の注書「留年した者に係る基準額は、上記基準額から留年する前の当該学年在学中に既に交付された補助金の額を減額した額とする。」を反映した額と理解しているとのことであった。

【規範】

補助金交付要綱は、補助金の交付に関する基本的な根拠規定であり、補助金の算定や交付手続においては、当該要綱に定められた内容に基づき、適正かつ統一的に運用される必要がある。

また、交付要綱に基づく様式についても、交付要綱の内容と整合性を保ち、誤解を招かない表記とすることが求められる。

【指摘】

「長野県子どもの進学支援事業補助金・実績報告額算出表（様式第9号別紙2）」における「基準額（県知事が認めた額）」という表記は、交付要綱の別表で定められた基準額と異なる基準が存在するかのような誤解を招くおそれがある。

交付要綱においては「県知事が認めた額」の定義が存在せず、様式上の表記が交付要綱と整合していないことから、補助金算定の根拠が不明確となり、制度運用の透明性や公平性を損なう可能性がある。

したがって、当該様式における表記は「基準額」または「交付要綱別表に定める基準額」等、交付要綱と整合した表現に修正し、補助金算定の明確性および制度運用の適正性を確保すべきである。

4 健康増進課

(1) 公益財団法人長野県長寿社会開発センター運営事業補助金

< 概要 >

目的および内容	高齢者等の積極的な社会活動による健康で明るい生きがいのある長寿社会の実現のため、公益財団法人長野県長寿社会開発センター（以下、本項では「センター」という。）が行うシニア大学の運営等の事業に要する経費に対する補助金である。			
要綱等	公益財団法人長野県長寿社会開発センター運営事業補助金交付要綱			
交付先	公益財団法人長野県長寿社会開発センター			
補助率等	10/10 以内			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	74,497	75,917	79,478
	決算	70,226	70,396	73,040

< 監査の結果 >

① 補助対象経費の明確化と補助金間の整合性について

【事実関係】

「公益財団法人長野県長寿社会開発センター運営事業補助金交付要綱」では、補助金の交付対象経費を「センターが行う事業に要する経費」とのみ定めており、補助対象となる具体的な事業名や経費の範囲については明記されていない。

一方、県はセンターに対して、本補助金とは別に「人生100年時代シニア活躍推進事業補助金」も交付しており、同補助金の交付要綱では、補助対象経費を「シニア活動推進コーディネーター設置に要する経費」と定めている。

センターが実施する事業には、シニア活動推進コーディネーター設置運営事業が含まれており、この事業に要する経費については、両補助金のいずれでも申請が可能な構造となっている。

なお、両補助金の実績報告書等を確認した結果、経費はそれぞれで区分されて申請・報告されており、令和6年度において同一経費に対する二重の補助金交付は確認されていない。

【規範】

補助金等は公金を財源とするものであり、補助対象事業および補助対象経費を明確に定め、重複交付のリスクを排除することが求められる。

(「補助金等の交付規則の施行について(通達)」)

個々の規程等で定める事項は、おおむね次のとおりである。

(2) 補助金等の交付対象となる経費およびその補助率

【指摘】

本補助金の交付要綱では、補助対象となる事業や経費の範囲が明示されておらず、補助対象の限定性・明確性が欠如している。このことは、補助金の使途が広範かつ不透明となるおそれがある。

また、センターが実施する「シニア活動推進コーディネーター設置運営事業」は、「人生100年時代シニア活躍推進事業補助金」の対象事業であるにもかかわらず、本補助金の交付要綱では当該事業を除外する規定が設けられていない。そのため、同一の経費について二重に補助金を受け取ることが可能な制度構造となっており、補助金の重複交付リスクを内包している。これは、適正な財務管理の観点から問題がある。

さらに、両補助金の目的や対象経費の関係性が制度上整理されておらず、補助金制度間の整合性が欠けている。このため、補助対象者であるセンターにおいても、どの経費をどの補助金で申請すべきかの判断が不明確となり、誤った申請や過大請求が生じるおそれがある。

したがって、本補助金の交付要綱においては、補助対象事業および経費の範囲を明確に定義し、他の補助金との重複を排除する規定を設けるべきである。

あわせて、本補助金と「人生100年時代シニア活躍推進事業補助金」との制度上の関係性を明確化し、役割分担を整理・明示することが望まれる。

② 補助対象経費に係る収入控除の明示について

【事実関係】

本補助金の交付要綱では、補助金等の額は、公益財団法人長野県長寿社会開発センターが行う事業に要する経費(以下、本項において「補助対象経費」という。)に対して、補助率10分の10以内を乗じて算定することとされている。

センターは、賛助会員からの賛助会員会費収入や、シニア大学受講生からの授業料収入等を計上している。

しかしながら、交付要綱においては、補助対象経費から寄附金その他の収入額を控除する旨の規定が設けられていない。

なお、令和6年度においては、一部の収入額を補助対象経費から控除して申請していたが、交付要綱上の明確な根拠に基づくものではない。

【規範】

補助金制度においては、補助対象経費から寄附金・参加費・事業収入などの収入額を控除した「純支出額」に対して補助率を乗じて交付額を算定するのが原則である。これは、収入を控除せずに補助金等の額を算定すると、実際に必要な支出を上回る補助金が交付される（過大交付）おそれがあるためであり、補助金の公平性・効率性を確保するための基本的な考え方である。

【指摘】

本補助金の交付要綱において、補助対象経費から寄附金その他の収入額を控除する旨の規定が存在しないことは、補助金の過大交付を招くおそれがあり、制度の公平性および効率性の観点から問題がある。

したがって、交付要綱において、補助対象経費から寄附金その他の収入額を控除する旨を明示すべきである。

③ 成果指標（アウトカム）の設定について

【事実関係】

本補助金の目的は、高齢者の社会参加の促進を図ることである。「事業改善シート（令和6年度実施事業分）」では、長野県総合5か年計画『しあわせ信州創造プラン3.0～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～』における施策分野の「高齢者の活躍の支援」の達成目業として

- ・生きがいを持って生活している元気高齢者の割合
- ・長野県シニア大学卒業後の社会参加活動実施率

が掲げられている。

また、本補助金のアウトプットとして、

- ・シニア大学：県内10学部で各15回開催
- ・センター人件費：6名分 等

等が記載されている。

しかしながら、本補助金の交付により、県内における高齢者の社会参加がどの程度促進されたかを測定するための具体的な成果指標（アウトカム）は設けられていないため、補助金の効果を把握することが困難な状況にある。

【規範】

地方財政法第4条第1項

地方自治法第2条第14項

「令和6年度当初予算編成」において、以下のとおり明示されている。

（「令和6年度当初予算編成方針」第2-6）

（11）事業の検証・見直しを定期的実施するため、新規事業には、達成目標及び実施期間（原則3年以内）を適切に設定する。

（「令和6年度当初予算編成方針」第2-7）

(1) 事業改善シートで成果失票や目標値を明らかにすること、事業名をわかりやすくすることなどにより、予算に関する情報を県民や市町村、関係団体等と共有し、説明責任を果たすよう留意する。また、実施事業の効果を十分に検証し、効果が不十分な場合には事業の見直しを的確に行う。

【意見】

本補助金の目的である高齢者の社会参加の促進と、「事業改善シート（令和6年度実施事業分）」に記載されているシニア大学のアウトプット指標との関係が明確ではなく、本補助金によって当該目的がどの程度達成されているかを把握することが困難である。

したがって、本補助金の効果を適切に測定・評価するために、成果指標（アウトカム）を明確に設定するとともに、設定した成果指標に基づき、本補助金の内容や実施方法を検証・見直す仕組みを構築することが望まれる。

(2) 人生 100 年時代シニア活躍推進事業補助金

< 概要 >

目的および内容	公益財団法人長野県長寿社会開発センター（以下、本項において「センター」という。）が実施する、関係団体との連携（ネットワーク会議）や地域課題に応じる相談窓口機能の役割を担うとともに、シニアの活躍の場の提供と社会参加活動の普及啓発を行うためのコーディネーターの設置に要する経費についての補助金である。			
要綱等	人生 100 年時代シニア活躍推進事業補助金交付要綱			
交付先	公益財団法人長野県長寿社会開発センター			
補助率等	10/10 以内			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	予算	44,469	44,185	44,226
	決算	44,469	44,185	44,226

< 監査の結果 >

① 収支決算書等の様式について

【事実関係】

「人生 100 年時代シニア活躍推進事業補助金交付要綱」では、交付申請時に提出すべき関係書類として「収入支出予算書の謄本」、また実績報告時には「収入支出決算（見込）書の謄本」が定められている。

交付要綱の定めに従い、「謄本」とあることから、センター全体の収支予算書等を入手している。

【規範】

「補助金等の交付規則の施行について（通達）」では、申請書に添付すべき関係書類の「補助事業の収支予算」について、当該補助事業に係る歳入・歳出予算に計上された部分の収支であり、経費の使用法、補助金等の額および算出の基礎、補助金等以外の財源の額ならびに負担方法が明記されていることが求められている。

（「補助金等の交付規則の施行について（通達）」）

申請書に添付すべき書類とは、おおむね次のようなものである。

（６）補助事業等に関する収支予算

（注）（６）の「収支予算」は、当該補助事業に係る歳入・歳出予算に計上された部分の収支で、経費の使用法、補助金等の額および算出の基礎、補助金等以外の財源ならびに負担方法を明記されているものであればよい。なお、市町村・土地改良区等に対しては歳入・歳出予算、農協協同組合・森林組合等に対しては事業計画書に掲げた予算の抄本等を添付させることが望ましい。

【指摘】

謄本は、センター全体の収支予算または決算が記載されるものであり、補助対象事業以外の収支も含まれるため、補助対象事業に係る収支の内訳を明確に把握することができない。その結果、補助金の使途が適正であったかを確認することが困難となり、補助金の適正な審査・執行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、補助対象事業に係る収支のみを明示した収支決算書等の抄本を入手すべきであり、交付要綱において抄本の提出を明記するよう改正すべきである。

なお、謄本を入手することは、センター全体の収支状況を把握するために有用であり、補助金の必要性や妥当性を判断する材料になることから、引き続き謄本の提出を求めることも妥当である。

5 疾病・感染症対策課

(1) 小児初期救急医療体制整備事業補助金

< 概要 >

目的および内容	小児初期救急医療体制を整備するため、小児初期救急医療センターの運営に係る費用を助成する補助金である。			
要綱等	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱			
交付先	市町村、各種団体			
補助率等	2分の1			
財源	国 1/3（上限 850 千円）、県 2/3			
金額 (千円)	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	予算	17,820	16,580	16,572
	決算	17,557	16,334	15,548

< 監査の結果 >

① 補助金等の名称

【事実関係】

本補助金の名称は、「小児初期救急医療体制整備事業補助金」とされている。これは、「小児初期救急医療体制整備事業補助金交付要綱」において、「地域の実情に応じた小児初期救急医療体制の整備を図るため、小児初期救急医療施設の運営に要する経費に対して」交付する補助金とされていることに由来すると考えられる。

名称からは、「体制整備」に係る事業等、すなわち何らかの新たな体制の構築や整備に対する補助金と受け取られる可能性があるが、実際には、小児初期救急医療施設の運営に係る給与費等を補助対象経費としており、実態は運営費に係る補助金である。

なお、本補助金は、厚生労働省における「医療提供体制推進事業費補助金」における「小児初期救急センター運営事業」に相当するものであり、国の制度では、「体制整備」という文言は用いられていない。

【規範】

県民の税金を財源とする補助金制度においては、透明性および説明責任の観点から、制度の趣旨が一目で分かる名称が求められる。

また、県民の補助金等の制度に対する誤解や誤申請を防止する観点からも、名称の簡潔性や正確性が重要である。

【意見】

本補助金は、実態は運営費に係る補助金であるにも関わらず、名称からは、小児初期救急医療体制の構築や整備に対する補助金と受け取られるおそれがある。

したがって、補助金の目的や対象が明確に伝わるよう、例えば「小児初期救急医療施設運営費補助金」など、簡潔かつ具体的な名称への見直しが望まれる。

(2)長野県妊婦に対する遠方の分娩施設への交通費及び宿泊費支援事業補助金

< 概要 >

目的および内容	住所地から最も近い分娩取扱施設まで概ね 60 分以上の移動時間を要する妊婦への交通費及び宿泊費の助成する補助金である。			
要綱等	長野県妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業補助金交付要綱			
交付先	市町村			
補助率等	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4			
財源	国 2/3			
金額 (千円)	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	予算	-	-	8,095
	決算	-	-	5,000

< 監査の結果 >

① 補助金交付要綱における返還先の表記の不適切性について

【事実関係】

「長野県妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業補助金交付要綱」において、補助金に係る仕入控除税額の取扱いについて、「当該仕入税額控除税額を都道府県に返還しなければならない」との記載がある。

しかしながら、本補助金は長野県が交付主体であるにもかかわらず、「都道府県」という表現が用いられており、他の都道府県に返還する必要があるかのような誤解を生じさせる表記となっている。

（「長野県妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業補助金交付要綱」第6(5)後段）

なお、補助金等に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入税額控除税額を都道府県に返還しなければならない。

【規範】

交付要綱は、補助金制度の根拠規定として、交付及び返還の判断基準となる重要な文書であり、「簡潔に、かつ正確に記述すること」が基本である（内閣法制局「公用文作成の要領」等参照）。

また、補助金の返還義務は、交付決定を行った特定の行政主体に対して発生するものであり、返還先は明確に示される必要がある。

【指摘】

本補助金に係る返還義務は、交付決定を行った行政主体である長野県に対して発生するものである。

しかしながら、現行の交付要綱における「都道府県」という表現は、全国47都道府県の総称であり、返還先が不特定多数の都道府県のいずれかであるかのような誤解を招くおそれがある。

したがって、返還義務の対象が長野県であることを明確にするため、当該記載を「県に返還」または「長野県に返還」と修正すべきである。

【意見】

交付要綱は制度運用の根拠となる文書であるにもかかわらず、このような不適切な表記が残存していることは、策定・改正時における確認が不十分であったことを示すものである。

今後は、文書審査・承認プロセスの見直しを含め、交付要綱の策定・改正時の確認体制の強化が望まれる。

(3)長野県がん先進医療費利子補給金

< 概要 >

目的および内容	がんの先進医療を受ける患者の経済的な負担を軽減することにより、がん治療の選択肢を拡大させ、より多くの県民ががんの先進医療を受けることができるよう、金融機関からがんの先進医療に係る治療費の融資を受けたがん患者及びその家族に対して、当該融資に係る利子相当分に対して助成する補助金である。			
要綱等	長野県がん先進医療費利子補給金交付要綱			
交付先	個人			
補助率等	利子全額			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	388	490	441
	決算	240	176	131

< 監査の結果 >

① 利子補給制度における金融機関側のモラルハザード

【事実関係】

「長野県がん先進医療費利子補給金交付要綱」では、利子補給金の対象となる金融機関の融資の利子について、「年率固定 5.5%（保証料率を含む）以内」と定めている。

（「長野県がん先進医療費利子補給金交付要綱」第9条2）

融資の際の利子は、年率固定 5.5%（保証料率を含む。）以内とする。ただし、延滞利息等は除くものとする。

簿冊ファイルの確認により、実際に利子補給金が交付されていた融資の利率は、すべて上限である 5.5%であった。

しかしながら、県内の他の金融機関における本利子補給の対象とならない類似の融資商品の利率は 2.95%であり、補給対象融資の利率はこれを大きく上回っていた。

【規範】

補助金は県民の税金を財源としていることから、特定の者に不当な利益が及ばないようにする「公平性」および、財源の無駄を排除する「効率性」が求められる。

【指摘】

本利子補給金の補助対象の融資の利率が一律で上限の 5.5%に設定されていることにより、金融機関が市場実勢よりも高い利率を設定しても、借受人が実質的に負担しないため、金利設定に対する競争原理が働かず、金融機関側にモラルハザードが生じるおそれがある。

このような運用は、結果として金融機関への実質的な利益供与となる可能性があり、補助金制度に求められる公平性および効率性の観点から問題がある。

したがって、金融機関間の競争原理が適切に機能する制度設計を検討すべきである。

(4)医療施設施設等整備費補助金（協定締結医療機関施設等整備事業）

<概要>

目的および内容	医療措置協定を締結している病院等に対して施設・設備整備に係る費用を助成する補助金である。			
要綱等	医療施設施設等整備費補助金交付要綱			
交付先	協定締結医療機関等			
補助率等	10分の10以内他			
財源	国 1/2			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	-	-	483,563
	決算	-	-	451,047

<監査の結果>

① 他の多くの補助金とは異なる入札要件

【事実関係】

「医療施設施設等整備費補助金交付要綱」では、「1億円以上の施設整備を行う場合、原則として5社以上の競争入札を行うこと」とされている。

一方、他の多くの補助金交付要綱では、「一般競争入札などに付すなど、県の取扱いに準拠しなければならない」とされており、一般競争入札等に関する条件が異なっている。

その結果、本補助金において、補助申請予定額が1億円を超えている申請は無く、競争入札が実施された事例も確認されなかった。

なお、県担当課によれば、国の補助金の交付要綱を参考に定めたものであり、他の補助金等との取扱いと異なる理由は無いとのことであった。

（「医療施設施設等整備費補助金交付要綱」第6（9））

補助申請予定額（複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計額）が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行うこと。

【規範】

補助金は県民の税金を財源とすることから、その執行にあたっては公平性が求められる。特に、施設整備に係る多額の補助金については、一般競争入札等の条件は、明確な理由がない限り、他の補助金と同一の基準とすべきである。

【指摘】

本補助金においてのみ、他の多くの補助金と異なる入札要件（金額基準が1億円以上、5社以上の競争入札）を課していることについて、合理的な理由や政策的な目的が明示されていない場合、公平性の観点から問題があるといわざるを得ない。したがって、本補助金において「一般競争入札などに付すなど、県の取扱

いに準拠しなければならない」と異なる条件を設けるのであれば、その理由を交付要綱等において明確に記載すべきである。明確な理由がない場合には、他の交付要綱との整合性を図る必要がある。

② 補助金等の名称

【事実関係】

本補助金は、「医療施設施設等整備費補助金」という名称である。名称に「施設施設等」という重複した表現が含まれており、補助金の対象や目的が直感的に把握しづらい。

なお、本補助金は、医療施設における施設等（＝施設や設備）の整備にかかる費用（整備費）に関する補助金との意味である。

また、事業名として新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設等整備事業）が付されている。

【規範】

県民の税金を財源とする補助金制度においては、透明性および説明責任の観点から、制度の趣旨が一目で分かる名称が求められる。

また、県民の補助金等の制度に対する誤解や誤申請を防止する観点からも、名称の簡潔性や正確性が重要である。

【意見】

本補助金の名称は、語句の重複や抽象性により、制度の内容が分かりにくくなっている。

したがって、補助金の目的や対象が明確に伝わるよう、例えば「医療施設整備補助金」や「医療施設設備支援補助金」など、簡潔かつ具体的な名称への見直しが望まれる。

(5)医療施設運営費等補助金（感染症指定医療機関運営事業）

<概要>

目的および内容	感染症指定医療機関に対して感染症病床を確保する際の経費について助成する補助金である。			
要綱等	医療施設運営費等補助金交付要綱			
交付先	感染症指定医療機関			
補助率等	一床当たり基準額以内			
財源等	国 1/2			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	10,162	33,695	40,092
	決算	8,282	28,139	39,925

<監査の結果>

① 交付要綱内の参照条文の不整合

【事実関係】

「医療施設運営費等補助金交付要綱」第4には、「第3の事業のうち、次表の第1欄に掲げる事業で、第4により施設（地区等）ごとに算出された額が、第2欄に掲げる額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。」と記載されている。

しかしながら、施設（地区等）ごとの交付額の算定は、交付要綱第4には定められておらず、実際には第3に規定されている。

このように、交付要綱内の参照条文が実際の条文構成と一致していない状況が確認された。

（「医療施設運営費等補助金交付要綱」第4）

第3の事業のうち、次表に第1欄に掲げる事業で、第4により施設（地区等）ごとに算出された額が、第2欄に掲げる額に満たない場合には、交付決定は行わないものとする。

【規範】

交付要綱は、補助金の執行に関する根拠規定であり、制度の適正な運用を確保するために、条文構成や参照関係の正確性が求められる。

特に、交付要綱に基づいて補助対象者や県の事務担当者が手続きを行うため、誤った参照条文は誤解や誤適用を招き、事務の混乱や不適正な執行につながるおそれがある。

【指摘】

本交付要綱において、参照条文が実際の条文構成と一致していないことは、補助対象者のみならず、県の事務担当者に対しても誤解や誤適用を招く要因となり、制度の明確性や実務上の正確性を損なう問題である。

したがって、交付要綱内の条文参照については、内容と構造を再確認のうえ、正確な条番号に修正すべきである。

【意見】

交付要綱の制定時における整合性を確かめる内部統制が十分に機能していない可能性があることから、今後の交付要綱改正時には、条文構成および参照関係の整合性を確実に確認できる内部統制の再構築が望まれる。

(6)発達障がい診療人材育成事業補助金

<概要>

目的および内容	発達障がい者支援の更なる充実を図るため、圏域の中核となる医療機関が各圏域における医療、教育、福祉分野等の連携強化を図ることを目的として開催する症例検討・支援者会議等に要する経費に対し助成する補助金である。
要綱等	発達障がい診療人材育成事業補助金交付要綱

交付先	圏域の中核となる医療機関			
補助率等	10分の10以内			
財源等	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	100	100	200
	決算	58	58	90

< 監査の結果 >

① 補助金等の額の算出方法が不明確

【事実関係】

「発達障がい診療人材育成事業補助金交付要綱」では、補助金等の額は、①知事が必要と認めた額（基準額）、②発達障がい診療人材育成事業のための実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額、のいずれか少ない額とされている。

しかしながら、「知事が必要と認めた額（基準額）」は交付要綱において、具体的な金額や算定基準は明示されていない。

（「発達障がい診療人材育成事業補助金交付要綱」第2-2）

補助金の交付の対象とする経費は、発達障がい診療人材育成事業に要する経費で、次の（1）及び（2）に掲げる額を比較していずれか少ない額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。

（1）知事が必要と認めた額（基準額）

（2）発達障がい診療人材育成事業のための実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額

【規範】

補助金制度の公平性を確保する観点から、あらかじめ、交付要綱において、補助金等の額の算定基準を明示することが望ましいとされている。

（「補助金等の交付規則の施行について（通達）」）

個々の規程等で定める事項は、おおむね次のとおりである。

（2）補助金等の交付の対象となる経費および補助率

【意見】

交付要綱における「知事が必要と認めた額」との表現は、行政裁量の余地を残すことで、予算の範囲内で年度ごとに基準額を柔軟に設定できるという利点がある。また、予算の執行状況や交付申請の動向に応じて対応できるという点で、実務上の運用として一定の合理性があると考えられる。

しかしながら、補助対象者にとっては、補助金等の額の見通しが立てにくく予見可能性が低くなるという課題がある。また、県の裁量によって補助金等の額が大きく変動する場合には、不公平な決定が行われているとの疑念を招くおそれがある。

そのため、「知事が必要と認めた額」について、別途、具体的な金額や算定根拠（例えば、予算の範囲内で年度ごとに決定し公表する等）を明示し公表するこ

とが望まれる。これにより、補助金制度の透明性と公平性が一層確保されることが考えられる。

なお、県担当課によれば、交付要綱の「知事が必要と認めた額（基準額）」の記載を削除する予定とのことであった。

6 介護支援課

(1) 軽費老人ホーム事務費補助金

< 概要 >

目的および内容	社会福祉法人に設置する軽費老人ホームにおいて、低所得層に属する老人で身寄りのない者等を入所させ、老人福祉の推進を図るため利用料の一部を減免した場合の減免額等に対し交付することを目的とした補助金である			
要綱等	長野県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱			
交付先	県所管軽費老人ホーム			
補助率等	10/10 以内			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	予算	707,472	672,161	721,131
	決算	660,380	716,238	693,462

< 監査の結果 >

① 実績報告書の提出期限と県の確認・検証における課題

【事実関係】

本補助金は、補助事業者から提出される実績報告書に基づき、総事業費および事務費の支出額を基礎として補助金の確定額を算定することとなっている。

実績報告書は、当該年度の 3 月 31 日までに知事に提出することとされているが、通常この時点では補助事業者の当該年度決算が未確定であるため、実績報告書に記載された数値と、後日確定する決算額との間に乖離が生じる可能性がある。

（「長野県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱」第 2）

第 1 に規定する補助金の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。	
対象経費	補助率

<p>(1) 昭和 47 年 4 月 6 日付 47 厚第 1 号県社会部長通知「軽費老人ホームの設備及び運営について(通知)」(県報)(以下「設置運営要綱」という。)に基づいて徴収すべき事務費の一部を減免した経費で次の内容のものとする。</p> <p>施設を運営するために必要な、人件費支出(役員報酬支出及び(2)に係る支出を除く。)、事務費支出、事業費支出のうち保健衛生費支出、固定資産取得支出(利用者にかかる器具及び備品取得支出に限る。)、人件費積立資産支出、修繕積立資産支出、備品購入費積立資産支出、拠点区分間繰入金支出(本部会計への繰入金に限る。)及びサービス区分間繰入金支出(本部会計への繰入金に限る。)に充当する経費</p> <p>(2) 職員の処遇改善を行った場合の当該処遇改善に係る人件費支出(役員報酬支出を除く。)</p> <p>ただし、1月につき、介護職員の常勤換算数(長野県軽費老人ホーム設備及び運営の基準に関する要綱(平成 25 年 5 月 31 日付け 25 健長介第 150 号健康福祉部長通知)に規定する常勤換算方法により算出される数をいう。以下同じ。)に以下の金額を乗じた額を上限とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで 9 千円 ・令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで 15 千円 ・令和 7 年 4 月 1 日以降 9 千円 <p>なお、当該介護職員の常勤換算数の算出に当たっては、特定施設入所者生活介護に係る勤務時間を除くものとする。</p>	<p>10 分の 10 以内</p>
---	------------------------

(「長野県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱」第 9)

規則第 12 条第 1 項に規定する実績報告は、軽費老人ホーム事務費補助事業実績報告書(様式第 9 号)によるものとする。

2 前項の書類の提出部数は 1 部とし当該年度の 3 月 31 日までに知事に提出しなければならない。

【規範】

補助金の交付にあたっては、実績報告書に基づき補助金額を確定することとされており、その内容は正確かつ信頼性のあるものでなければならない。

また、実績報告の内容に修正が生じた結果、補助金の過不足が生じた場合には、速やかに返還または追加交付等の適切な措置を講じる必要がある。

【意見】

実績報告書の提出期限が決算確定前に設定されていることにより、補助金の確定額が未確定の数値に基づいて算定される可能性がある。この場合、補助金額確定後に数値の修正が生じた際には、補助金の再算定や過大・不足交付への対応が必要となる。

この課題への対応策としては、例えば、実績報告時点では暫定的な数値を用いることを認めつつ、決算確定後に変動が生じた場合には、最終確定値の報告及び

必要に応じた補助金額の再精算を義務付けることなどが考えられる。また、対応策を、制度上明確にすることにより、補助金算定の透明性及び実績報告の信頼性を高めることが可能になるものと考えられる。

(2) 認知症疾患医療センター運営事業補助金

< 概要 >

目的および内容	認知症疾患医療センター運営事業補助金は、都道府県及び指定都市が認知症疾患医療センターを設置することにより、保険医療・介護機関等と連携を図りながら、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることを目的とした補助金である。			
要綱等	認知症疾患医療センター運営事業補助金交付要綱			
交付先	認知症疾患医療センター			
補助率等	10/10			
財源	国 1/2、県 1/2			
金額 (千円)	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	予算	65,295	63,849	63,849
	決算	61,397	61,849	64,887

< 監査の結果 >

① 「別に定める額」について

「認知症疾患医療センター運営事業補助金交付要綱」では、補助対象経費を①センターの年間運営事業費として別に定める額、②センターの運営に必要な対象経費の実支出額、③センターの運営に必要な総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額、の最も少ない額としている。

このうち①の「別に定める額」は、交付要綱においては明確になっていない。

県担当課によれば、「別に定める額」は、国の当該年度の内示を受けた額とのことであった。

【規範】

補助金制度の運用においては、公平性・透明性の確保が求められており、補助金等の額の算定基準については、「補助金等の交付規則の施行について（通達）」で交付要綱等において明示する項目として例示列挙している。

（「補助金等の交付規則の施行について（通達）」）

個々の規程等で定める事項は、おおむね次のとおりである。

(2) 補助金等の交付の対象となる経費および補助率

【意見】

交付要綱における「別に定める額」との表現は、補助対象者にとっては明確ではなく、不公平な決定が行われているとの疑念を招くおそれがある。

したがって、「別に定める額」について、交付要綱等において明示することが望まれる。これにより、補助金制度の透明性と公平性が一層確保されることが考えられる。

7 障がい者支援課

(1) 視覚障がい者施設運営事業補助金（盲人ホーム運営事業補助金）

< 概要 >

目的および内容	あんま、はり、灸の免許所有者に開業前の技術指導等を行い、視聴覚障がい者の自立を図るための盲人ホームの運営費に助成する補助金である。			
要綱等	盲人ホーム運営事業補助金交付要綱			
交付先	社会福祉法人長野県視覚障害者福祉協会			
補助率等	定額			
財源	国 1/2、県 1/2			
金額 (千円)	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	予算	4,173	4,173	4,173
	決算	4,173	4,173	4,173

< 監査の結果 >

① 補助金等の額の算出方法が不明確

【事実関係】

「盲人ホーム運営事業補助金交付要綱」では、補助金等の額は、①盲人ホームを運営するための経費の合計額から寄付金その他の収入額を控除した額、②知事が別に定める額、のいずれか少ない額とされている。

しかしながら、「知事が別に定める額」は交付要綱において、具体的な金額や算定基準は明示されていない。

（「盲人ホーム補助金交付要綱」第2）

第1に規定する補助金の対象となる経費及び補助額は、次表のとおりとする。

補助対象経費及び補助額

盲人ホーム運営事業を行うに要する経費

ただし、その額は、(1)及び(2)に掲げる額を比較していずれか少ない方の額とする。

(1) 盲人ホームを運営するために要する経費で報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕費）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等の合計額から寄付金その他の収入を控除した額

(2) 知事が別に定める額

【規範】

補助金制度の公平性を確保する観点から、あらかじめ、交付要綱において、補助金等の額の算定基準を明示することが望ましいとされている。

(「補助金等の交付規則の施行について(通達)」)

個々の規程等で定める事項は、おおむね次のとおりである。 (2) 補助金等の交付の対象となる経費および補助率
--

【意見】

交付要綱における「知事が別に定める額」との表現は、行政裁量の余地を残すことで、予算の範囲内で年度ごとに基準額を柔軟に設定できるという利点がある。また、予算の執行状況や交付申請の動向に応じて対応できるという点で、実務上の運用として一定の合理性があると考えられる。

しかしながら、補助対象者にとっては、補助金等の額の見通しが立てにくく予見可能性が低くなるという課題がある。また、県の裁量によって補助金等の額が大きく変動する場合には、不公平な決定が行われているとの疑念を招くおそれがある。

そのため、「知事が別に定める額」について、別途、具体的な金額や算定根拠(例えば、予算の範囲内で年度ごとに決定し公表する等)を明示し公表することが望まれる。これにより、補助金制度の透明性と公平性が一層確保されることが考えられる。

なお、「知事が別に定める額」「知事が必要と認められる額」「定額」等の用語が、各交付要綱で用いられているが、交付要綱により異なる意味で使用されている。

(2)視覚障がい者施設運営事業補助金(点字図書館運営事業補助金)

<概要>

目的および内容	点字刊行物及び盲人用の録音物の貸出し、点訳・朗読奉仕者の指導養成を行う点字図書館の運営費用に助成する補助金である。			
要綱等	上田点字図書館運営事業補助金交付要綱			
交付先	社会福祉法人長野県身体障害者福祉協会(以下、本項では「協会」という)			
補助率等	定額			
財源	国 1/2、県 1/2			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	16,461	17,187	16,465
	決算	16,461	17,187	13,561

<監査の結果>

① 交付要綱における補助対象者が不明瞭

【事実関係】

上田点字図書館は、協会が設置し、その運営を上田市に委託している施設である。

現状は、協会が上田市に対して支払う運営に係る委託料を補助対象経費としている。

しかしながら、交付要綱では、補助対象経費を「上田点字図書館運営事業を行うに要する経費」又は「上田点字図書館を運営するために要する経費」と規定しているものの、これらの文言が指す主体が、設置者である協会を意味するのか、あるいは実際の運営を行う上田市を意味するのかが明確でない。そのため、補助対象者および補助対象経費の範囲が不明瞭となっている。

（「上田点字図書館運営事業補助金交付要綱」第3）

第1に定める補助の対象となる経費及び補助額は次のとおりとする。

上田点字図書館運営事業を行うに要する経費。

ただし、その額は、(1)及び(2)に掲げる額を比較していずれか少ない方の額とする。

(1) 上田点字図書館を運営するために要する経費で報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕費）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等の合計額から寄付金その他の収入を控除した額

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第37条の2の規定により国が定める国庫補助の基準額

【規範】

補助金の適正な執行を確保する観点から、補助対象者、補助対象経費、補助目的等を明確に定めることが求められる。「補助金等の交付規則の施行について（通達）」では、個々の補助金の交付要綱等で定める事項が例示列挙されている。

【意見】

本補助金においては、交付要綱の文言が、補助対象となる主体を協会とするのか、上田市とするのかが判然とせず、補助対象者が明確に定義されていない。このような状態は、補助金の交付根拠の不明確化を招き、補助金の適正な執行管理に支障を生じさせるおそれがある。

したがって、設置者と運営主体が異なるという本事業の構造を踏まえ、補助の対象とする行為・経費がどの主体に帰属するのかを明確に整理したうえで、交付要綱等において、補助対象者および補助対象経費の主体を明確にすることが望まれる。

8 食品・生活衛生課

(1)生活衛生営業指導費補助金

< 概要 >

目的および内容	公益財団法人長野県生活衛生営業指導センター（以下、本項では「センター」という。）が、生活衛生営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図るための指導に要する経費について助成する補助金である。			
要綱等	生活衛生営業指導費補助金交付要綱			
交付先	公益財団法人長野県生活衛生営業指導センター			
補助率等	補助対象経費の2分の1			
財源	国生活衛生関係営業対策事業費補助金、証紙収入、一般財源			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	20,656	20,718	22,925
	決算	20,535	20,675	22,184

< 監査の結果 >

① 補助金を補助対象事業に支出したことを確認できる収支決算書等

【事実関係】

「生活衛生営業指導費補助金交付要綱」では、補助事業の実績報告書に添付すべき関係書類として、「歳入歳出決算書又は見込書」（以下「収支決算書等」という。）の提出を求めている。

収支決算書等は、現金主義、すなわち収入や支出を現金の收受・支払があった時点で記録する会計処理の方法により作成されるものである。

しかしながら、令和6年度において、県がセンターから提出を受けたのは、発生主義、すなわち収益や費用を経済的な発生の実実に基づいて記録する会計処理により作成された正味財産増減計算書であり、現金主義に基づく収支決算書等は提出されていなかった。

（「生活衛生営業指導費補助金交付要綱」第7-2）

規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業所要額精算書内訳書
- (2) 事業実績報告書
- (3) 歳入歳出決算書又は見込書

【規範】

補助金は、原則として現金の支出に基づき交付されるものであり、補助金の執行状況を適切に把握するためには、現金主義に基づく収支決算書等の提出が必要である。

交付要綱において収支決算書等の提出を求めているのは、補助金が実際にどのように使われたかを明確にし、補助金の執行管理および財務の透明性を確保することを目的としている。

【指摘】

補助金交付要綱において現金主義による収支決算書等の提出が求められているにもかかわらず、県が発生主義に基づく正味財産増減計算書のみを受領している現状は、交付要綱の趣旨に沿った補助金の執行状況の確認が十分に行われていないことを意味しており、補助金の適正な執行管理の観点から問題がある。

特に、補助金の未使用額が生じた場合においては、正味財産増減計算書では当該未使用額を明確に把握することができず、返還の可否を適切に判断することが困難となる。

したがって、今後は交付要綱の規定に基づき、補助対象者に対して現金主義に基づく収支決算書の提出を確実に求めるとともに、必要に応じて交付要綱の運用状況を点検し、制度の実効性を確保すべきである。

9 薬事管理課

(1) 病院薬剤師確保事業奨学金返還補助金

< 概要 >

目的および内容	薬剤師の県内病院等の就職の促進および定着を図る目的で、県内に就業する奨学金返還中の薬剤師に対し、奨学金の返還の一部を助成する補助金である。			
要綱等	病院薬剤師確保事業奨学金返還補助金交付要綱			
交付先	個人（奨学金返還中の薬剤師）			
補助率等	奨学金の返還額（上限 45,000 円/月）			
財源	地域医療介護総合確保基金			
金額 (千円)	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	予算	-	-	3,240
	決算	-	-	1,422

< 監査の結果 >

① 2 年目以降の交付条件の確認について

【事実関係】

「病院薬剤師確保事業奨学金返還補助金交付要綱」では、本補助金は最長 6 年間にわたり支給が可能とされている。また、他の制度による補助金の受給を妨げるものではないが、他の制度による補助金の受給額を控除した額を本補助金の額とすることが定められている。

県は、補助金の初年度においては、補助対象者が他の制度による補助金を受給していないことを確認しているが、2年目以降については、確認を行う体制が構築されていない。

（「病院薬剤師確保事業奨学金返還補助金交付要綱」第4条 2）

本制度は、他の地方公共団体や企業が実施する奨学金返還支援制度を併用することができる。

（「病院薬剤師確保事業奨学金返還補助金交付要綱」第8条）

補助金額は、認定者が貸与を受けていたとする奨学金の返還額（利息を含み、延滞金、返還免除額及び返還済額を含まない。以下同じ。）とする。ただし、第4条第2項の規定により本制度と他の奨学金返還補助制度と併用する場合、対象となる奨学金の返還額から、他の制度の助成金額を控除した額を補助金額とする。

（「病院薬剤師確保事業奨学金返還補助金交付要領」様式第4号「病院薬剤師確保事業奨学金返還補助金交付申請書」）

【添付書類】

2 初年度に限り添付するもの

(2) 他の奨学金返還制度を併用する場合、その補助額がわかる資料の写し

【規範】

補助金は、実際に必要とされる経費に対して適正な額を交付することが原則であり、他の制度による補助金との重複を考慮して交付額を調整することは、財政の健全性および制度の公正性を確保する上で不可欠である。

このため、交付要綱において他の制度の受給額を控除する旨が定められている場合には、県は補助対象期間を通じて継続的に受給状況を確認する責務を負うものと解される。

【指摘】

本補助金においては、他の制度による補助金の受給額を控除することが交付要綱に定められているにもかかわらず、県が2年目以降の受給状況を確認する体制を構築していない現状は、補助金の交付額の適正性を確保する上で不十分であり、将来的に補助金の過大交付が生じるおそれがある点で問題がある。

したがって、今後は補助対象期間を通じて、補助対象者の他制度による補助金の受給状況を継続的に確認する仕組みを整備し、補助金の適正な執行管理を徹底すべきである。

なお、本補助金は令和6年度から開始された事業であり、補助金の交付1年目においては、過大交付は認められなかった。また、令和7年度中に交付要綱等の見直しを行い、上記の事項は改善が図られている。

第4 環境部

1 環境政策課

(1) 信州豊かな環境づくり県民会議負担金

< 概要 >

目的および内容	長野県環境基本計画に定める行動指針を実践し、県民総参加により環境にやさしい生活習慣の定着に向けた行動を推進する母体としての運営費用についての負担金である。			
要綱等	交付要綱等は定めていない			
交付先	信州豊かな環境づくり県民会議（以下、本項では「県民会議」という。）			
補助率等	交付要綱等は定めていない			
財源	基金（国 1/2、県 1/2）			
金額 （千円）	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	予算	3,200	3,200	3,200
	決算	3,200	3,200	3,200

< 監査の結果 >

① 補助金等交付規則の適用

【事実関係】

本負担金は、県民会議の構成団体として、県民会議の運営費の一部を負担しているものである。

県は、直接的かつ負担額に見合う反対給付（物品・役務の提供等）を受けていないことから、「補助金等」に該当すると考えられる。

なお、県担当課によれば、①県と県民会議との共同事業の円滑な実施及び会議体としての運営を支えるために支出されているものであること、②県と県民会議との役割分担のもとで共同事業を継続するための会費的な負担という性格を有していること、③会議の運営及び事業推進に係る事務局機能の提供、構成団体としての参画機会の提供、事業実施に向けた調整や情報共有などの、負担金の支払いに応じた役務がありこれらを反対給付として捉えていること、から「補助金等」には該当しないと判断しているとのことであった。

【規範】

「補助金等交付規則」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付のないもの」とされている。「補助金等の交付規則の施行について（通達）」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するもの」であり、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するようなものは除かれる」とされている。ま

た、「補助金等会計審査マニュアル」（長野県会計局）において、「補助金等」は交付要綱を定めるものとされている。

【指摘】

本負担金は、県が直接的かつ負担金の額に見合う反対給付を受けておらず、支出の目的は県民の環境活動の推進といった公益的なものであることから、「補助金等」に該当すると考えられる。

このような支出について、補助金等としての制度的整理を行わずに支出を継続することは、制度の透明性や予算執行の適正性を損なうおそれがある。

したがって、補助金等に該当するかを改めて検討したうえで、補助金等に該当する場合は、交付要綱等を整備し、補助対象経費や補助率、収入控除、実績報告および審査手続等を明記するなど、制度の適正な運用を図るべきである。

なお、県の「補助金等の交付規則の施行について（通達）」では、補助金等に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するものをいうのである。したがって、共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれることになる。」と記載されているが、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれる」の記載が、現場に誤解を与えている。具体的には、「県に相当の反対給付」の拡大解釈や、実行委員会等の構成員ではあっても事業の実施主体ではなく、共同事業に該当しないにもかかわらず、「共同事業」であるとして、補助金等には該当しないと判断していた。

したがって、補助金等に含まれる負担金の内容、県に相当の反対給付の内容等について、県として統一的な考え方や判断基準を取り纏めるとともに、それらに基づき、本負担金が補助金等に該当するかを検討すべきである。

② 県民会議のあり方の検討

【事実関係】

地球温暖化対策や環境教育に関する事業の主体は、現在では長野県地球温暖化防止活動推進センターへと移行しており、県民会議の機能的役割にも変化が生じている。

【規範】

地方財政法第4条第1項
地方自治法第2条第14項

【意見】

県民会議の会員数が減少し、会費の減免申請が増加している現状や、事業の一部が他団体へ移行していることを踏まえて、県民会議の位置づけを改めて明確にするとともに、県は必要に応じて本負担金の内容を見直すことが望まれる。

(2)信州環境フェア負担金

<概要>

目的および内容	県民が環境について学び、行動変容を起こすきっかけとなるイベントの実行委員会の運営資金についての負担金である。			
要綱等	交付要綱等は定めていない			
交付先	信州環境フェア実行委員会（以下、本項では「実行委員会」という。）			
補助率等	交付要綱等は定めていない			
財源	基金（国 1/2：県 1/2）環境自然保護基金			
金額 （千円）	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	1,800	1,800	1,800
	決算	1,800	1,800	1,800

<監査の結果>

① 補助金等交付規則の適用

【事実関係】

本負担金は、県民が環境について学び、行動変容を起こすきっかけとなるイベントの実行委員会の運営資金を助成しているものである。

県は、直接的かつ負担額に見合う反対給付（物品・役務の提供等）を受けていないことから、「補助金等」に該当すると考えられる。

なお、県担当課によれば、①各実行委員による役務の提供があることから、一切の反対給付がないわけではないこと、②県のみではなく、各実行委員がフェアの企画・出展を行い、イベントスタッフを行うなどしており、共同事業となっていること（イベントの開催が共同事業であり反対給付があること）、③実行委員会の運営資金への負担であり事業を助成しているものではないこと（反対給付がない一方的な助成ではないこと）、から「補助金等」には該当しないと判断しているとのことであった。

【規範】

「補助金等交付規則」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付のないもの」とされている。「補助金等の交付規則の施行について（通達）」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するもの」であり、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するようなものは除かれる」とされている。また、「補助金等会計審査マニュアル」（長野県会計局）において、「補助金等」は交付要綱を定めるものとされている。

【指摘】

本負担金は、県が直接的かつ負担金の額に見合う反対給付を受けておらず、支出の目的は県民の環境意識向上といった公益的なものであることから、「補助金等」に該当すると考えられる。

このような支出について、補助金等としての制度的整理を行わずに支出を継続することは、制度の透明性や予算執行の適正性を損なうおそれがある。

したがって、本経費の負担については、補助金等に該当するか否かを検討したうえで、補助金等に該当すると判断される場合には、交付要綱等を整備し、補助対象経費や補助率、収入控除、実績報告および審査手続等を明記するなど、制度の適正な運用を図るべきである。

なお、県の「補助金等の交付規則の施行について（通達）」では、補助金等に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するものをいうのである。したがって、共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれることになる。」と記載されているが、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれる」の記載が、現場に誤解を与えている。具体的には、「県に相当の反対給付」の拡大解釈や、実行委員会等の構成員ではあっても事業の実施主体ではなく、共同事業に該当しないにもかかわらず、「共同事業」であるとして、補助金等には該当しないと判断していた。

したがって、補助金等に含まれる負担金の内容、県に相当の反対給付の内容等について、県として統一的な考え方や判断基準を取り纏めるとともに、それらに基づき、本負担金が補助金等に該当するかを検討すべきである。

② 公平性の観点から課題

【事実関係】

信州環境フェア自体の開催地は平成 23 年以降一貫して長野市であり、変更はなされていない。開催地が固定化されている理由としては、長野市が実行委員会に参加していることや、他市町村での開催における出展者確保や負担金調整の困難さが挙げられている。

県内他地域でも 2 日間で 1,500 人規模の来場者を記録する環境フェアが開催されており、開催地の分散は実現可能であると考えられる。

【規範】

（地方自治法第 10 条第 2 項）

住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

【意見】

本負担金は、長野市開催を前提として継続的に支出されており、県内各地域における公平性の観点から課題があると考えられる。

また、県内には他市町村での開催実績もあり、来場者数や事業効果の面でも一定の成果が確認されていることから、開催地の分散による地域間の連携強化や県全体への波及効果が期待される。

したがって、県は今後、信州環境フェアの開催地について、長野市以外の地域での開催可能性を積極的に検討するとともに、各地域会議に対する支援の在り方や交付金額の妥当性についても、来場者数や事業規模等の実態を踏まえて再評価を行うことが望まれる。

あわせて、県民会議から長野市開催のフェアに対して交付されている補助金についても、制度全体の公平性と透明性の確保の観点から、その必要性や位置づけを整理することが望まれる。

2 ゼロカーボン推進課

(1) 長野県環境保全協会運営費補助金

< 概要 >

目的および内容	地球温暖化対策の推進を図るため、県が推進センターに指定した長野県環境保全協会に対して運営費を支援する補助金である。			
要綱等	一般社団法人長野県環境保全協会運営費補助金交付要綱			
交付先	一般社団法人長野県環境保全協会（以下、本項では「協会」という。）			
補助率等				
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	3,500	3,500	3,500
	決算	3,500	3,500	3,500

< 監査の結果 >

① 人件費の補助対象区分の明確化について

【事実関係】

本補助金の補助対象は、長野県地球温暖化防止活動推進センター業務に従事する職員の人件費であり、令和6年度においては、エコスペース館長1名の人件費全額および事務局次長の人件費の2分の1が補助対象とされている。

過去の包括外部監査においては、館長の業務のうちセンター業務に従事する割合を明確にし、それを確認する必要がある旨の意見が付された。これに対し、県は「補助対象となる人件費（センター業務への従事割合）がわかる資料の提出を求める」と回答していた。

今回、県が提出を求めた業務分担表を確認したところ、各担当者の業務内容が記載されており、「事務局次長は協会と兼務し、協会とセンターの業務割合は50：50とする」と明記されていた。しかしながら、当該資料はあくまで予定ベースの業務分担であり、実際の勤務実績（時間）に基づくものではなかった。

また、当該職員が県からの委託業務や他の補助金に基づく業務にも従事している可能性があるが、それらとの関係における従事割合の確認や、補助対象人件費との重複の有無についての検証は行われていなかった。

【規範】

地方財政法第4条第1項
地方自治法第2条第14項

【意見】

県は、業務分担表の提出を求めているが、当該資料は、実際の勤務実績に基づくものではないため、補助対象業務への従事割合を客観的に裏付ける資料としては不十分である。

また、当該職員について委託業務や他の補助金事業への従事の有無およびその従事割合の確認が行われていないことは、補助金の適正な執行を担保する観点から課題が認められる。

今後は、補助対象となる人件費について、実際の勤務実績（時間）に基づく従事割合を把握・確認できる資料の提出を求めるとともに、他の委託業務や補助金事業との関係を含め、全体として適正な支出となっているかを確認することが望まれる。

(2)太陽光発電等普及活動支援補助金（信州の屋根ソーラー普及事業補助金）

<概要>

目的および内容	信州の屋根ソーラー認定事業者のうちの中企業者が行う建築物の屋根を活用した太陽光発電の普及活動に要する経費を助成する補助金である。			
要綱等	太陽光発電等普及活動支援補助金交付要綱			
交付先	民間企業、個人			
補助率等	1/2 以内（上限 200 千円）			
財源	ゼロカーボン基金 1/1（県 1/1）			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	12,000	12,000	6,000
	決算	2,012	500	1,309

<監査の結果>

① 低執行率の要因について

【事実関係】

本補助金は、印刷物、メディア、イベント等による広報活動（広告など）を補助対象とし、補助対象経費の2分の1以内、かつ1事業者あたり年間20万円を上限として交付されるものである。

県は、補助金の周知について、認定事業者に対してメールでの通知や、研修会の場における説明等を通じて実施している。

しかしながら、令和3年度以降の予算累計総額 42,000 千円に対し、執行額は 5,395 千円（執行率 12.8%）にとどまっており、執行率は極めて低い状況にある。また、近年は予算額自体も減額傾向にある。

【規範】

地方財政法第4条第1項
地方自治法第2条第14項

【意見】

本補助金については、県が一定の周知を行っているものの、執行率が著しく低く、制度の目的に対して十分に機能しているとは言い難い状況にある。

このような状況にもかかわらず、執行率の低下に対する具体的な原因分析が行われておらず、予算額の減額という対応にとどまっている点は、制度の改善に向けた取組として不十分である。

今後は、補助金の執行率が低迷している要因について、対象事業者へのヒアリングや申請状況の分析等を通じて把握し、制度の目的や実態に即した見直しを行うとともに、必要に応じて補助対象経費の範囲や周知方法の改善等を検討することが望まれる。

3 自然保護課

(1) 自然環境整備支援事業補助金

<概要>

目的および内容	国立公園、国定公園、県立自然公園及び長距離自然歩道において、自然とのふれあいの推進及び自然環境の保全・再生を図るため、市町村が行う自然環境整備支援事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。			
要綱等	自然環境整備支援事業補助金交付要綱			
交付先	市町村			
補助率等	国立公園：1/2、国定公園等：4.5/10、県立自然公園：1/2			
財源	国立公園、国定公園等：国庫補助金、県立自然公園：一般財源			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	72,559	90,537	172,066
	決算	69,971	89,488	171,885

(繰越額を含む)

<監査の結果>

- ① 契約手続きについて

【事実関係】

本補助金において、100,000千円を超える委託契約が随意契約により締結されているにもかかわらず、交付先である市町村において当該契約に係る随意契約理由書が添付されていない事例が確認された。

また、他の市町村においては、5,000千円以下の契約であっても競争入札が実施されており、入札経過書が添付されている事例も確認された。

なお、「自然環境整備支援事業補助金交付要綱」では、「一般競争入札に付すなど県が行う契約手続の取扱いに準拠する」旨の規定は設けられていない。

【規範】

効率性の観点から、補助金の適正な執行を確保するためには、補助対象経費の妥当性および経済性が確保されていることが必要であり、そのためには、契約手続においても透明性が担保されることが求められる。

【意見】

補助対象経費の適正性および効率性を確保する観点、交付要綱に基づかない交付条件を回避する観点から、施設整備に係る高額な補助事業においては、補助対象者に対し、一般競争入札等の適正な契約手続を求める必要がある。

したがって、交付要綱において、「一般競争入札に付すなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること」等の規定を明記し、補助対象者に対して契約手続の透明性の確保を制度的に担保する仕組みを整備することが望まれる。

第5 産業労働部

1 各課共通

- (1) 長野県産業振興機構運営費補助金、長野県産業振興機構運営費補助金（IV経営支援事業）、信州ITバレー構想推進事業補助金、医療機器事業化支援事業補助金、ゼロカーボン関連技術開発支援事業補助金、ゼロカーボン技術事業化促進事業（分野別研究会設置事業補助金）、カーボン排出量可視化・削減支援事業補助金、支援機関連携イノベーション創出事業補助金、航空機産業支援機能強化事業補助金、航空機システム等開発支援事業補助金、マーケティング支援事業費補助金

上記の事業は、「長野県産業振興機構運営費補助金交付要綱」が適用される補助金であり、類似する事案が識別されたことから、纏めて記載した。

< 概要 >

長野県産業振興機構運営費補助金（産業政策課）

(以下、本項では「A事業」という)

目的および内容	長野県産業振興機構の職員給与費や管理費等運営費に対する補助金である。			
要綱等	長野県産業振興機構運営費補助金交付要綱			
交付先	公益財団法人長野県産業振興機構（以下、本項では「機構」という）			
補助率等	10/10 以内			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	194,509	192,926	193,126
	決算	194,308	185,359	190,230

長野県産業振興機構運営費補助金（IV経営支援事業）（経営・創業支援課）

(以下、本項では「B事業」という)

目的および内容	長野県産業振興機構の経営支援事業に対する補助金である			
要綱等	長野県産業振興機構運営費補助金交付要綱			
交付先	公益財団法人長野県産業振興機構（以下、本項では「機構」という）			
補助率等	10/10 以内			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	120,723	171,063	147,581
	決算	80,066	123,614	114,713

信州ITバレー構想推進事業補助金（産業立地・IT振興課）

(以下、本項では「C事業」という)

目的および内容	県内IT企業の新たなビジネス創出を促すため、産学官コンソーシアムを活用し、地域課題解決や産業DXの推進に取り組む企業の連携プロジェクトを支援する			
要綱等	長野県産業振興機構運営費補助金交付要綱			
交付先	公益財団法人長野県産業振興機構（以下、本項では「機構」という）			
補助率等	10/10 以内			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	50,000	41,667	50,000
	決算	48,134	39,468	42,448

医療機器事業化支援事業補助金（産業技術課）

(以下、本項では「D事業」という)

内容	県内企業によるヘルステック関連機器分野への参入・事業拡大を支援するための事業実施に係る経費に対する補助金である			
要綱等	長野県産業振興機構運営費補助金交付要綱			
交付先	公益財団法人長野県産業振興機構（以下、本項では「機構」という）			

補助率等	10/10 以内			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	予算	67,926	67,926	68,992
	決算	67,150	64,602	63,312

ゼロカーボン関連技術開発支援事業補助金（産業技術課）
（以下、本項では「E事業」という）

目的および内容	県内企業が行うゼロカーボン技術開発への間接補助金			
要綱等	長野県産業振興機構運営費補助金交付要綱			
交付先	公益財団法人長野県産業振興機構（以下、本項では「機構」という）			
補助率等	10/10 以内			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	予算	52,500	52,500	52,500
	決算	49,060	42,770	37,220

ゼロカーボン技術事業化促進事業（分野別研究会設置事業補助金）（産業技術課）
（以下、本項では「F事業」という）

目的および内容	ゼロカーボン技術の開発・事業化を推進する事業に対する補助金			
要綱等	長野県産業振興機構運営費補助金交付要綱			
交付先	公益財団法人長野県産業振興機構（以下、本項では「機構」という）			
補助率等	10/10 以内			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	予算	10,126	11,086	11,086
	決算	11,833	13,586	13,586

カーボン排出量可視化・削減支援事業補助金（産業技術課）
（以下、本項では「G事業」という）

目的および内容	県内企業のカーボン可視化、排出量削減等の取り組みに対する補助金			
要綱等	長野県産業振興機構運営費補助金交付要綱			
交付先	公益財団法人長野県産業振興機構（以下、本項では「機構」という）			
補助率等	10/10 以内			
財源	国 1/2 県 1/2			
金額 (千円)	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	予算	4,388	5,498	5,298
	決算	4,167	5,043	4,830

支援機関連携イノベーション創出事業補助金（産業技術課）

（以下、本項では「H事業」という）

目的および内容	県内支援機関との連携のもと、イノベーション創出に向けたプロジェクトを企画し、技術開発から販路開拓まで一貫支援する事業			
要綱等	長野県産業振興機構運営費補助金交付要綱			
交付先	公益財団法人長野県産業振興機構（以下、本項では「機構」という）			
補助率等	10/10 以内			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	28,120	29,120	29,120
	決算	28,020	29,120	28,158

航空機産業支援機能強化事業補助金（産業技術課）

（以下、本項では「I事業」という）

目的および内容	航空機産業分野のコーディネータ・アドバイザー配置、工場内の体制整備などへの間接補助、講習会の開催等に対する補助金			
要綱等	長野県産業振興機構運営費補助金交付要綱			
交付先	公益財団法人長野県産業振興機構（以下、本項では「機構」という）			
補助率等	10/10 以内			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	10,450	10,450	10,913
	決算	10,000	10,450	9,873

航空機システム等開発支援事業補助金（産業技術課）

（以下、本項では「J事業」という）

目的および内容	航空機システム産業における新たなニーズ等に対応していくため、ニーズの解決・事業化に必要な新技術を特定するとともに、その新技術の具現化の可能性を検証するために行う県内企業、大学等が取り組む研究開発に係る事業に要する経費を補助する事業			
要綱等	長野県産業振興機構運営費補助金交付要綱			
交付先	公益財団法人長野県産業振興機構（以下、本項では「機構」という）			
補助率等	10/10 以内			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	8,000	8,000	5,930
	決算	7,550	7,990	3,550

マーケティング支援事業費補助金（営業局）

（以下、本項では「K事業」という）

内容	食品関連事業者等の国内外への消費財販路開拓のため、商談会やセミナーの開催に係る事業への助成
----	---

要綱等	長野県産業振興機構運営費補助金交付要綱			
交付先	公益財団法人長野県産業振興機構（以下、本項では「機構」という）			
補助率等	10/10 以内			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	予算	39,296	40,608	39,411
	決算	33,250	36,027	34,159

< 監査の結果 >

① 補助対象事業の範囲について… A 事業

【事実関係】

A 事業の補助金は、交付要綱において補助対象となる事業の種類として「企画・運営事務費」に区分されており、機構の組織運営のための費用に対する補助金との位置づけである。また、機構に対しては、本補助金の他に特定の事業を対象とした補助金がある。

しかしながら、補助対象となる事業の種類としての「企画・運営事務費」について、その範囲や内容が交付要綱等において明確に定義されていない。

【規範】

地方財政法第 4 条第 1 項
地方自治法第 2 条第 14 項

【指摘】

補助対象となる事業の種類としての「企画・運営事務費」が交付要綱等において明確に定義されていないため、どの事業の経費が本補助金の対象となるのかが外形的に判断できず、補助金の適正な算定および支出の妥当性を検証するうえで不明確さが残る状況にある。このように補助対象事業が曖昧なまま運用されることは、財務運営の透明性および説明責任の確保に課題を生じさせるおそれがある。

したがって、「企画・運営事務費」として補助対象となる経費の範囲について、交付要綱等において明確な定義を設け、他の事業補助金との役割分担を含め整理すべきである。

② 要綱等における補助対象経費の定めについて… A 事業、B 事業、E 事業、F 事業、G 事業、H 事業、I 事業、K 事業

【事実関係】

「長野県産業振興機構運営費補助金交付要綱」の対象とする各事業の補助対象経費は、交付要綱別表において事業区分、事業内容と合わせて定められている。交付要綱別表では、補助対象経費として、人件費、保険料、消耗品費等の対象となる費用項目を定めているのみであり、人件費であれば、補助対象となる人物はどういった人か、各経費であれば補助対象経費はどういった用途で使用された費用なのか等、具体的な補助対象に関する定めはない。

【規範】

補助事業における裁量の拡大、恣意的な運用を防止するために、補助対象経費はその範囲、算定基準等を交付要綱等に明確に定めるべきである

【意見】

当該補助金の交付要綱においては、補助対象経費が「人件費」「旅費」等の費用項目により定められているが、人件費に該当する「人物の範囲」や、各経費に該当する「行為・目的」等、具体的定義は定められていない。本監査において、こうした状況に起因する不適正な経費精算等の問題を確認したものではない。

しかし、現状は交付審査・交付決定・実績検査の各段階における解釈の裁量が広く、恣意的な運用リスクを内包しているとも考えられる。

補助金の適正な交付および説明可能性を担保するため、交付要綱等において補助対象経費の範囲・要件をより明確に規定することが望まれる。

③ 補助対象経費の記載誤り… A 事業

【事実関係】

「長野県産業振興機構運営費補助金交付要綱」の別表には、補助対象経費として「退職給付引当金」と記載している。

しかし、会計処理上、補助対象となるのは「退職給与引当金」そのものではなく、当該年度に計上される「退職給与引当金繰入額」である。このため、現行の記載は正確性を欠く状態となっている。

なお、県担当課によれば、県と機構では「退職給与引当金繰入額」を補助対象経費とするとの共通の理解が図られているとのことであった。

(「長野県産業振興機構運営費補助金交付要綱 別表」)

種類	区分	内容	経費	補助率
企画・運営事務費	職員給与費	振興機構職員の給料手当等	人件費、報酬、共済年金積立事業主分、退職給与引当金	10/10以内
		(以下、省略)		

【規範】

交付要綱は、補助対象者に誤解を生じさせることのないよう、内容を正確に記載する必要がある。

(長野県公文書管理規程第 11 条第 1 項)

公文書は、事務が能率的に処理されるよう正確かつ迅速に取り扱わなければならない。

【指摘】

交付要綱別表における「退職給与引当金」という記載は、実際に補助対象となる「退職給与引当金繰入額」と異なる用語であり、補助対象経費の範囲に誤解を生じさせるおそれがある。

したがって、補助対象経費の範囲を正確に示すため、当該記載を「退職給与引当金繰入額」に修正すべきである。

④ 補助対象経費の範囲… A 事業

【事実関係】

A 事業において、機構が提出した「企画・運営事務費経費実績調書」の「管理費」において、「使用料及び賃借料」が補助対象経費として集計され、補助金として交付されていたが、「長野県産業振興機構運営費補助金交付要綱」別表では、「使用料及び賃借料」は補助対象経費として明示されていない。

県担当課によれば、本補助金は、機構の運営に係る当然必要な費用を補助することを意図しており、補助対象経費は限定列記ではないこと、「使用料及び賃借料」は機構の運営に当然必要な経費であり「管理費」の「その他知事が認めた経費」と判断しているとのことであった。

しかしながら、「長野県産業振興機構運営費補助金交付要綱」第 2 においては「補助金の対象となる事業の種類、区分、内容、経費及び補助率は、別表のとおりとする」と定め、交付要綱別表の経費欄にて補助対象経費を定めていることから、他の補助金等交付要綱と同様に補助対象経費を特定しているのが通常であり、県担当課の限定列記ではないとの見解には無理がある。

また、交付要綱別表の内容欄に記載されている「その他知事が特に必要と認めた額」は、交付要綱等では明確にされていない。

(「長野県産業振興機構運営費補助金交付要綱 別表」)

種類	区分	内容	経費	補助率
企画・運営事務費	職員給与費	振興機構職員の給料手当等	人件費、報酬、共済年金積立事業主分、退職給与引当金	10/10 以内
	管理費	・振興機構の事務費 ・事務室および公用車の維持管理等に係る経費 ・その他知事が特に必要と認めた経費	保険料、赴任旅費、消耗品費、燃料費、通信運搬費、修繕費、諸謝金、負担金	10/10 以内
	イノベーション創出事業	県内支援機関との連携のもと、イノベーション創出に向けたプロジェクトを企画し、技術開発から販路開拓まで一貫支援する事業	人件費、謝金、旅費、通信運搬費、消耗品費、燃料費、借料・損料、印刷製本費、委託料、負担金、公租公課、間接補助金	10/10 以内

【規範】

地方財政法第 4 条第 1 項
地方自治法第 2 条第 14 項

【指摘】

交付要綱等において補助対象経費として明示されていないにもかかわらず、運用上これを補助対象として認めている状況は、補助対象経費の範囲が文書上明確でないことを示している。

補助対象経費の範囲が不明確なまま運用されることは、適正な財務運営および説明責任の確保に課題を生じさせるおそれがある。

したがって、「使用料及び賃借料」を補助対象経費として取り扱うのであれば、交付要綱等に明確に記載するなど、補助対象経費の範囲を明確にするべきである。

⑤ 収入控除となる「特定財源」の定義について… A 事業

【事実関係】

「長野県産業振興機構運営費補助金交付要綱」では、補助金の額は、補助対象経費から「特定財源」を控除した額に補助率を乗じて算定するとされている。

実際の運用においては、機構が展示会等を実施した際の出展料や研修を実施した際の受講料等の特定の業務で直接的に得られた収入額を「特定財源」として補助対象経費から控除している。

しかしながら、「特定財源」の定義は交付要綱等では明示されていない。

なお、「特定財源」は「一般財源」の対になる概念であり、他の公的補助金・負担金等の公的財源のみを指す場合が多い。

（「長野県産業振興機構運営費補助金交付要綱」第 2 条）

2 補助金の額は、事業の区分ごとに補助対象経費から特定財源を控除した額に補助率を乗じて得た額を合算した額とする。
--

【規範】

地方財政法第 4 条第 1 項

地方自治法第 2 条第 14 項

【意見】

補助金算定において、控除対象となる財源の範囲が不明確なまま運用されることは、適正な財務運営および説明責任の確保に支障を生じるおそれがある。

したがって、交付要綱において、「特定財源」の範囲を明確に定義し、制度的根拠に基づいた控除対象の整理を行うことが望まれる。

⑥ 補助事業に対する完了検査について… A 事業、B 事業、C 事業、D 事業、E 事業、F 事業、G 事業、H 事業、I 事業、J 事業、K 事業

【事実関係】

県では、「補助金等交付規則」第 13 条に基づき、事業完了時に補助対象事業者である機構に対して完了検査を実施している。具体的には、県職員が複数名で団体に訪問して経費実績の確認や各種証憑の確認、補助対象人件費の適正性の確認等を実施し、本事業が適正に実施されているかの確認を行っている。担当者は検査を実施し、検査の結果、問題がないことが確認されれば検査調書、履行確認書等に「適正に事業がおこなわれたことを確認した」旨の報告を行っている。

完了検査については、どのような項目を検査すべきか、各項目に対して何を、どのように確認すべきといった検査の実施方法及び、検査記録の保管方法について交付要綱等に定めはない。また、実際に何を確認し、何をもちて検査結果を結論付けたかという詳細な検査実施結果については、各担当者が把握しているのみであり、検査記録は組織的には保管されていない。

（「長野県補助金等交付規則」第13条）

知事等は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金等の額を確定する。

【規範】

補助事業に対する完了検査は、補助金交付の適正性を担保するための重要なプロセスである。そのため実施においては、担当者個人の考えや能力に依存せず、組織的にその実施品質を担保するものでなければならない。

【意見】

現在の補助事業に対する完了検査は、検査項目や実施方法、検査記録の保管について、担当者の判断に基づいて実施されている。検査は慣例的に複数名で実施されており、検査の適正性が毀損するリスクは一定程度軽減されているものの、複数名で実施すること自体も交付要綱等に規定されているものではない。

本監査において、完了検査上の瑕疵が確認されているものではないものの、現状は、検査を実施する担当者によって検査品質にばらつきが生じうる状態であるといえる。

補助団体に対する完了検査について、補助事業の適正性を担保するために、検査実施方法等を交付要綱等に定めるとともに、第三者がその適正性を検証できるよう、検査記録を組織的に保管することが望まれる。

⑦ 間接補助事業の検査について…C事業、D事業、H事業、I事業、J事業

【事実関係】

県では、間接補助金が適正に交付されたことを確認するため、「補助金等交付規則」第13条に基づく完了検査時に、間接補助事業に対する検査（実績報告書の確認等）を行っている。

交付要綱には、間接補助事業について、間接補助事業の適正性を確認するための検査に関する定めはない。また、県として間接補助事業の適正性を確認するために、補助対象事業に対してどのように検査を実施すべきか（検査項目、検査方法や検査記録の保管方法等）についても交付要綱等に定めはない。

【規範】

外部団体が実施する間接補助事業の場合であっても、補助金の適正性は県が担保しなければならない。

【意見】

現在、間接補助事業に対する検査は、間接補助金交付事業者の判断により実施されており、かつ、間接補助金交付事業者に対する検査については、県担当者の判断により実施されている。

本監査において、間接補助事業に関する検査上の瑕疵が確認されているものではないものの、現状は、間接補助金交付事業者及び、補助事業の完了検査担当者によって間接補助事業に対する検査品質にばらつきが生じうる状態であるといえる。

外部団体が実施する間接補助事業であっても、県が拠出する補助金を用いた事業であり、その適正性は県が担保すべきであるという点を鑑みると、間接補助事業に対する検査が適切に実施されるよう検査実施方法等を交付要綱等に定めることが望ましい。

また、補助事業の完了検査時に実施している間接補助事業及び間接補助金交付事業者による検査の適正性の確認についても、検査実施方法等を交付要綱等に定めるとともに、第三者がその適正性を検証できるよう、検査記録を組織的に保管することが望まれる。

⑧ 間接補助事業の公平性担保について…D 事業、J 事業

【事実関係】

D 事業について、令和 6 年度の本事業間接補助金の周知は、令和 6 年 8 月 23 日から 9 月 20 日までの約 1 か月間実施された。具体的には、補助事業実施主体である機構ホームページへの掲載（令和 6 年 8 月 23 日）、県内医療系企業（長野県医工連携ポータルサイト記載企業）へのメール周知（令和 6 年 9 月 10 日）が実施された。

その結果、当初計画件数（3 件）に対して、3 件の応募があり、全て採択されている。この 3 件は、いずれも機構のコーディネーターが本事業を周知した事業者からの応募者である。

J 事業について、令和 6 年度の本事業間接補助金の周知は、県によるプレスリリース、補助事業実施主体である機構のホームページへの掲載、機構のメールマガジンでのメール周知が実施された。

その結果、4 件の応募があり、全て採択されている。この 4 件は、いずれも機構のコーディネーターが本事業を周知した事業者からの応募者である。

補助事業者の本間接補助事業の周知方法について、県は「補助金の公平性が十分に担保された周知方法であったのか」という視点での検証等は実施していない。

【規範】

住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有する

【意見】

D 事業及び J 事業の間接補助事業は、応募件数が少なく、かつ、いずれの応募者も補助事業者である機構のコーディネーターによる紹介を契機として応募している。もちろん、これをもって直ちに公平性に問題があるとはいえない。しか

し、補助金制度における公平性は、審査・配分における中立性のみならず、潜在的な対象者が適切に制度情報へアクセスできる状態が確保されているかという「プロセスの公平性」も含めて評価されるべきである。

そうした視点で本間接補助事業を見た場合、周知方法が潜在的な対象者に十分に到達していなかった可能性を否定することはできないと考える。

県は、補助事業における周知手段の有効性を適時検証し、対象者の属性に即した周知チャネルの多様化、周知期間・方法の変更等、周知方法について継続的な改善を図ることで、制度趣旨に沿った応募機会の確保に努めることが望まれる。

⑨ 収益納付について…C事業

【事実関係】

「補助金等交付規則」第5条において「補助事業等に相当の収益が生じた場合は、補助金等の全部又は一部を県に納付すべき」旨の収益納付に関する考え方が規定されている。さらに、「補助金等の交付規則の施行について（通達）」では、具体的な収益の考え方として、「補助金等の交付を受けたことによって偶然的に大きな利得の機会に恵まれた場合」と定めている。

C事業は、機構を通じて、県内IT中小企業に対して革新的なITシステム開発にかかる経費を補助する間接補助事業であるが、県の交付要綱、機構の交付要綱のいずれにも収益納付に関する定めはない。

（「補助金等交付規則」第5条第2項）

知事等は、補助事業等又は間接補助事業等の完了により当該補助事業等又は当該間接補助事業等に相当の収益が生ずると認められるときは、期日を限り、補助金等の交付の目的に反しない限度において、補助事業者等に対し、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべき旨の条件を附することができる。

（補助金等の交付規則の施行について（通達）第5条第2項）

補助金等によつて生じた収益金を県に納付させることができる場合として、相当の収益が生ずるものおよび補助金等の交付の目的に反しないものに限るとした。

このことは、補助金等または間接補助金等の交付を受けたことによつて偶然的に大きな利得の機会に恵まれたというようなものをいうのであつて、補助金等または間接補助金等が事業の本質的な要素となつているような、すなわち補助金等または間接補助金等によつて初めて通常の事業遂行が可能となるにすぎないようなものをいうのではないということである。

なお、納付させる条件を附する時期も無制限に許されるべきではなく、その時期方法等については、個々に定めることになる。

また、間接補助事業等による収益が生じた場合にも補助事業者等が補助金等を納付しなければならないので、補助事業者等は、第3項の規定の条件として間接補助事業者等からその相当額を納付させることになる。

【規範】

地方財政法第4条第1項

地方自治法第2条第14項

(補助金等交付規則第5条第3項)

補助事業者等は、間接補助金等の交付をする場合において、前2項の規定により知事等が条件を附したものがあるときは、間接補助事業者等に対し、これを遵守するために必要な条件を附さなければならない。

【意見】

C事業の補助金は、「革新的なITビジネスの創出・誘発」に資するITシステム開発を支援するという性質上、事業売却や権利の外部化等により偶発的利得が生じ得る事業である。

公金支出の必要最小限性と費用対効果の確保の観点より、当該利得発生時に収益を適切に回収できる枠組みを交付要綱にも明示しておくことが制度運用上望ましく、県の補助金等交付規則の収益納付に関する定めを実効化するためにも重要である。

このため、県の交付要綱及び、間接補助事業の実施主体である機構が定める交付要綱の双方において、収益納付（報告義務・判定手続・納付額上限＝補助金額）の規定を整備することが望まれる。

2 産業政策課

(1) 小規模事業経営支援事業費補助金

< 概要 >

目的および内容	商工団体が行う小規模事業者に対する経営改善普及事業等に係る経費に対する補助金である。			
要綱等	小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱			
交付先	商工会、商工会議所、県商工会連合会、県商工会議所連合会			
補助率等	10/10 以内			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	2,282,333	2,281,672	2,278,775
	決算	2,262,288	2,264,927	2,258,378

< 監査の結果 >

① 成果指標（アウトカム）について

【事実関係】

本補助金は、小規模事業者の振興および安定を図ることを目的として実施されている。

「事業改善シート（令和6年度分）」では、本補助金のアウトプット指標として、巡回・窓口相談の回数や講習会等の参加者数が記載されている。

しかしながら、本補助金の交付により、小規模事業者の振興と安定がどの程度図られたかを測定するための具体的な成果指標（アウトカム）は設けられていないため、補助金の効果を把握することが困難な状況にある。

【規範】

地方財政法第4条第1項

地方自治法第2条第14項

「令和6年度当初予算編成」において、以下のとおり明示されている。

（「令和6年度当初予算編成方針」第2-6）

(11) 事業の検証・見直しを定期的実施するため、新規事業には、達成目標及び実施期間（原則3年以内）を適切に設定する。

（「令和6年度当初予算編成方針」第2-7）

(1) 事業改善シートで成果指標や目標値を明らかにすること、事業名をわかりやすくすることなどにより、予算に関する情報を県民や市町村、関係団体等と共有し、説明責任を果たすよう留意する。また、実施事業の効果を十分に検証し、効果が不十分な場合には事業の見直しを的確に行う。

【意見】

本補助金の目的である小規模事業者の振興および安定を図ることと、「事業改善シート（令和6年度実施事業分）」に記載されているアウトプット指標との関係が明確ではなく、本補助金によって当該目的がどの程度達成されているかを把握することが困難である。

したがって、本補助金の効果を適切に測定・評価するために、成果指標（アウトカム）を明確に設定するとともに、設定した成果指標に基づき本補助金の内容や実施方法を検証、見直す仕組みを構築することが望まれる。

なお、成果指標（アウトカム）は、①目的との整合性、②測定可能性、③中長期的視点を考慮して設定することが考えられる。

(2) 中小企業連携組織対策事業費補助金

< 概要 >

目的および内容	中小企業等協同組合等の組織、事業及び経営の指導等を行う長野県中小企業団体中央会の事業費に対する補助金である。			
要綱等	中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱			
交付先	長野県中小企業団体中央会			
補助率等	10/10 以内			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	186,968	186,968	187,819
	決算	186,790	186,968	187,819

< 監査の結果 >

① 成果指標（アウトカム）について

【事実関係】

本補助金は、中小企業等の事業活動の協同化や経営基盤の強化等を図る目的として実施されている。

「事業改善シート（令和6年度分）」では、本補助金のアウトプット指標として、巡回・窓口相談の回数や講習会等の参加者数が記載されている。

しかしながら、本補助金の交付により、中小企業等の事業活動の協同化や経営基盤の強化等がどの程度図られたかを測定するための具体的な成果指標（アウトカム）は設けられていないため、補助金の効果を把握することが困難な状況にある。

【規範】

地方財政法第4条第1項

地方自治法第2条第14項

「令和6年度当初予算編成」において、以下のとおり明示されている。

（「令和6年度当初予算編成方針」第2-6）

(11) 事業の検証・見直しを定期的実施するため、新規事業には、達成目標及び実施期間（原則3年以内）を適切に設定する。

（「令和6年度当初予算編成方針」第2-7）

(1) 事業改善シートで成果指標や目標値を明らかにすること、事業名をわかりやすくすることなどにより、予算に関する情報を県民や市町村、関係団体等と共有し、説明責任を果たすよう留意する。また、実施事業の効果を十分に検証し、効果が不十分な場合には事業の見直しを的確に行う。

【意見】

本補助金の目的である中小企業等の事業活動の共同化や経営基盤の強化等を図ることと、「事業改善シート（令和6年度実施事業分）」に記載されているアウトプット指標との関係が明確ではなく、本補助金によって当該目的がどの程度達成されているかを把握することが困難である。

したがって、本補助金の効果を適切に測定・評価するために、成果指標（アウトカム）を明確に設定するとともに、設定した成果指標に基づき本補助金の内容や実施方法を検証、見直す仕組みを構築することが望まれる。

なお、成果指標（アウトカム）は、①目的との整合性、②測定可能性、③中長期的視点を考慮して設定することが考えられる。

(3) 海外駐在員運営費負担金

< 概要 >

（海外駐在員運営費負担金（上海））

目的および内容	上海事務所における海外駐在員の業務遂行に係る経費に対する負担金である。			
要綱等				
交付先	公益財団法人長野県産業振興機構（以下、本項では「機構」という）			
補助率等				
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	23,536	25,083	26,735
	決算	20,777	23,465	24,139

(海外駐在員運営費負担金 (シンガポール))

目的および内容	シンガポール事務所における海外駐在員の業務遂行に係る経費に対する負担金である。			
要綱等				
交付先	一般財団法人自治体国際化協会（以下、本項では「協会」という）			
補助率等				
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	10,625	11,635	12,751
	決算	6,975	8,439	9,240

< 監査の結果 >

① 負担対象経費の明確化

【事実関係】

本負担金は、機構もしくは協会との間で締結された協定書に基づき、職員の給与、管理費、駐在員活動経費、研修費等の経費に対して支払われている。

しかしながら、協定書には、県が負担する経費の範囲が明確になっていない。

県担当課によれば、機構もしくは協会とは県が負担する経費の範囲は協議のうえ合意されているとのことであった。

【規範】

地方財政法第4条第1項
地方自治法第2条第14項

【意見】

本負担金は、機構もしくは協会との協定書に基づき職員給与、管理費、駐在員活動経費、研修費等に充当されているものの、協定書において県が負担する経費の範囲が明示されていないため、負担金の対象経費がどこまで認められるのかが文書上明確でない状況にある。

したがって、適正な財務管理および説明責任の確保の観点から、県が負担する経費の範囲について、毎年度の機構もしくは協会との本事業に関する負担範囲の

確認、金額算定の根拠等に係る協議結果の記録を作成・保存することが望まれる。

3 経営・創業支援課

(1) 長野県中小企業融資保証料補給金

< 概要 >

目的および内容	県制度資金借入金の信用保証料を補助する			
要綱等	長野県中小企業融資保証料補給金交付要綱			
交付先	長野県信用保証協会			
補助率等	定率（融資区分によって異なる）			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	836,619	956,921	948,252
	決算	705,364	956,361	851,652

< 監査の結果 >

① 長期的な政策評価について

【事実関係】

本事業では、県制度融資を利用した企業に対して、長野県信用保証協会に対する信用保証料の補助を行っている。令和6年度実績では、県の中小企業融資制度資金の利用件数は6,854件となっている。

県では、制度利用件数については年ごとにモニタリングを行っているが、保証料補助企業に対する、長期的なモニタリングやそれに基づく長期的な政策評価は実施していない。

【規範】

地方財政法第4条第1項
地方自治法第2条第14項

【意見】

本事業は、制度融資を利用する県内中小企業の資金調達負担を軽減し、その経営の安定化と持続的成長を促すことを目的としている。本事業がこうした政策目的の実現に資するものとなっているかを評価するためには、制度融資に係る代位弁済の発生状況、経営の安定化の進展、さらには売上・利益・雇用等の中長期的成長の状況等について継続的にモニタリングすることが必要である。しかし、現時点ではそのような仕組みは設けられていない

また、県による制度融資は、企業の資金調達を容易にする一方で、金融機関による審査の厳格性が低下し、通常より高いリスクを伴う融資が実行される可能性を内包している。

これらの制度的特性と政策目的の双方を鑑み、補助対象企業に対する長期的モニタリングを行い、その結果に基づき事業の効果を検証する仕組みを整備することが望まれる。

(2)長野県地域課題解決型創業支援事業補助金

<概要>

目的および内容	地域課題解決型の創業者に対する経費補助及び伴走支援事業			
要綱等	長野県地域課題解決型創業支援事業補助金交付要綱			
交付先	公益財団法人長野県産業振興機構（以下、本項では「機構」という）			
補助率等	10/10			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	45,279	50,140	63,006
	決算	37,901	41,782	46,296

<監査の結果>

① 補助事業に対する完了検査について

【事実関係】

県では、「長野県地域課題解決型創業支援事業補助金交付要綱」第17条に基づき、事業完了時に補助対象事業者である機構に対して完了検査を実施している。具体的には、県職員が複数名で団体に訪問して経費実績の確認や各種証憑の確認、補助対象人件費の適正性の確認等を実施し、本事業が適正に実施されているかの確認を行っている。担当者は検査を実施し、検査の結果、問題がないことが確認されれば検査調書、履行確認書等に「適正に事業がおこなわれたことを確認した」旨の報告を行っている。

完了検査については、どのような項目を検査すべきか、各項目に対して何を、どのように確認すべきといった検査の実施方法及び、検査記録の保管方法について交付要綱等に定めはない。また、実際に何を確認し、何をもちて検査結果を結論付けたかという詳細な検査実施結果については、各担当者が把握しているのみであり、検査記録は組織的には保管されていない。

（「長野県地域課題解決型創業支援事業補助金交付要綱」第17条）

振興機構は、国および県が必要に応じて行う立入検査に協力するものとする。また、この検査により返還命令等の指示が出された場合においては、これに従うこととする。

【規範】

補助事業に対する完了検査は、補助金交付の適正性を担保するための重要なプロセスである。そのため実施においては、担当者個人の考えや能力に依存せず、組織的にその実施品質を担保するものでなければならない。

【意見】

現在の補助事業に対する完了検査は、検査項目や実施方法、検査記録の保管について、担当者の判断に基づいて実施されている。検査は慣例的に複数名で実施されており、検査の適正性が毀損するリスクは一定程度軽減されているものの、複数名で実施すること自体も交付要綱等に規定されているものではない。

本監査において、完了検査上の瑕疵が確認されているものではないものの、現状は、検査を実施する担当者によって検査品質にばらつきが生じうる状態であるといえる。

補助団体に対する完了検査について、補助事業の適正性を担保するために、検査実施方法等を交付要綱等に定めるとともに、第三者がその適正性を検証できるよう、検査記録を組織的に保管することが望まれる。

② 収益納付について

【事実関係】

「補助金等交付規則」第5条において「補助事業等に相当の収益が生じた場合は、補助金等の全部又は一部を県に納付すべき」旨の収益納付に関する考え方が規定されている。さらに、「補助金等の交付規則の施行について（通達）」では、具体的な収益の考え方として、「補助金等の交付を受けたことによって偶然的に大きな利得の機会に恵まれた場合」と定めている。

本補助金の交付要綱では、第15条で「長野県産業振興機構に収入があった場合には、その収入の全部または一部を納付させることがある」として、本事業における収益納付について定めている。

間接補助金の交付主体である機構の交付要綱には、収益納付に関する定めはない。

（「補助金等交付規則」第5条第2項）

知事等は、補助事業等又は間接補助事業等の完了により当該補助事業等又は当該間接補助事業等に相当の収益が生ずると認められるときは、期日を限り、補助金等の交付の目的に反しない限度において、補助事業者等に対し、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべき旨の条件を附することがある。

（補助金等の交付規則の施行について（通達）第5条第2項）

補助金等によつて生じた収益金を県に納付させることができる場合として、相当の収益が生ずるものおよび補助金等の交付の目的に反しないものに限るとした。

このことは、補助金等または間接補助金等の交付を受けたことによつて偶然的に大きな利得の機会に恵まれたというようなものをいうのであつて、補助金等または間接補助金等が事業の本質的な要素となつていような、すなわち補助金等または間接補助金等によつて初めて通常の事業遂行が可能となるにすぎないようなものをいうのではないということである。

なお、納付させる条件を附する時期も無制限に許されるべきではなく、その時期方法等については、個々に定めることになる。
 また、間接補助事業等による収益が生じた場合にも補助事業者等が補助金等を納付しなければならないので、補助事業者等は、第3項の規定の条件として間接補助事業者等からその相当額を納付させることになる。

【規範】

地方財政法第4条第1項
 地方自治法第2条第14項
 「補助金等交付規則」第5条第3項

補助事業者等は、間接補助金等の交付をする場合において、前2項の規定により知事等が条件を附したものがあるときは、間接補助事業者等に対し、これを遵守するために必要な条件を附さなければならない。

【意見】

本補助金は、創業段階の設備・開発・販路開拓等への支援を通じて企業価値の形成を後押しする性質上、事業売却や権利の外部化等により偶発的利得が生じ得る事業である。

公金支出の必要最小限性と費用対効果の確保の観点より、当該利得発生時に収益を適切に回収できる枠組みを交付要綱にも明示しておくことが制度運用上望ましく、県の補助金等交付規則の収益納付に関する定めを実効化するためにも重要である。

このため、県としての交付要綱に加え、間接補助事業の実施主体である機構が定める交付要綱においても収益納付（報告義務・判定手続・納付額上限＝補助金額）の規定を整備することが望まれる。

(3) 県内産業国際展開等推進事業補助金

< 概要 >

目的および内容	ものづくり産業の国際競争力強化を目指す展示商談会に対して補助をおこなう			
要綱等	県内産業国際展開等推進事業補助金交付要綱			
交付先	諏訪圏工業メッセ実行委員会			
補助率等	1/2			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	16,000	16,000	16,000
	決算	16,000	16,000	16,000

< 監査の結果 >

① 要綱における補助対象経費の定めについて

【事実関係】

「県内産業国際展開等推進事業補助金交付要綱」において、補助対象経費を規定する第4条に「補助対象経費には、補助対象事業の実施に要する経費に対し、市町村が補助する当該補助金及び商工団体が負担する当該負担金等を含むものとする」との記載がある。これは、補助金額を計算する母数となる「補助対象経費」には、実際の経費に市町村及び商工団体が拠出した金額を含めてよいと解釈できる。

実際の運用上は、補助対象経費に市町村及び商工団体の拠出金を加えるということはおこなわれていない。

（「県内産業国際展開等推進事業補助金交付要綱」第4条）

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、展示商談会の開催に要する経費から次に掲げる補助対象外経費及び特定財源の額を控除したもので、別表のとおりとする。（中略）

2 補助対象経費には、補助対象事業の実施に要する経費に対し、市町村が補助する当該補助金及び商工団体が負担する当該負担金等を含むものとする。

【規範】

地方財政法第4条第1項

地方自治法第2条第14項

【指摘】

交付要綱は、補助金算定の母数である「補助対象経費」に、他団体の補助金・負担金を含む表現となっている。

運用においては当該補助・負担金を補助対象経費に算入する取扱いが行われておらず、二重補助の実態は認められないが、二重補助が成立し得るリスクを内包していることは否定できない。

また、県補助金等交付規則は、個別要綱において補助対象経費等を明確に定め、補助金に係る予算執行の適正性を確保することを趣旨としているが、現行の記載はこの趣旨との整合という点でも問題があるといえる。

これらの点を鑑み、他団体の補助金・負担金等は補助対象経費から控除する旨を明記するなど、二重補助を防止する内容に当該条文を修正すべきである。

② 補助事業に対する完了検査について

【事実関係】

県では、「補助金等交付規則」第13条に基づき、事業完了時に補助対象事業者である諏訪圏工業メッセ実行委員会に対して完了検査を実施している。具体的には、県職員が複数名で団体に訪問して経費実績の確認や各種証憑の確認を実施し、本事業が適正に実施されているかの確認を行っている。担当者は検査を実施し、検査の結果、問題がないことが確認されれば検査調書、履行確認書等に「適正に事業がおこなわれたことを確認した」旨の報告を行っている。

完了検査については、どのような項目を検査すべきか、各項目に対して何を、どのように確認すべきといった検査の実施方法及び、検査記録の保管方法につい

て交付要綱等に定めはない。また、実際に何を確認し、何をもって検査結果を結論付けたかという詳細な検査実施結果については、各担当者が把握しているのみであり、検査記録は組織的には保管されていない。

（「補助金等交付規則」第13条）

知事等は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金等の額を確定する。

【規範】

補助事業に対する完了検査は、補助金交付の適正性を担保するための重要なプロセスである。そのため実施においては、担当者個人の考えや能力に依存せず、組織的にその実施品質を担保するものでなければならない。

【意見】

現在の補助事業に対する完了検査は、検査項目や実施方法、検査記録の保管について、担当者の判断に基づいて実施されている。検査は慣例的に複数名で実施されており、検査の適正性が毀損するリスクは一定程度軽減されているものの、複数名で実施すること自体も交付要綱等に規定されているものではない。

本監査において、完了検査上の瑕疵が確認されているものではないものの、現状は、検査を実施する担当者によって検査品質にばらつきが生じうる状態であるといえる。

補助団体に対する完了検査について、補助事業の適正性を担保するために、検査実施方法等を交付要綱等に定めるとともに、第三者がその適正性を検証できるよう、検査記録を組織的に保管することが望まれる。

③ 特定財源の控除について交付要綱に基づかない処理

【事実関係】

諏訪圏工業メッセ実行委員会による令和6年度の事業計画書に添付されている事業費等の内訳によれば、補助対象事業にかかる補助対象経費（出展、会場関係費用、セミナー等開催費用、広告宣伝費用）の合計額が58,500,000円（A）であり、特定財源（企業出展料及び、協賛金）の合計額が35,500,000円（B）である。

交付要綱には「補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、展示商談会の開催に要する経費から次に掲げる補助対象外経費及び特定財源の額を控除したものと定められており、交付要綱に従って計算した補助対象経費は「 $A - B = 23,000,000$ 円（C）」である。

しかし、実行委員会による事業計画では、特定財源を、まず補助対象外経費（ビジネスサポート関連費用、委託料、保険料等）に対して充当（11,303,000円）し、補助対象経費から控除する特定財源額は残額の23,300,000円（D）となっている。

結果的に、補助対象経費が35,200,000円（ $A - D$ ）と計算され、補助率は補助対象経費の1/2以内かつ、予算の範囲内であることから、35,200,000円

の1/2 (17,600,000 円) と予算額 16,000,000 円を比較し少額の 16,000,000 円が補助金額として決定されている。

しかしながら「特定財源を補助対象外の経費から充当し、残額を補助対象経費から控除する」という定めは交付要綱ではなく、交付要綱記載の方法で計算した補助金額は、上記 (C) の1/2 である、11,500,000 円となる。

上記より、現状は過大交付となっている。

(「県内産業国際展開等推進事業補助金交付要綱」第4条)

補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、展示商談会の開催に要する経費から次に掲げる補助対象外経費及び特定財源の額を控除したもので、別表のとおりとする。

(1) 補助対象外経費

- ア 主催者事務局職員の人件費
- イ 食糧費
- ウ その他知事が不相当と認める経費

(2) 特定財源

- ア 企業出展料
- イ 協賛金及び広告収入等、その他受益者負担金
- ウ 県が交付する他の補助金等
- エ 国が交付する補助金等
- オ 国又は県が出資する団体等からの助成金等。

【規範】

- 地方財政法第4条第1項
- 地方自治法第2条第14項

【指摘】

交付要綱では、「補助対象経費」は、展示商談会の開催に要する経費から「補助対象外経費(人件費、食糧費等)」及び「特定財源(企業出展料、協賛金等)」を控除したものと定めている。しかしながら、現行運用では、特定財源をまず補助対象外経費から控除し、その残額のみを補助対象とする経費から控除して補助対象経費を算定しており、結果として補助金が450万円過大に申請・交付されている。

展示商談会の運営にあたり、企業出展料や協賛金といった事業収益を補助対象外経費に充当すること自体を否定するものではないが、県補助金等交付規則が個別要綱において補助対象経費等を明確に定め、補助金の適正な予算執行を確保することを求めている趣旨を踏まえれば、現在の運用は適切であるとは言い難い。

これらを鑑み、特定財源の取扱いを交付要綱上明確にする等、補助対象者の事業運営と予算執行の適正性の双方配慮した形で、運用の見直しもしくは交付要綱を修正すべきである。

4 産業立地・IT振興課

(1) 長野県産業投資応援助成金

< 概要 >

目的および内容	県内で一定規模の投資、雇用条件を満たした工場等を新設・増設する際に、助成金を交付する			
要綱等	長野県産業投資応援助成金交付要綱			
交付先	民間企業			
補助率等	定率（助成区分に応じて異なる）			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	1,340,381	1,244,000	1,214,600
	決算	1,238,500	1,238,700	1,182,800

< 監査の結果 >

① 補助事業者が締結する契約への条件付与について

【事実関係】

本事業は、地域経済牽引事業計画承認企業が県内に工場・物流施設の新設又は増設をおこなう際、助成要件に定められている対象生産設備を取得する際にその費用の一部を助成するものであり、助成要件に定める対象生産設備の取得価格は最低でも3億円以上、助成率は助成区分に応じて21%～4%、助成限度額は最大10億円である。

上記のとおり本事業は、民間事業者による大規模な投資に対して費用の一部を助成するものであり、1件当たりの補助金等の額も高額である。

現在県としては、補助事業者が生産設備を取得するにあたって他の事業者（生産設備の納入業者等）と締結する契約について、相見積もりの取得や競争入札に付する等の条件は付与していない。

「補助金等交付規則」第5条において、「補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときには、補助事業等を行うため締結する契約に関することにつき条件を附するものとする」と規定されている。

他方、長野県は地理的特性から、民間事業者の誘致において他県と比べて必ずしも競争力が高いとはいえない。このような状況で、助成に際して相見積もりの取得や一般競争入札の実施を義務付けた場合、民間事業者が他県と比較して長野県を敬遠し、結果として政策目的の実現に不利となるおそれがある。

（「補助金等交付規則」第5条）

知事等は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、補助事業者等に対し、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

(1) 補助事業等を行うため締結する契約に関すること。（後略）

【規範】

(地方自治法第 2 条 14 項)

地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

【意見】

企業誘致のための設備投資補助は、他地域との競争力を確保する上で迅速性・柔軟性を重視する必要がある一方、地方公共団体は「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とする地方自治法第 2 条 14 項の原則に従い、予算執行の合理性を確保する責務を負う。

本事業では、他県との競争に配慮し、事業者の手続的負担を可能な限り軽減している点は理解できる。しかしながら、多額の助成に際して、その金額の妥当性を客観的に説明できない状況は、公金支出の適正性という観点から問題があるといわざるを得ない。

政策効果への影響に留意しつつも、事業の適正性・説明性を確保するため、例えば一定額を上回る場合に価格の妥当性を説明し得る根拠資料の提出を求めるなど、交付金額の合理性を担保できるようにすることが望まれる。

(2) ICT 産業立地助成金

< 概要 >

目的および内容	県内に事業所を新設する ICT 企業に対し、建物・設備の取得や雇用等に助成金を交付			
要綱等	ICT 産業立地助成金交付要綱			
交付先	民間企業			
補助率等	定率（経費区分により異なる）			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	予算	174,900	133,700	91,200
	決算	22,100	117,900	84,800

< 監査の結果 >

① 補助事業に対する完了検査について

【事実関係】

県では、「補助金等交付規則」第 13 条に基づき、事業完了時に補助対象事業者に対して完了検査を実施している。具体的には、県職員が複数名で団体に訪問して補助対象設備の目視確認等を実施し、本事業が適正に実施されているかの確認を行っている。担当者は検査を実施し、検査の結果、問題がないことが確認されれば検査調書、履行確認書等に「適正に事業がおこなわれたことを確認した」旨の報告を行っている。

完了検査については、どのような項目を検査すべきか、各項目に対して何を、どのように確認すべきといった検査の実施方法及び、検査記録の保管方法について交付要綱等に定めはない。また、実際に何を確認し、何をもちて検査結果を結論付けたかという詳細な検査実施結果については、各担当者が把握しているのみであり、検査記録は組織的には保管されていない。

（「補助金等交付規則」第13条）

知事等は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金等の額を確定する。

【規範】

補助事業に対する完了検査は、補助金交付の適正性を担保するための重要なプロセスである。そのため実施においては、担当者個人の考えや能力に依存せず、組織的にその実施品質を担保するものでなければならない。

【意見】

現在の補助事業に対する完了検査は、検査項目や実施方法、検査記録の保管について、担当者の判断に基づいて実施されている。検査は慣例的に複数名で実施されており、検査の適正性が毀損するリスクは一定程度軽減されているものの、複数名で実施すること自体も交付要綱等に規定されているものではない。

本監査において、完了検査上の瑕疵が確認されているものではないものの、現状は、検査を実施する担当者によって検査品質にばらつきが生じうる状態であるといえる。

補助団体に対する完了検査について、補助事業の適正性を担保するために、検査実施方法等を交付要綱等に定めるとともに、第三者がその適正性を検証できるよう、検査記録を組織的に保管することが望まれる。

(3) 本社等移転促進助成金

< 概要 >

目的および内容	県内への本社機能等の移転を図る企業に対し、建物・設備の取得や雇用等に助成金を交付			
要綱等	本社等移転促進助成金交付要綱			
交付先	民間企業			
補助率等	定率（経費区分により異なる）			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	69,900	12,300	56,400
	決算	9,900	12,600	3,900

< 監査の結果 >

① 補助事業に対する完了検査について

【事実関係】

県では、「補助金等交付規則」第13条に基づき、事業完了時に補助対象事業者に対して完了検査を実施している。具体的には、県職員が複数名で団体に訪問して補助対象設備の目視確認等を実施し、本事業が適正に実施されているかの確認を行っている。担当者は検査を実施し、検査の結果、問題がないことが確認できれば検査調書、履行確認書等に「適正に事業がおこなわれたことを確認した」旨の報告を行っている。

完了検査については、どのような項目を検査すべきか、各項目に対して何を、どのように確認すべきといった検査の実施方法及び、検査記録の保管方法について交付要綱等に定めはない。また、実際に何を確認し、何をもちて検査結果を結論付けたかという詳細な検査実施結果については、各担当者が把握しているのみであり、検査記録は組織的には保管されていない。

（「補助金等交付規則」第13条）

知事等は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金等の額を確定する。

【規範】

補助事業に対する完了検査は、補助金交付の適正性を担保するための重要なプロセスである。そのため実施においては、担当者個人の考えや能力に依存せず、組織的にその実施品質を担保するものでなければならない。

【意見】

現在の補助事業に対する完了検査は、検査項目や実施方法、検査記録の保管について、担当者の判断に基づいて実施されている。検査は慣例的に複数名で実施されており、検査の適正性が毀損するリスクは一定程度軽減されているものの、複数名で実施すること自体も交付要綱等に規定されているものではない。

本監査において、完了検査上の瑕疵が確認されているものではないものの、現状は、検査を実施する担当者によって検査品質にばらつきが生じうる状態であるといえる。

補助団体に対する完了検査について、補助事業の適正性を担保するために、検査実施方法等を交付要綱等に定めるとともに、第三者がその適正性を検証できるよう、検査記録を組織的に保管することが望まれる。

5 産業技術課

(1) 液化石油ガス価格高騰対策事業補助金

< 概要 >

目的および内容	原油・原材料価格の高騰に直面する県内消費者の負担を軽減するため、県内のLPガス利用者の利用料の一部を助成する補助金である。			
要綱等	長野県LPガス価格高騰対策事業補助金交付要綱			
交付先	一般社団法人長野県LPガス協会			
補助率等	定額（1件当たり1,000円）			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	-	2,696,638	1,469,435
	決算	-	1,741,996	706,956

< 監査の結果 >

① 補助事業に対する完了検査について

【事実関係】

本事業は、LPガス販売事業者が一般消費者に対してLPガス利用料の値引きをおこなった場合に、一般社団法人長野県LPガス協会を通じて1件当たり1,000円を上限に補助をおこなう間接補助事業である。

県では、交付要綱第15条の記載に基づき、事業完了時に補助対象事業者である一般社団法人長野県LPガス協会に対して完了検査を実施している。具体的には、県職員が複数名で団体に訪問して経費実績の確認や各種証憑の確認、補助対象人件費の適正性の確認等を実施し、本事業が適正に実施されているかの確認を行っている。担当者は完了検査時、検査上の確認すべき事項を定めた「補助事業チェックリスト」を用いて検査を実施し、検査の結果、問題がないことが確認できれば検査調書、履行確認書等に「適正に事業がおこなわれたことを確認した」旨の報告を行っている。

完了検査については、検査すべき事項を定めたチェックリストはあるものの、各項目に対して何を、どのように確認すべきといった検査の実施方法及び、検査記録の保管方法について交付要綱等に定めはない。また、実際に何を確認し、何をもちて検査結果を結論付けたかという詳細な検査実施結果については、各担当者が把握しているのみであり、検査記録は組織的には保管されていない。

（「長野県LPガス価格高騰対策事業補助金交付要綱」第15条）

知事は、前条の規定により事業実績報告書の提出を受けた場合において、その報告に係る補助事業の内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであることを検査し、適合すると認めた場合は、交付すべき額を確定するものとする。

【規範】

補助事業に対する完了検査は、補助金交付の適正性を担保するための重要なプロセスである。そのため実施においては、担当者個人の考えや能力に依存せず、組織的にその実施品質を担保するものでなければならない。

【意見】

現在の補助事業に対する完了検査は、実施方法や検査記録の保管について、担当者の判断に基づいて実施されている。検査は慣例的に複数名で実施されており、検査の適正性が毀損するリスクは一定程度軽減されているものの、複数名で実施すること自体も交付要綱等に規定されているものではない。

本監査において、完了検査上の瑕疵が確認されているものではないものの、現状は、検査を実施する担当者によって検査品質にばらつきが生じうる状態であるといえる。

補助団体に対する完了検査について、補助事業の適正性を担保するために、検査実施方法等を交付要綱等に定めるとともに、第三者がその適正性を検証できるよう、検査記録を組織的に保管することが望まれる。

② 間接補助事業の検査について

【事実関係】

補助対象事業者である一般社団法人長野県 LP ガス協会は、間接補助金の交付対象事業者である LP ガス販売事業者が提出する実績報告書について、適正に事業が実施されているかどうかを確認するために、事業者ごとに 5 件のサンプルをピックアップし、事業の実施証跡（LP ガス販売事業者の顧客に対する請求書等）と実績報告の突合を行っている。

県では、間接補助金が適正に交付されたことを確認するため、交付要綱第 15 条の記載に基づく完了検査時に、一部の LP ガス販売事業者について、一般社団法人長野県 LP ガス協会がサンプリングした事案の実績報告書及び事業実施証跡の確認を行っている。

交付要綱には、間接補助事業について、間接補助事業の適正性を確認するための検査に関する定めはない。また、県として間接補助事業の適正性を確認するために、補助対象事業に対してどのように検査を実施すべきか（検査項目、検査方法や検査記録の保管方法等）についても交付要綱等に定めはない。

【規範】

外部団体が実施する間接補助事業の場合であっても、補助金の適正性は県が担保しなければならない。

【意見】

現在、間接補助事業に対する検査は、間接補助金交付事業者の判断により実施されており、かつ、間接補助金交付事業者に対する検査については、県担当者の判断により実施されている。

本監査において、間接補助事業に関する検査上の瑕疵が確認されているものではないものの、現状は、間接補助金交付事業者及び、補助事業の完了検査担当者によって間接補助事業に対する検査品質にばらつきが生じうる状態であるといえる。

外部団体が実施する間接補助事業であっても、県が拠出する補助金を用いた事業であり、その適正性は県が担保すべきであるという点を鑑みると、間接補助事業に対する検査が適切に実施されるよう検査実施方法等を交付要綱等に定めることが望ましい。

また、補助事業の完了検査時に実施している間接補助事業及び間接補助金交付事業者による検査の適正性の確認についても、検査実施方法等を交付要綱等に定めるとともに、第三者がその適正性を検証できるよう、検査記録を組織的に保管することが望ましい。

(2)特許情報利用促進事業補助金

<概要>

内容	中小企業等の技術開発及び事業化の進展を図るため、一般社団法人長野県発明協会が行う知財支援活動に要する経費に対する補助金			
要綱等	特許情報利用促進事業補助金交付要綱			
交付先	一般社団法人長野県発明協会			
補助率等	10/10			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	4,458	4,458	4,458
	決算	4,458	4,458	4,458

① 補助事業に対する完了検査について

【事実関係】

県では、「補助金等交付規則」第13条に基づき、事業完了時に補助対象事業者である一般社団法人長野県発明協会に対して完了検査を実施している。具体的には、県職員が複数名で団体に訪問して経費実績の確認や各種証憑の確認、補助対象人件費の適正性の確認等を実施し、本事業が適正に実施されているかの確認を行っている。担当者は検査を実施し、検査の結果、問題がないことが確認できれば検査調書、履行確認書等に「適正に事業がおこなわれたことを確認した」旨の報告を行っている。

完了検査については、どのような項目を検査すべきか、各項目に対して何を、どのように確認すべきといった検査の実施方法及び、検査記録の保管方法について交付要綱等に定めはない。また、実際に何を確認し、何をもちて検査結果を結論付けたかという詳細な検査実施結果については、各担当者が把握しているのみであり、検査記録は組織的には保管されていない。

(「補助金等交付規則」第13条)

知事等は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金等の額を確定する。

【規範】

補助事業に対する完了検査は、補助金交付の適正性を担保するための重要なプロセスである。そのため実施においては、担当者個人の考えや能力に依存せず、組織的にその実施品質を担保するものでなければならない。

【意見】

現在の補助事業に対する完了検査は、検査項目や実施方法、検査記録の保管について、担当者の判断に基づいて実施されている。検査は慣例的に複数名で実施されており、検査の適正性が毀損するリスクは一定程度軽減されているものの、複数名で実施すること自体も交付要綱等に規定されているものではない。

本監査において、完了検査上の瑕疵が確認されているものではないものの、現状は、検査を実施する担当者によって検査品質にばらつきが生じうる状態であるといえる。

補助団体に対する完了検査について、補助事業の適正性を担保するために、検査実施方法等を交付要綱等に定めるとともに、第三者がその適正性を検証できるよう、検査記録を組織的に保管することが望まれる。

② 交付要綱における補助対象事業の定めについて

【事実関係】

「特許情報利用促進事業補助金交付要綱」では、補助対象事業は、第1条（趣旨）において「一般社団法人長野県発明協会が行う知財支援活動」、第2条（補助対象経費及び補助率）において「一般社団法人長野県発明協会が行う特許の取得及び流通並びに特許情報の有効利用の促進に係る事業」との定めがあるのみであり、補助対象事業者のどのような活動に対して補助をおこなうのかについて具体的な定めはない。

実際の運用においては、一般社団法人長野県発明協会は、国が設置する「INPIT 長野県知財総合支援窓口の運営」を受託しており、本補助金は、このINPIT 知財総合窓口事業の一環として位置づけられ、県発明協会へ交付されている。

（「特許情報利用促進事業補助金交付要綱」第1条）

この要綱は、特許の取得及び流通並びに特許情報の有効利用を促進することにより、中小企業等の技術開発及び事業化の進展を図るため、一般社団法人長野県発明協会が行う知財支援活動に要する経費に対し、（後略）

（「特許情報利用促進事業補助金交付要綱」第2条）

補助対象経費：一般社団法人長野県発明協会が行う特許の取得及び流通並びに特許情報の有効利用の促進に係る事業に要する次の経費とする。ただし、国から知財総合支援窓口業務を受託する場合における受託費等、国が負担する費用を除くものとする。

【規範】

補助事業における裁量の拡大、恣意的な運用を防止するために、補助対象経費はその範囲、算定基準等を交付要綱等に明確に定めるべきである

【意見】

現在の本補助金交付要綱では、補助対象事業が「一般社団法人長野県発明協会が行う特許の取得及び流通並びに特許情報の有効利用の促進に係る事業」と抽象

的に規定されているのみであり、具体的な事業内容や補助対象経費の範囲が明確に定義されていない。

本監査において、こうした状況に起因する不適正な経費精算等の問題を確認したものである。

しかし、現状は交付審査・交付決定・実績検査の各段階における事業範囲についての解釈の裁量が広く、恣意な運用リスクを内包しているとも考えられる。

補助金の適正な交付および説明可能性を担保するため、交付要綱等において補助対象事業を具体的に明示し、より明確に規定することが望まれる。

6 労働雇用課

(1) UIJ ターン就業・創業移住支援事業補助金

< 概要 >

目的および内容	県内に移住し、県内の企業等への就業または県内で地域課題解決型の創業をした者に対して移住を支援する補助金である。			
要綱等	UIJ ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱			
交付先	市町村			
補助率等	個別事業により異なる			
財源	個別事業により異なる			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	175,223	277,550	402,825
	決算	134,300	276,125	399,175

< 監査の結果 >

① 市町村による補助要件確認について

【事実関係】

本事業では、「UIJ ターン就業・創業移住支援事業及び地域課題解決型創業支援事業実施要領」第5条に基づき、市町村が、交付申請者が補助要件に該当するか否かの審査を実施している。また、本事業は、移住支援金交付後に、支援金返還要件に該当する場合は支援金の返還を求めているが、その場合の返還要件に該当するか否かについても、市町村が確認することとなっている。

交付要件や返還要件の該当を確認する審査方法等は各市町村の判断により実施されており、交付要綱等に具体的な定めはない。

県は、市町村による審査方法等については、一部把握しているが、全ての市町村について把握出来ている状況にはない。また、市町村が適正に交付要件の審査や返還要件の該当確認を実施しているか否かについて、改めて県として確認することは実施していない。

(「UIJ ターン就業・創業移住支援事業及び地域課題解決型創業支援事業実施要領」第5条)

(前略)市町村は、移住支援金の交付決定を受けた場合において、aの申請が(ア)の要件を満たし、かつ、(イ)又は(ロ)の要件に該当すると認めるときは、交付決定兼確定通知書(様式第3号)を申請者に交付し、移住支援金を支給するものとする。審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、その理由を付して、移住支援金申請却下通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(中略)市町村は、移住支援金の支給を受けた者が次に掲げる返還の区分に応じて、それぞれ次に定める要件に該当する場合には、当該移住支援金の全額又は半額に相当する額の返還を請求するものとする。(後略)

【規範】

外部団体が審査等を実施する場合であっても、県として補助金の適正性を担保しなければならない。

【意見】

現在、申請者に対する補助要件への該当確認や補助金返還要件への該当確認のための審査方法等は、市町村の判断により実施されており、県として実施される審査の品質を確保するための取り組み(要綱等での規定や市町村の審査に対する確認等)は実施していない。

本監査において、市町村による審査の瑕疵が確認されているものではないものの、現状は、市町村により審査の品質にばらつきが生じうる状態であるといえる。

外部団体が審査等を実施する場合であっても、県が補助金を拠出する事業であり、県としてもその適正性を担保すべきであるという点を鑑みると、市町村による審査等が適正に実施されるよう実施方法等を要綱等に定めることが望ましい。

また、市町村が実施している補助要件への該当確認や返還要件への該当確認について、県としてもその適正性を検証することが望ましい。

(2)UIJ ターン就職学生支援事業補助金

<概要>

目的および内容	県内企業から内定を得た学生のうち、県外に居住し、かつ、県外の大学等に通学する者に対し、就職活動に要する経費の一部を補助する補助金である			
要綱等	UIJ ターン就活補助金交付要綱及び長野県就職・移住学生支援事業補助金交付要綱			
交付先	個人			
補助率等	1/2 以内			
財源	県単独			
金額	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度

(千円)	予算	-	-	11,304
	決算	-	-	701

< 監査の結果 >

① 執行率の低さについて

【事実関係】

本事業の令和6年度の予算執行率は、6.2%（予算額11,304千円に対して決算額701千円）にとどまった。利用件数は40件程度であった。

本事業の広報や事務手続き等は外部の民間企業に委託している。

県では、令和6年度の状況を受けて、令和7年度には広報手段の多様化やインターンシップに対する補助金との統合（インターンシップ参加者への本事業の認知拡大）など事業改善のための施策を講じている。

【規範】

地方財政法第4条第1項
地方自治法第2条第14項

【意見】

本補助事業の予算執行率は6.2%にとどまり、当初想定よりも利用実績が著しく少ない結果となっている。地方財政法4条は公金支出を事業目的達成に必要なものに限定すべき旨を定めており、この趣旨に照らすと、本事業は、その「必要性」という点で疑義がある状況である。

一方で、県担当課では、広報手段の見直しや制度改善の取組を進めている。県内就職の促進は、地方創生に向けた重要な政策目的であり、その必要性は非常に大きい。今後も県内就職促進という政策目的に照らして、周知の強化、要件・手続の簡素化、対象の再定義等、継続的な事業の改善をおこない、事業自体の必要性を確保し、効果を最大化していくことが望まれる。

(3)奨学金返還支援制度導入企業サポート事業補助金

< 概要 >

目的および内容	従業員への奨学金返還支援制度を設ける県内企業に対し、負担額を助成する			
要綱等	奨学金返還支援制度導入企業サポート事業補助金交付要綱			
交付先	中小企業等			
補助率等	10/10（支援対象従業員1人あたり・年額12万円上限）			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	-	10,000	11,220
	決算	-	502	1,482

< 監査の結果 >

① 対象従業員が他の支援を受けている場合について

【事実関係】

「奨学金返還支援制度導入企業サポート事業補助金交付要綱」第5条第1項において、補助対象事業者（奨学金を返済する従業員を雇用している中小企業等）が同種の他の金銭的支援を受けている場合は、補助対象経費から控除する旨を定めているが、支援対象従業員が直接、奨学金返済に対する金銭的支援を受けている場合については、補助対象経費から控除する旨を定めていない。

ただし、交付要綱第7条では、交付申請時に申請書に添付する関係書類として、支援対象従業員が他の金銭的支援を受けている場合はその書類の写し、を定めている。また、補助金等の交付額の算定に当たり、支援対象従業員が他の金銭的支援を受けている場合は、その金銭的支援額を補助対象経費から控除している。

（「奨学金返還支援制度導入企業サポート事業補助金交付要綱」第5条第1項）

補助対象経費の額は、補助事業者が行った給付等の額（支援対象従業員の奨学金返還額を上回る場合は当該奨学金返還額とし、補助事業者がこの補助金のほかに助成金その他の金銭的支援を受けている場合は、当該額を給付等の額から除いた額）とする。（後略）

（「奨学金返還支援制度導入企業サポート事業補助金交付要綱」第7条第2項抜粋）

規則第3条に規定する申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(9)支援対象従業員が受ける奨学金返還にかかる助成金、その他の金銭的支援がある場合はその額が確認できる書類の写し

【規範】

地方財政法第4条第1項

地方自治法第2条第14項

【意見】

交付要綱においては、補助事業者である中小企業等が同種の他の金銭的支援を受けている場合は「重複受給」を排除することができるが、支援対象従業員が直接、同種の他の金銭的支援を受けている場合は重複受給を排除できない。

実務上は、申請時における関係書類の提出および補助金額の算定において、支援対象従業員が受ける他の金銭的支援を確認し、補助対象経費から控除する運用がなされており、重複受給は実質的に排除されている。

しかしながら、交付要綱の規定と実際の運用との間に齟齬がある現状は、制度の透明性および適正な執行の観点から望ましくない。

したがって、支援対象従業員が直接受ける金銭的支援について、補助対象経費から控除する旨を交付要綱に明記し、制度運用の実態と整合を図ることが望まれる。

(4)シルバー人材センター連合会運営事業補助金

<概要>

目的および内容	高齢者の活力ある地域づくりを促進するため、「公益社団法人長野県シルバー人材センター連合会」の事業運営を支援する			
要綱等	公益社団法人長野県シルバー人材センター連合会事業補助金交付要綱			
交付先	公益社団法人長野県シルバー人材センター連合会（以下、本項では「連合会」という）			
補助率等	1/2 以内			
財源	国 1/2 県 1/2			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	6,638	6,638	6,638
	決算	6,638	6,638	6,638

<監査の結果>

① 会員拡大支援事業について

【事実関係】

県は、「公益社団法人長野県シルバー人材センター連合会事業補助金交付要綱」第2条の定めに従い、補助対象事業者である連合会が実施する会員拡大支援事業に対して補助金を交付している。具体的には、会員拡大支援事業として会員募集のためのラジオ CM 放送費用や会員向けの広報誌発行費用等が補助対象経費として申請され、補助金を交付している。

県内のシルバー人材センター各支部（以下、本項では「各支部」という）の会員数は令和6年度まで15年連続で減少しており、原因としては民間企業での雇用延長の努力義務化による会員流入の減少があげられている。こうした会員減少や新規流入の減少に伴う会員の高齢化により、仕事はあってもマッチングに至らない、仕事の依頼に応じられないといったケースが顕在化している。

他方、各支部の事業収益は、総じて堅調に推移しており、シルバー人材に対する需要も大きい状態が続いている。

（「公益社団法人長野県シルバー人材センター連合会事業補助金交付要綱」第2条）

補助事業者が、法第38条に規定する業務を行うために要する次に掲げる経費

事業費 連合会の実施する次の事業に要する経費

- 1 安全就業対策推進事業
- 2 会員拡大支援事業
- 3 未設置地域解消支援事業
- 4 就業確保・職域開拓等事業
- 5 家事・福祉サービス等推進事業
- 6 退職前高齢者生きがい就業体験事業

7 シルバー人材センター活性化推進事業

【規範】

地方財政法第4条第1項
地方自治法第2条第14項
地方自治法第232条の2

【意見】

近年、各支部では、仕事の依頼は堅調に推移している一方、会員数は令和6年度まで15年連続で減少している。これにより、仕事はあるにもかかわらず、会員不足や後継者不足から依頼に応じられない、またはマッチングに至らない事例が生じている。

しかしながら、シルバー人材に対する需要は依然として強く、各支部の事業収益も堅調に推移している状況に鑑みれば、入会促進のためのラジオCM放送や会員維持のための広報誌発行といった広報経費に公費を投入することについては、地方財政法第4条が定める「必要かつ最少の限度」および地方自治法第232条の2にいう「公益上の必要」の観点から、慎重な検証が求められる。

他財源で対応可能な経費まで公費で賄うことは、他の重要施策への財源配分を阻害するおそれがある。公費投入の必要性を改めて精査し、高齢者の社会参加促進と人手不足の解消という政策目的の実現に向け、より公的支援の必要性が高い事業へ重点的に財源を振り向けることが望まれる。

第6 観光スポーツ部

1 山岳高原観光課

(1) 長野県観光機構負担金

<概要>

目的および内容	長野県観光機構（以下、本項では「機構」という）の会員として経常的に必要となる経費についての負担金である。			
要綱等	交付要綱等は定めていない			
交付先	一般社団法人長野県観光機構			
補助率等	交付要綱等は定めていない			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	13,865	13,865	13,865
	決算	13,865	13,865	13,865

< 監査の結果 >

① 補助金等交付規則の適用

【事実関係】

本負担金は、機構の会費として負担金を拠出している。会員毎の会費の負担額は以下のとおりであり、機構全体の会費総額は、35,291 千円である。

- ・ 県：13,865 千円（1 会員）
- ・ 市町村：13,766 千円（77 会員）
- ・ 民間団体：7,660 千円（85 会員）

機構の定款では、「事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、別に定める額を支払う義務を負う」ことが規定されているが、別途資料「観光団体負担金 長野県観光機構 負担金（会費）について」においては、県の会費負担額の算定根拠は明確でない。県担当課によれば、県の負担額と市町村の負担額合計が概ね同額となるように決定しているとのことである。

また、本負担金は、観光旅行者の誘致促進等により県民全体に効果が及ぶといった公益性は認められるものの、県が直接的かつ負担金の額に見合う反対給付（物品・役務の提供等）を受けていない。さらに、県は実施主体ではないこと、県の負担割合は高いことから、実質的には機構への財政支援と評価できる。したがって、本負担金は「補助金等」に該当すると考えられる。

しかしながら、本負担金が「補助金等」に該当するか否かについての検討結果の記録が残されておらず、交付要綱等の整備もなされていない。その結果、本負担金の額の算出根拠が明確になっていない。

【規範】

「補助金等交付規則」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付のないもの」とされている。「補助金等の交付規則の施行について（通達）」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するもの」であり、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するようなものは除かれる」とされている。また、「補助金等」は交付要綱を定めるものとされている。また、「補助金等会計審査マニュアル」（長野県会計局）において、「補助金等」は交付要綱を定めるものとされている。

【指摘】

本負担金は、県が直接的かつ負担金の額に見合う反対給付を受けておらず、公益目的のために拠出されていることなどから、補助金等に該当すると考えられる。

このような支出について、補助金等としての制度的整理を行わずに支出を継続することは、制度の透明性や予算執行の適正性を損なうおそれがある。

したがって、本負担金については、補助金等に該当するか否かを検討したうえで、補助金等に該当する場合は、交付要綱等を整備し、補助対象経費や補助率、

収入控除、実績報告および審査手続等を明記するなど、制度の適正な運用を図るべきである。これにより、本負担金の額の算出根拠が明確になる。

なお、県の「補助金等の交付規則の施行について（通達）」では、補助金等に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するものをいうのである。したがって、共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれることになる。」と記載されているが、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれる」の記載が、現場に誤解を与えている。具体的には、県に相当の反対給付が無く、実行委員会等の構成員ではあっても事業実施の主体ではなく、共同事業に該当しないにもかかわらず、「共同事業」もしくは「会費的」として、補助金等には該当しないと判断しているケースが多く、多くの課において共通的に把握された。したがって、補助金等に含まれる負担金の内容、県に相当の反対給付の内容等について、県として統一的な考え方や判断基準を取り纏めるとともに、それらに基づき、本負担金が補助金等に該当するかを検討すべきである。

2 観光誘客課

(1) 公益社団法人日本観光振興協会負担金

< 概要 >

目的および内容	以下についての負担金である。 ①国民の健全な観光旅行の普及発達及び観光事業の健全な発展のための取組を行う公益社団法人日本観光振興協会（以下、本項では「協会」という。）への会費 ②協会が運営する「全国観光情報データベース」の開発・運営に係る経費に対する分担金 ③地域における観光の振興及び地域の活性化を図るための取組に係る経費に対する拠出金			
要綱等	交付要綱等は定めていない			
交付先	公益社団法人日本観光振興協会			
補助率等	交付要綱等は定めていない			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	3,892	3,892	3,892
	決算	3,892	3,892	3,892

< 監査の結果 >

① 補助金等交付規則の適用

【事実関係】

本負担金は、以下①～③に対して拠出している。

①協会への会費（令和 6 年度実績：992 千円）

②協会が運営する「全国観光情報データベース」の開発・運営に係る経費に対する負担金（令和 6 年度実績：200 千円）

③協会が行う地域における観光の振興及び地域の活性化を図るための取組に係る経費に対する負担金（令和 6 年度実績：2,700 千円）

このうち、③については、長野県の負担割合は、他の都道府県の平均負担割合よりも高い額となっていたが、負担額の算出根拠明確ではない。

また、本負担金のうち③については、観光旅行者の誘致促進等により県民全体に効果が及ぶといった公益性は認められるものの、県が直接的かつ負担金の額に見合う反対給付（物品・役務の提供等）を受けていないことから「補助金等」に該当すると考えられる。

しかしながら、本負担金が「補助金等」に該当するか否かについての検討結果の記録が残されておらず、交付要綱等の整備もなされていない。その結果、本負担金の額の算出根拠が明確になっていない。

【規範】

「補助金等交付規則」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付のないもの」とされている。「補助金等の交付規則の施行について（通達）」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するもの」であり、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するようなものは除かれる」とされている。また、「補助金等会計審査マニュアル」（長野県会計局）において、「補助金等」は交付要綱を定めるものとされている。

【指摘】

本負担金の一部は、県が直接的かつ負担金の額に見合う反対給付を受けておらず公益目的のために拠出されていることなどから、補助金等に該当すると考えられる。

このような支出について、補助金等としての制度的整理を行わずに支出を継続することは、制度の透明性や予算執行の適正性を損なうおそれがある。

したがって、本負担金については、補助金等に該当するか否かを検討したうえで、補助金等に該当する場合は、交付要綱等を整備し、補助対象経費や補助率、収入控除、実績報告および審査手続等を明記するなど、制度の適正な運用を図るべきである。これにより、本負担金の額の算出根拠が明確になる。

なお、県の「補助金等の交付規則の施行について（通達）」では、補助金等に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するものをいうのである。したがって、共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれることになる。」と記載されているが、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれる」の記載が、現場に誤解を与えている。具体的には、県に相当の反対給付が無く、実行委員会等の構成員ではあっても事業実施の主体ではなく、共同事業に該当しないにもかかわらず、「共同事業」もしくは「会費的」として、補助金等には該当しないと判断しているケースが多くの課において共通的に把握され

た。したがって、補助金等に含まれる負担金の内容、県に相当の反対給付の内容等について、県として統一的な考え方や判断基準を取り纏めるとともに、それらに基づき、本負担金が補助金等に該当するかを検討すべきである。

(2)信州キャンペーン実行委員会負担金

<概要>

目的および内容	長野県の観光関係者が一丸となって実施する大型キャンペーン「信州キャンペーン」に係る経費についての負担金である。			
要綱等	交付要綱等は定めていない			
交付先	信州キャンペーン実行委員会（以下、本項では「実行委員会」という。）			
補助率等	交付要綱等は定めていない			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	0	20,000	20,000
	決算	74,264	20,000	20,000

(繰越額を含む)

<監査の結果>

① 補助金等交付規則の適用

【事実関係】

本負担金は、長野県の観光関係者が一丸となって実施する大型キャンペーン「信州キャンペーン」に係る経費についての負担金である。令和6年度は、県の負担金20,000千円のほか、市町村の負担10,000千円、民間団体の負担4,800千円の合計34,800千円により運営されているが、県の負担額の積算根拠が明確にはなっていない。

また、本負担金は、観光キャンペーンにより県民全体に効果が及ぶといった公益性は認められるものの、県が直接的かつ負担金の額に見合う反対給付（物品・役務の提供等）を受けていない。さらに、県は実施主体ではないこと、県の負担割合が約6割と高く、実質的には実行委員会への財政的支援と評価できる。したがって、本負担金は、「補助金等」に該当すると考えられる。

しかしながら、本負担金については、当該支出が「補助金等」に該当するか否かについての検討結果の記録が残されておらず、交付要綱等の整備もなされていない。その結果、本負担金の額の算出根拠が明確になっておらず、実行委員会の決算を踏まえた補助金等の額の確定は行われていない。

【規範】

「補助金等交付規則」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付のないもの」とされている。「補助金等の交付規則の施行について（通達）」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するもの」であり、「共同事業のために支出されるよう

な負担金または会費的な性格を有するようなものは除かれる」とされている。また、「補助金等会計審査マニュアル」（長野県会計局）において、「補助金等」は交付要綱を定めるものとされている。

【指摘】

本負担金は、県が直接的かつ負担金の額に見合う反対給付を受けておらず、公益目的のために拠出されていることなどから、補助金等に該当すると考えられる。

このような支出について、補助金等としての制度的整理を行わずに支出を継続することは、制度の透明性や予算執行の適正性を損なうおそれがある。

したがって、本負担金については、補助金等に該当するか否かを検討したうえで、補助金等に該当する場合には、交付要綱等を整備し、補助対象経費や補助率、収入控除、実績報告および審査手続等を明記するなど、制度の適正な運用を図るべきである。これにより、本負担金の額の算出根拠が明確になる。

なお、県の「補助金等の交付規則の施行について（通達）」では、補助金等に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するものをいうのである。したがって、共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれることになる。」と記載されているが、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれる」の記載が、現場に誤解を与えている。具体的には、県に相当の反対給付が無く、実行委員会等の構成員ではあっても事業実施の主体ではなく、共同事業に該当しないにもかかわらず、「共同事業」もしくは「会費的」として、補助金等には該当しないと判断しているケースが多く、多くの課において共通的に把握された。したがって、補助金等に含まれる負担金の内容、県に相当の反対給付の内容等について、県として統一的な考え方や判断基準を取り纏めるとともに、それらに基づき、本負担金が補助金等に該当するかを検討すべきである。

(3)長野-新潟スノーリゾートアライアンス実行委員会負担金

< 概要 >

目的および内容	白馬エリア・志賀高原エリア・野沢温泉エリア、妙高高原エリアが共同して、スノーリゾートへの誘客が見込める国・地域からの観光客誘致を図るための負担金			
要綱等	交付要綱等は定めていない			
交付先	長野-新潟スノーリゾートアライアンス実行委員会（以下、本項では「実行委員会」という。）			
補助率等	交付要綱等は定めていない			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	2,000	2,000	2,000
	決算	2,000	2,000	2,000

< 監査の結果 >

① 補助金等交付規則の適用、負担金の算出根拠について

【事実関係】

本負担金は、白馬エリア・志賀高原エリア・野沢温泉エリア、妙高高原エリアが共同して、スノーリゾートへの誘客が見込める国・地域からの観光客誘致を図るための負担金である。令和6年度の県の負担額は2,000千円であるが、その積算根拠が明確にはなっていない。

また、本負担金は、観光誘客により県民全体に効果が及ぶといった公益性は認められるものの、県が直接的かつ負担金の額に見合う反対給付（物品・役務の提供等）を受けていないこと、県は実施主体ではないこと、から「補助金等」に該当する可能性があると考えられる。

しかしながら、本負担金が「補助金等」に該当するか否かについての検討結果の記録が残されておらず、交付要綱等の整備もなされていない。その結果、本負担金の額の算出根拠が明確になっておらず、実行委員会の決算を踏まえた補助金等の額の確定も行われていない。

【規範】

「補助金等交付規則」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付のないもの」とされている。「補助金等の交付規則の施行について（通達）」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するもの」であり、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するようなものは除かれる」とされている。また、「補助金等会計審査マニュアル」（長野県会計局）において、「補助金等」は交付要綱を定めるものとされている。

【指摘】

本負担金は、県が直接的かつ負担金の額に見合う反対給付を受けておらず、公益目的のために拠出されていることなどから、補助金等に該当する可能性があると考えられる。

このような支出について、補助金等としての制度的整理を行わずに支出を継続することは、制度の透明性や予算執行の適正性を損なうおそれがある。

したがって、本負担金については、補助金等に該当するか否かを検討したうえで、補助金等に該当する場合には、交付要綱等を整備し、補助対象経費や補助率、収入控除、実績報告および審査手続等を明記するなど、制度の適正な運用を図るべきである。これにより、本負担金の額の算出の根拠や、実績報告時における実行委員会の決算を踏まえた補助金等の額の確定手続が明確になる。

なお、県の「補助金等の交付規則の施行について（通達）」では、補助金等に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するものをいうのである。したがって、共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれることになる。」と記載されているが、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれ

る」の記載が、現場に誤解を与えている。具体的には、県に相当の反対給付が無く、実行委員会等の構成員ではあっても事業実施の主体ではなく、共同事業に該当しないにもかかわらず、「共同事業」もしくは「会費的」として、補助金等には該当しないと判断しているケースが多く、この課において共通的に把握された。したがって、補助金等に含まれる負担金の内容、県に相当の反対給付の内容等について、県として統一的な考え方や判断基準を取り纏めるとともに、それらに基づき、本負担金が補助金等に該当するかを検討すべきである。

(4)日本忍者協議会負担金

<概要>

内容	全国の忍者に関連する自治体、大学、観光協会、民間団体、事業所等が連携し、忍者を文化遺産として発信しつつ、忍者を活用した地域経済の活性化などを図ることを目的に活動を行う日本忍者協議会への負担金である。			
要綱等	交付要綱等は定めていない			
交付先	日本忍者協議会（以下、本項では「協議会」という）			
補助率等	交付要綱等は定めていない			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	500	500	500
	決算	500	500	500

<監査の結果>

① 補助対象者の決算について

【事実関係】

県が入手した令和5年度（令和6年3月31日現在）の協議会の正味財産増減計算書において、事業費、管理費、経常費用の数値の数値に不整合が認められるなど、決算書に記載誤りが存在していた。

【規範】

協議会の事業運営には公費が充当されており、県としては負担金の拠出先の財政状態および経理の適正性を把握する必要がある。

【意見】

協議会の決算書を適切に作成する責任は協議会自身にあるものの、県としても公費の支出先の財務状況を適切に把握する立場にあることから、決算書に記載誤りが生じた背景や原因を協議会に確認することが望まれる。

また、再発防止策の検討や決算作成手続の点検体制を含む内部統制の改善を協議会に求めることも考えられる。

(5)多言語コールセンター設置事業負担金

<概要>

内容	訪日外国人旅行者と県内事業者とのコミュニケーションの問題を解消し、訪日外国人旅行者の「安心・安全・快適」な旅行をサポートするため、外国人旅行者、警察、消防、観光案内所等が利用できる24時間・365日・22言語による電話通訳サービスを行うための負担金			
要綱等	交付要綱等は定めていない			
交付先	長野県国際観光推進協議会（以下、本項では「協議会」という）			
補助率等	交付要綱等は定めていない			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	839	839	1,039
	決算	839	839	1,038

<監査の結果>

① 補助金等交付規則の適用、負担金の算出根拠について

【事実関係】

協議会へ負担金を拠出している機関ごとの多言語コールセンターの実績利用件数の割合と負担金額の割合が整合しておらず、負担金の決定方法が不明瞭であった。

また、本負担金は、外国人観光客の支援等を通じて県民全体に効果が及ぶといった公益性は認められるものの、県が直接的かつ負担金の額に見合う反対給付（物品・役務の提供等）を受けていないこと、県は実施主体ではないこと、から「補助金等」に該当する可能性があると考えられる。

しかしながら、本負担金が「補助金等」に該当するか否かについての検討結果の記録が残されておらず、交付要綱等の整備もなされていない。その結果、負担金額の算出根拠が明確になっておらず、協議会の決算や実際の利用件数等を踏まえた補助金等の額の確定も行われていない。

なお、県担当課によれば、令和8年度予算において、負担金額の割合の見直しが行われるとのことである。

【規範】

「補助金等交付規則」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付のないもの」とされている。「補助金等の交付規則の施行について（通達）」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するもの」であり、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するようなものは除かれる」とされている。また、「補助金等会計審査マニュアル」（長野県会計局）において、「補助金等」は交付要綱を定めるものとされている。

【指摘】

本負担金は、県が直接的かつ負担金の額に見合う反対給付を受けておらず、公益目的のために拠出されていることなどから、補助金等に該当する可能性があると考えられる。

このような支出について、補助金等としての制度的整理を行わずに支出を継続することは、制度の透明性や予算執行の適正性を損なうおそれがある。

したがって、本負担金については、補助金等に該当するか否かを検討したうえで、補助金等に該当する場合には、交付要綱等を整備し、補助対象経費や補助率、収入控除、実績報告および審査手続等を明記するなど、制度の適正な運用を図るべきである。これにより、本負担金の額の算出の根拠や、実績報告時における協議会の決算や各拠出機関の利用件数を踏まえた補助金等の額の確定手続が明確になる。

なお、県の「補助金等の交付規則の施行について（通達）」では、補助金等に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するものをいうのである。したがって、共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれることになる。」と記載されているが、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれる」の記載が、現場に誤解を与えている。具体的には、県に相当の反対給付が無く、実行委員会等の構成員ではあっても事業実施の主体ではなく、共同事業に該当しないにもかかわらず、「共同事業」もしくは「会費的」として、補助金等には該当しないと判断しているケースが多く、多くの課において共通的に把握された。したがって、補助金等に含まれる負担金の内容、県に相当の反対給付の内容等について、県として統一的な考え方や判断基準を取り纏めるとともに、それらに基づき、本負担金が補助金等に該当するかを検討すべきである。

3 スポーツ振興課

(1) 長野マラソン大会負担金

< 概要 >

目的および内容	長野マラソン大会開催に係る負担金である。			
要綱等	交付要綱等は定めていない			
交付先	長野マラソン大会組織委員会（以下、本項では「委員会」という）			
補助率等	交付要綱等は定めていない			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	9,000	9,000	9,000
	決算	9,000	9,000	9,000

< 監査の結果 >

① 補助対象者の決算状況を踏まえた負担金の決定について

【事実関係】

委員会の令和7年6月末日時点における財政調整積立金の残高は24,000千円である。財政調整積立金は、①5年に1回の公認コース認定や周年事業等の大規模支出への備え、②赤字決算時の補填、を目的として積み立てられている。

県担当課によれば、過年度において年間9,000千円程度の赤字計上の実績があることから、現時点における委員会の財政調整積立金は過大ではないと判断しているとのことであった。また、令和7年度の負担金の額は8,700千円であり、令和6年度と比較して300千円減少している。

【規範】

地方財政法第4条第1項

地方自治法第2条第14項

「令和6年度当初予算編成方針」において、財務状況等を踏まえて補助金等を検討する旨が明記されている。

（「令和6年度当初予算編成方針」第2-6）

(6) 県単独補助金については、その必要性や妥当性を抜本的に検討し、国庫補助金への任意上乗せの廃止や補助率の引下げ等に取り組む。また、協議会への負担金については、繰越金・積立金の状況等を踏まえ休止・縮減を協議会等に要請する。

【意見】

本負担金の額は委員会の決算状況を踏まえて決定しているとのことであるが、地方財政法および地方自治法の趣旨、並びに予算編成方針における負担金の見直し方針を踏まえれば、今後も過大な負担金とならないよう、委員会の決算状況や積立金の水準を適切に検証したうえで負担金額を決定することが望まれる。

(2) 武道拠点施設整備支援事業補助金

< 概要 >

内容	木曾町相撲場の本土俵及び客席の改修に要する経費に係る補助金である。			
要綱等	武道拠点施設整備支援事業補助金交付要綱			
交付先				
補助率等				
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	-	-	107,360
	決算	-	-	107,360

< 監査の結果 >

① 「知事が別に定める額」の定義について

【事実関係】

本事業に関する概要書（説明資料）では、「補助率は過年度の実績等を参考として1/2とする（例：松本市馬術競技場、野沢温泉村・白馬村のスキージャンプ台等）」と記載されており、算定方法として「補助対象経費×補助率（1/2）」が示されている。

しかしながら、交付要綱では、補助対象経費は県の拠点施設として、木曾町が木曾町民相撲場の本土俵及び客席を整備するために行う、令和6年度事業に要する経費に対して、補助額は「予算の範囲内で知事が別に定める額」とされており、補助率や具体的な算定方法は明示されていない。

その結果、令和6年度の最終的な確認調査では事業費214,687千円に対して補助額107,360千円となり補助率は1/2を僅かに超過（16,500円）している状況が生じている。

【規範】

補助金制度の運用においては、公平性・透明性の確保が求められており、補助金等の額の算定基準については、補助金等の交付規則の施行について（通達）」では、あらかじめ交付要綱等において明示する項目として例示列举されている。（「補助金等の交付規則の施行について（通達）」）

個々の規程等で定める事項は、おおむね次のとおりである。

(2) 補助金等の交付の対象となる経費および補助率

【意見】

交付要綱における「知事が別に定める額」との表現は、行政裁量の余地を残すことで、予算の範囲内で年度ごとに基準額を柔軟に設定できるという利点がある。

しかしながら、補助対象者にとっては補助金等の額の見通しが立てにくく予見可能性が低くなる。

また、県の裁量によって補助金等の額が大きく変動する場合、不公平な決定が行われているとの疑念を招くおそれがある。

したがって、本補助金は令和6年度の単年度の事業であるが、今後制定する補助金等の交付要綱等に「知事が別に定める額」等の表現を用いる場合は、別途、内規等により具体的な金額や算定根拠（例えば、予算の範囲内で年度ごとに決定し公表する等）を明示することが望まれる。これにより、補助金制度の透明性と公平性が一層確保されると考えられる。

(3) スポーツ協会運営費補助金

<概要>

目的および内容	県スポーツ協会の運営に要する経費
要綱等	社会体育振興事業補助金交付要綱

交付先	公益財団法人長野県スポーツ協会（以下、本項では「協会」という）			
補助率等				
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	46,405	44,625	46,509
	決算	46,405	44,625	46,509

< 監査の結果 >

- ① 補助金対象経費が明確でなく、「知事が定める額」について規定がない

【事実関係】

「社会体育振興事業補助金交付要綱」では、補助対象経費は、「公益財団法人長野県スポーツ協会の運営に要する経費」と定め、補助率又は補助額は「知事が定める額」とされている。

しかしながら、交付要綱には、補助対象経費の具体的な内容や範囲、「知事が定める額」についての明確な規定はない。

補助金の算定にあたっては、協会が提出する事業見積書により科目ごとに見積もられ、説明欄に詳細科目が区分されて県の補助金額が示されている。

実際には、前年実績をもとに予算折衝を経て補助金額が決定されており、県はその予算額に基づき補助金を交付している。

（「社会体育振興事業補助金交付要綱」別表）

種類	経費	補助率又は補助額
公益財団法人長野県スポーツ協会運営費補助金	公益財団法人長野県スポーツ協会の運営に要する経費	知事が定める額

【規範】

補助金制度の運用においては、公平性・透明性の確保が求められており、補助金等の額の算定基準については、補助金等の交付規則の施行について（通達）」では、あらかじめ交付要綱等において明示する項目として例示列举されている。

（「補助金等の交付規則の施行について（通達）」）

個々の規程等で定める事項は、おおむね次のとおりである。

(2) 補助金等の交付の対象となる経費および補助率

【指摘】

本補助金においては、交付要綱上の補助対象経費の定義が抽象的であり、具体的な対象経費の範囲が明確に規定されていない。

このような状況は、補助対象者にとって補助金額の見通しを立てにくくするだけでなく、他の類似補助制度との整合性や公平性の観点からも課題がある。

このため、県においては、本補助金の交付要綱等を見直し、補助対象経費の範囲や補助額の算定方法について、具体的かつ明確に規定すべきである。

なお、交付要綱等に具体的かつ明確に規定することが困難な場合は、予算折衝における判断基準や補助額決定のプロセスについて、文書化・共有を図ることで、制度運用の透明性と説明責任を確保することができる。と考える。

【意見】

交付要綱における「知事が別に定める額」との表現は、行政裁量の余地を残すことで、予算の範囲内で年度ごとに基準額を柔軟に設定できるという利点がある。

しかしながら、補助対象者にとっては補助金等の額の見通しが立てにくく予見可能性が低くなる。

また、県の裁量によって補助金等の額が大きく変動する場合、不公平な決定が行われているとの疑念を招くおそれがある。

したがって、交付要綱等に「知事が別に定める額」について、別途、内規等により具体的な金額や算定根拠（例えば、予算の範囲内で年度ごとに決定し公表する等）を明示することが望まれる。これにより、補助金制度の透明性と公平性が一層確保されることが考えられる。

② 完了検査の実施について

【事実関係】

本補助金の実績報告に際し、県は協会から実績報告書およびその関係書類を提出させ、書類間の整合性を確認していた。

しかしながら、補助事業に係る経費の証憑類の閲覧等の確認は実施していなかった。

【規範】

補助金の額の確定にあたっては、過大交付防止の観点から、交付要綱等に定められた算定方法に基づき、補助対象者から提出された実績報告書および添付書類の内容を適切に審査・検証し、補助金額の妥当性を確認したうえで確定する必要がある。

地方財政法第4条第1項

地方自治法第2条第14項

（補助金等交付規則第13条）

知事等は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金の額を確定する。

（補助金等交付規則第20条）

知事等は、補助金等又は間接補助金等に関し必要があると認められるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

【指摘】

実績報告書およびその関係書類に記載されている補助金の額を確定させるために必要な金額について、県が検証を行っていないことは、補助金の適正な執行を担保するうえで問題であり、過大な交付や目的外使用等の不適正な支出を見逃すおそれがある。

また、県としての財務統制や説明責任の観点からも問題があり、補助金制度全体の信頼性を損なう要因となり得る。

今後は、実績報告の内容について、証拠書類の確認、抽出検査、現地調査等、実効性のある検査を実施し、補助金額の確定に必要な完了検査を適切に行うべきである。

③ 予算実績差異分析

【事実関係】

協会から提出された収入支出決算書では、補助金対象予算額 97,445 千円に対して決算額 83,311 千円、差引増減額△14,134 千円と多額の差異が生じていた。主な差異の内訳は、管理費△6,544 千円、事業費△7,048 千円である。

協会担当者によれば、管理費の主たる差異は、超勤手当の差額 5,506 千円（予算：6,653 千円、実績：1,147 千円）によるものであり、事業費の主たる差異は、管理費で予算計上したスポーツ少年団に係る職員費を誤って事業費にも計上したためとのことであった。

【規範】

地方財政法第 4 条第 1 項
地方自治法第 2 条第 14 項

【意見】

実績報告の内容を適切に把握・検証するためには、補助対象事業における重要な予算実績差異について、あらかじめ実績報告書に説明の記載を求める、必要に応じて補助対象者に対して質問を行うなど、差異の内容と原因を確認することが望まれる。

これにより、補助金の執行状況をよりの確に把握でき、翌年度の予算査定や内部統制の強化にも資するものと考えられる。

(4) オリンピアン育成事業補助金

< 概要 >

目的および内容	冬季競技に係る競技団体の強化合宿等に要する経費を助成する補助金である。
要綱等	社会体育振興事業補助金交付要綱 オリンピック育成支援事業補助金交付要領
交付先	公益財団法人長野県スキー連盟
補助率等	
財源	県単独

金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	3,633	3,633	3,633
	決算	3,633	3,633	3,633

< 監査の結果 >

① 補助金交付先の偏在について

【事実関係】

「社会体育振興事業補助金交付要綱」では、補助対象者を「知事が別に定める団体」と規定している。

実際の運用においては、冬季競技に係る競技団体を対象としているが、令和6年度の補助金交付先は1団体のみであった。

なお、県担当課によれば、過去にはスケートの競技団体に対しても本補助金を交付していたとのことである。

【規範】

補助金制度の運用においては、対象者間の公平性および制度全体の透明性を確保することが求められる。

【意見】

本補助金は冬季競技に係る競技団体を対象としているにもかかわらず、令和6年度は1団体のみで交付されている状況にある。申請が1団体にとどまっている要因について分析を行い、本補助金の必要性、周知方法、制度設計、対象範囲の明確化等を含めて見直すことが望まれる。

これにより、補助金制度の公平性・透明性が高まり、本補助金の趣旨である対象団体に対する適切な支援を通じてのスポーツ振興につながると考えられる。

4 競技力向上対策課

(1) 長野県競技力向上対策本部負担金

< 概要 >

目的および内容	2028年の第82回国民スポーツ大会に向けた競技力向上を図るとともに、大会終了後も更なる本県スポーツの発展に寄与することを目的とする「長野県競技力向上対策本部」を運営するための経費を助成する負担金である。			
要綱等	交付要綱等は定めていない			
交付先	長野県競技力向上対策本部（以下、本項では「対策本部」という）			
補助率等	交付要綱等は定めていない			
財源	県単独			
金額	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度

(千円)	予算	92,834	109,198	138,749
	決算	92,834	109,198	138,749

< 監査の結果 >

① 補助金等交付規則の適用

【事実関係】

本負担金は、対策本部の規約に基づき拠出している。

当該支出については、支出の目的が本県のスポーツの発展に寄与するといった公益性は認められるものの、県が直接的かつ負担金の額に見合う反対給付（物品・役務の提供等）を受けていないことから「補助金等」に該当する可能性があると考えられる。

しかしながら、本負担金については、当該支出が「補助金等」に該当するか否かについての検討結果の記録が残されておらず、交付要綱等の整備もなされていない。

【規範】

「補助金等交付規則」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付のないもの」とされている。「補助金等の交付規則の施行について（通達）」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するもの」であり、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれる」とされている。また、「補助金等会計審査マニュアル」（長野県会計局）において、「補助金等」は交付要綱を定めるものとされている。

【指摘】

本負担金は、県が直接的かつ負担金の額に見合う反対給付を受けておらず、公益目的のために拠出されることなどから、補助金等に該当する可能性があると考えられる。

このような支出について、補助金等としての制度的整理を行わずに支出を継続することは、制度の透明性や予算執行の適正性を損なうおそれがある。

したがって、本負担金については、補助金等に該当するか否かを検討したうえで、補助金等に該当する場合には、交付要綱等を整備し、補助対象経費や補助率、収入控除、実績報告および審査手続等を明記するなど、制度の適正な運用を図るべきである。

なお、県の「補助金等の交付規則の施行について（通達）」では、補助金等に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するものをいうのである。したがって、共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれることになる。」と記載されているが、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれる」の記載が、現場に誤解を与えている。具体的には、県に相当の反対給付が無く、実行委員会等の構成員ではあっても事業実施の主体ではなく、共同事業に該当しないにもかかわらず、「共同事業」もしくは「会費的」として、補助

金等には該当しないと判断しているケースが多く、多くの課において共通的に把握された。したがって、補助金等に含まれる負担金の内容、県に相当の反対給付の内容等について、県として統一的な考え方や判断基準を取り纏めるとともに、それらに基づき、本負担金が補助金等に該当するかを検討すべきである。

② 補助対象者の繰越金について

【事実関係】

本事業は、「国民体育（スポーツ）大会等全国大会や世界で活躍が期待される県内選手の育成・強化、指導者の養成及び練習環境の整備等により競技力の向上を図る。特に令和10年（2028年）に開催する国スポに向けては、天皇杯・皇后杯の獲得と、大会終了後の持続可能な本県の競技スポーツの振興を目指す。」とされている。

すなわち、①令和10年（2028年）開催予定の第82回国民スポーツ大会「信州やまなみ国スポ」に向けた競技力向上、②大会終了後の持続可能な競技スポーツ振興、の2つの目的を有している。

また、対策本部の令和6年度の繰越金額は、35,445千円であった。

【規範】

地方財政法第4条第1項

地方自治法第2条第14項

「令和6年度当初予算編成方針」において、財務状況等を踏まえて補助金等を検討する旨が明記されている。

（「令和6年度当初予算編成方針」第2-6）

(6) 県単独補助金については、その必要性や妥当性を抜本的に検討し、国庫補助金への任意上乗せの廃止や補助率の引下げ等に取り組む。また、協議会への負担金については、繰越金・積立金の状況等を踏まえ休止・縮減を協議会等に要請する。

【意見】

令和10年の「信州やまなみ国スポ」に向けて対策本部の繰越金が増加すること自体は、事業の性質上一定の合理性があると考えられる。

しかし、地方財政法および地方自治法の趣旨、並びに予算編成方針における負担金見直しの方針を踏まえると、過大な負担金とならないよう、対策本部の決算状況や繰越金・積立金の水準を適切に検証したうえで負担金額を決定することが望まれる。

また、本事業は大会終了後も持続的なスポーツ振興を目的としているが、大会終了時点において多額の繰越金が残存している場合には、負担金の縮減を含め、事業内容や制度設計の見直しを行うことが望まれる。

第7 農政部

1 農業政策課

(1) 農産物等輸出事業者協議会負担金

< 概要 >

目的および内容	輸出に意欲的な事業者を中心に、行政や生産者団体・卸売市場・輸出事業者が一体となり、主体的にマーケティング活動、商談会、輸出技術開発等を行うことで長野県農産物の輸出拡大と所得の向上に資することを目的とした、協議会の運営費用の一部についての負担金である。			
要綱等	長野県農産物等輸出事業者協議会規約			
交付先	長野県農産物等輸出事業者協議会			
補助率等	定めていない			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	7,320	7,320	7,320
	決算	7,320	7,320	7,320

< 監査の結果 >

① 交付先の繰越金について

【事実関係】

長野県農産物等輸出事業者協議会の令和6年度収支決算書には、令和5年度からの繰越金 3,103,113 円が計上されており、令和7年度への繰越金は 2,615,994 円とされている。

県担当課によれば、これらの繰越金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた事業が十分に執行できなかったことが主因であるとのことであった。

【規範】

地方財政法第4条第1項

地方自治法第2条第14項

「令和6年度当初予算編成方針」において、財務状況等を踏まえて補助金等を検討する旨が明記されている。

(「令和6年度当初予算編成方針」第2(6))

(6) 県単独補助金については、その必要性や妥当性を抜本的に検討し、国庫補助金への任意上乗せの廃止や補助率の引下げ等に取り組む。また、協議会への負担金については、繰越金・積立金の状況等を踏まえ休止・縮減を協議会等に要請する。

【意見】

今後の事業計画においては、協議会がこれらの繰越金を原資として、効果的な支出計画を策定することができるように、県の指導・助言体制を強化することが望まれる。

2 農業技術課

(1) 主要農産物採種管理事業補助金

< 概要 >

目的および内容	主要農作物（水稲、麦、大豆、そば）について、安全で安心な農産物の生産の基本となる優良種子を安定的に生産・供給するための支援を目的とした、種子管理団体が主要農作物の採種管理事業及び備蓄を行うために要する経費に対する補助金である。			
要綱等	主要農作物生産対策事業補助金交付要綱			
交付先	一般社団法人長野県原種センター			
補助率等	2分の1以内、定額			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	13,319	13,216	13,244
	決算	11,119	9,401	9,227

< 監査の結果 >

① 予実比較について

【事実関係】

県からは、主要農産物採種管理事業において、実施報告書に記載された事業実績（数量）と当初の事業計画書に記載された数量を比較し、変更申請が必要な軽微な変更該当するかどうかを確認しているとの説明があった（主要農作物生産対策事業補助金交付要綱第3条第1項但書に基づく対応）。

しかしながら、当該確認作業の実施を示すチェック記録や証跡が、実施報告書上に残されていない事例が確認された。

【規範】

補助金の適正な執行を確保するためには、事業計画と実績の整合性を確認し、必要に応じて変更手続を行うことが求められる。また、こうした確認作業については、後日の検証や監査に耐えうるよう、適切な証跡を文書上に残すことが内部統制上重要である。

【意見】

県においては、主要農産物採種管理事業に係る実施報告書と計画書の整合性確認を行っているものの、その確認結果を示すチェック証跡が文書上に残されていないことは、手続の実効性や透明性の観点から課題がある。

今後は、確認の実施を明確に示すチェック欄の設置や、確認者の記名・押印、日付の記録など、実施報告書上に証跡を残す運用を徹底することが望まれる。

(2)主要穀類オリジナル品種戦略的拡大事業補助金

<概要>

目的および内容	稲作農家の所得向上を図り、次代の本県水田農業を担う経営体を育成するため、県オリジナル品種「風さやか」の生産拡大、品質向上及びブランド確立を推進し、県内外での消費拡大を目指すことを目的とした、協議会等が行う主要穀類オリジナル品種のブランド確立の推進活動に要する経費に対する補助金である。			
要綱等	主要穀類オリジナル品種戦略的拡大事業補助金交付要綱			
交付先	「風さやか」推進協議会			
補助率等	定額			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	2,000	2,000	2,000
	決算	2,000	2,000	2,000

<監査の結果>

① 指標について

【事実関係】

県では、主要農産物生産対策事業における取組の成果を把握するため、効果測定指標として「生産面積 2,000ha」を目標に設定し、実績値を事業改善シートにより公表している。令和5年度の実績は 1,712ha、令和6年度の実績は 1,789ha であり、目標には届いていない状況である。

県担当課によれば、水稻を含む農地全体の生産面積が年々減少傾向にある中で、2,000ha の達成には限界があるとの認識が示されている。そのため、現実的な目標として「生産面積割合」を新たな効果測定指標とすることが望ましいとの意向がある。

【規範】

行政施策における目標設定は、事業の成果を的確に把握し、改善に資するためのものであり、実態に即した合理的かつ達成可能な指標を用いることが求められる。

【意見】

現行の目標である「生産面積 2,000ha」は、農業構造の変化や水稲作付面積の減少傾向を踏まえると、現実的な達成が困難な水準となっており、事業の成果を適切に評価する指標としては妥当性を欠く可能性がある。

このような状況下においては、実態に即した指標への見直しが必要であり、県担当者が検討している「生産面積割合」は、全体の作付動向を踏まえた相対的な評価が可能となる点で、より現実的かつ政策効果の把握に資するものと考えられる。

したがって、今後は、事業の目的や農業構造の変化を踏まえたうえで、効果測定指標の妥当性を再検討し、必要に応じて目標指標の見直しを検討することが望まれる。

(3) 農薬登録拡大試験推進事業補助金

<概要>

目的および内容	県内で問題となっている病虫害防除に必要な農薬の登録拡大試験を推進することで、農作物の安定生産と生産振興を図ることを目的とした、試験のコーディネートに係る費用等を対象とした補助金である。			
要綱等	植物防疫協会運営費補助金交付要綱 植物防疫協会運営費補助金交付要綱実施要領			
交付先	長野県植物防疫協会			
補助率等	1/2 以内			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	予算	1,650	1,650	1,550
	決算	1,650	1,650	1,550

<監査の結果>

① 起案書の記載について

【事実関係】

補助金交付内示に係る紙媒体の起案書において、決裁日および施行日の記載がなかった事例が確認された。

当該案件については、公文書管理システム上で正式な決裁を経ており、電子的には決裁が完了していることが確認されているが、紙の起案書にはこれらの重要な日付情報が明記されていなかった。

【規範】

長野県公文書管理規程第 32 条では、文書の作成および保存にあたっては、内容、日付、決裁経過等を明確に記録し、後日の検証に耐えうる状態で管理することが求められている。

また、行政文書は意思決定の過程や事務処理の経緯を明らかにするものであり、決裁日や施行日などの基本的事項は、文書の真正性および証拠性を担保するうえで不可欠な情報である。

【意見】

紙媒体の起案書において決裁日および施行日の記載が欠落していることは、文書管理上の不備であり、事務処理の適正性や後日の検証可能性を損なうおそれがある。たとえ電子決裁が完了している場合であっても、紙媒体での補完文書において必要な記載事項が欠けていることは、長野県公文書管理規程の趣旨に照らして適切とはいえない。

したがって、今後は、紙媒体で作成される起案書についても、決裁日および施行日を明確に記載するよう徹底し、文書管理の適正化を図ることが望まれる。

3 農地整備課

(1) 全国棚田サミット負担金

< 概要 >

目的および内容	第 29 回全国棚田（千枚田）サミット開催地である上田市（稲倉の棚田）からの要請に基づき、長野県として開催費用の一部を負担するものである。			
要綱等	第 29 回全国棚田（千枚田）サミット実行委員会規約			
交付先	第 29 回全国棚田（千枚田）サミット実行委員会			
補助率等	定めていない。			
財源	基金（ふるさと農村活性化基金（県 2/3、国 1/3）繰入金			
金額 （千円）	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	予算	-	-	3,000
	決算	-	-	3,000

< 監査の結果 >

① 「見込」表示のある収支決算書

【事実関係】

実行委員会が作成した令和 6 年度の事業実績報告書に添付されている収支決算書には「見込」との表示がなされていた。

県担当課によれば、当該「見込」の表示は、実行委員会における収支決算書作成時の消去漏れであり、実際には確定した実績に基づくものであるとの説明があった。

【規範】

補助金等の実績報告においては、支出された公金の使途が適正であったかを確認するため、確定した収支に基づく正確な決算書類を入手し、内容を検証することが求められる。

【意見】

収支決算書に「見込」との表示がある場合、当該書類が確定した実績に基づくものか否かが不明確となり、補助金等の適正な執行管理に支障を来すおそれがある。たとえ実質的に確定した実績に基づくものであったとしても、形式上「見込」と記載されたままの書類をもって実績報告書として受理することは、透明性および説明責任の観点から適切とは言い難い。

したがって、県においては、今後、補助金等の実績報告に際しては、「見込」等の表示がない確定済みの収支決算書を提出させるよう、実行委員会等の補助事業者に対して指導を徹底するとともに、受理時における確認体制の強化を図ることが望まれる。

(2)ふるさと信州棚田支援事業補助金

< 概要 >

目的および内容	棚田地域の土地改良施設や農地の保全整備等を行う団体に対して、棚田保全活動等の経費を対象に交付する補助金である。			
要綱等	長野県土地改良事業等補助金交付要綱 ふるさと信州棚田支援事業実施要領 ふるさと信州棚田支援事業取扱要領			
交付先	指定棚田地域振興協議会（協議会）、棚田保全団体（活動団体）			
補助率等	定額または 1/2 以内 （上限：協議会 800 千円、活動団体 300 千円）			
財源	基金（ふるさと農村活性化基金繰入金）2/3、国 1/3			
金額 （千円）	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	予算	2,100	2,090	2,050
	決算	1,703	1,876	2,050

< 監査の結果 >

① 補助対象経費と補助対象外経費の区分

【事実関係】

取扱要領においては、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費）、資材購入費が支援対象経費とされている。

しかしながら、令和 6 年度「農の心人をつくる会」が提出した「ふるさと信州棚田支援事業・事業計画書」において、事業収支予算書の対象外経費として、資材購入費 80,000 円（苗代 40,000 円、肥料代 40,000 円）および需用費 10,833 円（消耗品費等）が計上されていた。また、同団体が提出した実績報告書における事業収支精算書では、対象外経費として資材購入費 72,060 円（苗代 42,000

円、肥料代 30,060 円) および需用費 2,089 円 (消耗品費他) が計上されていた。

県担当課によれば、これらは割当内示額に収まるよう団体側が調整した結果であるとのことである。

【規範】

補助金の適正な執行にあたっては、補助対象経費と対象外経費の区分を明確にし、補助対象経費については適切に精算・報告されることが求められる。

【指摘】

補助対象経費に該当する資材購入費および需用費が、団体側の判断により対象外経費として計上されていたことは、補助金制度の趣旨に照らして適切とは言いがたい。補助対象経費であるにもかかわらず、補助対象外として処理された場合、補助金の執行状況が正確に把握できず、制度の透明性や公平性を損なうおそれがある。

また、補助対象経費の判断が団体側の裁量に委ねられている状況は、補助金の適正な運用管理の観点からも課題があるといえる。

したがって、今後は、補助対象経費の範囲について団体側に明確に周知を図るとともに、事業計画書および実績報告書における経費区分の妥当性を審査段階で適切に確認し、必要に応じて修正指導を行う体制を整備すべきである。

② 収支精算書の記載について

【事実関係】

令和 6 年度「千曲市棚田保全推進会議」による「ふるさと信州棚田支援事業」の実績報告書において、収支精算書の対象外経費欄に 856,328 円が一括計上されていた。

しかしながら、当該金額の内訳についての記載がなく、具体的な支出内容が不明であった。

【規範】

「補助金等の交付規則の施行について (通達)」では、申請書に添付すべき関係書類の「補助事業の収支予算」について、当該補助事業に係る歳入・歳出予算に計上された部分の収支であり、経費の使用法、補助金等の額および算出の基礎、補助金等以外の財源の額ならびに負担方法が明記されていることが求められている。

(「補助金等の交付規則の施行について (通達)」)

申請書に添付すべき書類とは、おおむね次のようなものである。

(6) 補助事業等に関する収支予算

(注) (6) の「収支予算」は、当該補助事業に係る歳入・歳出予算に計上された部分の収支で、経費の使用法、補助金等の額および算出の基礎、補助金等以外の財源ならびに負担方法を明記されているものであればよい。なお、市町村・土地改良区等に対しては歳入・歳出予算、農協協同組合・森林組合等に対しては事業計画書に掲げた予算の抄本等を添付させることが望ましい。

【意見】

対象外経費として一括計上された 856,328 円について、内訳が示されていないため、県側において当該支出が取扱要領に照らして適正な対象外経費であるか否かを判断することが困難な状況にある。補助金の適正な執行と検証を確保する観点からも、当該金額の内訳を明示し、支出内容の妥当性を確認可能な様式で報告することが望まれる。

4 農村振興課

(1) 農業労働力安定確保支援事業補助金

< 概要 >

目的および内容	農業への採用体制の構築、1日農業バイトアプリの活用などにより、県内の農作業に参加する人口を拡大するための活動等に要する経費を対象に交付する補助金である。			
要綱等	地域営農基盤強化総合対策事業補助金交付要綱 地域営農基盤強化総合対策事業実施要領			
交付先	JA 長野県農業労働力支援センター			
補助率等	定額			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	916	1,000	1,000
	決算	916	1,000	1,000

< 監査の結果 >

① 交付先における委任状の未作成

【事実関係】

補助金の交付先である JA 長野県農業労働力支援センターは、金銭の収納および支払に関する事務を JA 長野中央会に委託しているが、県に対しては、中央会との間で締結した事務及び会計委託契約書（写）を提出しているのみであり、中央会に対する委任状は提出されていない。

【規範】

「財務会計事務質疑応答について（通知）」によれば、金銭の収納・支払等の事務を第三者に委任する場合には、当該第三者に対する委任状を作成し、所定の手続きを経ることが求められている。これは、財務事務の適正な執行と責任の所在を明確にするための規定である。

（「財務会計事務質疑応答について（通知）」抜粋）

財務規則（事務処理用）（昭和 42 年 1 月 30 日公布）第 92 条（口座振替払）
関係

5 支出の相手方と口座名義人

問 口座振替払する場合、次のように債権者から示された口座の名義人が異なる
るとき、代理受領の委任状が必要か。

- ① 債権者 市町村長 A 口座名義人 会計管理者 B
- ② 〃 自治会長 A 〃 自治会会計役員 B

答 債権者と口座名義が一致しているのが原則です。債権者とは別名義の口座
に振り込む場合は、債権者の意思の確認を証する書類を徴する必要があります。
この場合は、代理受領の委任状、又は、請求書に受領行為を委任する旨の
意思表示が明示されていることが必要です。

なお、委任する意思を明示した請求書は、委任状と同様で押印の省略はできま
せん。

①の場合は、市町村においては会計管理者が地方自治法第 170 条第 2 項第 1 号
の規定により現金の出納をつかさどるとされていますので、委任状は必要あり
ません。

【指摘】

金銭の収納・支払という財務事務は、適正な手続きと文書管理が求められる重
要な業務である。したがって、JA 長野県農業労働力支援センターにおいては、
JA 長野中央会への委託に際し、委任状を適切に作成し県に提出することが必要で
ある。県においても、委任状の提出状況を確認し、必要な指導を行う体制を整え
るべきである。

② 補助金等の額の算定根拠の明確化

【事実関係】

交付要綱別表において補助金額が定額とされているにもかかわらず、当該補助
金の交付にあたっては、毎年度の予算額（令和 4 年度：916 千円、令和 5 年度：
1,000 千円、令和 6 年度：1,000 千円）を上限として交付している実態がある。

しかしながら、この金額の具体的な積算根拠については、明確な説明がなされ
ていない。

【規範】

補助金の交付にあたっては、予算の適正な執行および費用対効果の確保の観点
から、補助金額の算定にあたる積算根拠を明確にし、必要性や妥当性を説明可能
な状態としておくことが求められる。

【意見】

補助金の交付額については、その積算根拠を明確にし、予算の必要性を合理的
に説明できるようにすることが望まれる。あわせて、補助金の費用対効果を適切
に評価するためにも、補助金額の設定に関する基準や判断過程を文書化し、関係
者間で共有する体制の整備が求められる。

(2)地域営農基盤強化総合対策事業補助金

<概要>

目的および内容	地域農業の持続的発展のため、中核的経営体の育成や農地流動化促進活動及び多様な担い手の育成支援に係る推進活動等に対する支援を目的に、専門的助言、研修会の開催等に係る経費を対象に交付する補助金である。			
要綱等	地域営農基盤強化総合対策事業補助金交付要綱 地域営農基盤強化総合対策事業実施要領			
交付先	長野県農業再生協議会			
補助率等	10分の10以内			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	8,639	8,609	8,360
	決算	8,639	8,609	8,360

<監査の結果>

① 確定通知の誤り

【事実関係】

長野県農業再生協議会に対して交付額を通知するために作成された額の確定通知（押印文書の写し）において、本来 8,360,000 円とすべき補助金額が、誤って 836,000 円と記載されていた。

【規範】

補助金の交付に係る文書は、法的・財務的根拠となるものであり、記載内容の正確性が強く求められる。また、誤記が判明した場合には、速やかに訂正を行い、関係者に対して正確な情報を提供することが、行政の信頼性確保に不可欠である。

【指摘】

補助金額の確定通知において、桁数の誤りにより実際の交付額と異なる金額が記載されたままの文書が交付されていることは、補助金の適正な執行管理および会計処理に混乱を生じさせるおそれがある。

たとえ実際の支出が正しい金額で行われていたとしても、通知文書の誤記が訂正されないまま放置されることは、文書管理および説明責任の観点から不適切である。

したがって、県においては、当該誤記について速やかに訂正通知を発出し、正確な文書の整備を図るとともに、今後同様の誤りを防止するためのチェック体制の強化を講じるべきである。

なお、本包括外部監査の期間中に、訂正の確定通知は交付済みとのことである。

② 効果測定のための指標について

【事実関係】

実績報告書と実施計画書の比較検討を行ったところ、実施計画書において「出席機関数」を成果指標として設定していたにもかかわらず、実績報告書では「出席人数」が記載されていた研修会が確認された。

また、別の研修会では、実績として報告された出席人数が計画上の出席人数の約60%にとどまっていた。

県担当課によれば、研修会の開催回数については計画と実績の比較を行っているが、出席人数についての予実比較は実施していないとのことであった。

【規範】

補助事業における実績報告は、計画に対する成果の達成状況を的確に把握し、事業の効果を評価するための重要な手続きであり、事業の実効性や改善点を明確にできる指標を設定すべきものである。

【意見】

実施計画書と実績報告書において、成果指標の種類が一致していない場合、事業の進捗や成果の適切な評価が困難となる。また、出席人数が計画を大きく下回っているにもかかわらず、その点に対する検証が行われていないことは、事業の実質的な効果測定の観点から課題があるといえる。

したがって、今後は、研修会等の実績報告において、出席人数や出席機関数などの予実比較を実施し、成果指標としてもこれらの定量的な要素を明確に位置づけることが望まれる。これにより、事業の効果をよりの確に把握し、改善に資する情報を得ることが可能となる。

第8 林務部

1 信州の木活用課

(1) 林業労働力対策事業補助金

<概要>

目的および内容	林業労働力の確保を目的として、新卒者や移住者、転職者等の幅広い人材確保定着を図るため、就業環境の改善と経営基盤の強化に係る経費について助成する補助金である。
要綱等	林業労働力対策事業補助金交付要綱
交付先	長野県林業労働力確保支援センター等
補助率等	10/10 以内他

財源	国、基金			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	-	70,918	71,150
	決算	-	66,168	66,137

< 監査の結果 >

① 複数の制度の併用支給について

【事実関係】

林業労働力対策事業補助金の細事業区分である「信州の森林で働く人材確保推進事業」には、以下の細目が設定されている。

- ①林業移住支援
- ②林業キャリアスタート支援
- ③林業相談窓口
- ④事務経費

このうち、①林業移住支援は、県外在住者が長野県内に移住し、県内の林業事業体に就職した場合に、世帯構成等に応じて最大100万円（18歳未満の帯同者がいる場合は加算あり）の支援金を支給する制度である。②林業キャリアスタート支援は、林業以外の業種から林業へ転職した者に対して支給される制度である。いずれの制度も林業への就業意欲の喚起および定着促進を目的としている。

両制度については「林業労働力対策事業補助金交付要綱」別紙において、「この事業と趣旨を同じくする国又は県が行う事業による補助金等の支給の対象となる場合は支給しない」との規定が設けられている。

県担当課によれば、一定の条件下においては両制度を併用して補助金を受給することは可能とのことであった。令和6年度においては、両制度が同一の対象者に対して重複して交付された事例が確認されている。

しかしながら、交付要綱の別紙における「この事業と趣旨を同じくする国又は県が行う事業による補助金等の支給の対象となる場合は支給しない」との規定と、両制度を併用して補助金を支給する運用との関係について、交付要綱等において明確になっていない状況である。

【規範】

- 地方財政法第4条第1項
- 地方自治法第2条第14項

【指摘】

林業移住支援および林業キャリアスタート支援は、いずれも林業への新規就業者を対象とし、就業意欲の喚起および定着支援を目的とする点で趣旨が共通しているが、交付要綱における「趣旨を同じくする事業による補助金等との重複支給禁止」の規定と、両制度を併用して支給する運用との関係が整理されていない状況は、補助金の適正な支給判断および財務運営の透明性に課題を生じさせるおそれがある。

したがって、両制度の併用可否に関する考え方や判断基準について、交付要綱等において明確に定め、補助金の支給要件を外形的に判断できるよう整理すべきである。

② 交付要綱と様式の名称が不整合

【事実関係】

本補助金の交付要綱では、実績報告書に添付して提出する関係書類として、「収支精算書」を定めている。

しかしながら、実際の様式は、「収支実績書」となっており、交付要綱と異なる名称が用いられていた。

(「林業労働力対策事業補助金交付要綱」第8条 2)

規則第12条第1項に規定する関係書類は、収支精算書及び事業実績書とする。

【規範】

交付要綱は、補助金等の交付に関する根拠規定であり、補助金の算定および手続において遵守すべき基準である。

また、補助金等の交付に係る様式は、交付要綱の内容と整合性を保ち、制度の適正な運用を担保するものでなければならない。

【指摘】

交付要綱で規定している書類名称と、様式の書類名称が異なる場合、補助対象者が要綱に基づく提出書類を正確に把握できず、必要書類の提出漏れや確認漏れが生じる可能性がある。

また、様式を制定する過程において、交付要綱との整合性を確認する内部統制が十分に機能していなかったと考えられ、今後の制度運用においても同様の不整合が生じるおそれがある。

したがって、当該様式については、交付要綱と整合するよう名称の修正を速やかに行う必要がある。

併せて、今後の様式の制定・改正にあたっては、交付要綱との用語・内容の整合性を確保するための内部統制体制を構築し、補助金制度の適正な運用と財政支出の妥当性を確保すべきである。

(2)高性能林業機械導入推進事業補助金

<概要>

目的および内容	森林整備の促進を図るため、高性能林業機械導入等に係る費用を助成する補助金である。
要綱等	高性能林業機械導入推進事業補助金交付要綱
交付先	林業事業者等
補助率等	1/2 以内等
財源	国

金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	68,979	147,630	164,820
	決算	49,829	80,506	102,122

(繰越額を含む)

< 監査の結果 >

① 交付条件（一般競争入札等）について

【事実関係】

「高性能林業機械導入推進事業補助金交付要綱」第1で引用する「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱」第28条第2項および「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱」第24条第2項において、「間接補助事業者等は、間接補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない」と定めている。また、ただし書きとして、「間接補助事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合」は、指名競争又は随意契約によることができる旨が規定されている。

令和6年度に実施された全10件の補助対象事業において、一社単独による随意契約は確認されなかったものの、いずれも一般競争入札は実施されておらず、複数者からの見積徴取を行った上で随意契約が行われていた。具体的には、あらかじめ選定された複数の事業者から見積書を徴取し、その中から最も低廉な価格を提示した事業者を契約相手方として決定する手法が採用されていた。

また、これら10件の事業については、契約方法の選択理由や、随意契約の必要性に関して、個別具体的に整理された記録は確認されなかった。

（「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱」第28）

（前略）間接補助事業者等は、間接補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

【規範】

地方財政法第4条第1項
地方自治法第2条第14項

【指摘】

随意契約を採用する場合には、契約、業務の特殊性等を踏まえ、一般競争入札によることが困難であった理由等を、個別的に記載した選定理由書等を作成・保存することが必要であると考えられるが、提出書類の中にその合理性を裏付ける選定理由書が添付されている事例は確認されなかった。

このような状況は、補助金の交付金額の決定に際して県に求められる補助金支出の妥当性及び説明責任の確保の観点からも、改善を要する事項であると考えらる。

したがって、補助金交付申請時等において、契約手続の内容を確認するとともに、補助対象者に対して契約手続の準拠義務について周知徹底すべきである。

(3)開かれた里山の整備・利用推進事業（県民協働による里山の整備・利用事業補助金）

<概要>

目的および内容	長野県ふるさとの森林づくり条例第 26 条の規定による「里山整備利用地域」において、地域住民等の主体的な参画による里山の整備・利活用の推進及びより多くの県民等が広く親しめる「開かれた里山」の整備・利活用の推進に要する経費に対して助成する補助金である。			
要綱等	県民協働による里山の整備・利用事業補助金交付要綱 県民協働による里山の整備・利用事業実施要領			
交付先	里山整備利用推進協議会			
補助率等	10/10 以内他			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	予算	-	19,190	20,251
	決算	-	17,417	20,132

<監査の結果>

① 補助金等の額の算定（寄附金その他の収入）について

【事実関係】

交付要綱および実施要領では、補助金の額の算定に当たり、補助対象経費、補助率を定めている。

令和 6 年度において、補助金等の額の算定に当たり、補助対象事業に関連した収入額を控除している事例が確認された。

しかしながら、交付要綱等において、補助対象経費から、補助対象事業に係る寄附金その他の収入額を控除する旨は定められていない。

【規範】

地方財政法第 4 条第 1 項

地方自治法第 2 条第 14 項

補助金制度において、過大な補助や二重補助を防止し、財政支援の公平性・効率性を確保する観点から、補助対象事業により得られた収入については、補助対象経費から控除するのが補助金の基本的な考え方とされている。

【指摘】

交付要綱等において、補助対象事業に係る寄附金その他の収入額を補助対象経費から控除する旨の規定が設けられていない現状は、結果として過大補助や二重補助が生じる可能性があり、補助制度の公平性を損なうおそれがある。

また、「寄附金その他の収入」が控除されたか否かを実績報告書や関係書類から判別できない状況は、補助金の執行に係る透明性の観点からも課題がある。

さらに、交付要綱に定めのない「寄附金その他の収入額」を控除しているとの運用は、透明性の観点から問題である。

したがって、今後は、補助対象事業により得られた収入について、補助対象経費から控除する旨を交付要綱等に明示すべきである。

また、実績報告書等において当該収入の有無および金額を明確に記載させる様式の整備を行い、県担当者が適切に審査できる体制を構築することが求められる。

(4)森林サービス産業総合対策事業補助金

<概要>

目的および内容	森林サービス産業の浸透のために、新たな発想でビジネスの創出、企業や事業者等の多様な主体の連携により、地域の活動を支えていくために、創業及び第二創業に係る経費について助成する補助金である。			
要綱等	森林サービス産業創業支援事業補助金交付要綱 森林サービス産業創業支援事業			
交付先	民間事業者、個人等			
補助率等	10分の10以内他			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	-	-	2,000
	決算	-	-	1,832

<監査の結果>

① 補助金返還事由の交付要綱への記載漏れ

【事実関係】

「森林サービス産業創業支援事業補助金交付要綱」および「森林サービス産業創業支援事業」では、補助金の交付を受けた最終年度の翌年度から起算して2年度以内に創業等行うこととされている。

県担当課によれば、仮に2年度以内に創業等に至らなかった場合は、交付した補助金等の返還を求めることを想定しているとのことであった。

しかしながら、交付要綱および実施要領においては、当該期間内に創業等が行われなかった場合に補助金の返還を求める旨の規定は設けられていない。

【規範】

地方財政法第4条第1項

地方自治法第2条第14項

補助金の返還に関する要件や手続については、交付要綱等において明確に規定し、補助事業者に対して予見可能性と説明責任を確保することが求められる。

【指摘】

現状は、補助事業者にとっては、創業等が未達成の場合の返還義務の有無が交付要綱等においては不明確であり、制度の実効性や財政支出の適正性に疑義が生じるおそれがある。

また、県担当課が返還を想定している一方で、交付要綱等にその旨の規定が存在しない状況は、補助金制度の透明性および説明責任の観点から問題がある。

したがって、今後は、創業等が行われなかった場合に補助金の返還を求めるか否かを交付要綱等に明確に規定し、補助事業者に対する制度の予見可能性と説明責任を確保するとともに、補助金の適正な執行を担保する制度整備を図るべきである。

(5) 県産材振興対策事業（ウッドチェンジ普及促進支援事業）

< 概要 >

目的および内容	以下に係る事業に対する補助金である。 ・木質バイオマス循環利用普及促進事業；ペレットストーブ又はペレットボイラーの本体購入経費について市長が助成する金額に対する補助 ・ウッドチェンジ普及促進支援事業：県産財製品の普及及び魅力向上に係る経費に対する補助 ・信州の木供給体制整備事業（JAS 製材品供給拡大支援、A材ストックヤード配備支援）：JAS 認証取得、原木の一時備蓄体制の構築等に要する経費に対する補助			
要綱等	木材関係事業補助金交付要綱 ウッドチェンジ普及推進支援事業実施要領			
交付先				
補助率等	4分の3以内他			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	10,000	12,000	10,500
	決算	9,610	11,999	10,088

< 監査の結果 >

① 実施要項に記載されている定義（内容）

【事実関係】

「木材関係事業補助金交付要綱」において、対象となる事業の種類の1つとしてウッドチェンジ普及促進支援事業が明記されており、補助対象経費や補助率が定められている。

また、補助対象経費の具体的な内容は、「ウッドチェンジ普及推進支援事業実施要領」で定義されており、「委託料」については「資料作成、測量・調査調整、広告出稿料及びコンサルタント等の委託料」とされている。

しかしながら、令和6年度において木材を使用した新たな製品開発を含む事業が複数実施されていたが、交付決定された補助対象経費のうち、試作品制作に係る外部委託費が、「委託料」の区分に整理されていた。これらの費用は、実施要領に記載されている委託料の内容に照らすと、該当するかどうか交付先において判断に迷う記載になっている。

（「木材関係事業補助金交付要綱」）

経費	補助率
別に定める事業実施主体が行う県産材製品の普及強化及び県産材製品の魅力向上に向けた取組に要する経費で次に掲げるもの 1 県産材製品の普及強化 （1）販路開拓・拡大 （2）新規市場への参入 2 県産材製品の魅力向上 （1）既存製品の改良 （2）新製品の開発	2分の1以内 ただし、1件当たりの補助金額の上限は、2,000,000円とする。

（「ウッドチェンジ普及促進支援事業実施要領」）

経費の区分	内容
委託料	資料作成、測量・調査・調整、広告出稿量及びコンサルタント等の委託料とする。

【規範】

補助金の適正な執行を確保するためには、交付要綱および実施要領に定める補助対象経費の範囲を明確にし、定義に基づいた運用を行うことが求められる。また、補助対象経費の該否判断が不明確な場合には、制度の公平性や透明性を損なうおそれがある。

【意見】

本補助事業の目的には製品開発等も含まれていることから、試作品の制作に要する費用を補助対象経費とすること自体が、直ちに要綱等の趣旨に反するものとは言えない。

しかしながら、実施要領に示された「委託料」の定義に照らすと、試作品制作費を同区分に含めることは、定義を拡大解釈した運用であると捉えられる恐れがある。

「公平性」「透明性」の観点から、本件補助金（新製品の開発を含んでいる）の交付要綱には試作品の製作等についても明記することが望まれる。

② 補助事業の事後的な成果把握および財産管理に係る制度整備について

【事実関係】

「ウッドチェンジ普及促進支援事業実施要領」においては、補助事業者に対し、事業完了後に実績報告を行うことが規定されているが、その後、当該補助金

の交付目的となった事業について、実際に事業化がどのように進展しているかを把握するための報告義務は定められていない。

また、実施要領においては、以下のように、補助対象となる財産について、事業完了年度の翌年度から5年間の財産処分制限を課しているが、当該制限の遵守状況を確認するための実地検査や報告徴取等の手続きは制度上明記されておらず、実際の使用状況や処分の有無を把握できていない。

補助事業者は、補助金交付の目的に従い、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって財産を管理する。また、事業により取得し、又は効用を増大した財産を、要綱第10第1項に規定する期間によらず、事業完了年度の翌年度から起算して5年間は、部長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。

【規範】

補助金は、単なる事業実施の完了をもって目的を達成するものではなく、補助事業の成果が中長期的に活用され、政策目的に資することが求められる。また、補助により取得した財産については、適正な管理と処分制限の遵守が必要であり、その確認手続きが制度上明確に位置付けられていることが求められる。

【意見】

当該補助事業は、木材利用の促進や関連産業の活性化といった中長期的な成果の創出を目的としており、販路拡大や製品の開発・改良等を通じた事業化の進展状況を把握することは、事業効果の検証に不可欠である。また、補助対象物品の中には、外部への販売等により収益を生む可能性のある試作品も含まれており、財産処分制限の適切な運用を担保するためにも、事後的な管理体制の整備が求められる。したがって、実績報告に加え、一定期間経過後における事業化状況や成果に関する報告を制度上位置付けるとともに、必要に応じて実地検査等を行う仕組みを整備し、補助事業の効果的な運用と財産管理の適正化を図ることが望まれる。

(6)木材産業循環成長対策事業補助金

<概要>

目的および内容	林業及び木材産業等の振興を図るため、市町村及び木材関連業者等の組織する団体等が行う木材産業成長産業化促進対策事業に要する経費に対して助成する補助金である。			
要綱等	木材産業成長産業化促進対策事業補助金交付要綱			
交付先	市町村、民間業者等			
補助率等	1/2 以内他			
財源	国			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	197,977	462,234	890,605

	決算	95,102	143,044	349,488
--	----	--------	---------	---------

(繰越額を含む)

< 監査の結果 >

① 交付条件（一般競争入札等）について

【事実関係】

「木材産業成長産業化促進対策事業補助金交付要綱」第1で引用する「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱」第28条第2項および「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金等要綱」第24条第2項において、「間接補助事業者等は、間接補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない」と定めている。また、ただし書きとして、「間接補助事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合」は、指名競争又は随意契約によることができる旨が規定されている。

令和6年度において、指名競争入札が採用され、落札率が極めて高い事例が確認された。当該事例について、一般競争入札を実施しなかった理由や、指名競争入札における指名業者の選定理由について、検討内容や判断過程を明文化した記録は確認されなかった。

（「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱」第28）

（前略）間接補助事業者等は、間接補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

【規範】

地方財政法第4条第1項
地方自治法第2条第14項

【指摘】

契約方法の選定理由や一般競争入札ではなく指名競争入札とした妥当性を裏付ける記録が残されていないことは、補助金の交付金額の決定に際して県に求められる補助金支出の妥当性及び説明責任の確保の観点から、改善を要する事項であると考える。

したがって、補助金交付申請時等において、契約手続の内容を確認するとともに、補助対象者に対して契約手続の準拠義務について周知徹底すべきである。

2 森林づくり推進課

(1) 信州の森林づくり事業補助金

< 概要 >

目的および内容	森林の整備を促進し、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の多面的機能の維持・増進を図ることを目的に、森林整備を行う団体等に対して国庫の補助対象とならない経費に対して助成する補助金である。			
要綱等	信州の森林づくり事業補助金交付要綱			
交付先	林業事業者等			
補助率等	国 5.1/10 県 1.9/10 以内等			
財源	国、県			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	3,935,817	3,524,820	3,367,428
	決算	2,480,913	2,786,931	2,702,799

< 監査の結果 >

① 交付要綱における法令引用の誤記について

【事実関係】

「信州の森林づくり事業補助金交付要綱」では、事業の種類ごとに補助対象経費や補助率等が定められている。

このうち、森林環境保全直接支援事業に関する記載において、「森林法第10条の8条に規定する」との表現が用いられているが、正しくは「森林法第10条の8に規定する」である。

【規範】

(「長野県公文書管理規程」第11条)

文書は、事務が能率的に処理されるよう正確かつ迅速に取り扱わなければならない。

交付要綱は、補助金の執行に係る根拠規程であり、法令の引用を含め、その記載内容は正確でなければならない。誤記がある場合、制度の信頼性や法的整合性に疑義を生じさせるおそれがある。

【指摘】

交付要綱において参照している法令条文に誤記があることは、補助金制度の適正な運用に支障を来すおそれがある。

したがって、当該条文番号については、正確な表記である「森林法第10条の8」に改めるなど、交付要綱の記載内容の正確性を確保すべきである。

(2) 森林病虫害等防除事業補助金（松林健全化推進事業）

< 概要 >

目的および内容	公益的機能の高い松林において、市町村が実施する松くい虫被害拡大防止対策に係る経費について助成する補助金である。
要綱等	森林病虫害等防除事業補助金交付要綱

交付先	市町村			
補助率等	1/2 以内等			
財源	国 1/2、県 1/4 他			
金額 (千円)	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	予算	134,731	176,344	204,653
	決算	125,338	174,907	104,825

(繰越額を含む)

< 監査の結果 >

① 成果指標について

【事実関係】

本補助金の対象となる松林は、県や市町村が保全対象として定めた松林およびその周囲 2 キロメートル以内の松林とされている。令和 6 年度においては、成果指標として「松くい虫被害量 53,494 立方メートルの抑制」が掲げられている。しかしながら、当該成果指標には、本補助金の対象外である松林における被害量も含まれており、補助対象区域に限定された成果ではないとのことであった。

【規範】

地方財政法第 4 条第 1 項

地方自治法第 2 条第 14 項

(「令和 6 年度当初予算編成方針」第 2 6)

(11) 事業の検証・見直しを定期的実施するため、新規事業には、達成目標及び実施期間（原則 3 年以内）を適切に設定する。

(「令和 6 年度当初予算編成方針」第 2 7)

(1) 事業改善シートで成果指標や目標値を明らかにすること、事業名をわかりやすくすることなどにより、予算に関する情報を県民や市町村、関係団体等と共有し、説明責任を果たすよう留意する。また、実施事業の効果を十分に検証し、効果が不十分な場合には事業の見直しを的確に行う。

【意見】

補助金の成果指標に、補助対象外の松林における被害量が含まれていることは、補助事業の効果検証の正確性を損なうおそれがある。

今後は、成果指標の設定にあたり、補助対象区域と明確に対応した範囲での指標とするよう見直しを図り、補助金の執行効果を適切に把握・評価できる体制を整備することが望まれる。

② ホームページで公表している交付要綱について

【事実関係】

本事業の交付要綱である「森林病虫害等防除事業補助金交付要綱」は、令和 4 年度に改定されている。しかしながら、県のホームページに公表されている交付要綱は、平成 29 年度に改定された旧版であり、現行の交付要綱は公表されていない状況であった。

【規範】

交付要綱は、補助制度の内容や要件、手続等を明示するものであり、補助対象者や関係者に対して適切に周知されていることが求められる。特に、最新の交付要綱を公表することは、制度の透明性および説明責任を果たすうえで不可欠である。

【指摘】

現行の交付要綱が県のホームページに公表されていないことは、補助制度の内容に関する誤認や混乱を招くおそれがあり、制度運用の透明性を損なう要因となる。今後は、交付要綱の改定時に速やかに最新の内容を公表し、補助制度に関する情報提供の適正化を図るべきである。

第9 教育委員会事務局

1 学びの改革支援課

(1) サマースクール実行委員会負担金

<概要>

目的および内容	高校生向けサマースクールに係る負担金である。			
要綱等	信州サマースクール実行委員会の企画運営に関する会計規則（以下、本項では「会計規則」という）			
交付先	サマースクール実行委員会（以下、本項では「実行委員会」という）			
補助率等				
財源	国、県			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	-	4,469	14,766
	決算	-	4,444	14,766

<監査の結果>

① 審査必要書類の入手

【事実関係】

会計規則第4では「参加者からの参加費は、一般社団法人 HLAB が徴収、管理し、第3に規定する運営に必要な経費に充てることとし、実行委員会に収支報告する」と定めている。

しかしながら、一般社団法人 HLAB から本事業に係る収支報告書等を入手していない。

なお、担当課によれば、一般社団法人 HLAB から本事業に係る収支報告書等を入手していないものの、口頭での報告は受けているとのことであった。また、令和 5 年度以前の会計規則には、実行委員会に収支報告する旨は定めていないとのことであった。

【規範】

公的資金が関与する事業においては、関係団体による収支の透明性および説明責任が求められる。特に、外部団体が資金を徴収・管理する場合には、当該団体からの収支報告を適切に受領し、内容を確認することが、事業の適正な執行および実効ある審査の実施の観点から重要である

【指摘】

会計規則に「実行委員会に収支報告をする」と明記されているにもかかわらず、実行委員会は一般社団法人 HLAB から、口頭による報告にとどまり、本事業に係る収支報告書を手に入らなかった。その結果、サマースクール参加者からの参加費や経費の内容を十分に把握、検討していない。令和 5 年度以前は実績報告について会計規則に定めがないものの、令和 6 年度分を含めて収支報告書に基づく十分な検討が実施できなかったことから過去分も含め収支報告書等の提出を求め、内容を確認すべきである。

なお、本事業は令和 7 年度より制度設計の見直しを行った。その結果、補助金等として交付要綱を定めており、同交付要綱において実績報告時における関係書類として収支決算書等の提出を求めることとしている。

(2) 部活動指導員任用事業補助金

< 概要 >

目的および内容	中学校の部活動指導の充実と教員の負担軽減を図り教員の働き方改革につなげるため、教員に代わって部活動顧問や大会の引率を行うことができる部活動指導員の任用を支援するための補助金である。			
要綱等	文化芸術振興費補助金（地域文化クラブ活動体制整備事業及び中学校における部活動指導員の配置支援事業）交付要綱 地域スポーツ・文化クラブ活動体制整備事業及び部活動指導員任用事業補助金交付要綱			
交付先	市町村、組合			
補助率等	2/3 以内			
財源	国 1/3、県 1/3、市町村 1/3			
金額 (千円)	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	予算	6,416	7,657	9,973
	決算	4,707	5,724	8,792

< 監査の結果 >

① 要綱と様式の名称が不整合

【事実関係】

実績報告書に添付して提出する関係書類について、「事業精算書」（様式第7号の2）とするべきところ「事業費清算書」となっている。

【規範】

様式や文書名称の正確な使用が求められる。特に、補助金等に係る実績報告に添付する書類については、交付要綱等に定められた様式名と一致していることが、手続の適正性および文書管理の明確性を確保する上で重要である。

【指摘】

「事業精算書」と「事業費清算書」とでは意味が異なり、誤解を招くおそれがあるため、様式の名称については交付要綱に定められたとおり「事業精算書」と記載するよう、様式を改訂すべきである。

② 歳入歳出決算（見込）書抄本の記載方法

【事実関係】

「歳入歳出決算（見込）書抄本」は、補助対象者によって記載内容が定まっておらず、県の交付要綱では特段記載すべき内容は定められていない。

【規範】

「補助金等の交付規則の施行について（通達）」では、申請書に添付すべき関係書類の「補助事業の収支予算」について、当該補助事業に係る歳入・歳出予算に計上された部分の収支であり、経費の使用法、補助金等の額および算出の基礎、補助金等以外の財源の額ならびに負担方法が明記されていることが求められている。

（「補助金等の交付規則の施行について（通達）」）

申請書に添付すべき書類とは、おおむね次のようなものである。

（6）補助事業等に関する収支予算

（注）（6）の「収支予算」は、当該補助事業に係る歳入・歳出予算に計上された部分の収支で、経費の使用法、補助金等の額および算出の基礎、補助金等以外の財源ならびに負担方法を明記されているものであればよい。なお、市町村・土地改良区等に対しては歳入・歳出予算、農協協同組合・森林組合等に対しては事業計画書に掲げた予算の抄本等を添付させることが望ましい。

【指摘】

補助対象事業以外の収支が含まれている場合、補助金の使途が適正であったかを確認することができず、審査に支障をきたす。特に、補助対象経費とそれ以外の経費の区分が不明確な場合には、過大請求や目的外使用の疑義が生じる可能性がある。

また、収支決算書等の記載内容に関する指示が市町村に対して行われていなかったことから、適切な報告を確保するための指導・確認体制にも課題があると考えられる。

したがって、補助対象事業に係る収支のみを明示した収支決算書等を添付するか、補助対象部分を明確に区分・注記するなど、報告内容の明確化を図るべきである。

併せて、実績報告書と添付書類との整合性を確認する体制の徹底および、市町村に対する様式記載内容の明示・周知の強化が求められる。

(3) 全国・ブロック大会派遣費交付金（高等学校文化振興事業交付金）

<概要>

目的および内容	高校生文化部活動のレベルアップ及び一層の活性化を図るため、全国・ブロック大会等への派遣費に対して助成する交付金			
要綱等	高等学校文化振興事業交付金交付要綱 高等学校文化振興事業交付金交付実施細則			
交付先	長野県高等学校文化連盟			
補助率等	2/3 以内			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	8,575	8,575	8,147
	決算	8,575	8,575	8,147

<監査の結果>

① 実績報告書の添付書類の記載様式

【事実関係】

「高等学校文化振興事業交付金交付実施細則」において、補助金等の額の算出において、交通費及び宿泊料は「長野県職員に関する条例に準じて算出する額」とされている。

また、「長野県の職員の旅費に関する条例」では、宿泊先の地域に応じて、宿泊料の1泊当たりの上限額が定められている。

しかしながら、補助事業者から提出された実績報告書に添付された書類には、宿泊費の実支出額のみが記載されており、当該額が条例に定める上限額を超過していないかどうかの比較が行われる様式ではなかった。

このため、実支出額が上限額を超過していた場合でも、そのまま補助対象経費として計上される可能性があり、結果として補助金等が過大に交付されているおそれがある。

なお、担当課によれば、完了審査の過程において上限額を超えていないことを確認しているとのことであった。また、令和6年度において、補助金等の過大交付は発生していない。

（「高等学校文化振興事業交付金交付実施細則」の「4 交付基準」）

次により算出された額の3分の2以内とする。

(1) 交通費 長野県職員の旅費に関する条例に準じて算出される額とする。

ただし、運賃は学生団体割引を適用した額とする

(2) 宿泊費 ア宿泊料 長野県職員の旅費に関する条例に準じて算出される額とする。ただし、主催者幹旋の宿泊料を基準とする。

【規範】

補助金の算定において、基準となる額が条例等により定められている場合には、当該基準に基づき補助対象経費を適正に算出することが求められる。

また、補助金の適正な執行を確保するためには、実績報告書および添付書類において、補助対象経費の積算根拠が明確に示され、交付要綱や関係法令に定める基準との整合性が確認できることが必要である。

【意見】

宿泊費については、「長野県の職員の旅費に関する条例」に準じた上限額が定められているにもかかわらず、実績報告書においては実支出額のみが記載され、上限額との比較が行われる様式ではなかった。

このため、実支出額が上限額を超過していた場合でも、そのまま補助対象経費として認定される可能性があり、補助金等が過大に交付されるリスクが生じている。

したがって、今後は、宿泊費等の補助対象経費について、条例に定める上限額との比較を実績報告書等において明示させる様式を整備することが望まれる。

(4) 教科競技大会派遣費交付金（高等学校教科競技振興事業交付金）

< 概要 >

目的および内容	高等学校における教科ごとの競技活動の振興をはかるための交付金である。			
要綱等	高等学校教科競技振興事業交付金要綱			
交付先	商業高等学校部会、学校農業クラブ連盟などの各種団体			
補助率等	1/2			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	1,500	1,500	1,500
	決算	1,190	1,495	1,058

< 監査の結果 >

① 入手した関係書類の名称

【事実関係】

実績報告に添付する関係書類（交付要綱第7(2)）「事業に係る収入支出決算書」について、実際に補助対象者から提出された書類名称が「事業に係る収入支出予算書」となっているものがあった。なお、当該書類には実績に基づく決算数値が記載されており、内容としては決算書に相当するものであった。

【規範】

補助金等の実績報告においては、交付要綱等に定められた様式および書類名称に従い、適切な内容の書類を提出することが求められる。特に、「予算書」と「決算書」は記載内容および目的が異なるため、名称の誤りは事業実績の確認や審査において混乱を招くおそれがある。

【指摘】

当該書類は内容としては決算書に該当するものの、名称が「収入支出予算書」となっていることは交付要綱に定める様式と整合しない。したがって、補助対象者に対しては、交付要綱に定められたとおり「収入支出決算書」として正確な名称の書類を提出させるべきである。

第10 警察本部

1 警察部会計課

(1) 県山岳遭難防止対策協会負担金

< 概要 >

目的および内容	長野県山岳遭難防止対策協会負担金は、山岳遭難防止対策協会（本項においては、以下「協会」という）に対して、協会の運営費（山岳遭難者の捜索・救助活動等に係る協会の活動全般）に要する経費について負担するものである。			
要綱等	交付要綱等は定めていない			
交付先	山岳遭難防止対策協会			
補助率等	交付要綱等は定めていない			
財源	県単独			
金額 (千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算	7,102	7,102	7,102
	決算	7,102	7,102	7,102

< 監査の結果 >

① 補助金等交付規則の適用

【事実関係】

県担当課によれば、本負担金は協会の運営費に係る補助の性格を有するものであり、実質的に協会の運営費に要する経費の10/10を支出しているとのことである。

県は、直接的かつ負担額に見合う反対給付（物品・役務の提供等）を受けていないことから、「補助金等」に該当すると考えられる。

しかしながら、本負担金については、当該支出が「補助金等」に該当するか否かについての検討結果の記録が残されておらず、交付要綱等の整備もなされていない。その結果、本負担金の額の算出根拠が明確になっておらず、協会の決算等を踏まえた補助金等の額の確定は行われていない。

【規範】

「補助金等交付規則」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付のないもの」とされている。「補助金等の交付規則の施行について（通達）」において、「補助金等」に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するもの」であり、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するようなものは除かれる」とされている。また、「補助金等会計審査マニュアル」（長野県会計局）において、「補助金等」は交付要綱を定めるものとされている。

【指摘】

本負担金は、県が直接的かつ負担金の額に見合う反対給付（物品、役務の提供等）を受けていないことから、「補助金等」に該当すると考えられる。

このような支出について、補助金等としての制度的整理を行わずに支出を継続することは、制度の透明性や予算執行の適正性を損なうおそれがある。

したがって、本負担金については、補助金等に該当するかを改めて検討したうえで、補助金等に該当する場合は、交付要綱等を整備し、補助対象経費や補助率、収入控除、実績報告および審査手続等を明記するなど、制度の適正な運用を図るべきである。これにより、本負担金の額の算出根拠や実績報告に基づく額の確定手続が明確になる。

なお、県の「補助金等の交付規則の施行について（通達）」では、補助金等に含まれる負担金は、「県に相当の反対給付がない補助金の性格を有するものをいうのである。したがって、共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれることになる。」と記載されているが、「共同事業のために支出されるような負担金または会費的な性格を有するものは除かれる」の記載が、現場に誤解を与えている。具体的には、県に相当の反対給付が無く、実行委員会等の構成員ではあっても事業実施の主体ではなく、共同事業に該当しないにもかかわらず、「共同事業」もしくは「会費的」として、補助金等には該当しないと判断しているケースが多くの課において共通的に把握された。

したがって、補助金等に含まれる負担金の内容、県に相当の反対給付の内容等について、県として統一的な考え方や判断基準を取り纏めるとともに、それらに基づき、本負担金が補助金等に該当するかを検討すべきである。